酒田市地域防災計画

令 和 ６ 年 ２ 月

酒田市防災会議

目　　次

■第１編　総則

第 1 章　総則　・・・

第 20 節　ガス供給施設災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
第 21 節　電気通信施設災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
第 22 節　上水道施設等災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
第 23 節　下水道等施設災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114
第 24 節　危険物等施設災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117
第 25 節　食料・飲料水及び生活必需品等の確保計画　・・・・・・・・・・・・・ 121
第 26 節　文教施設等における災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
第 27 節　要配慮者の支援計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128

第 2 章　災害応急計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133
第 1 節　災害対策本部の設置・運営計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
第 2 節　職員の配備・招集計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150
第 3 節　広域応援要請計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 154
第 3 節の 2　被災県等への応援計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 159
第 3 節の 3　広域避難計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 160
第 4 節　自衛隊の災害派遣要請・受入計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 163
第 5 節　災害ボランティア活動支援計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167
第 6 節　通信計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 169
第 7 節　気象情報等の伝達計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 172
第 8 節　災害情報の収集・伝達計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 188
第 9 節　広報計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 190
第 10 節　避難計画及び避難所運営計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 194
第 11 節　警備・保安及び交通規制計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 208
第 12 節　救助・救急計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 210
第 13 節　消火活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 212
第 14 節　医療救護計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 215
第 15 節　遺体対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 217
第 16 節　輸送計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220
第 17 節　道路及び橋りょう応急計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 223
第 18 節　鉄道施設応急計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 226
第 19 節　河川砂防施設等災害応急計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 228
第 20 節　農林水産業施設応急計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 230
第 21 節　電力施設応急計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 233
第 22 節　ガス供給施設応急計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 235
第 23 節　電気通信施設応急計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 238
第 24 節　下水道等施設応急計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 240
第 25 節　危険物等施設応急計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 242
第 26 節　物資拠点運営計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 246
第 27 節　食料供給計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 249

第 28 節　給水・上水道施設応急計画　・・・

第 21 節　電力施設災害予防計画　・・・

第 26 節　物資拠点運営計画　・・・

第 19 節　ガス供給施設災害予防計画　・・・

第 28 節　生活必需品等供給計画　・・・

第 7 章　道路事故災害対策計画　・・・

第１章　総　　則

第１節　総則

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号、以下「基本法」という。）第４２条の規定により、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、市、県、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその有する機能を発揮して、市の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧、復興を実施するとともに、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

２　計画の性格

この計画は、酒田市の防災対策に関する基本的な大綱を示すものであり、各種の防災に関する計画は、この計画の一環として体系化されるものである。

この計画の策定、運営にあたっては国の防災基本計画に基づき実施するものであり、山形県地域防災計画と緊密な連携を図っていく。更に、水防法（昭和２４年法律第１９３号）に基づく酒田市水防計画とも十分な調整を図る。

災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を講じて災害に備える。

３　計画の方針

(1) この計画は、地域に係る社会情勢の変化並びに関係法令の改正及び山形県地域防災計画等の修正に応じて、常に整合性のある実情に沿った計画でなければならない。したがって、酒田市防災会議（以下「防災会議」という。）は基本法第４２条の規定により、定期的に検討を加えるとともに必要があると認めるときは防災会議に諮り修正する。

防災計画の修正については、基本法第４２条第５項の規定により、山形県庄内総合支庁を経由し、山形県知事に報告し、その要旨を公表する。

(2) 防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、相互に密接な連携を図りながら、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、その具体的推進を図る。併せていつどこでも起こりうる災害に備え住民一人一人が行う防災活動や、地域の防災力向上のために、市民運動の展開を図り、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進する。

４ 国土強靭化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第１３条に基づき、国土強靭化基本計画の基本目標を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

５ 地域防災計画において重点を置くべき事項

平成２３年３月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、以下のとおり、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練･研修等による人材育成を図ることも必要である。また、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体として災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。

以上の観点を踏まえつつ、当面、地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は以下の通りとする。

(1) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県と市及び地方公共団体間の相互支援体制を構築すること。また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。

(2) 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

(3) 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難指示の判断基準の明確化、緊急時の指定緊急避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

(4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

(5) 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

(6) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、市は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

(7) 津波災害対策の充実に関する事項

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

(8) 原子力災害対策の充実に関する事項

原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実に行うこと。

(9) 避難所における感染症対策に関する事項

令和２年度における新型コロナウィルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

６　計画の習熟

災害時における防災活動は、この計画の災害応急対策、災害復旧計画に沿って行われることになり、防災活動の成否は、市及び防災関係機関の各担当課、職員が担当することとなる活動計画への習熟の程度によって左右されることになる。

そのため、市及び防災関係機関は、関係する計画箇所について、平素から研究、訓練その他の方法により習熟しておくとともに、発災時にスムーズな計画運用を図るためのマニュアル、情報システム等を必要に応じて整備する。

７　用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 市防災計画	酒田市地域防災計画をいう。
(2) 県防災計画	山形県地域防災計画をいう。
(3) 防災関係機関	山形県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
(4) 救助法	災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）をいう。
(5) 住民等	本市に居住する者、就労している者、観光等で滞在している者及び通過している者をいう。
(6) 要配慮者	災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等をいう
(7) 避難行動要支援者	迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者をいう。
(8) 指定緊急避難場所	災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等で、法の基準を満たし、かつ市地域防災計画で指定した場所をいう。

(9) 指定避難所　家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、コミュニティ（防災）センター及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設で、法の基準を満たし、かつ市地域防災計画で指定した施設をいう。

(10) 福祉避難所　要配慮者を受入れするため、一定の配慮がなされた部屋やエリアが確保でき、保健、福祉サービスを提供できる施設で、市で指定した施設をいう。

(11) 避難指示等　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保をいう。ただし、津波災害対策編においては、避難指示とする。

８　本市における要配慮者利用施設の指定基準

この計画において、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定する要配慮者利用施設は次のとおりとする。

(1) 社会福祉法第２条に規定される社会福祉事業を営む事業所の内、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、保育所、児童福祉施設、保護施設等。

(2) 特に防災上の配慮を要する者が利用する施設として、小中学校、特別支援学校、幼稚園、入院病床を有する病院及び診療所等。

第２章　本市の特質と災害要因

第１節　自然条件

１　地理的概要

本市は、山形県の西北部に位置し、北は飽海郡遊佐町及び秋田県由利本荘市、東は最上郡真室川町、鮭川村及び戸沢村、南は鶴岡市、東田川郡三川町及び庄内町に隣接し、西は日本海に面しており、北西約３９ｋｍの海上に飛島がある。

本市の面積は６０２．９７ｋｍ^{2}であり、その境域は、次のとおりである。

方位	極限経緯度
東端（升田字奥山）	東経　１４０°　９′　３″
西端（飛島　御積島）	東経　１３９°３１′１３″
南端（柏谷沢字水上沢）	北緯　３８°４６′２６″
北端（飛島　オカミ島）	北緯　３９°１２′３１″

２　地形・地質の特性

本市の地形は、最上川によって形成された酒田三角州上に発達した砂質土壌を中心とした軟弱地盤の沖積平野部上に市街地や集落が点在しており、大規模地震動が発生した場合は極めて脆弱である。平野部を除く山間地は、出羽丘陵西端部に位置し一般に急峻で、海抜２０ｍから１,５００ｍの高さにあり、市域北東部には鳥海山麓、出羽丘陵の山々が連立している。これらの山間部を源とする各河川が東西に貫流し、荒瀬川、日向川、相沢川の各河川に合流している。

荒瀬川、日向川両水系は、その形成が古く河床断面の面積が小さい。また、流路の勾配が緩やかで、その上蛇行しているため、旧河道の三日月湖跡や切断跡が見られる。これらは、増水により流路が変化し、堤防が破壊される危険が高い。日向川水系は、鳥海山麓に位置し、一般に急勾配のため、鳥海火山帯の安山岩、白沢溶岩等の大塊が河床を埋めて浅くなり、洪水が発生しやすい。

相沢川水系は、中野俣川、楯山川が東西に貫流し、南北に流れる田沢川を併せ、その流路は勾配が緩やかで、各河川とも谷底平野を形成し、古くから良好な耕作地となっている。相沢川水系の各河川も、堆積物により河床を埋めて浅くなり、特に中野俣川は越水のおそれがあり注意を要する。

新井田川水系は、東平田地区の山間部に点在する農業用溜池を源としている小規模河川や農業用排水路等の水を集めて、酒田市街地を横断して酒田港へと注いでいる。しかし、その流域は勾配が緩く、洪水の危険性は否定できないが、全体的に流入水量が安定していることから水害は少ない。しかし、周辺の都市化が著しく、新井田川本線の水位上昇に伴う内水被害の発生が懸念されている。

本市山間地域の地質は、下部から海底火成活動噴出堆積物で組成される青沢層、硬質頁岩を中心とする草薙層、八重川層、北俣層・古口層・北俣泥岩からなる南層、楯山層・丸山層・灰色泥岩からなる塚沢層、砂質泥岩からなる観音寺層、常禅寺粗粒砂岩・石英安山岩噴出物・礫岩で組成される矢流川層、更に、上部には庄内層群が漸移堆積している。また、西部の河谷第四紀洪積世の河岸段丘の礫が堆積し、鳥海山南麓は鳥海山の火山泥流と

なっている。地質構造は、鳥海山火口～青沢～北俣～月山火口へと延びる鳥海山断層帯をはじめとする断層が南北に走り、波状構造を形成している。

３　地質及び土壌構成

当地域は、海岸地帯に南北に発達する砂丘地帯があり、その東側の庄内沖積平野が出羽丘陵西辺部に連なって構成されている。山岳地帯は、鳥海山断層地帯の東部地域と西部地域（出羽丘陵）及び鳥海山南麓地域、鷹尾山地域、田沢台地、総光寺山系、出羽丘陵に分けられる。

(1) 八幡東部地域

東部地域は、升田から青沢に至る線上の東側に位置し、最上郡及び秋田県由利本荘市に接しており、薬師森（６６８．０ｍ）、石滝山（５９１．０ｍ）等の山が連なる山岳地帯で、地質は青灰色の玄武岩と緑色凝灰岩（グリーンタフ）と泥岩が基盤となっている。風化しやすい玄武岩や断層破砕帯が多く、各所で崩壊現象が見られる。

(2) 八幡西部地域

西部地域は、東部地域と平野部に挟まれた標高１００ｍ～３００ｍ程度の丘陵地帯で、地質は、砂岩・泥岩（礫質や凝灰質を含む。）の深海性から西に向かって浅海性の新しい累積に変化している。ほとんどが杉等の人工林帯となっており、頂上部の緩傾斜地は畑に利用されている。断層破砕帯の地すべり箇所（君畑～六助）や背斜構造で傾斜が谷川落ち（谷川に向けて南北傾斜）が各地で見られる。

(3) 鳥海山南麓地域

鳥海山南麓は、標高４５０ｍ程度の高原で、大部分が緩傾斜のため、牧場並びに畑地帯となっている。地質は、鳥海山の噴火に伴う泥流台地である。

(4) 日向川・荒瀬川沿岸の平地

日向川・荒瀬川沿岸の平地は、両河川の浸食により、第四紀洪積世の河岸段丘で礫層が堆積して形成されている。その下部（西側）は、腐植土等の堆積した沖積土である。

(5) 平田地区東部地域

平田地区の約８０％を占める山地の西側に位置し、標高８８６．７ｍの弁慶飛口山を始め、大森山（７８０．８ｍ）、胎蔵山（７２８．９ｍ）といった高い山々もあるが、大体６００ｍ程度の壮年期の山地である。

山地の上部は、約２００ｍもの泥岩層に覆われ、その下部は海底火山時代の玄武岩質の灰色凝灰岩が基盤で貝の化石も多く含む。

田沢、北俣の県道に沿って南北に走る断層線があり、石英粗面岩安山岩等の噴出が認められる。

玄武岩質の破砕物を原成土とした土壌は、山麓の豊かな土壌となり、また、運搬されて、相沢川流域の土壌となっている。

(6) 田沢台地

田沢台地は、出羽丘陵と総光寺山系（最高３２０ｍ）の間の標高２００ｍ程度の波状地形で、段丘部や緩傾斜地には畑が開けている。表土は、風化酸化した高位段丘堆積物群に属する厚さ２ｍ以上のローム層に覆われており、主に採草地として利用されている。

水田は、中野俣川、楯山川、田沢川、相沢川の渓谷内に発達した谷底平野を中心に開

けている。

(7) 総光寺山系

総光寺山系は、南北に走る標高１５０m程度の山地である。その上層部は、庄内層群上部層である砂層及びシルト層からなり、その厚さは約１５０mほどとなっており、庄内層に覆われた山腹に沿って湧水による水田が点在し、その山麓部は畑や杉の植林に適している。

(8) 最上川河口港湾部

酒田港は、最上川河口部を利用した港で、その本港地区は旧最上川の旧河道を埋め立てて作られている。このため、最上川が運んだ堆積土砂上に市街地が構築されており、極めて軟弱な地質構造となっている。特に、１８９４年の庄内地震の際は、液状化現象が原因と見られる家屋の倒壊、噴泥砂、泥水の噴出などが記録に見られる。特に、港に近い船場町では、家屋倒壊やそれに起因する火災などにより、当時の酒田町一番の死者数を出した。

(9) 庄内砂丘東縁部及び西縁部

庄内砂丘は、磯と浜からなるが、浜には海岸砂丘が発達している。この海岸砂丘は、長さ南北約３０ｋｍに及び、生活舞台である沖積低湿地前面に存在し、砂丘東縁部及び北西縁には低湿地が見られるなど大規模地震発生時には、たびたび大きな被害を受けていた。

原因は、砂丘帯に大量に包蔵されている地下水の水位が高い地域に、古くから集落の発達がみられ、大規模地震発生時には常に大きな被害を被ってきた集落が多く点在し、１８３３年の天保の庄内沖地震や、１８９４年の庄内地震、１９６４年の新潟地震の際には大きな被害が発生している。

４　気候の特性

本市の気候は、平野部では日本海型の海洋性気候で、高温、多雨、多照であり、気温較差が少なく、夏季には一般に好天、寡雨である。

また、八幡・平田両総合支所管内の山間部や鳥海山の南東及び南西斜面、松山総合支所管内の最上郡戸沢村と境界を接する地域は、梅雨末期の前線の影響や東日本の太平洋沿岸を台風が通過する際に、奥羽山系や出羽丘陵の影響を受けてしばしば大雨となり、洪水や土砂災害をもたらす。

一方、冬季間は、西高東低の気圧配置により風雪が強まり、平野部においては積雪量は少ないものの、時には風速１０メートル以上の強い風による「地吹雪」が発生し、市民生活に影響を与えるとともに、山間部においては１メートルを越える積雪量となり、特に鳥海山系では数メートルを越す場合もある。

５　気象の概要

『春季』（３月～５月）

(1) 急速な季節の変化

風雪をもたらした北西の季節風も、３月に入ると急激に衰え始めるが、時折名残の寒波が入り、若干の降雪が見られるものの、４月にかけての季節の変化は急である。

(2) 消雪の状況

概ね平野部では３月中旬、八幡、松山、平田総合支所管内の山間部では３月下旬から４月上旬に消失する。

(3) 融雪

本市を流れる河川の融雪期は、最上川で４月上旬から中旬、赤川で４月下旬、日向川で４月中旬、新井田川で３月上旬、相沢川で３月下旬、京田川で３月中旬頃となっている。この時期、日本海を発達しながら進む低気圧に向かって暖気を伴う強い南風の吹込みや降雨により融雪が進み、低地での浸水や洪水が発生することもある。

(4) 周期的な天気の変化

４月から５月にかけては、大陸からの移動性高気圧と日本の西側で発生する低気圧とが日本付近を交互に通過する影響により、３日から４日程度の周期で好天と降雨を繰り返す。また、低気圧やそれにともなう前線通過の影響により突風や雷が発生し、急激な気温上昇が見られる。

(5) 空気の乾燥

４月から５月は空気が非常に乾燥し、本市域では風も強い時期もあることから、住宅火災や山林火災が発生しやすくなる。

『夏季』（６月～８月）

(1) 気温の上昇

平均気温が２０℃を越える時期は、平年では６月中旬以降となる。

(2) 梅雨入り

東北南部が梅雨に入るのは平年で６月中旬であるが、県内陸部と比較するとその影響は少なく、梅雨入りが発表されても雨らしい雨もなく、晴天の続く空梅雨に終わる年もある。

(3) 梅雨末期の大雨と梅雨明け

梅雨末期の７月中旬になると、前線の北上に伴い庄内地方や最上地方で大雨となる。特に鳥海山系や月山・朝日山系での降雨量が多く、最上川水系や赤川水系の河川の増水や土砂災害の発生することもあるが、７月下旬になると梅雨明けとなる。

(4) 最高気温の時期

梅雨が明けると太平洋高気圧等の影響により、８月中旬頃まで連日最高気温が概ね３０℃を越える晴天となり、本市における１年で最も気温が高い時期となる。

『秋季』（９月～１１月）

(1) 残暑と台風シーズン

８月下旬から９月上旬にかけては３０℃前後の厳しい残暑が続くが、概ね９月中旬を過ぎると秋気が感じられる気温となる。

その一方、１０月中旬にかけては台風シーズンとなり、その進路によっては本市の気象状況も大きく変化する。たとえば、太平洋岸を北上する場合には、奥羽山系や出羽丘陵東部が大雨となることが多く、日本海を北上する場合には、比較的雨量は少ないものの暴風となり、その風による施設被害や農作物に悪影響を与える塩害の発生がある。

(2) 秋の長雨

９月中旬から下旬頃には、本州南岸に秋雨前線が停滞して梅雨のような天候となるが、本市では、梅雨時ほど降雨量は多くならない。

(3) 移動性高気圧の通過と周期的な天気の変化

春と同様に大陸からの移動性高気圧と低気圧とが交互に通過するようになり、周期的な天気の変化になる。

(4) 初霜

本市で初霜が見られるのは、概ね山間部が１０月下旬、平野部で１１月初旬である。

(5) 季節風のはしりと鳥海山等の初冠雪

１０月下旬以降になると、弱い冬型の気圧配置になることが多くなり、北～北西の季節風が吹き始める。特に顕著な寒冷前線の通過後には寒気の影響により気温が低下し、鳥海山や胎蔵山等の高い山では初冠雪が見られる。

(6) 初雪

本市では、最低気温が０℃以下を観測するようになるのは、概ね１月下旬以降であるが、初雪を見るのは概ね山間部で１１月上旬、平野部では１１月中旬頃となる。

『冬季』（１２月～２月）

(1) 北西の季節風

庄内地方では、１２月に入ると北西の季節風の吹く日が多くなる。この季節風は概ね３日から４日程度で終息するが、時には１週間も吹き続け、強い冬型の気圧配置に伴って強い寒気が入り込むと連日の風雪となり、ときには庄内地方特有の「地吹雪」が発生し、交通障害やそれに伴う物流の遅延をきたし、生活に大きな影響を与えることもある。

(2) 根雪になる時期

降雪が根雪になる時期については一定ではないものの、平野部においては早い年で１２月上旬、遅い年で１月下旬、山間部においても、早い年で１１月下旬、遅い年で１２月中旬となっている。また、根雪日数は平野部が８０日以下であることに対し、山間部では１００日を越える場合もある。

６　自然現象による災害要因

誘因	概　　要
風	主として冬の季節風、寒冷前線通過時の突風、台風があげられる。 特に平野部では、冬季間に発生する北西の季節風が強く、時には暴風雪となる場合もある。
雨	主として低気圧、梅雨前線、台風などによる雨があげられる。 特に近年は局地的な大雨による災害の発生が多い。
雪	西高東低の気圧配置に伴う降雪や強い季節風による暴風雪が発生する。 また、２月から３月にかけては雪崩や融雪災害が発生する。
ひょう	積乱雲の発達にともなう雷雨時に発生する現象で、比較的狭い地域での発生が危惧され、短期間に大きな被害を与えることが多い。

	特に本市周辺では、４月から５月、１０月から１２月の発生が多い。
その他の気象	干　害：暖候期に長期にわたって降水量が少なく、かつ日照時間が長く続くいわゆる旱魃のために発生することが多い。
	冷　害：暖候期にオホーツク海高気圧等による低温・多雨により発生し、冷害の程度は低温の出現期、気温の低さ、低温の持続期間等により違いがあり、また地域差も大きく、その誘因は複雑である。
	凍霜害：晩霜（４月から５月）　早霜（１０月）
地　震	震源の位置、規模により被害に相違がある。本市では、１９６４年（昭和３９年）に発生した新潟地震以降地震による死亡者はいない。

第２節　社会的条件

１　人口

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成２７年の国勢調査では１０６，２４４人であったが、令和２年の国勢調査では１００，２７３人となり、５年間で５，９７１人、約５．６％の減となっている。

本市の人口は、従来の社会減に加え、平成５年から自然減の影響もあって人口減少が続いており、今後もこの傾向は続くものと思われ、推計では令和１２年の総人口は、約８７，８８８人と見込まれている。

(2) 年齢階層別人口

年齢階層別人口の割合をみると、少子高齢化の進展により、年少人口（０歳から１４歳）の構成比率は平成２７年の１１．５％が、令和２年には１０．４％と１．１ポイント減少し、老年人口（６５歳以上）は３２．６％から３６．３％と３．７ポイント増加している。

総人口の減少傾向が見込まれる中で、年少人口及び生産年齢人口（１５歳から６４歳）は減少が続き、構成比も低下すると想定される。老年人口については、近年の高齢化の進展に伴い増加し、推計では令和１２年の構成比は約４０％まで進むと見込まれている。

(3) 世帯数

世帯数は、核家族化の進行により増加する傾向にあり、令和２年国勢調査では３９，４０２世帯と平成２７年国勢調査での３９，３２０世帯から、８２世帯、０．２％の増に転じた。

核家族化による増加傾向は頭打ち状態となっており、今後は微増から微減に転じると予測される。

２　土地利用

土地の利用状況をみると、令和５年１月１日現在、本市の行政区域面積６０２．９８㎢のうち、山林が３８０．９５㎢で６３．１８％、田が１０５．００㎢で１７．４１％、畑が２１．１４㎢で３．５１％、宅地が２９．９８㎢で４．９７％を占める。

土地利用については、昭和５９年３月に市街化区域及び市街化調整区域の線引都市となり、住宅や需要の拡大に伴って市街化区域も拡大の一途をたどってきた。

３　産業

本市の産業動向を産業別就業者数からみると、平成２７年では総数５２，９６４人（第１次産業８．３％、第２次産業２５．１％、第３次産業６６．５％）であったが、令和２年では総数５０，２８６人（第１次産業８．４％、第２次産業２５．８％、第３次産業６５．８％）となっている。

４　社会現象による災害要因

誘　因	概　　要
大規模な火災	実効湿度が６５％以下かつ最小湿度が３０％以下、又は降雨雪の場合を除き、実効湿度７０％かつ風速１０m/s 以上の場合は、火災・延焼等が発生する危険が大きい。
危険物の爆発	高圧ガス、火薬類、危険物類の爆発及び有毒ガスの拡散による災害等
航空機事故	航空機の墜落、炎上等による災害
特殊災害	放射性物質の漏洩、高速交通網の発展に伴う集団事故災害等
その他の 大規模災害	その他、社会的混乱を巻き起こす大規模な人為的災害

第３節　災害履歴

１　既往の主な災害

災害の種類としては、大雨、台風、地震、火災等に大別できるが、本市の地域内に発生した過去の主な災害として次のようなものが揚げられる。

(1) 風水害

ア　風害

当地方の強風は全国でも五指に入るほどで、酒田特別地域気象観測所の日最大風速１０m/s以上の年間日数の平年値は年平均８８．９日間もある。平地でこれほど強い風の吹く所は珍しく、１９３７年の観測開始からの日最大風速の極値は３７．７m/s（西南西１９６１年９月１６日）である。

○昭和１４年５月２５日から２６日にかけて、酒田で住家破損２７棟、非住家１０棟の被害が生じた。

○昭和２７年４月１４日から１６日にかけて、庄内地方で家屋倒壊１戸、屋根大破１１戸、その他９件に被害。

○昭和４４年１２月３日、酒田で最大風速２３．５m/s、最大瞬間風速３６．０m/sに達し、建物の一部や交通機関に被害を与えた。

○平成２４年４月３日から４日にかけて、酒田で最大風速２５．０m/s、最大瞬間風速４１．４m/sに達し、住家破損１４３棟、非住家９１棟、農業施設に大きな被害を与えた。

イ　水害

昭和１９年に最上川左岸の堤防決壊により、川南地区の一部が大洪水にみまわれ、住家７棟が流失したことがあるが、現在は河川の改修、護岸工事が進んでいるので、堤防決壊による大洪水は容易には考えられない。しかし、災害は予測困難なものであり、特に最上川下流部の堤防決壊は、本市最大の災害を招くものとして警戒しなければならない。

また、大雨による土石流、がけ崩れ等の被害が予想されるので、十分警戒を要する。

ウ　土石流

前線活動による大雨に伴って発生したものが殆どで、７月から９月にかけて多い。土石流の危険区域は山地及び傾斜地の多い山間部である。

エ　がけ崩れ

前線活動による大雨に伴って発生し、７、８月に集中する。がけ崩れの主な危険区域は、山地、山間部及び飛島地区である。

(2) 地震

ア　主な地震記録と被害概況

発生年月日	地　震　名 又は地域名	規 模 (M)	本市の震度及び被害概況
850年11月27日 (嘉祥3.10.16)	出羽	7.0	圧死多く津波あり租税免除

1804年7月10日 （文化元.6.4）	象潟地震 （羽前羽後）	7.0	鳥海山噴火＝庄内地方大地震に見舞われ、象潟隆起。最上川と子吉川の間がもっとも激しく、遊佐郷付近は全滅、津波で死者333人、家屋の流失300戸を出した。
1833年12月7日 （天保4.10.26）	羽前佐渡 （庄内沖）	7.5	大地震＝鼠ヶ関付近が震源地とみられ、倒壊と津波があり、鶴岡付近がもっとも被害が大きかった。湯野浜～三瀬間で津波による水死38人、153戸流失、船285隻も失った。
1894年10月22日 （明治27）	庄内地震	7.0	酒田大地震＝2,083戸焼失、8,718戸損壊、死者605人、負傷者867人
1939年5月1日 （昭和14）	男鹿地震	6.8	震度4
1964年6月16日 （昭和39）	新潟地震	7.5	震度5 埋め立てによる宅地造成地、河川沿岸及び砂丘海岸地区等の地盤軟弱地帯に、激震による亀裂、隆起、陥没が発生し、建物の倒壊、破損が集中的にあらわれた。 全壊住家125棟、非住家135棟、半壊住家230棟、非住家250棟、 死者1人、重傷者14人、火災の発生なし。 過去の地震被害から、最上川対岸の飯森山地区、宮野浦地区では地割れが非常に多く発生し、西平田地区については土地の隆起、沈降がみられた。
1968年5月16日 （昭和43）	1968年 十勝沖地震	7.9	震度4
1978年6月12日 （昭和53）	1978年 宮城県沖 地震	7.4	震度4
1983年5月26日 （昭和58）	昭和58年 （1983年） 日本海中部 地震	7.7	震度4 秋田県沖を震源地とし、津波の発生により飛島及び本港で25隻の漁船が破損
1999年2月26日 （平成11）	秋田県沖	5.3	震度4 秋田県南部、遊佐町を中心に家屋の一部損壊、道路損壊等の被害を受けた。本市では、公共施設損壊1棟、停電1038戸
2003年5月26日 （平成15）	宮城県沖	7.1	震度4

2004年10月23日 （平成16）	平成16年 （2004年） 新潟県中越 地震	6.8	震度4
2005年8月16日 （平成17）	宮城県沖	7.2	震度4
2008年6月14日 （平成20）	平成20年 （2008年） 岩手･宮城 内陸地震	7.2	震度4 公共施設水道給水管破損１件、本町、中町、寿町、砂越緑町で濁り水
2008年7月24日 （平成20）	岩手県沿岸 北部	6.8	震度4
2011年3月11日 （平成23）	平成23年 （2011年） 東北地方太 平洋沖地震 『東日本 大震災』	9.0	震度5弱 市内全域で停電 余震（2011年4月7日） 震度4 市内全域で停電、軽傷者1名
2019年6月18日 （令和元）	山形県沖	6.7	震度5弱
2021年2月13日 （令和3）	福島県沖	7.3	震度4
2022年3月16日 （令和4）	福島県沖	7.4	震度5弱

イ　津波

日本海を震源域とする地震の場合においては、地震年表にあるように、過去に何度も津波が発生しており、本市においても大きな災害が予想される。主要災害の一つとして、その対策に十分配慮しなければならない。

(3) 火災

本市の場合、予想される主要な災害の第一は火災である。酒田特別地域気象観測所の年間平均風速４．３m/s、日最大風速の極値３７．７m/s、日最大風速10m/s以上の年間日数の平年値８８．９日という自然条件は、火災発生時において延焼と大火災をまねく可能性が大きいことを特徴的に示唆するものである。

特に、昭和５１年１０月２９日から３０日にかけて大火災（酒田大火）が発生し、死者１人、負傷者１，００３人、焼失１，７７４棟、り災世帯１，０２３世帯、焼失区域２２５，０００㎡（２２．５ha）にわたり１５２，１０５㎡の建物を焼失、被害総額は４０５億円に達した。

酒田の主な火災の歴史は次のとおりである。

○１７２６年（享保１１年）５月

上片町権九郎方より日和山下まで、２，０７７戸焼失

○１７５１年（宝暦元年）３月

荒瀬町甚助より日和山陣屋まで、２，０４５戸、土蔵１７０棟、来麦１０万２千俵、煙草１万箱、船舶１０隻焼失。焼死者は８０人

○１７５８年（宝暦８年）７月

伝馬町より出火、１，４７９戸、貸家６１戸、土蔵４８棟焼失

○１７７２年（明和９年）４月

片町より出火し、２，３５５戸、土蔵１２４棟焼失。潰家２６戸

○１７９８年（寛政１０年）

この年は４回の火災が発生し、全域にわたり２，０７５戸が焼失

○１８２２年（文政５年）

この年は３回の火災が発生し２，１４４戸が焼失

○１９７６年（昭和５１年）１０月２９日、３０日

中町から出火、死者１人、焼失１，７７４棟、り災世帯１，０２３世帯

(4) 雪害

当地方は風が強いため積雪はさほど多くないが、１７００年代に２００㎝以上の積雪があり、家屋が倒壊した記録が残っている。また、昭和に入ってからは１５年の１００㎝を最高に昭和５９年に７６㎝、直近では平成２４年に６４㎝の積雪があった。（観測地：酒田特別地域気象観測所）

また、１月から２月にかけては強風及び低温に起因する地吹雪が発生し、特に田園地帯では視界不良や吹き溜まりが各所に発生し交通事情の悪化が懸念される。

(5) 油災害

大浜石油基地及び北港地区における石油類の貯蔵に伴う災害として陸上においては、これらの火災及びタンクの不等沈下等による油流失事故並びにタンクローリー火災があげられ、海上においては船舶火災、衝突事故等による油の海上流失事故を想定しなければならない。

○１９９７年（平成９年）１月２日

島根県隠岐沖で、ロシア船籍タンカー沈没及び重油流出事故発生。日本海側に被害発生。

(6) 火山災害

火山災害のおそれのある火山としては鳥海山がある。鳥海山は今から約５５万年前に火山活動を開始し、何千回もの噴火を繰り返して少しずつ成長してきた活火山（概ね過去１万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山）である。

鳥海山の主な火山活動の記録は次のとおりである。

○８７１年（貞観１３年）５月

噴火により泥流が流下。川の水が青黒く変色して氾濫し、堤防が崩壊。魚類が多数死ぬ。

○１８００年から１８０４年（享和元年～文化元年））

噴火により新火口丘生成。活動は前年冬から始まり、１８０１年３月頃から噴煙が絶えず、８月下旬に噴火は最も激しくなり荒神ヶ岳付近で爆発、噴石、灰を噴出

し、新山（享和岳）を形成。登山者８名が噴石により死亡

○１９７４年（昭和４９年）３月１日

約１５０年ぶりの噴火。水蒸気噴火による噴煙、降灰が約２ヶ月間続いた。

第４節　地震津波被害想定

１　地震調査委員会による主要活断層帯及び海溝型地震の長期評価

地震調査委員会は、活断層で起きる地震及び海溝型地震について地震発生確率を含む長期評価結果を公表している。本市に影響の大きいとされる主要活断層帯は下記のとおりである。

名称		最大想定マグニチュード	位置	長さ	30年以内発生確率	平均発生間　隔
庄内平野東縁断層帯	全体	M7.5程度	遊佐町～旧藤島町	約38km		
	北部	M7.1程度	遊佐町～庄内町	約24km	ほぼ0% Zﾗﾝｸ	1000年～1500年程度もしくはそれ以下
	南部	M6.9程度	庄内町～旧藤島町	約17km	ほぼ0%～6% S＊ﾗﾝｸ	約2500年～4600年
日本海東縁部の地震（山形県沖）		M7.7前後	山形県沖	北側50km 南側70km	ほぼ0% Ⅰﾗﾝｸ	1000年程度以上
日本海東縁部の地震（秋田県沖）		M7.5程度	秋田県沖	概ね南北方向に長さ90km程度、幅24km程度の矩形	3%程度以下 Ⅱﾗﾝｸ	1000年程度以上
日本海東縁部の地震（新潟県北部沖）		M7.5前後	新潟県北部沖	約80km	ほぼ0% Ⅰﾗﾝｸ	1000年程度以上
日本海東縁部の地震佐渡島北方沖		M7.8程度	佐渡島北方沖	概ね南北方向に長さ140km程度、幅34km程度の矩形	3～6% Ⅱﾗﾝｸ	500～1000年程度

※発生確率の基準日はＲ６．１．１現在（Ｒ６．１．１５公表）

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「S ランク」、0.1%～3%未満を「A ランク」、0.1%未満を「Z ランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「X ランク」と表記している。

※海溝型地震における今後30年以内の地震発生確率が26%以上を「Ⅲランク」、3%～26%未満を「Ⅱランク」、3%未満を「Ⅰランク」、不明（すぐに地震が起きることを否定できない）を「Ｘランク」と表記している。

※地震後経過率〈注〉が0.7以上である活断層は、ランクに＊付記している。

注：地震後経過率とは、最新活動〈地震発生〉時期から評価時点までの経過時間を、

平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

２　本計画策定上の想定地震

山形県が平成１７年度に被害想定調査を実施した庄内平野東縁断層帯（図１）及び政府が平成２６年８月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で設定した津波断層モデルから、山形県が津波浸水想定で選定したＦ２８断層、Ｆ３０断層、Ｆ３４断層とした（図２）。

図１：庄内平野東縁断層帯（位置図）

図２：選定した津波断層モデル（位置図）

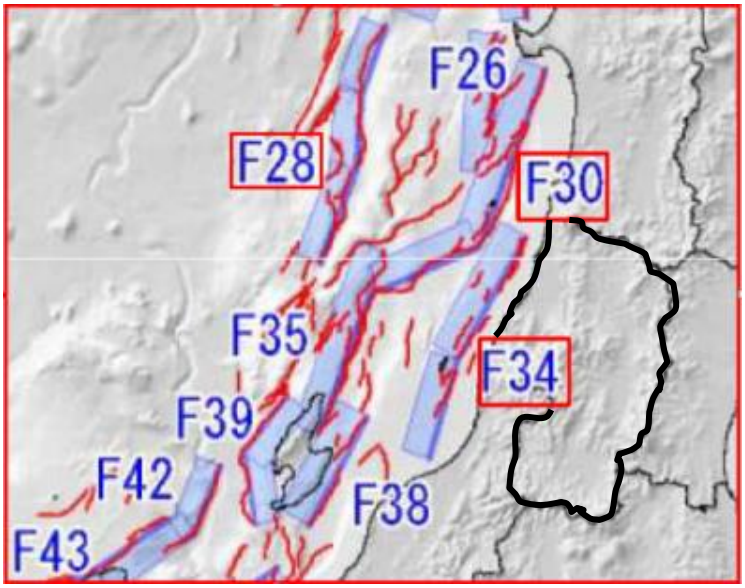

表：断層パラメーター

津波断層モデル	マグニチュード（Mw）	断層長さ（ｋｍ）
Ｆ２８	７．７	１２６
Ｆ３０	７．８	１５３
Ｆ３４	７．７	１２４

３　被害想定

(1) 庄内平野東縁断層帯地震

〈冬季早朝に地震が発生した場合に想定される本市の被害規模〉

被害想定項目	庄内平野東縁断層帯地震
震　度	５強～７
建物全壊	4,349棟
建物半壊	8,419棟
建物焼失（冬季夕方）	34棟
死　者	377人
負傷者	3,196人
避難所生活者（ピーク時）	13,243人
上水道断水世帯	39,530世帯
都市ガス停止世帯	19,199世帯
停電世帯	6,940世帯
電話不通世帯	4,264世帯

(2) 津波断層モデル地震

被害想定は、冬季の暴風雪など庄内地域の特性を踏まえ、冬深夜、夏 12 時及び冬 18 時の３ケースと、平均風速時及び強風時を計算条件として設定した。

想定される被害の規模は、市の全壊棟数が被害の多くなる冬 18 時・強風時において、F30 断層の場合に 7,630 棟、F34 断層の場合に 2,913 棟である。

市の人的被害は、F30 断層では夏 12 時が最大で死者 1,474 人、F34 断層も夏 12 時が最大で死者 1,265 人と想定される。F30 断層及び F34 断層ともに、昼間人口が多くなる夏の 12 時に津波による死者が多くなると想定される。

なお、F28 断層については、津波浸水想定の結果から、他の２つの断層による被害を上回る可能性が無いことから対象とはしない。

【強風時における想定被害の状況】**【強風時における想定被害の状況】**

太字が最大となるケース。

種別	被害項目	被害単位（建物の単位：棟、人の単位：人）	F30 断層			F34 断層		
			冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
	計	全壊数	4,938	4,354	**7,630**	2,258	2,003	2,913
		半壊数	12,482	11,898	**12,482**	10,550	9,937	19,050
建物被害	揺れ	全壊数	4,452	3,982	4,452	2,143	1,884	2,143
		半壊数	9,512	8,794	9,512	7,616	6,902	7,617
	液状化	全壊数	85	86	85	75	76	75
		半壊数	2,307	2,410	2,307	2,226	2,301	2,227
	急傾斜地崩壊	全壊数	9	10	9	7	7	7
		半壊数	19	20	19	15	16	15
	津波	全壊数	60	63	60	33	33	33
		半壊数	644	675	644	693	719	693
	火災（強風時）	焼失棟数	332	213	3,023	0	3	654
	計	死者	847	**1,474**	1,272	689	1,265	1,246
		負傷者	2,783	**2,220**	2,139	2,001	1,681	1,614
		うち重傷者	563	**430**	434	317	304	287
人的被害	揺れによる建物倒壊	死者	292	178	210	140	84	101
		負傷者	2,424	1,857	1,774	1,696	1,233	1,217
		うち重傷者	437	303	308	210	150	151
	急傾斜地崩壊	死者	2	2	2	1	2	1
		負傷者	2	3	2	2	2	2
		うち重傷者	1	1	1	1	1	1
	津波（早期避難率が低い場合）	死者	551	**1,290**	1,042	547	1,179	1,135
		負傷者	354	**355**	348	302	444	385
		うち重傷者	124	**124**	121	105	153	133
	火災	死者	1	3	19	0	0	8
		負傷者	3	5	14	1	1	10
		うち重傷者	1	1	4	0	0	3
ライフライン	上水道	断水人口（1 日後）	49,354				**60,671**	
	下水道	機能支障人口（1 日後）	**7,262**			5,180		
	電力	停電軒数（1 日後）	12,157	10,745	**15,294**	5,771	5,108	6,819
	電話	不通回線数（1 日後）	5,136	4,549	**6,216**	2,467	2,180	2,759
	都市ガス	供給停止件数（1 日後）	**13,891**			**13,891**		
	港湾	係留施設被害箇所	**34**			31		
		防波堤被災延長（km）	**7.1**			6.5		
その他	避難者	避難者（1 日後）	19,447	17,673	**26,811**	12,641	11,842	14,407
		うち避難所生活者	11,949	10,885	**16,368**	7,866	7,386	8,925
		避難者（1 ケ月後）	17,258	15,435	**24,549**	22,867	22,129	24,559
		うち避難所生活者	5,177	4,630	**7,365**	6,860	6,639	7,368
	帰宅困難者	帰宅困難者（平日正午）	**4,148～6,346**			**4,148～6,346**		
	災害廃棄物	発生量（万トン）	**85**	**78**	**107**	51	46	56

※１の位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

第３章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

第１節　防災関係機関等の責務

１　市

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関、自衛隊、他の公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

２　消防機関

酒田地区広域行政組合消防本部は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市の行う防災活動に援助、協力する。

３　県

市町村を包括する広域地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関を援助し、かつ、その調整を行う。

４　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等の措置をとる。

５　自衛隊

自衛隊は、自衛隊法第８３条の規定に基づき、県知事、第二管区海上保安本部長等の要請を受け、災害派遣を実施する。ただし、災害に際し、特に緊急を要し、県知事、第二管区海上保安本部長等の要請を待つ時間的余裕がない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。

６　指定公共機関、指定地方公共機関及びその他公共的団体

市の地域に係る指定公共機関、指定地方公共機関及びその他公共的団体は、自ら防災活動を実施するとともに、市の行う防災活動に対し、それぞれの業務に応じて指導、援助及び協力をする。

７　市民

市民は、「自らの命は自ら守る」という防災の原点に立って、日頃から大規模災害に備え、市、県、その他防災関係機関の実施する防災訓練に参加・協力するとともに、地域の一員として「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに、積極的に自主防災活動を行う。

８　事業所

事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食糧の備蓄など災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもちろん、地域の一員であることを自覚し、地域の防災活動への積極的な協力に努める。

第２節　防災関係機関等の事務又は業務の大綱

市及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて酒田市の地域に係る防災に寄与するべきものとし、それぞれが災害に際して処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりとする。

１　酒田市

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
酒田市	1　市防災会議に関すること 2　管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること 3　災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること 4　防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報伝達の改善に関すること 5　防災意識の高揚及び災害安全運動に関すること 6　防災に係る教育及び訓練に関すること 7　通信施設及び組織の整備に関すること 8　消防、水防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること 9　治山治水その他市の地域の保全に関するこ	1　災害対策本部の設置及び運営に関すること 2　指定地方行政機関の長等及び県知事に対する職員の派遣要請、並びに他の市町村長に対する応援の要請に関すること 3　県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 4　損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること 5　災害情報の収集に関すること 6　災害広報に関すること 7　災害予警報等の情報伝達、並びに避難指示等及び警戒区域設定に関すること 8　被災者の救難に関すること 9　消防活動及び浸水対策活動に関すること 10　緊急輸送の確保に関すること 11　ライフラインの確保に関すること 12　公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用	1　被災者のための相談に関すること 2　見舞金等の支給等に関すること 3　雇用の安定に関すること 4　住宅対策に関すること 5　租税の特例措置に関すること 6　農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること 7　公共施設等の災害復旧に関すること

	と 10 建物の不燃堅ろう化その他市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること 11 災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置に関すること	施設等に対する応急措置に関すること 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 14 食料その他の生活必需品の需給計画に関すること 15 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 16 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること 17 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること	
酒田市消防団	1 防災にかかる教育及び訓練に関すること 2 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること	1 災害の警戒及び防ぎょに関すること 2 消防、水防、救助その他の応急措置に関すること 3 災害状況の収集、その他り災者に対する救護活動	

２　消防機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
酒田地区広域行政組合消防本部	1 防災に係る教育及び訓練に関すること 2 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること	1 災害の警戒及び防ぎょに関すること 2 災害の予報及び警報に関すること 3 消防、水防、救助、負傷者搬送その他の応急措置に関すること 4 災害の情報収集及び伝達並びに広報宣伝に関すること 5 その他災害時における所定業務活動に関すること	

３　県

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧

山形県	1 山形県防災会議に関すること 2 防災関係機関相互の総合調整に関すること 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること 4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関すること 5 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。 6 防災に係る教育及び訓練に関すること 7 通信施設及び組織の整備に関すること 8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること 9 治山治水その他県土の保全に関すること 10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること 11 災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置に関すること 12 在宅の要配慮者対策に関すること	1 県災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 防災関係機関相互の総合調整に関すること 3 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 4 自衛隊の災害派遣要請に関すること 5 指定行政機関に対する職員の派遣要請に関すること 6 建設機械及び技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は従事命令に関すること 7 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること 8 応急措置のための財産又は物品貸付に関すること 9 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること 10 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 11 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること 12 災害広報に関すること。 13 緊急輸送の確保に関すること 14 ライフラインの確保に関すること 15 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること 16 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 17 食料その他の生活必需品の需給調整に関すること 18 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること	1 被災者のための相談に関すること 2 見舞金等の支給等に関すること 3 雇用安定に関すること 4 生活関連物資の需給･価格状況の調査等に関すること 5 住宅対策に関すること 6 租税の特例措置に関すること 7 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること 8 公共施設等の災害復旧に関すること

		19 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること 20 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること 21 その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること	
酒田警察署	1　災害警備用の装備資機材及び災害対策用の交通安全施設の整備充実に関すること 2　災害警備の教育訓練に関すること 3　防災広報に関すること	1　災害情報及び交通情報の収集に関すること 2　被災者の救助及び避難誘導に関すること 3　交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 4　行方不明者の調査及び死体の検視に関すること 5　犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に関すること 6　通信の確保に関すること	

４　指定地方行政機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北管区警察局		1　災害状況の把握と報告連絡に関すること 2　警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること 3　関係職員の派遣に関すること 4　関係機関との連絡調整に関すること	
東北財務局（山形財務事務所）			1　金融機関の業務運営の確保に関すること 2　県及び市町村の災害対策に係る地方債に関すること 3　県及び市町村に対

			する災害つなぎ資金の融通に関すること 4　公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関すること
東北厚生局		1　被害状況の情報収集、通報に関すること 2　関係職員の派遣に関すること 3　関係機関との連絡調整に関すること	
東北農政局	1　農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関すること 2　防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関すること	1　災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病害虫の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関すること 2　災害時における応急食料の供給に関する情報収集・連絡に関すること	農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉱害復旧事業、災害金融に関すること
庄内森林管理署	1　治山事業、保安林整備管理事業及び地すべり対策事業の実施に関すること 2　防災教育及び防災訓練の実施並びに林野火災の防止に関すること	災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関すること	林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること
東北経済産業局	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油類及び電気の保安に関すること	1　災害情報の収集及び伝達、防災関係物資の適正価格による円滑な供給の確保、事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 2　工業用水の復旧対策に関すること	1　生活必需品、復旧資材等の円滑な供給の確保及びその他災害復旧に必要な措置に関すること 2　被害中小企業への融資及びその他振興に関すること
関東東北産業保安監督	1　電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類、液化石油	1　災害時における危険物等保安確保に関すること	1　電気、都市ガス、の災害復旧に関する

部東北支部	ガス、石油コンビナートの保安に関すること 2　地域住民に影響のある鉱山施設の保全に対する監督に関すること	2　電気、都市ガスの復旧対策に関すること 3　鉱山施設の崩壊に伴う周辺住民の生命、財産保全に関すること	こと 2　鉱山保安法に基づく命令の発動に関すること
東北運輸局	運輸関係事業の防災体制を確立するための指導及び防災訓練の実施並びに安全確保に関すること	1　災害情報の収集連絡及び伝達に関すること 2　緊急輸送、代替輸送に対する指導・調整及び支援に関すること	復旧用資機材の輸送に係る指導及び援助に関すること
東北地方整備局酒田港湾事務所	1　酒田港の港湾施設に関する国の直轄工事の実施（特に耐震強化岸壁の整備）による緊急時の物資輸送及び避難経路の確保に関すること 2　防災組織の整備及び防災訓練の実施に関すること	1　災害情報の収集、連絡及び酒田港の応急措置に関すること 2　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること	酒田港の災害復旧事業に関すること
東北防衛局		1　災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること 2　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 3　原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること	
東京航空局仙台空港事務所（第１報）及び新潟空港事務所	庄内空港における航空保安・航空輸送事業及びその他航空に係る事業の防災訓練に関すること	庄内空港における国所管の航空保安施設の管理運用に関すること	
第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）	1　海上における災害の発生に備えた体制の確立並びに施設、設備及び資機材等の整備に関す	1　台風、津波、航路障害物、航路標識の異状その他海上交通等に影響する情報の船舶等への伝達に関すること	1　海洋環境の汚染の防止に関すること 2　海上交通の安全の確保に関すること

	ること 2　海上防災講習会等の開催による防災思想の普及及び高揚並びに防災訓練の実施に関すること 3　防災業務を総合的かつ効果的に実施するために必要な各種情報の収集、整理及び対応策の研究に関すること	2　情報の収集及び伝達に関すること 3　遭難者及び遭難船舶の救助等に関すること 4　被災者、救援活動関係者及び救援物資等の緊急輸送に関すること 5　海上災害救援用物品の無償貸与又は譲与に関すること 6　関係機関が行う災害応急対策への支援に関すること 7　排出油等の防除に関すること 8　海上交通の安全の確保に関すること 9　警戒区域の設定に関すること 10 海上における治安の維持に関すること 11 危険物の保安措置に関すること	
仙台管区気象台（山形地方気象台）	1　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること 2　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること	気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説等に関すること
東北総合通信局	1　放送・通信設備の耐災性確保の指導に関すること 2　災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること	1　通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること 2　非常通信に関すること	有線及び無線設備の災害復旧に対する適切な措置の指導に関すること
庄内労働基準監督署	1　大規模な爆発、火災等の災害の防止に関する	1　二次災害発生の防止に関すること	1　事業場の操業再開時における労働災害

	こと 2　企業における防災の促進に関すること	2　災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関すること	の防止に関すること 2　災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関すること 3　雇用安定等の支援に関すること
東北地方整備局酒田河川国道事務所	1　防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識の高揚、防災知識の普及に関すること 2　通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること 3　災害危険箇所における河川、道路施設等の防災事業推進に関すること 4　重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関すること 5　官庁施設の災害予防措置に関すること 6　雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること	1　災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること 2　水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること 3　建設機械及び技術者の現況把握に関すること 4　災害時における復旧資材の確保に関すること 5　災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関すること 6　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること 7　緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)・リエゾン(災害対策現地情報連絡員)・災害対策用支援車両の派遣に関すること	二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること
東北地方測量部		1　地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること	1　復旧測量等の実施に関すること
東北地方環境事務所		1　所管施設等の避難場所等としての利用に関すること 2　緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること 3　大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検	

		査・指示に関すること 4　災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること 5　愛玩動物の救護活動状況の把握・関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること	

５　自衛隊

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資機材等の整備点検に関すること	1　災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関への連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること 2　被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関すること 3　診察、防疫の支援に関すること 4　人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関すること 5　危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関すること	自衛隊法第１００条に基づく土木工事等の受託に関すること

６　指定公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東日本旅客鉄道株式会社（新潟支社酒田統括センター） 日本貨物鉄道株式会社（新潟支店酒田港駅）	１　線路及び建設物の警備、保存及び管理に関すること ２　鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関すること	１　送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関すること ２　列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関すること ３　気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等応急体制の確立に関すること ４　災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関すること	線路等鉄道施設の災害復旧に関すること
東日本電信電話株式会社（宮城事業部山形支店）	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	１　大津波警報･津波警報の伝達に関すること ２　災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること	１　避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本契約の減免等料金の特例に関すること ２　電気通信施設の災害復旧に関すること
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション株式会社	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	１　津波警報等の伝達に関すること ２　災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること	１　避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本契約の減免等料金の特例に関すること ２　電気通信施設の災害復旧に関すること
ソフトバンクテレコム株式会社	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	１　津波警報等の伝達に関すること ２　災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること	１　避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本契約の減免等料金の特例に関すること ２　電気通信施設の災害復旧に関すること
株式会社ＮＴ	移動通信網の確立と	災害時における移動通信	移動通信設備の災害

Ｔドコモ東北支社（山形支店）	既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	の確保に関すること	復旧に関すること
ＫＤＤＩ株式会社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	災害時における移動通信の確保に関すること	移動通信設備の災害復旧に関すること
ソフトバンク株式会社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	災害時における移動通信の確保に関すること	移動通信設備の災害復旧に関すること
楽天モバイル株式会社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	災害時における移動通信の確保に関すること	移動通信設備の災害復旧に関すること
日本銀行（山形事務所）		1　通貨の供給の確保に関すること 2　金融機関による非常金融措置の実施に関すること。 3　各種金融措置の広報に関すること	
日本赤十字社（山形県支部）		1　災害時における傷病者の医療救護に関すること 2　赤十字ボランティアの活動の指導、連絡に関すること 3　義援金の募集受付に関すること	
日本放送協会（鶴岡放送局）	災害予防の放送に関すること	1　気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること 2　救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること	放送施設の災害復旧に関すること

東日本高速道路株式会社（東北支社鶴岡管理事務所、山形工事事務所）	所轄する有料道路の災害防止に関すること	1　災害時の所轄有料道路における輸送路の確保に関すること 2　災害時の緊急車両の通行料金免除に関すること	所轄する有料道路の災害復旧に関すること
日本通運株式会社（酒田支店）		1　物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること 2　緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること	
ヤマト運輸株式会社（酒田営業所）		1　物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること 2　緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること	
佐川急便株式会社（酒田営業所）		1　物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること 2　緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること	
西濃運輸株式会社（酒田営業所）		1　物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること 2　緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること	
南東北福山通運庄内支店		1　物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること 2　緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること	
東北電力ネットワーク株式会社（酒田電力センター）	変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること	1　電力供給施設の災害復旧に関すること
日本郵便株式会社（酒田郵便局）	災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関すること。		1　災害時における日本郵便株式会社の業務運営の確保に関すること

			2　災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること 3　株式会社ゆうちょ銀行の非常扱い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン＆アイホールデングス		支援物資の各種品目の調達及び被災地への迅速な供給に関すること	

7　指定地方公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 株式会社さくらんぼテレビジョン 株式会社エフエム山形	災害予防の放送に関すること	1　気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送に関すること 2　救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること	
庄内交通株式会社		災害時における自動	

第一貨物株式会社 公益社団法人山形県トラック協会		車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること	
土地改良区	水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること。	農地及び農業用施設の被災状況調査に関すること。	農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。
一般社団法人酒田地区医師会十全堂		災害時における医療救護に関すること	
酒田天然ガス株式会社		１　都市ガスの供給及び保安措置に関すること。 ２　被災施設の調査に関すること。	１　被災者のガス料金納期の延伸等料金の特例に関すること。 ２　被災施設の災害復旧に関すること。

８　住民自治組織等

組織等	予防、普及及び協力等の役割
自主防災組織 コミュニティ振興会 自治会	防災活動への協力に関すること 住民に対する避難誘導等への協力に関すること 避難所運営への協力に関すること 防災知識の普及に関すること 防災訓練の実施に関すること 自主防災組織化の促進に関すること
ボランティア団体 公益活動団体	防災活動への協力に関すること 防災知識の普及に関すること 災害応急対策への協力に関すること 災害対策本部への情報提供に関すること

９　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、一般病院療養所及び医院診療所、一般運送事業者及びその協会、危険物関係施設の管理者及びその団体、一般建設業者、その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの業務の実施につき防災に努め、防災関係機関と協力し、かつ、援助して、災害応急措置を講ずるとともに災害復旧事業を行い、災害に対処する。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
酒田エフエム放送株式会社	災害予防の放送に関すること	１　気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送	

		に関すること ２　救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること	

第１章　災害予防計画

第１節　気象等観測体制の整備計画

防災活動上、局地的気象状況等の把握が極めて重要であるため、気象観測施設等の整備を図る。

１　気象等観測体制

本市付近における気象等の観測施設は、次表のとおり。

区分	観測所名	設置場所	電話	設置者
気　象	酒　田	酒田市亀ケ崎一丁目	(023)622-0632	気象庁
	飛　島	酒田市飛島字勝浦乙	〃	〃
	浜　中	酒田市浜中字村東	〃	〃
震　度	酒田市 亀ヶ崎	酒田市亀ケ崎一丁目4-14	〃	〃
	酒田市飛島	酒田市飛島字中村乙32-4	〃	〃
	遊佐町遊佐	飽海郡遊佐町遊佐字鶴田52-2 （遊佐町生涯学習センター）	〃	〃
	遊佐町 小原田	飽海郡遊佐町小原田字北川原18-1 （サン・スポーツランド遊佐）	〃	〃
	飛　島※	酒田市飛島字法木　法木港	(022)225-1950	東北大学
	酒田市本町	酒田市本町二丁目2-45	(26)5701	山形県
	酒田市 観音寺	酒田市観音寺字寺ノ下41	(64)3111	〃
	酒田市山田	酒田市字山田28	(62)2611	〃
	酒田市飛鳥	酒田市飛鳥字契約場30	(52)3111	〃
	酒田市 宮野浦	酒田市宮野浦三丁目78-1		防災科学技術研究所防災研究情報センター
津　波	酒　田	酒田市宮野浦字家岸	(33)6311	国土交通省
	酒　田 （巨大津波計）	酒田市宮野浦字家岸	(023)622-0632	気象庁
	飛　島※	酒田市飛島字法木　法木港	(022)225-1950	東北大学
	飛　島	酒田市飛島字勝浦　勝浦港	(022)295-8611	国土地理院
地殻変動	酒　田	酒田市生石字大森山地内	(022)225-1950	東北大学
	飛　島	酒田市飛島字中村甲283-1	(022)295-8611	国土地理院
	酒　田 （ＧＰＳ観測）	酒田市緑ケ丘二丁目地内	〃	〃
	飛　島 （ＧＰＳ観測）	酒田市飛島字勝浦地内	〃	〃
	飛　島 （一等水準点）	酒田市飛島字勝浦甲88-2 〃　字中村甲283-1 〃　字法木甲80 〃　字法木乙280　各１か所	〃	〃

津　波	山形酒田沖 (GPS波浪計)	酒田沖約19km、水深約104m ※同一波浪計、２観測所名	(33)6311	国土交通省
波　浪	山形県沖 (GPS波浪計)			
雨　量	酒田大沢	酒田市大蕨字二タ子	(023)622-0632	気象庁
	白糸の滝	酒田市中野俣字村上	(27)3331	国土交通省
	坂　本	酒田市山元字坂本	〃	〃
	酒　田	酒田市上安町	〃	〃
	大台野	酒田市草津字藤平台	0235(66)2111	山形県
	大　蕨	酒田市大蕨字滝山	〃	〃
	荒木川	酒田市升田字大台野	〃	〃
	大八重川	酒田市升田字奥山国有林２４林班わ小班	〃	〃
	市　条	酒田市市条字地内	〃	〃
	飛　島	酒田市飛島字中村甲	〃	〃
	山　楯	酒田市山楯字南山	〃	〃
	田沢川ダム	酒田市山元字奥山	〃	〃
	臼ケ沢	酒田市臼ヶ沢地内	〃	〃
水　位	高　屋	最上郡戸沢村古口高屋（最上川）	(27)3331	国土交通省
	臼ヶ沢	酒田市臼ヶ沢（最上川）	〃	〃
	砂　越	庄内町榎木（最上川）	〃	〃
	両羽橋	酒田市落野目字広野（最上川）	〃	〃
	下　瀬	酒田市字下瀬（最上川）	〃	〃
	広　田	酒田市坂野辺新田字下割（京田川）	〃	〃
	石名坂	酒田市石名坂字大石（相沢川）	〃	〃
	浜　中	酒田市浜中字小浜（赤川）	〃	〃
	十五軒	酒田市広野字十五軒（京田川）	0235(66)2111	山形県
	北新橋	酒田市北新橋二丁目（新井田川）	〃	〃
	穂　積	酒田市穂積字尻地（日向川）	〃	〃
	市　条	酒田市市条字上川原（荒瀬川）	〃	〃
	相沢川田沢	酒田市田沢（相沢川）	〃	〃
	小牧川上流	酒田市こがね町（小牧川）	〃	〃
	相沢橋	酒田市田沢（田沢川）	〃	〃
	豊　岡	遊佐町豊岡（日向川）	〃	〃
	新北俣橋	酒田市北俣字村下地先（相沢川）	〃	〃
	新田橋	酒田市田沢字田沢新田地先（田沢川）	〃	〃
	白玉橋	酒田市下青沢字大坪地先（荒瀬川）	〃	〃
	上黒川橋	酒田市赤剝地先（日向川）	〃	〃
	鶴田橋	酒田市下安町字一丁目地先（幸福川）	〃	〃

	家根広橋	庄内町家根合字大下地先（京田川）	〃	〃

※ 気象庁の地震情報、津波情報での発表はしていない。

２　その他関係機関の観測体制

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

駅及び橋りょう等に雨量計・風速計を設置し観測している。

(2) 東日本高速道路株式会社

県内の高速道路沿線の各所に気象観測装置を設置し、データを遠隔操作により取得している。

第２節　防災教育計画

１　計画の方針

市地域内の官公署及び公的施設の管理者並びに電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む者は、災害時に応急対策の主体となるそれぞれの職員又は従業員に防災教育を行うとともに、一般住民に対する自主防災意識の普及・啓発を図る。市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体として防災意識の向上を図る。

また、災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、それぞれ災害予防責任者及び住民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な防災訓練を行う。

２　主な実施機関

酒田市	危機管理課　商工港湾課　まちづくり推進課　共生社会課 地域福祉課　高齢者支援課　教育委員会企画管理課　学校教育課
関係機関	庄内総合支庁　酒田地区広域行政組合消防本部　酒田警察署

３　防災教育・防災訓練

庁内職員及び公共機関等の職員に対し、災害震災対策計画の内容、災害時の役割や行動等の所管防災業務について周知徹底する。また、国、県等が実施する研修会への参加や研修会等の開催に努める。

また、防災担当部門と男女共同参画担当部門が連携し、男女共同参画の視点からの災害対応に関して、情報提供や研修会等の開催により周知を図る。

４　一般住民に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合、すべての応急対策について行政が対応することは極めて困難であり、市は、被害の防止・軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知するものとする。この際、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、気候変動の影響を踏まえつつ、防災訓練や啓発活動等を通し、一般住民に防災知識の普及を図る。なお、市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるものとする。

市及び県は、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。また、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを推進する。

また、男女共同参画の視点及び地域共助体制の強化のため、地域の防災リーダーとなる女性人材の育成、活用を図るとともに、男性リーダーの理解促進に取り組む。

(1) 啓発内容

ア　災害に備えた普段の心得、災害発生時の心得

(ｱ) 住宅の安全点検

（不安定なアンテナや屋根瓦等の点検・補修及び工作物の落下、飛散防止）

(ｲ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ｳ) 最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

(ｴ) 自動車へのこまめな満タン給油

(ｵ) 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動

(ｶ) 家族の実情に応じた食料等の備蓄と服用している医薬品の情報等の把握

(ｷ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

(ｸ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、避難用品や備蓄品の確保等）

(ｹ) 水害保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え

(ｺ) 地域の災害史や危険情報の把握

(ｻ) マイ・タイムライン(個人の防災行動計画)

イ　災害予想区域図の周知

市は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ)、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に周知する。その際、河川の近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ　災害発生後の行動についての啓発

(ｱ) 特別警報･警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

(ｲ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動

(ｳ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路

(ｴ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(ｵ) 応急救護の方法
(ｶ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
(ｷ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
(ｸ) ライフライン途絶時の対策
(ｹ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
(ｺ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
(ｻ) 生活再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(2) 啓発方法

市は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布を行い、防災ビデオの貸し出し、ホームページなどの活用を促進するとともに、住民を対象とした講座等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

５　事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、市は、気候変動の影響を踏まえつつ、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

なお、市は、事業所等が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

(1) 啓発内容

ア　災害の備えについての啓発事項

(ｱ) 施設の安全点検
(ｲ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
(ｳ) 最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）
(ｴ) 自動車へのこまめな満タン給油
(ｵ) 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
(ｶ) 地域の災害史や危険情報の把握
(ｷ) 地域住民との協力体制の構築
(ｸ) 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

イ　災害予想区域図の周知

市は、国及び県と連携し、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、事業所等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きな区域

については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、事業所の所在する地域の災害リスクや建物の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ　災害発生後の行動についての啓発

(ｱ) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に取るべき行動

(ｲ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動

(ｳ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路

(ｴ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(ｵ) 応急救護の方法

(ｶ) 通信系統の適切な利用方法

(ｷ) 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮

(ｸ) ライフライン途絶時の対策

(ｹ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

(ｺ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(2) 啓発方法

市は、広報誌、パンフレット等の配布や防災ビデオの貸し出し及びラジオ、コミュニティＦＭ放送、テレビ、新聞、ホームページ等を活用して効果的に防災知識の啓発活動を行う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(3) 事業所の責務

事業所は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

６　学校教育における防災教育

市及び県は、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。なお、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、市及び県は、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(1) 児童・生徒等に対する防災教育

市及び県は、防災教育を学校教育の中に位置づけ、児童・生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応等について理解させ、安全な行動をとれるよう

次の事項に留意して指導する。

ア　児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。

イ　児童生徒の発達段階に沿って、副読本、ビデオ等の教材を活用し指導する。

ウ　自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成する。

(2) 教職員に対する防災教育

ア　市・県教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、防災対策の基礎知識、児童・生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ　学校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

7　避難行動要支援者に対する防災知識の普及

市は、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

避難行動要支援者の安全確保を図るためには、避難行動要支援者及び介護者、保護者が防災知識を持つとともに、災害時においては地域住民の避難行動要支援者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。

このため、避難行動要支援者に対する具体的な施策の推進を図るとともに、パンフレット、広報誌等の発行により防災知識の普及に努める。また避難支援者及び地域住民等へ避難行動要支援者の支援に関する知識の普及を図る。

8　防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練

を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル、旅館等における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

９　洪水予報等河川に指定されていない中小河川における対策

県は、市町村長が必要と認める河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて市町村等へ水位や浸水想定の情報を提供するよう努める。

市町村長は、洪水予報又は特別警戒水位に到達した旨の周知（以下「洪水予報等」という。）を行う河川として指定した河川（以下「洪水予報等河川」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第３節　防災訓練計画

災害による被害の防止又は軽減を図るため、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行うべき防災訓練の実施並びに推進を図るため必要な対策について計画する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　学校教育課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　酒田市消防団（酒田市水防団） 国土交通省酒田河川国道事務所　庄内総合支庁 東北電力ネットワーク㈱　東日本電信電話㈱宮城事業部山形支店 酒田天然ガス㈱　危険物取扱事業所

２　総合防災訓練

(1) 市は、基本法第４８条の規定により、実地又は図上で総合防災訓練を実施する。

(2) 市は、防災関係機関、住民及び事業所等の参加、協力を得て応急対策について実地訓練を実施する。

ア　実施場所

協議のうえ実施場所を決定する。

イ　実施時期

協議のうえ実施時期を決定する。

ウ　実施方法

市防災計画に定められている各種の応急対策計画に基づいて「訓練実施要領」により実施する。

３　水防訓練

市は、酒田市水防計画の定めるところにより、水防工法、避難救助及び非常招集等を内容とする水防訓練を実施する。

４　消防訓練

(1) 火災防ぎょ訓練

市は、消防活動の円滑かつ充実を図り、実戦的能力をかん養するため関係機関及び地域住民の参加、協力を得て、火災警報伝達、出動、飛火警戒、危険物火災防ぎょ、救出救助、避難誘導、消火その他必要な内容について訓練を実施する。

(2) 消防操法技術訓練

市は、消防団員を対象とする消防操法技術訓練を実施する。

(3) 教育訓練

市及び酒田地区広域行政組合消防本部は、県の消防学校又は国の消防大学校で行う教育訓練に所属の消防職員及び消防団員が積極的に参加するよう配慮する。

５　通信訓練

市は、災害時における通信の円滑な疎通を図るため独自に、衛星携帯電話又は防災行政無線移動系を用い、防災通信訓練をおおむね次により実施する。

(1) 実施時期

訓練効果の期待される時期に実施する。

(2) 実施事項

災害に関する情報の収集、伝達、被害状況、災害応急措置についての報告、その他必要な事項について実施する。

６　火災避難訓練

市は、防災関係機関及び地域住民の参加、協力を得て火災避難訓練を実施する。また、学校、病院、工場、事業所、デパート等消防法第８条の規定による防火対象物の防火管理者は、その作成する消防計画に基づき避難訓練を実施し、常に利用者の生命を災害から保護するよう努める。

７　ライフライン施設応急復旧訓練

交通、電力、電話、ガス及び上下水道等、住民の活動の重要な施設の管理者は、災害時における施設の保全、応急復旧が迅速かつ円滑に行われるように、それぞれ応急復旧訓練を実施する。

８　石油コンビナート等防災訓練

防災関係機関及び特定事業所は、あらかじめ計画をたて単独又は共同して、災害応急対策のための実践的技能の向上、一体的活動体制の確立等を目的とする防災訓練を実施する。

９　土砂災害避難訓練

市は、防災関係機関及び地域住民の参加、協力を得て土砂災害避難訓練を実施する。土砂災害警戒区域を含む自主防災組織にあっては、市の計画に係わらず、土砂災害避難訓練を年１回以上実施するものとする。

10　学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災訓練と合わせた防災教育を実施するよう努めるものとする。

国、県、市町村及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行うものとする。

なお、以下の点に留意して年１回以上防災訓練を実施する。

(1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。

(2) 児童生徒の避難誘導を実施すること。

(3) 季節を考慮した訓練を実施すること。

(4) できる限り地域との連携に努めること。

11　防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水及び土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

12　実践的な訓練の実施と事後評価

市及び防災関係機関は、訓練を行うにあたって、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

市及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

第４節　自主防災組織育成計画

１　計画の方針

災害発生時においては公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が必要であり、住民自身の判断に基づく適切な行動が特に望まれ、生命、身体及び財産を守るため、互いに協力して被害の防止又は軽減を図るためにも防災意識を高めることが重要である。

このため、自主防災組織を基盤として組織単位で訓練を積み重ね、災害への対応策を体得し、家庭、地域、職場等で活用できるよう努める。

自主防災組織の活動は、災害発生時に市民の生命、財産を守る上で重要な役割を果たすことが期待され、安全・安心なまちづくりにつながる。

２　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　酒田市消防団

３　地域住民等の自主防災組織

(1) 市の指導及び助成

ア　自主防災組織づくりの推進

市は、基本法第５条第２項の規定により、地域の防災対策が円滑に行えるよう積極的に自主防災組織づくりに努めるとともに、酒田市自主防災協議会の活動を支援する。

イ　自主防災組織に関する意識の高揚

市は、住民の自主防災組織に関する意識の高揚及び組織の充実を図るため、必要な資料の提供、研究会等を開催し積極的に自主防災組織の育成強化に努める。

ウ　自主防災組織への助成及び連絡体制の強化

市は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するために必要な助成措置を講ずるとともに、自主防災組織の育成を支援し、災害時における自主防災組織と市災害対策本部との情報の収集及び伝達が円滑に行えるよう連絡体制の強化を図る。

エ　自主防災組織の育成指導

市及び酒田地区広域行政組合消防本部は、相互に協力し、自主防災協議会、自治会、コミュニティ振興会等と密接な連携を図りながら、自主防災組織づくりの推進、自主防災組織の活動において中核となる人材の育成を行うとともに、防災機関の協力を得て防災意識の高揚、各種訓練その他の活動を推進する。

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりとする。

ア　平常時の行動

(ｱ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施

(ｲ) 情報の収集伝達体制の確立

(ｳ) 避難場所及び避難路の確認

(ｴ) 地域の危険度の把握
(ｵ) 火気使用設備器具の点検
(ｶ) 防災用資機材の整備
(ｷ) 在宅の避難行動要支援者に関する情報の把握等
(ｸ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡

イ　災害時の活動
(ｱ) 初期消火の実施
(ｲ) 地域内の被害状況等の情報収集
(ｳ) 救出救護の実施及び協力
(ｴ) 避難指示等の伝達
(ｵ) 避難誘導
(ｶ) 給食給水及び救助物資の配分
(ｷ) 避難生活の指導、避難所運営への協力
(ｸ) 避難行動要支援者の避難活動への支援

(3) 関係団体との連携

自主防災組織は、次により、女性（婦人）防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

ア　女性（婦人）防火クラブとの一体的な活動体制づくり
イ　少年消防クラブ等の育成強化への協力
ウ　民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体と連携した避難行動要支援者の支援の実施

４　事業所等の自衛消防組織等

地域の安全と密接な関係のある事業所等は、従業員、利用者等の安全を確保するとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。このため消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられている事業所だけでなく、その他の事業所等についても、関係地域の自主防災組織と連携をとり、地域の安全確保を積極的に図る。また、企業は、事業継続計画（ＢＣＰ)を策定するよう努める。

市及び県は、事業所等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取組む。

市、県及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。

市及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極

的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(1) 自衛消防組織等の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりとし、それぞれ事業所の実情に応じて実施する。

ア　平常時の活動

(ｱ) 防災要員の配備

(ｲ) 従業員等の防災教育

(ｳ) 消防用設備等の維持管理

(ｴ) 防災訓練の実施

イ　災害時の活動

(ｱ) 消火活動

(ｲ) 避難誘導

(ｳ) 地域の防災活動への協力

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（ＢＣＰ)を策定･運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化･耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検･見直し、燃料･電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

市及び県は、企業における事業継続計画（ＢＣＰ)の策定が促進されるよう、普及啓発を図る。

(3) 事業継続力強化支援計画の策定促進

県、市、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化支援計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(4) 企業等における帰宅困難者対策の促進

市は、災害時において帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

５　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 自発的な防災活動の推進

市内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

(2) 地区防災計画の設定

市は、市防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定めるものとし、市地域防災計画資料編に明記する。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

６　コミュニティ（防災）センター及び防災資機材庫の整備

市は、地域住民の連帯意識に基づく自主防災活動を積極的に推進し、地域防災体制を確立するため地域防災活動の核となるコミュニティ（防災）センター及び防災資機材庫を計画的に整備する。

第５節　災害ボランティアの受入計画

市及び関係機関は、ボランティアの自主性を阻害しないよう留意しつつ、災害発生時のボランティア活動が円滑かつ効果的に進められるよう関係機関の支援・協力体制の確立に努める。

１　主な実施機関

酒田市	共生社会課　地域福祉課　こども未来課　保育こども園課 高齢者支援課　国保年金課
関係機関	酒田市社会福祉協議会　酒田市ボランティア・公益活動センター 日本赤十字社

２　地域コミュニティへの支援

災害時においては、住民の主体的な意志に基づく共助体制が必要なことから、市は、酒田市社会福祉協議会と連携を図り、草の根ネットワークシステムの活用等により相互扶助活動を強化し、適切な対応が確保されるよう、自治会やコミュニティ振興会を支援する。

３　災害救援ボランティア活動推進のための事前体制整備

市は、災害救援ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるために、事前の登録、研修等の実施、また、ボランティア活動の第一線の拠点として被災者のニーズ把握や具体的活動内容の指示等を行うボランティア現地本部が迅速に組織できる体制を酒田市社会福祉協議会、酒田市ボランティア・公益活動センター等関係機関との連携を図りながら整備する。

４　一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

ア　避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
イ　救護物資、資機材等の配分・輸送
ウ　家財の搬出、家屋の片づけ、瓦れきの撤去
エ　災害情報、生活情報等の収集・伝達
オ　被災者の話を聞く傾聴活動

(3) 活動環境の整備

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、酒田市社会福祉協議会（酒田市ボランティア・公益活動センターを含む）、日本赤十字社及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有

する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

また、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する酒田市社会福祉協議会との役割分担を定めるよう努めるものとする。

なお、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、令和５年１１月１３日に締結した「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」により明確化している。

ア　災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備

イ　災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保と設営シミュレーションの実施

ウ　災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録

エ　ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

５　専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政、企業、民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区　分	活動内容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	社会福祉士、介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域等の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体（ボランティア）	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体

消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否の判定	建築物応急危険度判定士
宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線の資格者
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの

(3) 活動環境の整備

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、酒田市社会福祉協議会（酒田市ボランティア・公益活動センターを含む）、日本赤十字社及びＮＰＯ等との連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取り組みを進める。

ア　ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。

イ　酒田市ボランティア・公益活動センター等のＮＰＯ・ボランティア等と連携し、ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。

ウ　ボランティア登録者等が、災害時において行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

エ　ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険への加入促進を図る。

第６節　避難計画

大規模な災害が発生した場合は、二次災害と相まって広域的なものとなるおそれがあるため、あらかじめ住民の避難に関する適切な計画を定めておく必要がある。

市は、この計画に基づきあらかじめ避難場所、避難路等を定め、住民等に周知しておく。（第２編第２章第１０節「避難計画及び避難所運営計画」参照）

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　地域福祉課　高齢者支援課　土木課　整備課
関係機関	庄内総合支庁　酒田地区広域行政組合消防本部

２　指定避難所等の指定及び避難路の安全確保

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、地域住民等が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合等を考慮し、公園、グラウンド、学校等の公共施設等の管理者（設置者）の同意を得たうえで災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要な指定避難所（以下「指定避難所等」という。）をあらかじめ指定するとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

避難路の安全を確保し、災害時に住民の安全な避難を確保するとともに、避難行動要支援者に配慮して、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市は、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するように努める。

指定避難所となる施設については、必要に応じ良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部門と保健福祉担当部門が連携して、必要な場合には、旅館・ホテル等の活用等も含めて検討するよう努める。

また、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う人材を育成する。

(1)　指定避難所等の指定要領

ア　指定緊急避難場所

市は、指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

（資料編３－６（１）指定緊急避難場所（災害種別）及び指定避難所一覧参照）

イ　指定避難所

市は、指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

（資料編３－６（１）指定緊急避難場所（災害種別）及び指定避難所）一覧参照）

ウ　福祉避難所

避難行動要支援者を受入れるため、一定の配慮がなされた部屋やエリアが確保でき、保健・福祉サービスを提供できる施設をいう。

(2) 指定避難所等の指定の留意事項

指定避難所等の指定にあたっては次のことに留意する。

ア　耐震構造等の安全性の考慮

イ　地震、地すべり、風水害、浸水等の災害種別の考慮

ウ　地区別に均衡のとれた指定

エ　余裕のある受入れ可能面積（要避難人口は、昼間人口を考慮）の確保

オ　公園等の指定緊急避難場所にあたっては、火災の輻射熱を考慮した広さの確保

カ　危険物を取り扱う施設などが周囲にないよう配慮

キ　避難行動要支援者にあっては、バリアフリー化された施設を指定

ク　避難を開始した場合、直ちに開設できる体制の整備

ケ　市は、学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に学校や教育委員会、市関係課及び地域住民等の関係者と調整を図ること。

コ　市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力量の拡大に努める。

サ　指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

シ　市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、避難所運営のノウハウを有するＮＰＯや医療・保健・福祉の専門家等、ボランティアと定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材確保・育成に努めること。

(3) 避難路の指定

避難路の指定にあたっては次のことに留意する。

ア　十分な幅員の確保
イ　万一に備えた複数路の確保
ウ　浸水、がけ崩れ等の危険個所のない経路への考慮

３　指定避難所等・避難路の事前周知

市は、指定避難所等及び避難路を指定（変更）したときは、次の方法等により住民に周知徹底を図る。

(1) 誘導標識、避難地案内板等の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(2) 広報誌、防災マップ、チラシ配布

なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

(3) ホームページへの掲載

(4) 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

ア　指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。
イ　指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。
ウ　避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。
エ　指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

４　指定避難所等の整備・避難路の整備

市は、指定避難所等・避難路について、自ら若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

(1) 指定避難所等・避難路の耐震化の推進

(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、ガス設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努める。

(3) 食料、水（給水用機材）、炊き出し用具（燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等避難生活に必要な物資のほか積雪期、寒冷期を考慮した暖房器具、夏季を考慮した扇風機や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の整備

(4) 要配慮者、女性及び子供に配慮した資機材等の整備
(5) バリアフリー化されていない施設を利用する場合で避難の長期化が予想されるときには、高齢者・障がい者等が利用しやすいよう、障がい者用トイレ、スロープ等の整備
(6) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションや冷暖房機器の増設等の環境整備
(7) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備
(8) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部門と保健福祉担当部門が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所開設に努める。

５　避難行動要支援者の避難支援計画

市は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成する。

６　避難支援等関係者の安全保障

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うが、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知する。避難支援はあくまで地域における助け合い・共助の活動であることから、避難支援等関係者には必ず支援しなければならないという義務が課せられるものではない。また、避難支援中に避難行動要支援者に与えた損害についての責任は原則として問われない。避難支援中に避難支援関係者が事故にあった場合に備え、ボランティア保険に加入するなどの対応を検討する。

７　避難誘導体制の整備

市は、避難指示等が発表された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

市は、消防（水防）団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内

安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

８　防災上特に注意を要する施設の避難確保計画

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院及び、社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難確保計画を策定しておく。

(1) 地域の実情に応じた避難場所への経路、誘導及びその指示伝達の方法
(2) 集団的に避難する場合の避難場所の確保、保健衛生、給食の実施方法
(3) 入院患者、障がい者等自力避難の困難な避難行動要支援者の避難誘導方法
(4) 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

また、市及び県は、避難確保計画について、定期的に確認するものとする。

９　福祉避難所の指定の留意事項

市は、避難生活において一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

(1) 相談等に当たる介助員等の配置（概ね１０人の対象者に1 人）
(2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
(3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

10　近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

11　災害種別に応じた避難体制の整備

市は、水害、高潮災害、土砂災害、津波等について、浸水想定区域図、過去の災害実績を踏まえつつ、住民の避難を要する自然条件やその現象の発生に警戒を要する区間･箇所等を特定し、明確な基準を設定し、住民に対する避難指示等の避難情報・伝達方法等を策定しておく。

(1) 水害（外水氾濫・内水氾濫）

外水氾濫は河川ごとに、また、内水氾濫は予想される浸水区域及び過去の災害実績を踏まえた箇所の避難指示等の判断基準・伝達マニュアルを策定する。

洪水に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令を策定する。また、避難

指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす水害のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すように努める。

(2) 高潮災害

台風等の接近により急激に潮位が上昇する場合が多いため、潮位の上昇が観測されるのを待つのではなく、予測に基づいた区間･箇所を特定した避難指示等の判断基準・伝達マニュアルを策定する。

(3) 土砂災害

土砂災害は相当の破壊力を有しており、生命の危険が極めて高いため、土壌雨量指数に基づいた土砂災害の危険度分布を可能な限り利用し、また前兆現象を確認したら災害発生前に避難を完了することが必要である。地形や地質から、土石流、がけ崩れ等の発生しやすい箇所を把握するとともに、過去の実績からどの程度の雨量になれば土石流等の発生の危険があるかを発令基準とした避難指示等の判断基準・伝達マニュアルを策定する。

また、土砂災害防止法第７条の規定に基づき土砂災害警戒区域の指定を受けた区域については、次のとおり警戒避難体制を定める。

ア　市と指定区域の住民等は協力して指定緊急避難場所及び避難路を選定し、周知する。

イ　指定区域の住民等は、前兆現象などに注意し、異常を感じた場合や市から「自主避難」の呼びかけがあった場合は、あらかじめ自分で探しておいた知人宅等に自主避難を行う。

ウ　指定区域の住民等は、市から「避難指示」があった場合は、あらかじめ定められた指定緊急避難場所等に避難する立退き避難（水平避難）が基本であるが、立退き避難する余裕がない場合や立退き避難が危険な状況である場合には、急傾斜地等の反対側の上階に屋内安全確保（垂直避難）する。

エ　本市と指定区域の住民等は協力して、迅速かつ適切な災害対応を図るため、指定緊急避難場所、避難経路、緊急連絡先（網）や住居者状況等を記載した台帳等の整備に努める。

オ　市は、気象台から大雨注意報が発表され、引き続き降雨があると予想される場合は、早期に指定区域を重点とした警戒巡視を実施する。

カ　市は、土砂災害の避難指示等の発令基準により、「高齢者等避難」「避難指示」を発令する。

キ　市は、カの場合で、かつ今後の降雨が見込まれない場合であっても、指定区域を巡視し、危険性の高い区域には、「自主避難」の呼びかけ、「高齢者等避難」又は「避難指示」を発令する。

ク　避難指示等の防災情報については、防災行政無線、広報車、サイレン、テレビ・ラジオ等の放送機関への協力依頼、携帯マイク、戸別訪問等あらゆる手段により伝達する。

ケ　避難にあっては、自主防災組織等が中心になって、重度障がい者や寝たきり高齢者

などの避難行動要支援者に配慮し、地域ぐるみで行う。

12　要配慮者の自主避難・早期避難の促進

市は、大雨や台風等の災害発生が予測される場合、要配慮者の自主避難・早期避難のため、ホテル・旅館の空き室を確保し避難者を受け入れるものとする。なお、受け入れを行った場合は、宿泊費等を支援するものとする。

第７節　救助・救急計画

市、県及び防災関係機関は、災害発生時、家屋の倒壊、火災等により同時に多発する被害者に対し、迅速かつ的確な救助措置及び救急医療活動を行うため、救助救急体制の整備を図る。

市及び消防機関は、災害発生時の救助活動、救急搬送について、関係機関が有機的に連携した体制整備を図る。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　健康課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　酒田市消防団 酒田地区医師会十全堂　酒田地区歯科医師会　日本海総合病院 酒田医療センター　日本赤十字社　自主防災組織

２　消防団の対策

市は消防団に対して、災害発生時、地域における初動対応組織となることから、団員の連絡・参集体制の整備を図るとともに、地域住民と協力し救助救急を行えるよう体制の確保に努める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団における救助・救急用資機材の整備に努める。

３　酒田地区広域行政組合消防本部の対策

(1) 救急高度化に伴う隊員等の整備・育成

酒田地区広域行政組合消防本部は、救助隊員、救急隊員の訓練の充実などで資質の向上に努めるとともに、救急救命士の養成、高規格救急自動車及び救助工作車等の救急救助資機材の整備を図る。

(2) 救助救急活動における交通確保

建物等の倒壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を警察、関係機関とあらかじめ協議しておく。

(3) 民間等による救助救急支援体制の確保

同時多発災害に備え、企業等からの救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備を図る。

(4) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入れ確保体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

４ 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに市町村又は消防機関、警察機関若しくは酒田海上保安部に通報するとともに、これら防災関係機関の避難指示等を、速やか

に地域住民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平時において、消火活動や損壊した建物による生埋者の救助活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要となる資機材を市の支援を受け、整備するよう努める。

５　住民等に対する防災意識の啓発

市及び消防機関は、応急手当などの住民等に必要な防災知識等の普及・啓発活動を実施し、市民の防災知識の高揚を図るとともに、災害発生時に要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう啓発に努める。

６　情報収集体制の整備

(1) 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、市及び消防組織は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察、海上保安部及び県等と適切に情報交換できる体制を整備するなど、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努める。また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。

(2) 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶した場合に備え、コミュニティＦＭ放送等のメディア活用やアマチュア無線の協力等について検討し、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集伝達体制の充実強化を図る。

また、タクシー会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備する。

７　酒田地区医師会十全堂及び酒田地区歯科医師会の対策

酒田地区医師会十全堂及び酒田地区歯科医師会（以下「医師会等」という。）は、市から援助の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また、緊迫した事情のある場合及び医療機関において救護を行う必要がある場合の協力体制を整備する。

８　日赤山形県支部酒田地区の体制

日赤山形県支部酒田地区は、市から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行う。

９　消防防災ヘリコプター及びドクターヘリの運用方法の確立

医療スタッフの現場投入、救出された重傷者等を医療機関に搬送する場合や、海上等に

おける捜索・救助活動における消防防災ヘリコプター及びドクターヘリの運用方法を関係機関と協議し、確立しておく。

第８節　火災予防計画

災害発生時には、火気使用設備・器具から出火する危険度が高く、同時多発火災の発生と延焼による火災の拡大が予想されることから、市及び消防機関は、防火意識の普及徹底と消防体制等の充実強化を図る。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　酒田市消防団

２　出火防止

(1) 火気使用設備・器具等の安全化及び内装材料等の不燃化

市及び消防機関は、火災の発生を予防するため、耐震安全装置付石油暖房器具の普及、火気使用設備・器具周囲の保安距離の保持等の各種安全対策を推進するとともに、建築物の内装材料、家具調度品、装飾品等の不燃化を推進するよう指導する。

(2) 予防査察及び防火診断の実施

消防機関は、特に防災対策が必要な次の防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

ア　不特定多数の者が利用する飲食店、百貨店等

収容人員が一定規模以上のもの若しくは特定用途の防火対象物のうち避難が困難なものについては、防火対象物定期点検報告制度に基づく点検報告を実施させ、点検済証（セイフティマーク）を表示することにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

イ　多数の火気を使用する工場、作業場等

ウ　構造上の特殊性により避難や消火活動に困難が予想される高層建築物等

また、その他の事業所及び一般住宅等についても防火診断等を通じて出火防止の指導を行うとともに、施設管理者等における災害時の出火防止対策を徹底する。

(3) 防火管理者等に対する指導

酒田地区広域行政組合消防本部は、防火管理者及び施設の管理者に対し、次の火災予防対策を講じるよう指導する。

ア　従業員に対する消防計画の周知徹底

イ　管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理者に関する協議事項の徹底

ウ　救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備

エ　防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育

オ　実践的かつ定期的な訓練の実施

カ　火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒転落防止措置

(4) 住民指導の強化

市及び消防機関は、住民の防火に関する知識及び災害に対する備え等の普及のため、次の項目について啓発に努める。

ア　発災対応型の訓練の普及

イ　消火器、消火バケツ等消火器具の普及
ウ　家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
エ　耐震安全装置付火気器具の普及及び点検整備の推進
オ　火を使う場所の不燃化
カ　カーテン、じゅうたん等防炎製品の普及
キ　灯油等危険物の安全管理の徹底
ク　住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置の徹底

３　消防用設備の点検整備

酒田地区広域行政組合消防本部は、施設の設置者（管理者）に対し、火災発生時において十分消防設備の機能が発揮され、発生した火災を初期のうちに消火することができるよう点検整備の実施について指導する。

また、要配慮者や不特定多数の者を受入れする病院、社会福祉施設及び物品販売店舗等については、特にスプリンクラー設備等を適正に設置するよう指導する。

４　初期消火体制の強化

市及び消防機関は、初期消火体制の確立を図るため、家庭、事業所等（自主防災組織及び自衛消防組織）に対し、次の対策を指導する。

(1) 訓練、集会、印刷物等を通じて住民の防災意識並びに消火、避難及び通報等の防災行動力の向上を図る。
(2) 防火管理者を置く事業所に対して、消防計画に基づく各種訓練の実施指導及び地域における消防訓練への積極的な参加を呼びかける。
(3) 消防機関は、予防査察及び住宅防火指導を計画的に実施し、火災予防の指導の徹底を図る。

５　火災の拡大防止体制の強化

市及び消防機関は、災害時には同時多発火災の発生と延焼による火災の拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努める。

(1) 災害時における体制

市及び消防機関は、災害時における要員の迅速な確保を図るため、あらかじめ職員の参集基準と参集方法を定めておく。

(2) 消防力の整備充実

市及び消防機関は、要員、消防車両等の消防力の整備指針を満たすよう、その整備充実に努める。

(3) 重要防火対象物等の把握

市は、危険物施設、消火優先地域、重要防火対象物及び災害救護用物資の貯蔵施設等の重要防火対象物について、優先的に火災防ぎょ活動を行うため、それらの施設の所在を明記した地図（重要防火対象物マップ）を整備保管し、迅速な火災防ぎょ活動に努める。

(4) 消防水利の確保

市は、同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、多元的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓に頼ることなく地域の実情に即した次のような有効な消防水利の整備及び確保を推進する。

ア　河川、池、プールの活用

イ　農業用水、消雪用井戸、下水処理水の活用

ウ　耐震性を有する防火貯水槽の整備

(5) 積雪期の消防水利対策

積雪期における水利の確保は困難な場合が多く、消防団及び地域住民の協力による消防水利除雪の確保に努める。

第９節　医療救護計画

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制をあらかじめ構築する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　健康課
関係機関	酒田地区医師会十全堂　酒田地区歯科医師会　酒田地区薬剤師会 日本海総合病院　酒田医療センター　日本赤十字社

２　医療救護体制の整備

市は、災害から市民の生命、健康を守るため、地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。

(1) 救護所設置予定施設の指定

市は、避難所に指定した学校及び市有施設の中から、救護所となる施設をあらかじめ指定し、市民に周知する。（第２編第２章第１４節参照）

(2) 救護所のスタッフの編成

市は、医師会等と協議し、救護所設置に係る医師１～２名、看護師及び保健師２～３名、薬剤師１名、歯科医師１名、歯科衛生士２名及び事務職員１名の編成計画を定める。

(3) 救護所設置予定施設の整備

市は、災害発生時、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に行われるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等の整備に努める。

(4) 医薬品・医療資器材等の確保、救護所等の医療資器材等の確保

市は、救護所において応急医療処置に必要な医薬品・医療資器材等については、医薬品業者と連携し、緊急調達に応じられるよう努める。ただし、保存血液等については、医師の指示により日本赤十字社山形県支部に緊急輸送の手配により確保する。

３　災害医療救護対策の充実

(1) 病院等防災マニュアル等の策定

病院は、市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき防災訓練を行う。また、診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じてマニュアルを作成し、防災訓練を行う。

(2) 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込む。

ア　災害対策委員会の設置

イ　防災体制に関する事項（ライフラインの確保、備蓄等の方策、支援協力病院の確保）

ウ　災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）

エ　病院内の入院患者等への対応策に関する事項（重病患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練等）

オ　病院に患者を受入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）

カ　人工透析実施の医療機関にあっては、医療機器及び水の確保対策

キ　その他（医療設備等の確保、発災後72時間の事業継続可能な非常用電源の確保等）

第１０節　通信手段の確保計画

災害時の応急活動を実施するためには、通信の確保が特に重要である。このため、無線設備を保有する防災機関は災害時の通信確保のため、無線通信施設の耐震対策の強化、通信の多ルート化を図る。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　酒田警察署

２　県防災行政無線

衛星系防災行政無線により、県、市町村及び酒田地区広域行政組合消防本部等が結ばれており、これら機関の情報伝達や被害報告等の通信手段として有効に活用する。

３　市防災行政無線

災害対策は、市災害対策本部を中心に消防、警察等の防災関係機関や生活関連機関が連携して対処することが重要である。情報収集において不可欠である防災行政無線設備の停電・耐震対策を実施し、災害時の通信を確保する。

４　防災関係機関無線

無線設備を保有する防災関係機関等は、各自の無線設備の停電・耐震対策を実施し、災害時の通信を確保する。

５　通信の多ルート化

市及び各防災関係機関は、通信設備の故障等いかなる事態においても通信が確保できるよう、携帯電話をはじめ複数の通信手段を整備する。

第１１節　土砂災害予防計画

がけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害を未然に防止し又は被害の軽減を図るため、災害予防対策について整備を図る。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　土木課　整備課　建築課　農林水産課
関係機関	国土交通省酒田河川国道事務所　国土交通省新庄河川事務所 庄内総合支庁　酒田地区広域行政組合消防本部　酒田警察署 酒田市消防団　庄内森林管理署

２　土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査を定期的に行い、その結果を市に通知するとともに、警戒区域等に相当する区域を明示して公表する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定・周知

県は、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には住民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域を「土砂災害警戒区域」、また、建築物に損壊が生じ住民等の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

市は、県とともに関係図書を一般の縦覧に供するほか、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

市は、これらの土砂災害警戒区域等を市地域防災計画に明記するとともに、土砂災害警戒区域等に指定された区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、地域住民等に周知徹底を図る。

また、市は、土砂災害防止法第８条に基づくハザードマップを作成・配布するとともに、ホームページで公開する。

３　山地災害危険地区の調査･周知

(1)　調査の実施

県は、山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その結果を市に提供する。

(2)　山地災害危険地区の周知

県は、調査の結果、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区や災害が発生した地区を「山地災害危険地区」とし、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

また、市は、これらの「山地災害危険地区」を市地域防災計画資料編に明記するとともに、地域住民等に周知徹底を図る。

４　総合的な土砂災害予防対策の推進

(1) 危険箇所の法指定等

国及び県は、危険箇所を関係法令に基づく指定箇所に指定し一定の行為を禁止・制限する。

法　令　名	指定箇所名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域 造成宅地防災区域

(2) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害防止法第８条に基づき、県知事より指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。

① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

④ 土砂災害警戒区域内に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地

⑤ 救助に関する事項

⑥ その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、土砂災害警戒区域内に、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定める場合、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

更に、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。

なお、指定緊急避難場所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮する。

(3) 緊急用資機材の備蓄

市及び県は、崩落の予防や亀裂への雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

(4) 情報交換・連絡体制の確立

市は、災害の発生に備え、関係機関や自主防災組織と常に密接な情報交換を行い、相互の連携を確立しておくとともに、建設業協会等民間団体と可能な限り事前協議を行い、情報交換や協力体制について取り決めておく。

また、市及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

５　災害防止に配慮した土地利用の推進

(1) 災害防止に配慮した土地利用の指導

市は、確認申請時において、当該建築物等が土砂災害特別警戒区域にある場合には必要な対策を講じるよう所有者、申請者及び設計者に指導、助言を行う。

宅地開発を行う者は、災害危険区域や地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等の開発行為に適当でない区域は開発区域に含めない計画とするよう努めるものとする。

(2) 危険箇所に所在する住宅の移転

市及び県は、危険箇所における災害予防及び住宅移転の必要性について普及啓発に努めるとともに、安全な区域への移転を促進する。

６　二次災害の予防

(1) 危険箇所の調査点検

市は、大雨後や急激に融雪が進んだ場合、関係機関、地元住民等の協力を得て危険箇所及び対策施設の点検調査を速やかに行う。

(2) 危険箇所の応急対策

市及び県は、地すべりの徴候や斜面に亀裂が確認された場合等、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等必要な応急対策工事を実施する。

(3) 二次的な土砂災害予防のための監視

危険箇所が植生等で履われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や地盤内部で亀裂が発生するなど脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。そのため、市及び県は、降雨後や急激に融雪が進んだ場合には監視を強める。

第１２節　孤立集落対策計画

中山間地域など、地震・土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進し、孤立した際の救援が届くまでの、食料などの物資や通信機器類など防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行う。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　土木課　整備課　農林水産課
関係機関	各道路等施設管理者

２　防災資機材等の整備

集落が孤立した際の連絡手段の確保、通信機器類の整備、食料等の備蓄、避難所の確保、発電機や暖房器具などの防災資機材の整備、負傷者や食料等の搬送、住民の避難などの緊急事態に備えたヘリ離着陸可能な場所の確保に努める。

３　孤立予防対策の推進と防災体制の整備

交通途絶を防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進し、周辺住民に危険箇所を周知する。

また、住民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の育成を進め、消防団や地域の企業などとの連携を促進する。

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備する。

第１３節　都市防災計画

都市地域を火災等、災害による被害から守るために、災害に強いまちづくりを推進する。

１　主な実施機関

酒田市	都市デザイン課　土木課　整備課
関係機関	庄内総合支庁

２　一体的な面的整備事業の推進による防災性の強化

(1) 災害危険市街地の解消

防災上危険な木造密集市街地の解消のためには、幹線道路などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要である。災害に強い都市構造とするため、各種の都市整備手法により、災害に強いまちづくりを行う。

(2) 災害に強い新市街地の整備

市街地周辺部において、良好な新市街地の形成を図る際は、防災上危険となる無秩序な開発を防止し、土地区画整理事業等の事業手法により一体的な面的整備を行う。

(3) 市街地不燃化の促進

既成の市街地のうち、低層の木造建築物が密集し、防災上不健全な地域においては、建築物の不燃化・耐震化や公園・緑地等のオープンスペースの確保などにより、防災性の向上を図る。

３　都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり

道路用地・公共空地の確保と、地域地区指定等の組み合わせによる合理的な土地利用の誘導及び根幹的な都市施設の整備、市街地開発事業の実施により望ましいまちづくりを推進することで、防災効果を高める。

市街地における火災の延焼拡大を防除するため、必要な地域において防火地域及び準防火地域の指定を行う。

４　防災空間の整備による安全性の確保

市街地における火災に対する安全を確保するため、建築物の不燃化並びに公園、緑地及び街路等の防災空間の整備に努める。

(1) 公園・緑地整備事業の推進

公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として、防災上重要な役割を担っている。

そのため、主に市街地の公園・緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、外周部に植栽して緑化を行いながら、その拡充・整備に努める。

(2) 街路整備事業の推進

都市内道路の整備、拡幅等により、都市内に空間を与えて、火災の延焼を防止するとともに、緊急輸送及び避難路としての機能をも併せて確保する。

(3) 緊急輸送路ネットワークの整備

災害時の緊急支援物資の輸送、消防・緊急活動の迅速かつ円滑な実施を確保するための緊急輸送路ネットワークの整備を関係機関と協力して推進する。

第１４節　建築物等災害予防計画

災害による建築物の被害の未然防止と軽減が図られるよう、防災上重要な拠点となる公共施設の不燃性の強化等を促進し、適切な維持管理に努める。

また、一般の住宅・建築物等については、所有者に対して災害予防の重要性についての啓発に努める。

１　主な実施機関

酒田市	総務課　建築課　各施設管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　各施設管理者

２　防災上重要な建築物の災害予防

(1) 防災上重要な建築物として位置づける公共建築物

ア　災害対策本部が設置される施設(市役所)

イ　医療救護活動に従事する機関の施設(病院など)

ウ　応急対策活動に従事する機関の施設(総合支所、消防署など)

エ　避難所(学校、体育館、コミュニティ（防災）センター、文化施設等)

オ　社会福祉施設等(特別養護老人ホーム、障がい者施設等)

(2) 防災対策

防災上重要な建築物は、災害時の避難場所として重要であるばかりでなく、応急復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策の推進に努める。

ア　建築物及び建造物の安全確保

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

イ　防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

(ｱ) 飲料水の基本水量の確保

(ｲ) 非常用電源の基本能力の確保

(ｳ) 配管設備類の固定強化

(ｴ) 敷地内の排水施設及び擁壁等の整備

(ｵ) 段差部をスロープ化するなど、避難行動要支援者に配慮した施設、設備の整備

(ｶ) 消防防災用設備等の充実

(ｷ) 情報・通信システム等の耐震・耐浪性能の向上等

ウ　維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整理し、日常点検の励行に努める。

３　建築物等に対する防災上の指導等

市は、建築物等の安全を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

区　分	災害留意事項	指導等の内容
建築物	不特定多数の者が使用する建築物の安全確保について	必要により防災査察を行い、その結果に応じた指導、助言
	著しく劣化している建築物の安全確保について	防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要の啓発
	住宅の耐震化の促進について	平成１２年５月３１日以前に建築された木造住宅等の耐震改修の促進と耐震に関する相談、助言
	落下物等による災害防止について	建物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導、啓発
敷　地	崖地等における安全立地について	建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転の促進

第１５節　輸送体制整備計画

市は、災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するために、迅速かつ効率的な輸送体制の整備を図る。

１　主な実施機関

酒田市	総務課　危機管理課　土木課　整備課
関係機関	庄内総合支庁　酒田地区広域行政組合消防本部　酒田警察署

２　緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し

災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するために必要な緊急輸送道路は、防災活動拠点施設等と有機的に結合したネットワークとして機能することが重要であることから、県は社会情勢その他の変化に応じてネットワーク計画の適宜見直しを行う。

(1) 緊急輸送道路ネットワーク計画の定義

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（市、警察署及び消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、鉄道駅及び臨時ヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点等を有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路

(2) 緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路の基準

ア　高速道路を基幹とし、これにアクセスする主要国道を主体に、防災活動拠点、輸送施設、輸送拠点及び防災備蓄拠点を有機的に結ぶ国道、県道及び市道で構成される道路網

イ　隣接市町や隣接生活圏（最上・村山）との接続道路

ウ　病院、広域避難地等公共施設とアの道路を結ぶ道路

(3) 連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワーク計画で連接される輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平素から情報を交換し、相互の連携体制を整えておく。

３　物資輸送拠点の整備等

(1) 市及び県は、物資拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、国と連携して以下の環境整備を図る。

ア　物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化

イ　物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信施設の設置促進

ウ　緊急通行車両等への優先的な燃料供給等

(2) 市及び県は、地域の社会的・地理的状況、災害による被害想定、避難所等の配置状況等を考慮し、物資拠点の候補となる公的施設等を、当該施設の管理者と協議のうえ、あらかじめ複数選定しておく。（第２編第２章１６節「輸送計画」参照）

(3) 市及び県は、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理･輸送、避難者運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておき、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど

協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

４　輸送施設の安全性の確保

(1) 輸送施設の管理者は、各施設の防災対策を推進し、災害時における施設の機能確保を図る。

(2) 緊急輸送道路ネットワーク計画として指定された輸送施設については、特に災害時に安全性確保に努める。また、災害時における緊急輸送が円滑に実施できるよう、平素から情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整えておく。

５　臨時ヘリポート選定・整備

市は、緊急輸送道路ネットワーク計画を設定する施設として、小中学校のグラウンド、陸上競技場等を次により、臨時ヘリポートとして指定しておく。（資料編３－５臨時ヘリポート開設場所参照）

(1) 離着陸に必要な面積（概ね５００㎡以上）があること。

(2) 周囲に障害物がなく、安全な離着陸が可能な場所であること。

(3) 陸上交通上の利便性を有する場所であること。

(4) 避難場所との重複指定は極力避けること。

(5) 指定にあたっては、事前に当該施設の管理者との協議を整えておくこと。

なお、指定した施設には、災害時のヘリポート機能として通信機器等の資機材を必要に応じ整備しておくように努める。

６　緊急輸送用車両等の確保・整備

市及び県は、車両、船舶等の所要数、調達先、物資の集積場所等を明確にしておくとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結する等体制の整備に努める。この際、県及び市は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

７　緊急通行車両等確保のための事前対策

(1) 緊急通行車両の災害発生前における確認申出及び規制除外車両の事前届出

県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するための緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの確認申出について災害発生前における確認申出及び事前届け出の普及に努め、次により申出及び届出を受付け、事務の迅速化を図る。

ア　緊急通行車両

(ｱ) 災害発生前における確認の対象車両

ａ　災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び防災計画等に基づき、基本法第５０条第１項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

(a)　警報の発表・伝達、避難指示等に関するもの

(b)　消防、水防、道路維持及び電気・ガス・上下水道等の応急措置に関するもの
(c)　被災者の救難、救助、その他の保護に関するもの
(d)　災害を受けた児童、生徒の応急の教育に関するもの
(e)　施設、設備の応急の復旧に関するもの
(f)　廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの
(g)　犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
(h)　緊急輸送の確保に関するもの
(i)　上記のほか、災害の発生防ぎょ又は拡大防止のための措置に関するもの

b　指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時これら機関活動専用に使用される車両又は災害発生時の他の関係機関、団体から調達する計画がある車両

(ｲ) 申出手続

対象車両の管理者等は、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類、緊急通行車両~~書~~確認申出書、及び自動車検査証の写しを、酒田警察署又は警察本部に提出する。

(ｳ) 緊急通行車両確認証明書等の交付

審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、緊急通行車両確認証明書及び確認標章を申出者に交付する。

イ　規制除外車両

(ｱ) 事前届出対象車両

民間事業の社会経済活動のうち、災害時において優先すべきものに使用する車両で、次のいずれかに該当する車両を対象とする。

(a) 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両
(b) 医薬品・医療機器、医療用資機材等を輸送する車両
(c) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
(d) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(ｲ) 届出手続

対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び規制除外車両事前届出書を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。

(ｳ) 事前届出済証等の交付

県公安委員会は、審査の結果、規制除外車両に該当すると認める車両については、事前届出書を受理した警察署長を経由し、規制除外車両事前届出済証等を届出者に交付する。

第１６節　交通関係施設災害予防計画

災害による道路、空港、公共ヘリポート、港湾及び鉄道施設の被害を未然に防止又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、これらの交通施設の管理者が実施する災害予防対策について整備を図る。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　企画調整課　商工港湾課　土木課　整備課
関係機関	国土交通省酒田河川国道事務所　国土交通省酒田港湾事務所 庄内総合支庁　県港湾事務所　酒田警察署　東日本旅客鉄道㈱

２　各施設に共通する災害予防対策

交通施設等の管理者は、災害発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 施設の点検

災害発生時の緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努める。

(3) 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、各管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。この際、緊急輸送道路ネットワークに含まれる交通施設等の耐震性の確保に配慮する。

(4) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

(5) 施設構造図等資料の整備

各施設の管理者は、円滑な災害復旧を図るため所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

３　道路の災害予防対策

(1) 市道の災害予防

市道のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策を実施する。

(2) 道路付帯施設の災害予防

道路付帯施設の管理者は、次により施設の災害予防対策を講ずる。

ア　信号機等の整備

県警察本部は、信号機等交通管制施設について、耐震性に配慮しながら整備を推進

する。

イ　非常用電源付加装置等の整備

主要交差点に非常用電源付加装置の設置を促進する。

(3) 防災体制の整備

道路管理者は、次により防災体制の整備を推進する。

ア　道路の情報体制の整備

迅速かつ円滑な災害応急復旧への備えとして、緊急輸送道路等の災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器（地震計、雨量計、ＩＴＶ）の整備を推進する。

イ　道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を路線又は区間ごとに定め、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

ウ　道路利用者への広報

災害発生時おいて、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平素から防災知識の普及・啓発活動を推進する。

(4) 防風対策

各道路管理者は、防風柵、防雪柵の延長とその維持を図り、被害の軽減に努める。

４　港湾施設の災害予防対策

港湾施設の設置者及び管理者は、次により酒田港における各港湾施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 港湾は、海上交通の安定性を活かし、災害時においても一定の物流機能を維持することが可能であることから、港湾計画等において重要な防災拠点として位置づけ、施設整備等を計画的に推進する。

市は、海上からの緊急物資の搬入、仕分け及び配送を円滑に実施できるよう、外港地区の港湾関連用地を機能的に配置するとともに、緑地について、臨時ヘリコプターあるいは自衛隊の受入れ場所、災害廃棄物の一時保管場所としての利用も考慮した整備を図る。

(2) 酒田港施設周辺には石油等危険物の輸送施設や貯蔵施設等、災害発生時に二次災害を引き起こす可能性のある施設が立地していることから、港湾の安全性をより高めるため、地盤液状化の可能性の点検を行い、液状化対策を推進するとともに、災害発生時に危険物貯蔵施設等へ致命的な影響が及ばないよう岸壁等の耐震強化に努める。

５　漁港施設の災害予防対策

市は、災害発生時における被災者の迅速かつ安全な避難、救援活動、物資の緊急輸送及び応急復旧活動等が速やかに実施できるよう、飛島における防災拠点漁港として飛島漁港を位置付け、飛島漁港の勝浦地区に整備した耐震強化岸壁（-4.0m　Ｌ＝80m）を避難及び救援物資の海上輸送の基地として活用する。

６　鉄道施設の災害予防対策

鉄道事業者は、次により鉄道施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 施設面の災害予防

ア　施設の保守管理

鉄道施設すべての構造物について定期検査を行うとともに、必要に応じ随時検査を実施する。

イ　近接施設からの被害予防

路線に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理者に関係施設の整備等災害予防対策の推進を要請する。

(2) 体制面の整備

ア　災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制及び職務分担等をあらかじめ定める。

イ　情報伝達方法の確立

関係防災機関、地方自治体との緊急連絡並びに部内機関相互間における予警報の伝達及び情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害に関する警報装置を整備する。

(ｱ) ＪＲ電話及びＮＴＴ電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及びＦＡＸ

(ｲ) 自動車無線及び列車無線とその中継基地、携帯無線機

(ｳ) 風速計、雨量計、水位計及び地震計

(3) 避難誘導体制の整備

災害発生時の避難誘導を適切に実施できるよう、誘導用資機材の整備を図るとともに、施設利用客の避難誘導の方法を定める。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に適切な処置がとれるよう、次の防災訓練を適宜実施する。

ア　非常呼出訓練

イ　避難誘導訓練

ウ　消火訓練

エ　脱線復旧訓練

(5) 竜巻等突風対策

特殊な気象条件下においては、竜巻等突風が発生する可能性があり、運行に支障が予想されるため、次により災害が発生した場合の被害等の軽減方策の強化に努める。

ア　風速計の新設等による風の観測体制の整備

イ　風観測、防風設備の手引きの作成

ウ　運転規制、突風対策について引き続き調査・研究

7　空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策

空港又は公共ヘリポート施設の管理者は、次により施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 施設内の土木施設や航空灯火に関する施設等の異常の有無を常時点検し、災害予防対策を講じる。

(2) 空港ターミナルビル等の施設における二次災害の誘発や避難の障害となるおそれのある物品について、日常点検により安全の確保に努める。

(3) 空港は、速やかに災害支援の拠点となるよう体制整備を図る。

第１７節　公共土木施設等災害予防計画

災害時において、公共土木施設の被害を最小限にとどめるための構造強化など事前の予防措置を講じておくとともに、直ちに機能回復に努める。

また、各施設を管理する関係機関や施設占用者は、災害時において応急復旧対策活動の円滑実施を図るため、相互に協力体制・情報・連絡系統を確立する。

１　主な実施機関

酒田市	土木課　整備課　農林水産課　上下水道部
関係機関	国土交通省酒田河川国道事務所　庄内総合支庁　庄内森林管理署

２　施設及び災害危険箇所の点検、調査等

(1) 河川管理施設等の災害予防

ア　各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。

イ　災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

ウ　市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

(2) 海岸保全施設の災害予防

ア　海岸管理者は、海岸保全施設の災害に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施し、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に施設の改善に努める。

イ　海岸管理者は、災害危険箇所の定期的点検を実施して危険箇所整備計画を策定し、計画的な整備に努める。

(3) 海岸林による防風対策

海岸林は、防風、飛砂防止等を目的に造成され、今後も、クロマツ等の植栽等による飛砂防止対策の実施や林帯の保全管理の徹底を図り、その維持に努める。

(4) 下水道施設による雨水排水対策

ア　市街地においては、少なくとも７年に一回程度の大雨に対する浸水防除を図るため、雨水排水計画を策定し、雨水排水施設の整備を計画的に推進する。

イ　下水道システム全体の機能停止を避けるため、処理場及びポンプ場（特に電気及び機械関係設備、機器）の十分な浸水防止対策を講じる。

ウ　被災時において、処理場及びポンプ場内での各種薬品類、重油等の燃料の漏洩等、二次災害発生防止のための対策を講じる。

(5) 浸水拡大を抑制するための災害予防計画

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(6)　洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

気候変動による影響を踏まえ、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防

止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組みを推進するための密接な連携体制を構築する。

(7) 流域治水の取組の推進

下記の事項を重点として流域治水の取組を推進する。

ア　流域水害対策計画の策定

特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。

イ　貯水機能保全区域の指定

県知事等は，河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。

ウ　浸水被害防止区域の指定

県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。

(8) 浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川（以下「洪水予報河川等」という。）等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。

第１８節　農地・農業用施設災害予防計画

災害による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるようにするために、災害予防対策について整備を図る。

１　主な実施機関

酒田市	農政課　農林水産課
関係機関	庄内総合支庁　土地改良区

２　各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

３　農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道の管理者は、重要度に応じて法面崩壊・土砂崩壊及び落石等に対する防止工を行い、橋りょうについては落橋防止措置を設ける。

４　用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、桶管及び揚排水機場等は、洪水量等を考慮して設計・施工されているが、不十分な施設については、改修時において機能の向上を図る。

５　ため池施設の災害予防対策

市、県及び国は豪雨や地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、「防災重点農業用ため池」という）について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。

ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造等を内容とする届出を行うとともに、適正な管理に努める。

県では、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき防災工事等推進計画を策定し、防災重点農業用ため池を対象として、劣化状況評価及び豪雨・耐震性評価を実施し、その結果を踏まえて防災工事等の必要性を判断して優先付けを行い、計画的に対策を実施する。

防災最重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画　　（令和６年１月１日現在）

ため池数 ①	①のうち、 防災重点農業用ため池数　②	②に係る防災工事等の計画（令和12年度）	
		防災工事 計画箇所数	廃止工事 計画箇所数
83	34	5	17

６　農地等の災害予防対策

ビニールハウス及びその他の農業施設の管理者は、強風時や暴風時における倒壊やビニールの破損等を防止するため、その施設管理に万全を期す。

また、特殊な気象条件下においては、竜巻等突風が発生する可能性があり、農作物への被害が予想されるため、市は、災害が発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努める。

第１９節　電力施設災害予防計画

東北電力ネットワーク株式会社酒田電力センター及び関連事業所は、災害発生時における電力供給ラインを確保し人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	東北電力ネットワーク㈱酒田電力センター

２　設備面の災害予防

(1) 電力設備の安全対策

電力設備は、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については、補強等により予防対策を講ずる。

(2) 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社より供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連携して運用しており、山形系統も基幹送電線により東北全系統と連携し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は２回線とするなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も二重化を行う。

(3) 代替性の確保

電力設備の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性・耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(4) 重要施設への供給体制の強化

特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

３　体制面の災害予防

(1) 電力の安定供給の体制

東北電力ネットワーク株式会社酒田電力センター及び関連事業所において２４時間の監視体制を行っており、災害時などの非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

(2) 防災訓練の実施

災害等を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に

推進するため年１回以上防災訓練を実施する。

また、国、県及び市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

４　災害対策用資材等の確保

(1) 災害対策用資材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受け渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

５　防災時広報活動

東北電力ネットワーク株式会社酒田電力センターは、災害発生時における停電による社会不安の除去、公衆感電事故防止のため、平常時から防災体制等について広報するとともに、広報活動を速やかに行うため事前に広報例文等を整えておく。

６　応援協力体制

各電力会社との電力融通、災害対策用資器材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

第２０節　ガス供給施設災害予防計画

ガス事業者は、災害によるガス供給施設の被害を最小限にとどめ、ガスの供給と安全を確保するため、ガス工作物を新設する場合や既設のガス工作物にあっては、耐震性の見直し及び二次災害の防止に重点をおき、維持管理に努める。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田天然ガス㈱　庄内町　ＬＰガス販売事業者

２　設備面の災害予防

(1) 施設対策

ガス施設の安全性向上を基本として、特に医療機関等の人命に関わる施設や防災拠点となりうる施設等の重要施設へのガス供給施設の重要度を考慮し、次により合理的かつ効果的な災害予防対策を講ずる。

ア　製造所の対策

(ｱ) 新設する施設は、その重要度及び設置地盤の安全性と基礎の構造･強度等を十分検討し、ガス事業法等の関係法令等に基づき、合理的な安全設計を行う。

(ｲ) 既設の施設については、定期的に安全性の点検を行い、必要に応じて補強等を行う。

イ　導管の対策

(ｱ) 新設する導管は、安全性の優れた鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管等の管材を使用し、その接合は、溶接、融着及び抜け出し防止機構を備えた機械的接合など耐震性能を有する方式を使用する。また、重要な導管は、供給系統の分離や液状化への対応についても考慮する。

(ｲ) 安全性が十分でない既設管は、ガス供給先施設の社会的重要度や地盤条件（液状化への対応についても考慮する。

(2) 緊急措置設備対策

緊急対策の基本は災害発生時のガス漏洩による二次災害を防止することである。そのため緊急措置に必要な設備の整備を図るとともに、速やかで適切な措置がとれるよう平常時より教育・訓練を実施し運用体制を整備しておく。

ア　製造所の対策

(ｱ) 検知・警報（地震計、漏洩検知器、火災報知機等）装置を設置する。

(ｲ) ガスホルダー等は緊急時に備え、緊急停止のための設備を設置する。

(ｳ) 防火設備・消火設備の整備を図る。

イ　導管の対策

(ｱ) 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。

(ｲ) 耐震性が十分でない既設管については、耐震性のある導管への取替え、あるいは更生処理を推進する。

(ｳ) 迅速・確実に供給停止を行うための緊急遮断装置を整備する。

(ｴ) 供給停止地区の圧力を速やかに減圧するため、必要により減圧設備を設置する。

(ｵ) 需要家での二次災害を防止するため、マイコンメーターを設置する。

(3) 代替性の確保

ガス供給施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性・耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

３　体制面の災害予防

(1) 動員の基準

ア　災害発生直後の緊急措置に必要な要員を確保するため、災害発生時の動員基準について定め、あらかじめ関係者に周知しておく。

イ　災害発生直後の緊急措置を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ各要員に対し出動する方法・場所を定めておく。

(2) 災害対策本部の設置

ア　災害対策本部の設置については、あらかじめ周辺被害状況等からその設置基準及び規模を定めておき、災害発生後速やかな対応ができるよう体制を調整しておく。

イ　災害対策本部の組織及び動員者の役割を明確にしておく。

ウ　災害対策本部として使用する場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能するよう、あらかじめ特定しておくとともに、非常通信設備、ＦＡＸ、複写機等の必要な備品並びに必要図書、帳票類を平常時から整備しておく。

(3) 緊急時連絡体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合は、災害対策本部、経済産業省、日本ガス協会、消防、警察等防災関係機関との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。

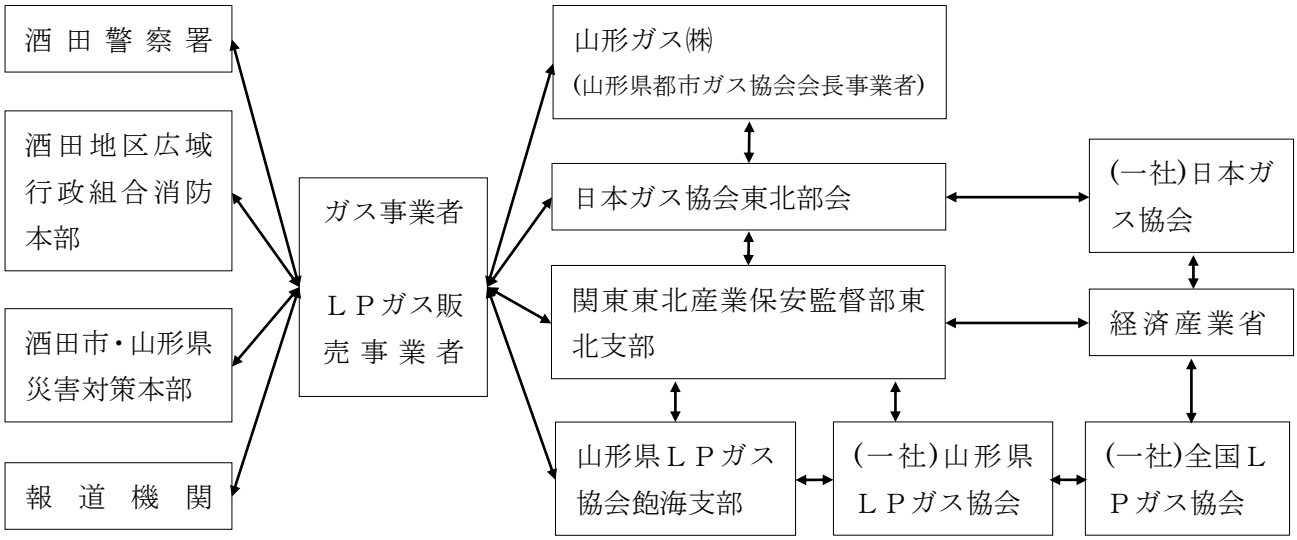

４　防災広報活動

災害発生時の二次災害防止と効果的な対策活動を行うため、平常時、災害発生時、供給停止時等の広報の時期に応じた具体的な手段をフロー図、チェックリスト、広報例文等で準備しておく。

(1) 平常時の広報

平常時から二次災害防止のためのＰＲを実施するとともに、広報活動を円滑に実施するため、需要家をはじめ報道機関、市等関係各所との広報ルートを整備しておく。

(2) 災害発生直後の広報

大規模災害が発生した直後は、需要家はもちろん関係機関の協力のもと二次災害の防止を図るため、報道機関、広報車等を通じて、需要家に対してガスについての注意事項及び協力のお願いの広報を行う。

(3) ガス供給停止時の広報

大規模災害により供給が停止した場合、二次災害の防止とともに需要家の不安の解消を目的とした広報活動が必要である。そのため、供給停止地区への広報活動だけでなく、供給継続地区へのガスの安全使用に関する事項についても、引続き広報を行う。

５　災害対策用資材等の整備

(1) 災害発生時の被害を最小限にするための応急措置に必要な器材及び早期復旧に必要な器材を備えておく。

(2) 復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査し、体制を整備しておく。

６　応援協力体制の整備

(1) 応援措置要領の整備

広範囲にわたり供給が停止し、大規模な応援が必要となる場合は、「災害時連携計画」に基づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請する。

(2) 工事会社への協力要請

防災時の緊急措置、復旧作業に必要な人員、機材等を確保するために工事会社などの関係協力会社と非常時の連絡、動員体制についてあらかじめ協議しておく。

第２１節　電気通信施設災害予防計画

電気通信事業の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、電気通信事業者は設備の防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	東日本電信電話㈱宮城事業部山形支店　その他電気通信事業者

２　設備面の災害予防

災害時においても、重要通信を確保できるよう平素から設備自体を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり、麻痺したりしないよう通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の防災対策

地震、風水害、津波又は火災等に備えて、主要な電気通信設備等について耐震、耐水、耐浪及び耐火構造化を行う。

(2) バックアップ対策

災害等における通信の疎通を維持、確保するため通信網についてシステムの信頼性の向上を更に促進する。

ア　主要伝送路のループ構成、多ルート構成による通信網の整備について、今後も計画的に整備促進を図る。

イ　電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備を図る。

ウ　交換機、電送・無線システム等の分散化を図る。

エ　通信の異常に迅速に対応できるようデータベースの整備を図る。

(3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア　孤立防止用衛星電話及び災害復旧用無線電話機

イ　可搬型移動無線装置

ウ　移動電源車及び可搬電源装置

エ　応急復旧用光ケーブル及びメタルケーブル

オ　ポータブル衛星車載局

カ　その他応急復旧諸装置

(4) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

３　体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、災害に

関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた規模以上の災害発生時における出社体制と本部長不在時の代行者を明確にしておく。

ア　情報連絡室

予想される非常災害の発生に備えた対策活動の実施

イ　準備警戒体制

明らかに予測される非常災害の発生に備えた対策活動の実施

ウ　支援本部

非常災害対策活動の支援

エ　災害対策本部

非常災害対策活動の実施

オ　現地災害対策本部

現地における非常災害対策活動の実施

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

ア　全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ　関連会社による応援

ウ　工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

ア　災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び徒歩による出社訓練等の実施により、防災業務の浸透を図る。

イ　市、県が実施する防災訓練に積極的に参加又はこれに協力する。

ウ　災害復旧対策訓練を実施し災害対策機器操作等の習熟を図る。

エ　防災関係者等を講師とする講習並びに研修の実施及び各種講習会へ参加する。

4　災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を配備し充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、県内及び全国より調達を行う。

ア　各種ケーブル類、電柱等の復旧資機材及び工事用機材

イ　電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリコプター及び仮設用用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。

５　防災広報活動

風水害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため、関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(1) 防災広報活動

ア　広報紙での呼びかけ

イ　テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報

ウ　インターネットによる広報

(2) 広報項目

ア　被害状況

イ　復旧見込

ウ　特設公衆電話設置場所の周知

エ　臨時お客様応対窓口の周知

６　広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合に備え、防災体制を確立するとともに、必要に応じて全国からの応援を要請し、迅速な復旧を可能とするよう平常時から、あらかじめ措置方法を定めておく。

第２２節　上水道施設等災害予防計画

大規模な災害の発生に伴う、減断水を最小限にとどめるため、市は、施設面及び体制面の災害予防対策を実施するとともに、応急対策を円滑に実施するため、平常時において災害時連絡体制の確立、災害用資機材の確保、防災広報活動等を実施する。

１　主な実施機関

酒田市	環境衛生課　上下水道部
関係機関	県企業局

２　施設面の災害予防

市は、上水道施設ごとに優先度を検討し、目標年度を定め、施設の更新・改良計画にあわせ計画的に上水道施設の災害予防に努める。

(1) 災害予防計画の作成

災害予防計画の作成にあたっては老朽施設の補強、老朽管の更新等を優先し、上水道システム全体としてのバランスを考慮したうえで、次の事項の耐震化、近代化事業を推進する。

ア　浄水施設、配水施設等の構造物の耐震化

イ　管路の耐震化の促進

ウ　老朽管路の計画的な更新及び基幹配水管、病院、指定避難所等への配水管の優先的な耐震化

エ　浄水場での供給予備力、配水池容量の増加（１２時間貯水容量確保）等によるゆとりの確保

オ　施設の運転状況、被害状況を把握できる情報ネットワークの強化

(2) 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) バックアップシステムの構築等

災害による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

ア　水源、浄水場及び配水池等の重要施設の複数配置による危険分散の強化

イ　非常用電源の整備（二回線受電、自家発電設備）、電気計装設備等の二重化

ウ　緊急時代替水源の確保（緊急用井戸等の利用）

エ　他水道事業体との緊急連絡管の整備

オ　配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

(4) 薬品管理における予防対策

ア　水質試験用薬品類の破損防止対策及び混薬を防止するための分離保管

イ　水道用薬品の適正な量の備蓄

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

３　体制面の災害予防

市は、平常時から応急復旧用の上水道施設図面等の整備を図るとともに、被害想定等を行い、緊急時の「上水道施設災害対策マニュアル」に基づき、職員に対する教育・訓練の実施に努める。

(1) 災害による上水道施設及び需要者の被害想定

ア　災害直後の被害状況をきめ細やかに把握する体制を強化する。

イ　災害の規模、地盤の状況、施設整備状況等から被害を予測し、給水目標及び応急対策計画を策定する。

(2) 応急対策の迅速化

「水道施設災害対策マニュアル」に基づき、従事者の動員表、役割分担表を作成し、迅速かつ適切な応急対策に努める。

(3) 職員に対する教育及び訓練

ア　計画的な研修、講習会を開催することにより、災害時における判断力の養成、防災上必要な知識及び人材の育成に努める。

イ　緊急時に迅速的確な対応が図られるよう、平常時において総合訓練、各種訓練（参集訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を行う。

(4) 図面・災害予防情報の整備及びＯＡ機器のバックアップ機能の強化

ア　拠点給水地、指定避難場所、想定避難住民数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面の整備を進める。

イ　水道システムの基本情報（水道システム図、施設図、管路図等）は、２箇所以上で管理する。

ウ　パソコン等のＯＡ機器のバックアップシステムを構築し、補完機能の強化に努める。

(5) 関係機関との連携及び連絡調整

応急給水、応急対策用車両の緊急通行の事前届出、確認等について警察等関係機関との連絡調整を図る。

(6) 上水道用機材の規格の統一

バルブキャップ等の特殊型式上水道用機材を全国統一規格である日本水道協会規格に統一するよう検討する。

４　災害時連絡体制の確立

市は、電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等により、緊急時連絡体制の確立に努める。

５　災害対策用資材等の整備

(1) 市は、計画的に給水車、給水タンク、非常用給水袋等の応急対策用資機材の整備に努める。

(2) 応急復旧用資機材等の整備

ア　削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機、漏水探知器等の応急復旧用資機材の整備に

努める。

イ　配管材料等の応急復旧用資材の備蓄

ウ　広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進

エ　資機材の製造及び取引業者等との事前協定による復旧用資機材等の緊急調達計画の策定

オ　作業員の安全装備用品等の常備

６　防災広報活動

(1) 住民に対し、防災体制、飲料水の確保、衛生対策等の留意事項について広報紙等により広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 自治会や自主防災組織等と連携し、応急給水計画を周知し、共同訓練等により防災活動の研修を充実させ、緊急時における支援体制の確立に努める。

(3) 医療施設、福祉施設等に対し、飲料水の備蓄のため受水槽等の整備の向上について広報、指導に努める。

７　生活用水水源の確保

市は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

第２３節　下水道等施設災害予防計画

災害による被害を最小限に防止するため、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするための対策についてあらかじめ定めておく。

１　主な実施機関

酒田市	上下水道部
関係機関	庄内総合支庁　県企業局　東日本電信電話㈱宮城事業部山形支店 東北電力ネットワーク㈱　酒田天然ガス㈱

２　防災体制の整備

市は、下水道施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など住民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

防災用電話、衛星電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、消防（水防）団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制の構築を図る。

(4) 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

(5) ライフライン関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、他のライフライン施設に係る作業と連携して行うことができるか調整を行う必要があるので、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制の構築を図る。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握したうえで、消防（水防）団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制の構築を図る。

(6) 民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

(7) 管理協定の締結

公共下水道管理者は、浸水被害対策区域における浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内にある雨水貯留施設を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うなどして浸水被害の軽減を図る。

(8) 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有するものと災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外のものでも維持・修繕が可能となるような体制の構築を図る。

(9) 事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（事業継続計画）を策定し、ＰＤＣＡサイクルによる随時見直しに努める。

３　災害予防対策

(1) 浸水対策

ア　耐水性調査及び補強対策

施設の耐水性調査を実施し、必要に応じて補強対策を講じる。

イ　耐水対策の計画、設計及び施工

浸水により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての機能が保持できるよう、処理場における流入・放流ゲートは河川水位等を十分考慮に入れた構造とする。また、処理場及びポンプ場の機械・電気設備は、浸水に耐える構造及び配置とする。

(2) 重要施設の耐震性の強化

ア　処理場及びポンプ場

処理施設、ポンプ場の耐震補強を図るとともに、ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入の配管などについても耐震性を強化し、定期的に点検を実施する。

イ　管きょ施設

管きょは、マンホールとの接続部及び継手部を耐震性の高い性能の材料とし、被害の軽減に努める。

(3) 安全確保対策

ア　基本的図書の整備

下水道施設の被災調査や復旧作業を円滑に進めて行くうえで、施設の設計図書や管理図書は重要な資料となるので、これらの基本的図書の整備と保管に努めるとともに、そのバックアップを設けて安全性の向上を図る。

イ　施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、浸水時に漏水や湧水等何らかの変状が発生する危険性が高い箇所を把握しておく。

ウ　維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

(4) 代替性の確保

下水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等を

もたらすことから、関連施設の耐震性・耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を考慮した設備構築に努める。

４　災害復旧用資機材の確保

市は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、建設業協会等の協力を得て、必要な資機材を確保しておく。また、独自に確保できない資材等については、東北・北海道ブロックの行政機関の協力を得て広域的な支援体制を確立しておく。

なお、非常用電源及び車両用燃料として、72時間分の備蓄を目標とする。

５　広報活動

市は、下水道施設の被災箇所を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平時から市民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

第２４節　危険物等施設災害予防計画

危険物、高圧ガス、毒物劇物、有害物質、火薬類等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設の関係者は、自主保安対策を講ずることとし、監督機関（国、県、消防機関）は、施設の関係者と協力しながら災害予防の指導にあたる。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　庄内総合支庁　庄内保健所 危険物取扱事業所

２　各施設に共通する安全対策

事業者は、危険物関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

３　危険物施設の安全対策

危険物等による災害は初期対応が特に重要なことから、危険物取扱事業所は関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等、災害の未然防止を図る。

(1) 災害に対する安全性の強化

監督機関は、危険物施設の災害に対する安全性に関し、消防法の規定による基準に適合した状態を維持するよう指導する。

(2) 指導の強化

ア　監督機関は、危険物施設の位置、構造及び設備が消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、立入り検査を励行するなど指導を強化する。

イ　監督機関は、危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物等の取扱いについて技術上の基準の遵守、予防規程の作成等、安全管理体制の確立を指導するなど危険物取扱者制度に関する適正な運用を図る。

(3) 保安教育

監督機関は、酒田地区危険物安全協会の協力のもとに、危険物取扱事業所の管理責任者及び保安総括管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物等の自主保安体制の確保に関する指導、啓発に努める。

(4) 自衛消防組織の育成

ア　監督機関は、危険物取扱事業所に対し、自衛消防組織等の活動要領を定めるなど、自主的な災害予防体制の確立を図るよう指導し、自衛消防組織の組織化を推進する。

イ　監督機関は、危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協議を促進し、災害時における具体的な応援措置を盛り込んだ「実施要領」を

定めるなど、効率の高い自衛消防力の確立を図るよう指導する。

(5) 防災訓練の強化

監督機関は、危険物取扱事業所に対し、具体的な災害想定のもとに隣接事業所との連係を考慮した、より実践的な防災訓練及び避難訓練等の実施について指導する。

(6) 化学消防資機材の整備

ア　消防機関は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を図るものとする。

イ　監督機関は、危険物取扱事業所に対し、化学消火薬剤及び必要機材の備蓄を図るよう指導する。

(7) 関係機関との連絡体制の確保

危険物取扱事業所は、防災無線等の通信手段の整備充実を図るとともに、被災した場合に備え消防、警察等の関係機関及び関係事務所と連絡体制を図る。

(8) 災害発生時の自衛消防組織の整備

危険物取扱事業所は、災害発生時の自衛消防組織等の体制づくりや活動要領を定め、災害時に迅速な対応が図られるよう努める。

(9) 近隣事業所等の連携

危険物取扱事業所は、危険物取扱従事者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定めるなど体制整備に努める。

(10) 初動体制の整備

危険物取扱事業所は、初期消火訓練を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のため訓練の徹底を図る。

４　各施設に共通する安全対策

各事業者は、危険物関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域当の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

５　高圧ガス製造施設等の安全対策

高圧ガス保安法で定める高圧ガスは、その毒性、化学的特性により漏洩すると、爆発性や毒性から大災害につながるおそれがある。このため、高圧ガス取扱事業所は関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等により災害の未然防止を図る。

(1) 保安措置の指導

監督機関は、高圧ガス製造施設、取扱施設、貯蔵所、液化石油ガス販売事業所、一般消費設備に対し、容器の転倒防止措置の徹底を指導するとともに、ガス放出防止弁の設置を指導する。

(2) 指導の強化

ア　監督機関は、高圧ガス取扱事業所の位置、構造及び設備を高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持させるため、保安検査及び立入検査を強化する。

イ　監督機関は、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱等の適正化や危害予

防規程の作成など安全管理体制の確立を指導する。

(3) 保安教育

監督機関は、高圧ガス保安協会東北支部、(一社)山形県ＬＰガス協会飽海支部、山形県冷凍空調設備工業会（以下「高圧ガス関係協会」という。）の協力のもとに、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者に対し、保安に関する講習会を随時開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。

(4) 防災訓練の強化

監督機関は、高圧ガス取扱事業所等に対し、具体的な災害想定のもとに隣接事業所との連携をも考慮した、より実践的な訓練等の実施について指導する。

(5) 関係機関及び高圧ガス取扱事業所間の連絡体制の確保

ア　高圧ガス取扱事業所は、災害発生時に関係機関及び他の高圧ガス取扱事業所と連絡体制の確保を図る。

イ　高圧ガス関係協会は、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制を整備する。

(6) 自主防災活動組織の整備

高圧ガス取扱事業所は、災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行うなど災害時に迅速な対応ができるよう努める。

(7) 初動体制の強化

高圧ガス取扱事業所は、初期消火訓練を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のため訓練の徹底を図る。

６　毒物劇物貯蔵施設の安全対策

毒物及び劇物取扱法の適用を受ける毒物劇物は、その特性、科学的特性のため、漏洩するとその毒性により大きな被害が想定される。このため、監督機関は、毒物劇物営業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者のうち、毒物劇物を大量に取り扱う者の把握に努め、適正な取扱について指導する。

(1) 毒物劇物営業者及び届け出を要する毒物劇物業務上取扱者に対する指導監督機関は、毒物及び劇物取締法に基づく、監視指導の際、毒物劇物の貯蔵状況、事故発生時の毒物劇物等による危害防止規程等を調査し、対策や改善が必要な場合は、整備、補強等を指示する。

(2) 届け出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対する指導

届け出を要しない毒物劇物業務上取扱者の実態把握に努めることにより、毒物劇物を対象に取り扱う者を把握し、研修会や立入検査を実施するなど指導の強化を図る。

７　有害物質取扱施設の安全対策

有害物質はその特性、化学的特性から、流出又は漏洩するとその有害性により人の健康及び生活環境に大きな被害が生じることが想定される。このため監督機関は、水質汚濁防止法の特定事業場等に対して、法に基づき監視、指導を行うとともに、届け出を要しない有害物質取扱事業場等の把握に努め、有害物資の流出、漏洩防止について指導する。

(1) 水質汚濁防止法の特定事業場等に対する指導

監督機関は、水質汚濁防止法に基づく監視指導の際、法に基づく有害物質の流出及び地下への浸透の防止等について指導するとともに、水質汚濁防止法第１４条の２第１項に基づく、事故時の措置及び報告の遵守を徹底させる。

また、大気汚染防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律においても必要な指導を行う。

(2) 届け出を要しない工場又は事業場等に対する指導

監督機関は、届け出を要しない工場又は事業場等の実態調査を実施し、有害物質を取り扱う工場又は事業場等を把握し、有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の防止対策や事故時の関係機関への連絡等を指導する。

８　火薬類製造施設等の安全対策

火薬類取扱事業所は、関係機関と連携して、保安体制の強化及び施設構造について関係法令で定める技術上の基準等の遵守により、適正な保安措置を講ずるとともに、保安教育及び防災訓練を実施し、自主保安体制を充実させることにより災害の未然防止を図る。

(1) 施設構造基準等の遵守

火薬類取扱関係事業者は、必要に応じ、施設構造について法令で定める技術上の基準に係る事項等を点検・調査し、施設の適切な維持に努める。

(2) 保安教育及び防災訓練の実施

火薬類取扱事業所は従業者を各種講習会等に積極的に参加させ、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。また、災害発生時に被害拡大防止措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要に応じ、非常時を想定した防災訓練を行う。

(3) 自主保安体制の充実

火薬類取扱関係事業者は、保安教育計画に災害対応についても定め、保安教育を徹底する。

(4) 連絡体制の確立

火薬類取扱関係事業者は、被災した場合に備え、消防、警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

９　放射線使用施設の安全対策

国は、放射線使用事業所に対し、災害発生時における措置を放射線障害予防規程に定める等、法令に基づき放射線使用施設を適正に維持管理するよう指導を徹底する。

県は、医療法に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に係る規定を遵守するよう指導するとともに、施設管理者に、空間放射線量率の増加並びに空気及び水中での放射能又は化学薬品等による人的災害を防止するための措置を講じるよう指導する。

第２５節　食料・飲料水及び生活必需品等の確保計画

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達について整備を図る。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　地域福祉課　高齢者支援課　農政課 上下水道部
関係機関	東北農政局山形県拠点

２　基本的な考え方

(1) 災害発生後しばらくの間、食料等については平時と同様の供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資の確保対策を講ずるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点登録に努める。

(2) 市は、住民が各家庭や職場で平時から食料等を備蓄するよう、自主防災組織、自治会、コミュニティ振興会等を通じて啓発する。

(3)　応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。

(4) 市は、住民の備蓄を補完するため、地震被害想定調査の結果を参考に、指定避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料、飲料水及び生活必需品等を備蓄（流通備蓄を含む。）することを基本とする。

(5) 市は流通備蓄を行うため、あらかじめ市内又は近隣の関係業者等と協定を締結し、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるようにするとともに、平時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。

(6) 県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

３　食料等の確保品目及び方法

(1) 食料

ア　品目

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

(ｱ) 炊き出し用米穀、乾パン、乾燥米穀及び乳幼児用粉ミルク・液体ミルク等の主食

(ｲ) 即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

イ　方法

(ｱ) 市は、２の(4)及び(5)により備蓄を行うときは、要配慮者の状況及び指定避難所の配置に考慮する。

(ｲ) 市は、次により必要な食料の供給体制を整備し、災害発生時の供給確保に努める。

A　米穀…農林水産省農産局長との協議に基づく供給体制の確立
米穀供給業者との供給協定締結と供給体制の確立
大量精米及び炊き出し施設との協定締結又は協力体制の確立

B　乾パン…供給業者との供給体制の確立

C　乾燥米飯、乳児用粉ミルク・液体ミルク…供給協定締結先及び他業者からの供給体制の確立

D　副食…供給協定締結先及び他業者からの供給体制の確立

(ｳ) 県は、市町村の要請に対応できるよう、必要な食料の供給体制を整備し、災害発生時の供給確保に努める。

(2) 給水体制の整備

ア　１人１日３リットルの水を確保することを目安に、市は耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、２の(4) 及び(5)により飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。

イ　上水道事業者等は、給水に関する情報ネットワークを整備する等、情報の共有化に努める。

(3) 生活必需品

ア　品目

区　分	品目例（特に重要な品目）
寝　具	毛布、ダンボール等　ほか
外衣・肌着	下着　ほか
身の回り品	タオル　ほか
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器　ほか
日用品	トイレットペーパー、ティシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキングほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋　ほか
トイレ	簡易トイレ　ほか
季節用品	（冬期）防寒着、カイロ、ストーブ、灯油　ほか （夏期）扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤　ほか

イ　方法

(ｱ) 市は、２の(4)及び(5)により備蓄を行うときは、要配慮者の状況及び避難所の配置に考慮する。

A　備蓄品目
毛布、仮設トイレ、暖房器具、鍋、釜、発電機

B　備蓄場所
コミュニティ防災資機材庫等を充てる。

(ｲ) 県は、市町村の要請に対応できるよう、関係業者と災害発生時における優先供給

協定を締結する等、供給体制の確立に努める。

(ｳ) 民間から調達する場合は、あらかじめ主要な調達先、集積場所、輸送方法等を定めておく。

第２６節　文教施設等における災害予防計画

集中豪雨や暴風等により災害が発生した場合に、児童・生徒、教職員、入館者、施設利用者、施設職員等の安全確保並びに施設及び収蔵物の安全に関する迅速な対応を図る。

１　主な実施機関

酒田市	文化政策課　まちづくり推進課　教育委員会企画管理課　学校教育課 社会教育課　スポーツ振興課　各施設管理者
関係機関	

２　学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

学校長は、災害発生に備え、下記の予防対策を盛り込んだ学校安全計画を策定・実施する。

ア　安全教育に関する事項

(ｱ) 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項

(ｲ) 学年別・月別の安全指導の指導事項

a　学級（ホームルーム）活動における指導事項
（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

b　学校行事（避難訓練など安全に関する行事）における指導事項

c　児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

d　課外における指導事項

e　個別指導に関する事項

(ｳ) その他必要な事項

イ　安全管理に関する事項

(ｱ) 対人管理の事項
学校生活の安全管理の事項

(ｲ) 対物管理の事項
学校環境の安全点検の事項

ウ　学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）

(2) 危険等発生時対処要領（学校防災マニュアル）の作成

学校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

(3) 学校安全委員会の設置

学校長は、学校安全計画に定められた事項等について教職員等の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。

(4) 学校防災組織の編成等

学校長は、学校防災組織の編成にあたって次の点に留意する。

ア　学校防災組織の編成

災害発生時に対応する教職員の役割分担を定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

イ　避難計画

児童・生徒を安全に避難させるため、災害の状況や積雪期に応じた避難場所、避難経路、避難方法等についての避難計画を作成する。

ウ　登下校中の対策

登下校中の災害発生に備えて、教職員等は次のことを実施する。

(ｱ) 児童・生徒に対して、基本的に学校が近い場合は学校へ、それ以外の場合は指定避難場所に避難するか自宅に戻るよう指導しておくこと。

(ｲ) ＰＴＡと連携して児童・生徒の交通手段掌握、通学路における危険箇所（ブロック塀、狭い道路等）の事前点検及び避難場所の周知を図っておくこと。

(ｳ) 小学校低学年等については、名札等に学校名、児童名等を明記しておくこと。

(ｴ) 小学生・中学生については、ＰＴＡや上級生が避難誘導するよう日頃から体制を整備しておくこと。

エ　施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修に努める。特に児童・生徒の避難経路の確保と安全確認及び積雪時の避難経路を確保する。

オ　防災用具等の整備

(ｱ) 救急用品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員等に周知する。

(ｲ) 児童・生徒名簿、部活動名簿を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

カ　教職員等の緊急出動体制

学校長は、夜間・休日等の勤務時間外の災害発生に備え、事前に出動体制を定め、教職員に周知しておく。

キ　家庭との連絡

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童、生徒の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておく。

(5) 教職員、児童、生徒等に対する防災教育

ア　教職員等に対する防災教育

(ｱ) 市教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において防災対策の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

(ｲ) 学校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

イ　児童、生徒に関する防災教育

(ｱ) 避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにするとともに、避難場所を児童、生徒等に周知する。

(ｲ) 指導にあたっては、各教科や学級活動、道徳の時間、体験学習等を通じて、児童、

生徒の発達段階に応じた適切な副読本、ビデオ等を活用し、計画的に指導を行う。

(6)　防災訓練

学校長は、児童、生徒及び教職員が災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する。

３　学校以外の文教施設等における災害予防対策

コミュニティ（防災）センター、図書館、美術館、博物館、体育施設等の学校以外の文教施設等は、学校と違い不特定多数の者が利用する施設であるので、組織的な統制、避難誘導は困難である。

また、貴重な文化財、美術品、蔵書等を収蔵している施設においては、これら収蔵物を災害による損傷、滅失から守る必要がある。

施設の管理者は、これらの事情を考慮して防災計画を作成し、防災設備の整備、充実に努めるとともに、非常時の措置についてあらかじめマニュアル等を作成し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

(1) 施設、設備等の安全対策は、基本的に学校に準ずるが、避難路の表示を増やすなど、不特定多数の利用者の迅速、安全な避難を考慮したものとする。

また、収蔵物を火災、浸水、転倒等から守るため、消火装置や防火、防水扉の設置、展示方法の工夫、非常時の措置等の対策を講じるよう努める。

(2) 災害発生時に、施設内の利用者等に外の状況を的確に伝達し、迅速、安全に施設外に避難させるため、管内放送設備の充実に努めるとともに、その運用方法と避難誘導の手段、方法を定めておく。

(3) 災害発生時に対応する自主防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

４　地域防災機能強化に対応した文教施設の整備

学校等文教施設の設置者は、市防災計画に定めるところに従い、防災機能の強化のため、必要な施設、設備の整備に努める。

なお、防災施設等の整備にあたっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

(1) 施設・設備の整備

ア　施設整備

(ｱ) 備蓄倉庫の整備

(ｲ) 避難者場所の確保

A　和室の整備

B　シャワー施設の整備

C　冷暖房設備を備えた部屋等の整備

イ　設備整備

(ｱ) 断水時にも使用可能なトイレの確保

(ｲ) 救護所設置を念頭に置いた救急用具、薬品の確保

(2) 情報連絡体制

ア　携帯電話、衛星電話、防災無線等の導入

イ　インターネットによる通信体制の整備

第２７節　要配慮者の支援計画

市は、県、防災関係機関及び社会福祉施設等と相互に連携し、近隣住民をはじめとした地域社会で要配慮者を支援する体制づくりを推進し、災害時における要配慮者の安全確保対策を講じる。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　共生社会課　地域福祉課　こども未来課 保育こども園課　高齢者支援課
関係機関	酒田警察署　酒田市社会福祉協議会 酒田市ボランティア・公益活動センター　社会福祉施設　自治会 自主防災組織　コミュニティ振興会

２　平時における在宅の避難行動要支援者の支援計画

(1) 平時における在宅の避難行動要支援者の支援計画

ア　避難行動要支援者情報の把握・共有

災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を確実に行うためには、避難行動要支援者情報の把握・共有が重要である。平時から避難行動要支援者の居住地や生活状況を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新することにより、災害時には避難支援等関係者の安全を確保しつつ、これらの情報を迅速に活用できるようにする。その際、名簿情報の漏洩防止の措置を講じる。

また、避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成者の同意を得て、個別避難計画を作成するよう務める。この場合、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

(ｱ) 情報の把握

市は、次に掲げる通常業務を通じて避難行動要支援者情報の把握に努める。

A　高齢者や障がい者などへの保健医療サービスの提供や相談

B　民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員からの情報収集

C　自治会、自主防災組織、福祉団体、国際交流団体など関係団体からの情報収集

(ｲ) 情報の共有

市は、個人情報保護条例に則り、危機管理課と健康福祉部がそれぞれ把握している避難行動要支援者に関する情報の共有に努めるとともに、福祉団体、関係団体と幅広く連携をとり、情報の共有化に努める。

(ｳ) デジタル技術の活用

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(ｴ) 記載事項

A　避難支援等関係者となる者

B　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

C　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

D　名簿の更新に関する事項

E　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

F　要配慮者の円滑な避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

G　避難支援等関係者の安全確保

イ　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する情報を基に、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。県は、市における個別避難計画に係る取り組みに関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取り組みを通じた支援に努める。また、国（気象庁）は市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて個別避難計画等の作成を支援する。

(ｱ) 名簿の作成

避難行動要支援者の避難の支援、安否確認その他の避難支援等を実施するための基礎となる名簿を作成する。

A　名簿の更新

居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

B　個別避難計画の管理

個別避難計画の内容は、詳細な個人情報を含むものであることから、名簿の提供を受けるものに対して名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じるよう求める。

(ｲ) 対象者の特定

対象者の範囲は、介護保険の要介護度、障がいの程度、家族構成を考慮する。

(ｳ) 個別避難計画の作成

A　個別避難計画の作成

支援の対象となる避難行動要支援者本人とともに個別避難計画を作成し、個別避難計画は本人、避難支援者、本人が同意した者に配布する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

B　個別避難計画の更新

個別避難計画に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに個別避難計画を更新する。

C　個別避難計画の管理

個別避難計画の内容は、詳細な個人情報を含むものであることから、本人が同意した者以外の者が閲覧することのないようにする。

D　避難支援者の明確化

自治会、自主防災組織、コミュニティ振興会、消防団、福祉関係者と連携し、個々に対応する避難支援者を明確にする。

ウ　情報伝達体制の整備

(ｱ) 関係課、関係機関との連携強化

福祉関係機関・団体のネットワークを構築し、避難支援者に対し確実に伝達する体制を整備する。

(ｲ) 要配慮者の特性を踏まえた情報伝達手法の選択、機器の整備

要配慮者の特性を踏まえた情報伝達を選択し、必要となる機器の整備、導入等について推進する。

A　視覚障がい者

音声、点字、携帯ラジオ

B　聴覚障がい者

携帯電話メール、文字・絵図、ＦＡＸ、テレビ放送、インターネット

C　外国人

「やさしい日本語」と外国語による標示・看板、図・イラスト

エ　近隣住民の役割

災害時における在宅の要配慮者への情報伝達・避難誘導等は、近隣住民が果たすべき役割が大きいことから、市は民生委員・児童委員、自治会、コミュニティ振興会、地域の自主防災組織等と協力し、要配慮者と近隣住民の交流の場を設けるよう努め、共助意識の醸成を図る。

(2) 避難行動要支援者に配慮した避難所等の確保

ア　避難行動要支援者に適した避難所等の確保

(ｱ) 避難所の指定

市は、指定避難所を指定する際には、できるだけ強固な施設を選定し、避難行動要支援者の利用に配慮し、バリアフリー化された施設を選定する。

(ｲ) 福祉避難所の指定

指定避難所は、階段や段差があり、障がい者用トイレがないなど、必ずしも障がい者等に配慮した構造になっていない場合が多い。また、介助が必要な者にとっては、指定避難所での生活は困難を強いられることから、市は、福祉避難所の更なる指定に努める。

(ｳ) 指定避難所等及び福祉避難所の周知

指定避難所等及び福祉避難所を新たに指定した場合には市民及び関係機関に周知する。

イ　避難所運営マニュアルの整備

市は、指定避難所を円滑に運営するため「避難所運営マニュアル」を作成する。

(3) ボランティア受入れ体制の整備等

市は、災害時におけるボランティアの受入れが円滑にできるよう、社会福祉協議会、酒田市ボランティア・公益活動センターと協力しながら、ボランティア制度の普及とボランティア・コーディネーター養成に努め、専門ボランティアのネットワークの構築を図る。

(4) 降雪期における避難行動要支援者対策

市は、地域住民、ＮＰＯ、ボランティアなどの協力を得て、避難行動要支援者の自宅周辺の除排雪を行う体制を推進する。

(5) 社会福祉施設など関係機関との連携体制の整備

関係団体との連携を密にし、災害発生時の協力体制の構築を図る。

(6) 防災知識の普及啓発

要配慮者が被る被害を最小限に抑えるため、避難行動要支援者、避難支援者、地域住民、外国人に対し、配慮事項、災害発生時の対応等を記載したパンフレットを作成し、災害に関する知識の普及を図る。

３　平時における施設の避難行動要支援者の支援計画

避難行動要支援者が利用する社会福祉施設等の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害から避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(1) 防災組織体制

ア　自衛防災組織の設置

防火管理者の下に施設の職員により構成する自衛のための自衛防災組織を設置し、必要に応じて情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班、応急物資班等を置き、業務を分担する。

イ　情報連絡・応援体制の確保

消防本部等の防災関係機関との非常通報装置の設置に努めるほか、必要に応じて消防、警察、近隣施設等との連絡会議を設置し、災害時の救助及び協力体制の整備に努める。

ウ　夜間体制の充実

夜間における災害も考慮し、各施設における入所者の状況、建物の構造等総合的に勘案のうえ、夜間職員の配置体制の整備に努める。

(2) 社会福祉施設等の安全性強化

建築基準法による技術基準に基づき、施設の安全性を確保するとともに、平常時から施設の設備の点検を実施し、安全性の維持・強化に努める。

(3) 物資の確保

災害時に備え、最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄及び井戸、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備に努める。

(4) 防災教育・防災訓練

職員・入所者等に対し日頃から防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練を実施し、実施に当たっては、地域の自主防災組織や消防機関の参加を求め、避難行動要支援者の避難・救出訓練、夜間における避難に重点を置いた訓練等を実施する。

(5) 職員の迅速な確保及び地域住民等との協力体制の構築

災害発生時の職員の迅速な確保を図るため、社会福祉施設等は、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。

また、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等との協力を得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

(6) 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

市及び県は、災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

社会福祉施設等の管理者は、近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

(7) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の情報提供等

市は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、市の地域防災計画にその名称及び所在地を定め、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

県（要配慮者利用施設所管部）及び市は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、市長は必要な指示をすることができる。なお正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。

第２章　災害応急計画

第１節　災害対策本部の設置・運営計画

市の地域内において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で市長が必要と認めたときは、基本法第２３条の２の規定により市災害対策本部を設置し、災害の応急対策業務を迅速かつ的確に推進する。

災害に対処する当面の災害応急対策責任者又は市内防災関係機関が、災害対策を総合的に実施し、併せて他機関との連絡調整に当たるため、それぞれの災害対策本部を設置したときは、市防災会議会長に通知する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　各課（各班）
関係機関	

２　市災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次に掲げる場合は、直ちに基本法第２３条の２の規定に基づき市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

ア　災害が本市の大半に発生し、又は発生するおそれがあるとき。

イ　災害が本市の数箇所に発生し、又は発生するおそれがあるとき。

ウ　災害救助法による救助を適用する災害が発生し、特にその対策を要するとき。

エ　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が市の行政上、特に応急対策等の措置を必要と認めたとき。

オ　油の流出事故又は油火災による災害が発生した場合で、市長が広域災害の可能性があると認めたとき。

カ　総合支所に地域災害対策本部を設置したとき。

(2) 職務権限の代行

災害発生時に市長が不在の場合は、副市長がその職務を代行し、市長及び副市長ともに不在の場合は、危機管理監がその職務を代行し、市長、副市長及び危機管理監がともに不在の場合は、酒田市長の職務を代理する職員の順序を定める規則（平成１７年規則第６号）に規定する順序により、各部の部長がその職務を代行する。

(3) 設置場所

本部は、酒田市役所に置く。

ただし、市庁舎が建物損壊等により、本部としての機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、次の順位により本部を設置する。

順位	設置場所	所在地	電話番号
1	酒田市民会館	酒田市本町二丁目2番10号	0234-26-5450
2	酒田市役所中町庁舎	酒田市中町一丁目4番10号	0234-26-5772
3	酒田市総合文化センター	酒田市中央西町2番59号	0234-24-2991

(4) 廃止基準

本部長は、当該災害に係る応急措置がおおむね完了した場合又は予想された災害の危険性が解消されたと認めた場合は、本部を廃止する。

(5) 班連絡員

本部の各班に本部事務局との連絡及び班員の動員等を行うために正副２名の班連絡員を置くものとし、班長が指名する。

(6) 本部を設置及び廃止した場合の通知公表

本部を設置又は廃止したときは、次の機関等に通知公表する。

通知公表先	伝達方法	伝達責任者
市本部各班	庁内放送又は電話	総務班長
県防災危機管理課	電話・ＦＡＸ・県防災行政無線	危機管理班長
市議会議員	電話・ＦＡＸ・防災行政無線	総務部協力班長
市防災会議委員	電話・ＦＡＸ・防災行政無線又は文書	総務班長
ｺﾐｭﾆﾃｨ振興会長	電話・ＦＡＸ	まちづくり推進班長
報道機関	電話・ＦＡＸ	広報班長
一般住民	報道機関・コミュニティ振興会経由	広報班長・まちづくり推進班長

(7) 本部の組織

本部は、本部長、副本部長、危機管理監、本部員、本部事務局、各部・班からなり、本部員会議において意思決定を行う。

災害対策本部組織図

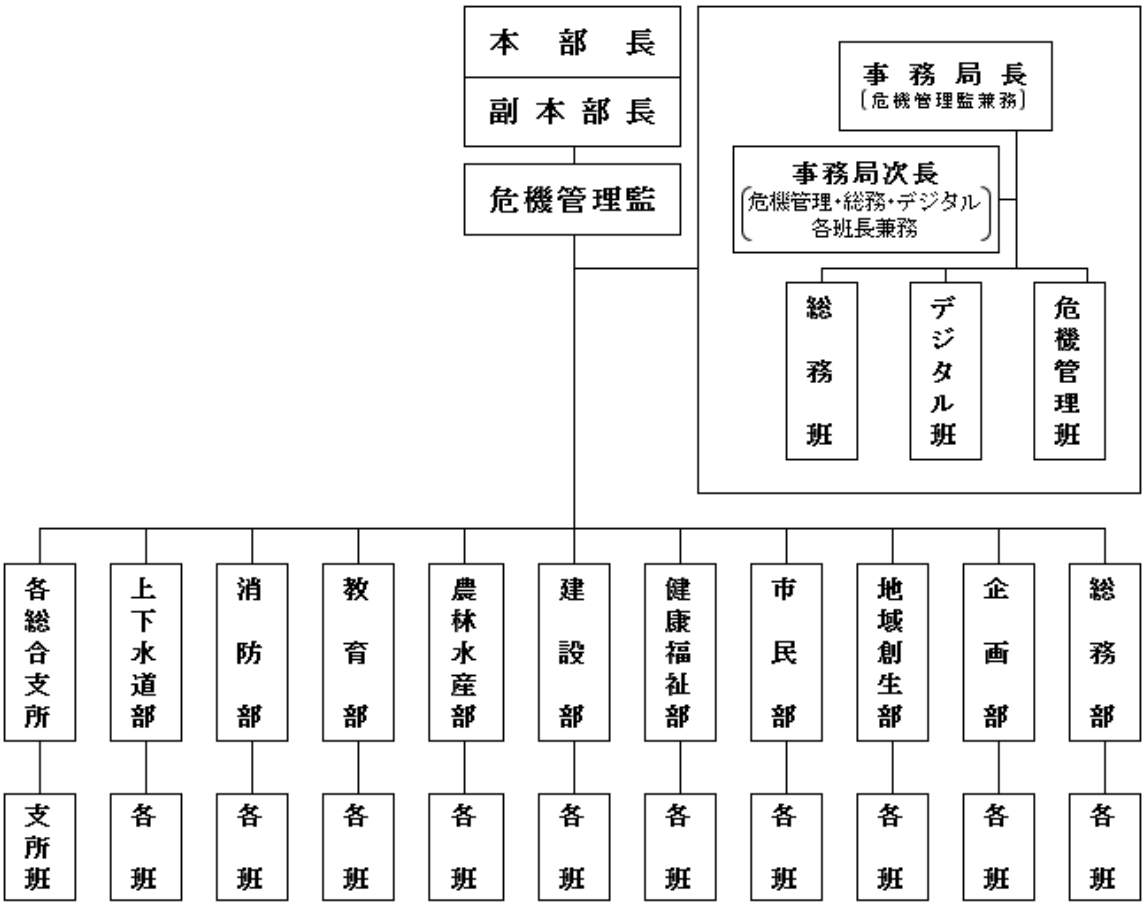

(8) 本部事会議

ア　組織

(ｱ) 本部長　　市長

(ｲ) 副本部長　　副市長

(ｳ) 全般指揮統制　危機管理監

(ｴ) 本部員　　酒田市行政組織規則（平成17年規則第5号）に定める部長、調整監及び技監並びに本部長が指名する課等の長、上下水道部長、教育長、教育次長、議会事務局長、酒田地区広域行政組合消防本部消防長。ただし、行政委員会等については所管部長が代行することができる。

イ　所掌事務

(ｱ) 本部の非常配備体制の切り替え及び廃止に関すること。

(ｲ) 災害情報及び被害状況の報告に伴う対策活動に関すること。

(ｳ) 自治会長及び公共的団体に対する応急対策の要請に関すること。

(ｴ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

(ｵ) 県及び他市町村、行政機関、公共機関に対する応援の要請に関すること。

(ｶ) 災害対策に要する経費に関すること。

(ｷ) その他災害対策に関する重要な事項。

ウ　本部長は、必要に応じて防災関係機関の長を会議に出席させる。

エ　決定事項の通知

会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、本部事務局から各班連絡員を通じて速やかにその徹底を図る。

(9) 本部事務局

ア　組織

(ｱ) 事務局長　　危機管理監（兼）

(ｲ) 事務局次長　　危機管理課長、総務課長、デジタル変革戦略室長

(ｳ) 危機管理班長　危機管理課長

(ｴ) 総務班長　　総務課長

(ｵ) デジタル班長　デジタル変革戦略室長

イ　所掌事務

（危機管理班）

(ｱ) 本部の運営全般に関すること。

(ｲ) 本部長の命令伝達に関すること。

(ｳ) 県災害対策本部及び関係行政機関との連絡調整に関すること。

(ｴ) 協力機関との連絡調整及び相互協力に関すること。

(ｵ) 自衛隊の派遣及び他自治体等への応援要請手続に関すること。

(ｶ) 災害救助法の適用要請手続に関すること。

(ｷ) その他事務局長の命ずる事務処理に関すること。

（総務班）

(ｱ) 被害情報等の災害情報の収集、分析及び統計に関すること。

(ｲ) 総合支所、支部との連絡に関すること。
(ｳ) 本部及び部内等との連絡調整に関すること。
(ｴ) ネットワークの機能保全に関すること。
(ｵ) コンピュータシステムの機能保全に関すること。
(ｶ) 本部事務局危機管理班での業務に関すること。
(ｷ) その他他の班に属さないこと。

(デジタル班)

(ｱ) 防災情報システムの準備及び運用に関すること。
(ｲ) クロノロジーの作成に関すること。
(ｳ) クロノロジー作成要員の確保及び教育に関すること。
(ｴ) クロノロジーを基にした災害情報の発信に関すること。
(ｵ) 本部事務局危機管理班での業務に関すること。

(10) 各部・班、総合支所

各部・班及び総合支所の職員は、本部の指示に基づき、別表の事務分掌に係る災害対策業務に従事する。

なお、各部・班及び総合支所においては、所管する事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

３　地域災害対策本部

市長は、市災害対策本部を設置したときは、酒田市（八幡・松山・平田）地域災害対策本部（以下「地域本部」という。）を設置する。

ただし、緊急を要する場合、総合支所長は市長に代わり地域本部を設置することができる。この場合において、総合支所長は、その旨を速やかに市長に報告する。

(1) 設置基準

地域本部は、災害対策本部の基準に準じるほか、災害の状況等により、特に当該地域において災害応急対策を実施するため必要と認められるときに設置する。

(2) 設置場所

地域本部は、総合支所に置く。

(3) 廃止基準

地域本部は、次のいずれかに該当するときは廃止する。

ア　総合支所管内の災害応急対策が概ね終了したとき。
イ　災害応急対策に備えて設置した場合で、総合支所管内で災害が発生するおそれが解消したとき。

(4) 地域本部の組織

地域本部は、地域本部員会議及び総合支所班からなる。

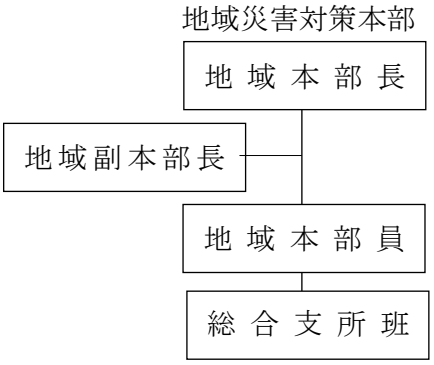

(5) 地域本部員会議

ア　組織

(ｱ) 地域本部長　　総合支所長

(ｲ) 地域副本部長　　総合支所長補佐

(ｳ) 地域本部員　　あらかじめ地域本部長が指名した者

イ　運用

地域本部員会議の所掌事務等については、本部員会議に準じる。

(6) 各班

各班の職員は、地域本部の指示に基づき、別表の事務分掌に係る災害対策業務に従事する。

なお、各班においては、所管する事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

(7) 災害対策に係る地域本部長の行為

地域本部長は、防災対策上緊急を要するときは、本部長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、地域本部長は、その旨を速やかに本部長に報告する。

ア　高齢者等避難の発令（避難指示等に関するガイドライン、市長の権限）

イ　避難指示の発令（基本法第６０条、市長の権限）

ウ　避難指示の発令（水防法第２９条、水防管理者の権限）

エ　警戒区域の設定（基本法第６３条、市長の権限）

オ　通行規制（道路法第４６条、道路管理者の権限）

カ　関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

４　支部

災害対策の円滑かつ適切な実施を図るため、市内各地区に支部を置く。

(1) 組織

ア　支部長　　とびしま総合センター所長及び本部長が指名した者

イ　支部員　　とびしま総合センターに所属する職員及びあらかじめ支部員に指定された職員

(2) 所掌事務

ア　管内における災害情報の収集及び本部への報告に関すること。
イ　管内における関係機関との連絡調整に関すること。
ウ　その他本部からの情報の伝達等に関すること。

５　現地災害対策本部

(1) 本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。ただし、副本部長は、緊急を要する場合、本部長に代わり現地本部を設置することができる。この場合において、副本部長は、その旨を速やかに本部長に報告する。
(2) 現地本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置き、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、その都度本部長又は地域本部長が、本部員その他の職員のうちから指名する。
(3) 現地災害対策本部長は、現地本部の事務を掌理する。
(4) 現地本部は、被災地に近い学校、コミュニティ（防災）センター等の公共施設に設置する。この場合できる限り警察等協力機関と同じ施設とする。

６　合同調整所

大規模災害発生時において、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有、活動調整及び部隊間の相互協力を行う。また、災害現場活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも綿密に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

７　小規模災害発生時の状況把握

(1) 災害警戒本部

災害対策本部を設置するまでに至らない災害により市内に被害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、副市長の指示により災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

ア　警戒本部の組織

警戒本部は、副市長を本部長に総務、企画、地域創生、市民、健康福祉、建設、農林水産、上下水道、の各部長、教育次長、調整監、技監及び危機管理監、酒田地区広域行政組合消防本部消防長からなる本部員会議、関係課長からなる班長会議で構成する。

イ　所掌事務

(ｱ) 本部長の命令伝達
(ｲ) 警戒本部員会議と所属部及び支所並びに支部との連絡
(ｳ) 部相互間の連絡調整
(ｴ) 所属部及び支所並びに支部の災害情報の収集
(ｵ) 災害対策活動に関する情報の整理
(ｶ) その他本部長の命ずる事務処理

(2) 地域災害警戒本部

地域本部を設置するまでに至らない災害により地域内に被害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、副市長又は総合支所長の指示により地域災害警戒本部（以下「地域警戒本部」という。）を設置する。

ア　地域警戒本部の組織

地域警戒本部の組織は、総合支所長を地域警戒本部長に、地域振興、建設産業の各課長からなる地域警戒本部員で構成する。

イ　所掌事務

(ｱ) 地域警戒本部長の命令伝達
(ｲ) 地域警戒本部員会議と所属班及び警戒本部並びに支部との連絡
(ｳ) 班相互間の連絡調整
(ｴ) 所属班及び支部の災害情報の収集
(ｵ) 災害対策活動に関する情報の整理
(ｶ) その他地域警戒本部長の命ずる事務処理

８　業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を的確な場所に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等、業務継続性の確保を図るものとする。

また、市及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。加えて、実効性ある業務継続体制の確保のため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況による体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続体制の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

９　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

市及び県、防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

10　複合災害への対応

(1)　市及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の

発生の可能性を認識し、災害対策本部の運営にあたる。

(2)　複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、同様の配慮を行う。

(3)　市及び防災関係機関は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。

(4)　市及び防災関係機関は、複合災害を想定した机上訓練を行うとともに、地域の特性に応じて発生の可能性が高い複合災害（風水害時の地震、地震の後の津波等）を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

別表　災害対策本部及び地域本部の各部・各班任務分担表

【災害対策本部】

部　名 ●部長	班　名 ●班長	任　務　分　担
事務局 ●危機管理監	危機管理班 ●危機管理課長	1 本部の設置及び廃止手続に関すること。 2 本部長の命令伝達に関すること。 3 本部員会議に関すること。 4 防災行政無線の運用に関すること。 5 気象通報の受領及び伝達に関すること。 6 被害情報等の災害情報の収集、分析及び統計等のとりまとめに関すること。 7 所属部等が行う災害情報の収集、対策案の調整、対策の実施等の災害応急対策活動の取りまとめに関すること。 8 県災害対策本部との連絡に関すること。 9 関係行政機関及び公共機関との連絡調整に関すること。 10 協力機関との連絡調整及び相互協力に関すること。 11 地域災害対策本部との連絡に関すること。 12 現地災害対策本部との連絡に関すること。 13 被害状況の県への報告に関すること。 14 防災関係機関への派遣申請等手続に関すること。 15 自衛隊の派遣及び他自治体への応援要請手続に関すること。 16 災害救助法の適用要請手続に関すること。
	総務班 ●総務課長	1 庁舎の応急対策に関すること。 2 勤務職員の管理事項に関すること。 3 市有車両の配車及び燃料確保に関すること。 4 災害輸送の実施に関すること。 5 電話交換に関すること。 6 被害情報等の災害情報の収集、分析及び統計に関すること。 7 ネットワークの機能確保に関すること。 8 コンピュータシステムの機能確保に関すること。 9 本部及び部内等との連絡調整に関すること。 10 本部事務局危機管理班での業務に関すること。 11 その他他の班に属さないこと。
	デジタル班 ●デジタル変革戦略室長	1 防災情報システムの準備及び運用に関すること。 2 クロノロジーの作成に関すること。 3 クロノロジー作成要員の確保及び教育に関すること。

		4　クロノロジーを基にした災害情報の発信に関すること。 5　本部事務局危機管理班での業務に関すること。
総務部 ●総務部長	広報班 ●市長公室長	1　報道機関との連絡調整に関すこと。 2　市民に対する情報の発信に関すること。 3　記者会見等災害情報の広報に関すること。 4　災害写真の撮影、記録に関すること。
	人事班 ●人事課長	1　職員の非常招集に関すること。 2　災害時における職員の動員計画の作成及び実施に関すること。 3　他自治体からの応援派遣職員に関すること。 4　職員及びその家族の被災状況の把握に関すること。
	財政班 ●財政課長	1　災害予算に関すること。 2　災害予算の経理に関すること。
	税務班 ●税務課長	1　住家等の被害調査に関すること。 2　災害に伴う市税の減免に関すること。 3　災害調査班の編成に関すること。
	納税班 ●納税課長	1　災害による市税等の徴収猶予、換価猶予、執行停止、納税義務消滅及び還付に関すること。 2　その他災害による納税相談に関すること。
	契約検査班 ●契約検査課長	1　物資の調達に関すること。
	出納班 ●出納課長	1　災害義援金の受理及び出納・保管に関すること。
	協力班 （議会事務局）	1　その他部長の命ずる応急対策に関すること。
企画部 ●企画部長	企画調整班 ●企画調整課長	1　災害調査班の編成及び被害調査に関すること。 2　災害直後の市民からの問い合わせ等への対応に関すること。 3　市民からの要望書に関すること。 4　災害関係者の視察に関すること。 5　本部及び部内等との連絡調整に関すること。 6　復旧・復興計画に関すること。
	都市デザイン班 ●都市デザイン課長	1　災害調査班の編成及び被害調査に関すること。 2　復旧・復興計画に関すること。
	文化政策班 ●文化政策課長	1 文化施設、文化財等の施設被害調査、保全及び応急対策に関すること。 2　所管施設の避難所の開設及び管理運営に関すること。

地域創生部 ●地域創生部長	商工港湾班 ●商工港湾課長	1　商工業者の被害状況の把握・報告に関すること。 2　港湾施設等の被害状況の把握・報告に関すること。 3　被災商工業者の経営相談指導に関すること。 4　本部及び部内等との連絡調整に関すること。 5　避難所の開設及び管理運営の協力に関すること。
	交流観光班 ●交流観光課長	1　観光施設の被害状況の報告に関すること。 2　観光客の避難計画及び避難誘導に関すること。 3　避難所の開設及び管理運営の協力に関すること。
市民部 ●市民部長	まちづくり推進班 ●まちづくり推進課長	1　とびしま総合センターとの連絡調整に関すること。 2　コミュニティ（防災）センター等の被害調査、保全及び応急対策に関すること。 3　罹災者の相談に関すること。 4　罹災者、応援者等への炊き出しの実施に関すること。 5　本部及び部内等との連絡調整に関すること。
	共生社会班 ●共生社会課長	1　避難所の開設及び管理運営の協力に関すること。
	市民班 ●市民課長	1　避難所の開設及び管理運営に関すること。 2　罹災者台帳の作成及び罹災証明書の発行に関すること。 3　罹災者の安否問い合わせに関すること。
	環境衛生班 ●環境衛生課長	1　災害時の清掃及び環境衛生に関すること。 2　仮設トイレの設置に関すること。 3　埋葬に関すること。
	定期航路班 ●定期航路事業所長	1　航海中の定期船との連絡調整に関すること。 2　乗客の避難及び誘導に関すること。
健康福祉部 ●健康福祉部長	地域福祉及び高齢者支援班 ●地域福祉課長 高齢者支援課長	1　生活必需品の調達及び配送並びに救援物資の配分に関すること。 2　ボランティアの受入れ、配備及び連絡調整に関すること。 3　避難行動要支援者の援護に関すること。 4　福祉避難所の開設及び運営に関すること。 5　災害義援金の配分及び物品の受理、配分に関すること。 6　罹災者に対する災害援護資金等の貸付に関すること。 7　福祉施設の被害調査に関すること。 8　遺体の受入れ及び処理に関すること。 9　本部及び部内等との連絡調整に関すること。
	こども未来及び保育こども園班 ●こども未来課長	1　罹災園児の保護に関すること。 2　保育園等の施設被害調査、保全及び応急対策に関すること。 3　ボランティアの受入れ、配備及び連絡調整に関すること。

	保育こども園課長	4　妊婦用福祉避難所の開設及び運営に関すること。
	健康班 ●健康課長	1　救護所の開設に関すること。 2　医師、歯科医師及び助産師の協力要請に関すること。 3　医薬品、衛生資材の確保及び配分に関すること。 4　災害時における疾病の予防に関すること。 5　医療機関の被害調査に関すること。 6　罹災者の保健指導に関すること。 7　救護班の編成に関すること。
	国保年金班 ●国保年金課長	1　罹災者に対する拠出年金の保険料免除に関すること。 2　罹災者に対する福祉年金受給者所得制限の緩和に関すること。 3　ボランティアの受入れ、配備及び連絡調整に関すること。 4　福祉避難所の開設及び運営に関すること。
	協力班 （監査委員事務局、選挙管理委員会事務局）	1　その他部長の命ずる応急対策に関すること。
建設部 ●建設部長	土木班 ●土木課長 整備課長	1　土木施設、公園施設の被害状況の調査・報告に関すること。 2　交通途絶箇所及び迂回路線の表示に関すること。 3　応急修理資材及び資材器具の調達、運搬及び建設業者との連絡調整に関すること。 4　道路橋りょうの応急対策、河川関係の災害対策及び排水作業に関すること。 5　被災宅地危険度判定に関すること。 6　本部及び部内等との連絡調整に関すること。
	建築班 ●建築課長	1　被災建築物応急危険度判定に関すること。 2　市が設置する建築物の被害状況調査及び応急対策に関すること。 3　応急仮設住宅の確保（みなし仮設住宅を含む）に関すること。 4　応急仮設住宅の建設に関すること。 5　応急仮設住宅の入居に関すること。
農林水産部 ●農林水産部長	農政班 ●農政課長	1　罹災者用食糧の調達に関すること。 2　農産物の被害調査に関すること。 3　病虫害の発生予防及び防除に関すること。 4　本部及び部内等との連絡調整に関すること。
	農林水産班 ●農林水産課長	1　排水施設及び揚水施設等土地改良施設の被害状況の調査並びに対策に関すること。

		２ 農地及び農業用施設の災害調査並びに対策に関すること。 ３ 農業用ため池の被害状況の調査・報告に関すること。 ４ 林地及び林業用施設の災害調査並びに対策に関すること。 ５ 水産関係施設の災害調査並びに対策に関すること。 ６ その他災害時における農林水産関係の応急対策に関すること。
	協力班 （農業委員会事務局）	１ その他部長の命ずる応急対策に関すること。
教育部 ●教育次長	企画管理班 ●企画管理課長	１ 教育関係義援金及び物品の配分に関すること。 ２ 学校施設等の被害調査、保全及び応急対策に関すること。 ３ 避難所（受入れ施設）の供与に関すること。 ４ 炊き出しのための学校給食施設の開放に関すること。 ５ 教育関係の応急対策救助災害復旧予算の要求に関すること。 ６ 教育関係被害状況の調査・報告に関すること。 ７ 県教育委員会との連絡に関すること。 ８ 本部及び部内等との連絡調整に関すること。
	学校教育班 ●学校教育課長	１ 教職員・児童生徒の実情の掌握及び避難等の行動指示に関すること。 ２ 班内の連絡及び行動指示に関すること。 ３ 罹災児童生徒の保護に関すること。 ４ 児童生徒に対する応急教育に関すること。 ５ 通学路及び学校をとりまく環境の安全確認と指導に関すること。
	社会教育班 ●社会教育課長	１ 社会教育施設の被害調査、保全及び応急対策に関すること。 ２ 所管施設の避難所の開設及び管理運営に関すること。
	スポーツ振興班 ●スポーツ振興課長	１ 体育施設等の被害調査、保全及び応急対策に関すること。 ２ 所管施設の避難所の開設及び管理運営に関すること。
消防部 ●消防長	庶務班 ●総務警防課長	１　消防（水防）資機材の確保に関すること。 ２　本部及び部内等との連絡調整に関すること。
	情報班 ●予防課長	１　災害情報に関すること。 ２　被害の調査・報告に関すること。
	統制班 ●警防主幹	１　消防（水防）団員の活動に関すること。 ２　消防施設及び水利の応急対策に関すること。
	救急班 ●救急課長	１　救急業務に関すること。

	通信班 ●通信指令課長	1　通信業務に関すること。
	消防班 ●消防署長	1　消防（水防）活動に関すること。 2　救助業務に関すること。
上下 水道部 ●上下 水道部長	上下水道班 ●管理課長 工務課長	1 上下水道施設及び設備の被害状況の調査・報告に関すること。 2 農業集落排水施設及び設備の被害状況の調査・報告並びに対策に関すること。 3 市が管理する合併浄化槽の被害状況の調査・報告並びに対策に関すること。 4 災害地に対する飲料水供給及び周知に関すること。 5 下水道施設の排水対策に関すること。 6 災害応急復旧資材の確保に関すること。 7 浄水場、配水場及び送配水管の復旧作業に関すること。 8 その他給水施設及び下水道施設の応急修理に関すること。 9 上下水道等施設の応急復旧対策の広域的な応援要請に関すること。 10 公益社団法人日本水道協会山形県支部との連絡に関すること。 11 災害に伴う水道料金の減免に関すること。 12 本部及び部内等との連絡調整に関すること。
	各班 共通事項	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 2 所管事項に関する被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 3 その他命ぜられたこと。

【地域災害対策本部】

班　名 ●班長	任　　務　　分　　担
総合支所班 ●総合 支所長	1　地域災害対策本部及び地域災害警戒本部の設置及び廃止に関すること。 2　市災害対策本部長の命令伝達に関すること。 3　支所管内の被害状況の把握及び市災害対策本部への報告に関すること。 4　支所管内の各支部との連絡に関すること。 5　支所設置防災行政無線の運用に関すること。 6　気象警報等の災害情報の伝達に関すること。 7　支所職員の非常招集に関すること。 8　支所管内の指定避難所の開設及び管理運営に関すること。 9　支所管内の罹災者台帳の作成及び罹災者証明の発行に関すること。 10 支所管内の罹災者の安否問合せに関すること。 11 支所管内におけるボランティアの受入れ及び編成に関すること。 12 支所管内の救護所開設に関すること。 13 支所管内の救援物資等の受入れ及び配分に関すること。 14 支所管内の生活必需品の支給及び炊き出しに関すること。 15 支所管内の土木施設の被害状況の調査・報告及び応急対策に関すること。 16 支所管内の交通途絶箇所及び迂回路線の表示に関すること。 17 支所管内の市が設置する建築物の被害状況調査及び応急対策に関すること。 18 支所管内の農地及び農業用施設の災害調査及び応急対策に関すること。 19 支所管内の林地及び林業用施設の災害調査及び応急対策に関すること。 20 支所管内商工業者の被害状況の調査・報告及び応急対策に関すること。 21 支所管内の観光施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 22 支所管内の観光客の避難誘導計画に関すること。 23 大台野飲雑用水施設の被害状況の調査及び対策に関すること。（八幡総合支所）

第２節　職員の配備・招集計画

災害応急対策を迅速に推進するための情報の伝達及び職員招集体制等を、次のとおり定める。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　人事課
関係機関	

２　配備基準・体制

配備種別	配備基準	配備体制
第１警戒配　　備	大雨、洪水等の警報が発表された場合、又は台風接近時等の大雨洪水注意報発表時など、情報の収集と注意が必要な場合の配備とする。	情報連絡活動のため、人事班、危機管理班、土木班、各支所総合支所班の少人数の職員をもって警戒にあたるもので、状況によって更に次の配備に円滑に移行できる体制とする。
第２警戒配　　備	大雨、洪水等の警報が発表され、市の区域内で短時間に相当量の降雨が予想される場合や台風の接近に伴い警戒の必要がある場合、若しくは土砂災害の発生が予想される場合の配備とする。	第２章第１節第７項により警戒本部を設置し、本部各部・班及び各支所総合支所班の指定された職員をもって警戒にあたるもので、状況によって更に次の配備に円滑に移行できる体制とする。
第１非常配　　備	大雨、洪水、水防の警報が発表され、市の区域内で局地的に相当な被害が発生するおそれがある場合又は発生し、更に被害の拡大が予想される場合で本部長が当該配備を指令したとき。	関係各部の所要人員をもって充てるもので、事態の推移に伴い速やかに第２非常配備に切り替えられるものとし、切り替え前においても災害発生とともに、直ちに活動が開始できる体制とする。
第２非常配　　備	市の全域にわたり重大な災害が発生するおそれがある場合又は一地域に被害甚大な災害が発生し、本部長が当該非常配備を指令したとき。 その他予想されない重大な災害が市域内に発生したとき。	本部長以下全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれ災害救助活動の開始ができる完全な体制とする。

３　職員の非常配備計画

部	班	配　備　計　画			
		第１ 警戒配備	第２ 警戒配備	第１ 非常配備	第２ 非常配備
本部事務局	危機管理班	○	●	●	●
	総　務　班		○	●	●
	デジタル班		○	●	●
総　務　部	広　報　班		○	△	●
	人　事　班	○	○	●	●
	財　政　班		○	△	●
	税　務　班		○	△	●
	納　税　班		○	△	●
	契約検査班		○	△	●
	出　納　班		○	○	●
	協　力　班			○	●
企　画　部	企画調整班		○	△	●
	都市デザイン班		○	△	●
	文化政策班		○	△	●
地域創生部	商工港湾班		○	△	●
	交流観光班		○	△	●
市　民　部	まちづくり推進班		○	△	●
	共生社会班		○	△	●
	市民班		○	△	●
	環境衛生班		○	△	●
	定期航路班		○	△	●
健康福祉部	地域福祉班		○	△	●
	こども未来班		○	△	●
	保育こども園班		○	△	●
	健　康　班		○	△	●
	高齢者支援班		○	△	●
	国保年金班		○	△	●
	協　力　班			○	●
建　設　部	土　木　班	○	○	●	●
	建　築　班		○	●	●
農林水産部	農　政　班		○	△	●
	農林水産班		○	△	●
	協　力　班			○	●
教　育　部	企画管理班		○	△	●
	学校教育班		○	△	●

	社会教育班 スポーツ振興班		○ ○	△ △	● ●
消　防　部	庶　務　班 情　報　班 統　制　班 救　急　班 通　信　班 消　防　班		○ ○ ○ ○ ○ ○	● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●
上下水道部	上下水道班		○	△	●
各総合支所	総合支所班	○	○	●	●
支部指定職員及び避難所連絡員			○	●	●

注）　○・・・指定された職員をもって配備、その他は待機
　　△・・・２分の１配備、２分の１待機
　　●・・・全員配備

４　勤務時間内における職員の招集

(1)　勤務時間内の動員は、庁内放送及び電話等により、下記系統図に従って総務班長が各部班長に連絡する。

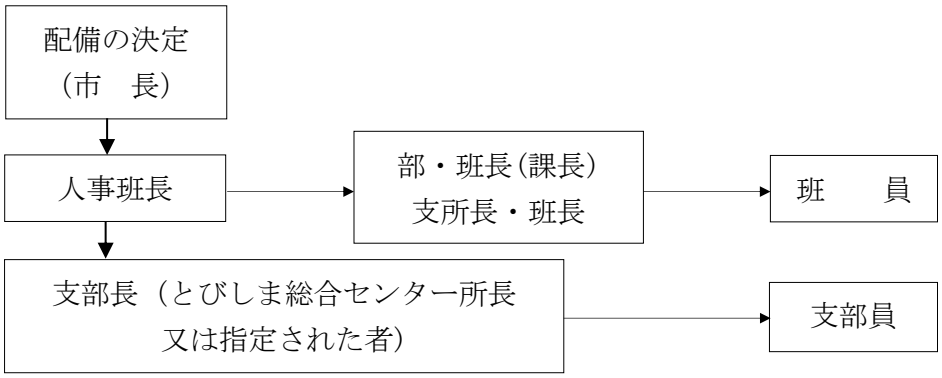

(2)　各部班長が前号の連絡を受けたときは、「非常配備計画」により班員を配備につかせる。

５　勤務時間外（夜間・休日）における職員の招集

(1)　災害対策指令

勤務時間外に災害が発生した場合、災害の発生をもって職員に災害対策の指令がされたものとする。

(2)　自主参集基準

勤務時間外における職員の自主参集は、所属長の指示を待つことなく原則として負傷者等による参集不可能者を除き、全員が速やかに所属する各職場に参集する。

自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に報告するとともに、参集が可能となった時点で速やかに参集する。

ア　自主参集基準

自主参集基準は、第２節第２項及び第３項の配備基準に基づくものとする。

イ　参集手段

参集時の交通手段は、原則として、自転車、バイク又は徒歩とする。

ウ　参集途上の措置

職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査し、所属班長に報告し、各班長は危機管理班（情報担当）に被害状況を報告する。

６　職員配備の把握

各部長は、職員の配備状況及び活動状況を把握し、所属職員のみでは災害応急対策が困難な場合は、総務部長に応援を求める。

総務部長は、災害の状況及び職員の動員状況を把握し、職員の適正配備を行う。

７　各班の非常配備計画

各班長は、非常配備計画に基づき、各班の「職務分担及び配備計画」並びに「災害応急電話連絡系統図」を作成し、毎年４月１日までに危機管理班長に提出するとともに、各職員に通知しておく。

なお、各班の非常配備計画作成に当たっては、支部指定職員及び危機管理班指定職員並びに長期休業者等をあらかじめ除外する。

第３節　広域応援要請計画

災害の規模が大きく、本市単独では応急対策の実施が困難なときは、県、他市町村、民間団体、自衛隊及び防災関係機関等の協力を得て、防災対策を行い、災害の拡大を抑止する。

なお、市は事前に県外都市等と相互応援協定を締結し、災害時の応援協力体制を構築しておく。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	県防災危機管理課　酒田地区広域行政組合消防本部　庄内総合支庁 自衛隊

２　行政機関に対する応援要請種別

要請先	要請の内容	根拠法令等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関職員の派遣要請	基本法第２９条第２項
県知事	(1)　指定地方行政機関職員の派遣あっせん要請 (2)　他の地方公共団体職員の派遣あっせん要請 (3)　応援の要求及び応急措置の実施要請 (4)　職員の派遣要請	基本法第３０条第１項 基本法第３０条第２項 基本法第６８条 地方自治法第２５２条の１７
他の市町村等	(1)　応援の要求 (2)　職員の派遣要請 (3)　災害応援に関する協定に基づく要請	基本法第６７条及び 地方自治法第２５２条の１７ 消防組織法第３９条に基づく消防相互応援協定
消防庁長官	(1)　消火部隊の派遣要請 (2)　救助部隊の派遣要請 (3)　救急部隊の派遣要請	消防組織法第４４条に基づく広域的応援出動等の措置

３　市が行う応援要請

(1)　知事への要請

ア　市長は、災害応急対策を実施するため、必要と認めるときは、知事に対し次により応援（あっせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

なお、知事は、被災状況により被災市町村長において応援要請ができないと判断される場合、要請を待つことなく応援するものとする。

県は、県内で災害が発生した場合で、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になったときは、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立

ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限，他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

(ｱ) 連絡先及び方法

県（防災危機管理課　災害対策本部が設置された場合は同本部）へ、口頭、防災行政無線、電話又は文書（ＦＡＸを含む）により行う。

なお、口頭又は防災行政無線、電話で要請した場合は、事後速やかに文書を送付する。

〈応援要請事項〉

a 応援を必要とする理由

b 応援を求める職種別人員、車両、資機材及び物資等

c 応援を必要とする場所

d 応援を必要とする期間

e その他応援に関し必要な事項

〈応急措置要請事項〉

a 応急措置の内容

b 急措置の実施場所

c その他応急措置の実施に関し必要な事項

(ｲ) 知事は、市長から応援要請等を受けたときは、県が実施する応急対策との調整を図りながら、必要と認める事項について最大限の協力を行う。

イ　市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る）からの職員派遣のあっせんを要請する。

(ｱ) 派遣を要請する理由

(ｲ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ｳ) 派遣を必要とする期間

(ｴ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(ｵ) その他職員の派遣について必要な事項

(2) 他の市町村に対する応援要請

ア　市長は、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、「災害時相互応援協定」に基づき応援協定締結市町村の長に対し応援を要請する。

〈応援協定締結市町村〉

市町村	連絡先
北区と酒田市災害時における相互援助協定 （東京都北区）	〒114-8508　東京都北区王子本町一丁目15-22 北区役所　危機管理室防災課 電話03-3908-8184　　FAX03-3908-4016
武蔵野市と酒田市との災害援助協定	〒180-8777　東京都武蔵野市緑町二丁目2-28 武蔵野市役所　防災安全部防災課

（東京都武蔵野市）	電話0422-60-1821　　FAX0422-51-9184
酒田市・新庄市・由利本荘市及び湯沢市における災害援助協定 （環鳥海四市サミット）	〒996-8501　山形県新庄市沖の町10-37 新庄市役所　環境課 電話0233-22-2111　内線435　FAX　0233-22-0989 〒015-8501　秋田県由利本荘市尾崎１７ 由利本荘市役所　総務部危機管理課 電話0184-24-6238　FAX0184-23-8191 〒012-8501　秋田県湯沢市佐竹町１－１ 湯沢市役所　総務企画部総務課 電話0183-73-2111　　FAX 0183-73-2117
大規模災害時の山形県市町村相互応援協定 （山形県内全市町村）	
石巻市・大崎市・新庄市及び酒田市における災害援助協定	〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1 石巻市役所　総務部防災対策課 電話 0225-95-1111　内線4156　FAX 0225-94-8681 〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1-1 大崎市役所　総務部防災安全課 電話0229-23-5144　　FAX 0229-24-2249 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10-37 新庄市役所　環境課 電話 0233-22-2111　内線435　FAX 0233-22-0989
多賀城市と酒田市との災害時相互援助に関する協定	〒985-8531　宮城県多賀城市中央二丁目１－１ 多賀城市役所　総務部交通防災課 電話 022-368-1141　内線 273　FAX 022-368-1360

イ　市長は、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、基本法等の規定に基づき他の市町村長に対し応援を要請する。

〈応援要求事項〉

(ｱ) 応援を求める理由

(ｲ) 応援を求める職種別人員、車両、資機材、物資等

(ｳ) 通行路及び集結場所の指定

(ｴ) 応援を求める期間

(ｵ) その他必要な事項

(3) 民間団体等に対する協力要請

市は、応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、民間団体に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

ア　協力要請事項

(ｱ) 応援を必要とする作業内容

(ｲ) 応援を必要とする人員、車両、資機材、物資等

(ｳ) 応援を必要とする場所及び集合場所
(ｴ) 応援を必要とする期間
(ｵ) その他必要事項

イ　応援協力を要請する民間団体等
(ｱ) 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体、運送業団体等の産業別団体
(ｲ) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、建築士会等の職業別団体
(ｳ) その他市に対して協力活動を申し出た団体

(4) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

ア　市長は、災害の発生に際し住民の生命又は財産を保護するため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

イ　市長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知しなければならない。

４　県が行う応援要請

県は、市から応援要請を受けたとき、又は必要と認めたときは、県防災計画の定めに基づき必要な措置を行う。

(1) 他の市町村に対する応援の要請及び指示又は調整
(2) 他の都道府県に対する応援の要請
(3) 総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づく要請

ア　被災市町村における、災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性、当該派遣要請人数・職種・期間等及び総括支援チーム派遣の必要性についてニーズを速やかに把握する。

イ　総務省及び北海道東北ブロック幹事県に対し、把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡する。

ウ　国（総務省）は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、応援職員派遣の調整等を実施する。なお、派遣を受ける市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

(4) 総務省の「復旧・復興支援技術職員派遣制度」に基づく要請

ア　県は、県内の被災市町村における、復旧・復興事業を支援するための応援職員の派遣の必要性、当該派遣必要人数・業務又は職種・期間等についてニーズを速やかに把握する。

イ　県は、総務省及び北海道東北ブロック幹事道県に対し、把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し県内市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して復旧・復興事業を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡する。

ウ　国（総務省）は、「復旧・復興支援技術職員派遣制度に関する要綱」に基づき、応援

職員派遣の調整等を実施する。

(5) 指定行政機関等に対する職員派遣の要請

(6) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対する災害応急対策の要請

(7) 内閣総理大臣に対する災害応急対策又は災害復旧対策要請

(8) 第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）に対する要請

(9) 自衛隊に対する災害派遣要請

(10) 県域を統括する民間団体等に対する協力要請

５　指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する災害応急対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、知事、市長又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、災害応急対策の実施を要請又は指示することができる。

(2) 知事、市長及び指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長から災害応急対策の実施を要請されたときは、所掌する災害応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について直ちに災害応急対策を実施する。

６　指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

(1) 指定公共機関又は指定地方公共機関は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）、知事又は市長に対し、労務、施設、設備及び物資の確保について応援を求めることができる。

(2) 指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）、知事及び市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められた場合は、所掌する災害応急対策との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

７　被災市町村の支援体制の構築に係る留意点

(1) 市は、県内他市町村における大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(2) 県及び市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

(3) 市は、県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

(4) 県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第３節の２　被災県等への応援計画

他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模な風水害発生時に、迅速かつ的確な広域応援を行うため、他県等への応援について定める。

１　主な実施機関

酒田市	人事課　危機管理課　上下水道部
関係機関	県防災危機管理課　庄内総合支庁

２　応援計画

県、市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関に対して応援を行うことができるよう応援体制を定める。

３　被災した他県等への応援活動

県、市及び防災関係機関は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ定めた応援体制又は関係地方公共団体により締結された応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。また、県及び市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

県、市及び防災関係機関は、国との密接に連携しながら、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るように努める。また、災害応急対策のため被災地に派遣された職員は、相互連携して活動するものとする。

(1) 県の対応

ア　被災した他県等からの要請を受け、県内市町村に対し、他県等への応援要請を行う。

イ　県は、被災した他県等への応援活動を円滑に実施するため、防災関係機関と連携しながら、あらかじめ定めた「山形県広域支援対策活動マニュアル」に従って対応する。

ウ　総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、必要に応じて応援職員を派遣する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(2) 市の対応

市は、被災した他県等への応援活動を円滑に実施するため、マニュアルを定め、応援要請があった場合には、迅速に応援活動を行う。

(3) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、県及び市と連携しながら、円滑な応援活動が実施できるよう、必要な対策を講じておき、応援要請があった際には、迅速に応援活動を行う。

第３節の３　広域避難計画

大規模な風水害発生時に、自治体の区域を超えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	県防災危機管理課　庄内総合支庁

２　他の自治体への広域避難要請

(1) 広域避難

ア　県内の市町村は、災害の予測規模、避難者数に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難場所の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難の協議を行う。

(ｱ) 県内の他の市町村への受入については、当該市町村に直接受入を要請する。

(ｲ) 他の都道府県（以下「他県等」という。）への広域避難については、県に対し他県等との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告したうえで、他県等の市町村に協議することができる。

イ　県は、県内の被災市町村から他県等への広域避難等の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。

ウ　県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

(2) 広域一時滞在

ア　県内の被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合は、次の方法により広域一時滞在の協議を行う。

(ｱ) 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。

(ｲ) 他県等への広域一時滞在については、県に対し他県等との協議を求めることができる。

イ　県は、県内の被災市町村から他県等への広域一時滞在の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。また、被災市町村の行政機能が被災により著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待つ時間的余裕がないときは、当該被災市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

ウ　県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。

(3) 広域避難者への配慮

ア　県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

イ　県、市町村及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

(ｱ) 被害の情報
(ｲ) 二次災害の危険性に関する情報
(ｳ) 安否情報
(ｴ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
(ｵ) 医療機関等の生活関連情報
(ｶ) 各機関が講じている施策に関する情報
(ｷ) 交通規制に関する情報
(ｸ) 被災者生活支援に関する情報

(4) 広域避難に係る事前の備え

ア　市町村は、大規模災害に伴う広域避難及び一時滞在に関する手順、移動方法とともに、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。また、あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

イ　県は、防災関係機関と連携しながら、市町村が行う広域避難の事前の対策について助言を行う。

３　他県等からの避難受入れ要請への対応

(1) 受入れ要請に係る協議

ア　県は、被災した他県等から受入要請があった場合には、市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について市町村と協議する。なお、市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ選定しておくように努める。

イ　県は、協議が整い次第、要請を行った他県等にその旨を伝える。

(2) 避難者への情報提供

県、市及び防災関係機関は、他県等からの避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡を取り合い、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

ア 被害の情報
イ 二次災害の危険性に関する情報
ウ 安否情報
エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
オ 医療機関等の生活関連情報
カ 各機関が講じている施策に関する情報

キ 交通規制に関する情報

ク 被災者生活支援に関する情報

第４節　自衛隊の災害派遣要請・受入計画

１　自衛隊の災害派遣基準

自衛隊の災害派遣は、次の３原則が満たされることが基本となっている。

(1)　公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。（公共性の原則）

(2) 差し迫った必要性があること。（緊急性の原則）

(3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）

２　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	県防災危機管理課　自衛隊

３　自衛隊災害派遣による救助活動の区分及びその概要

(1) 救援活動

救援活動区分	内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要性があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消火用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する）。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる（放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和３３年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必

	需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活　動　内　容
陸上自衛隊	車両、ボート、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救助活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

４　自衛隊災害派遣要請の手続き

(1) 市長の知事に対する派遣要請依頼

市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を行うときは、次の事項を明らかにし、県（防災危機管理課）へ文書（ＦＡＸを含む）、防災行政無線、電話又は口頭により行う。

ただし、防災行政無線、電話又は口頭で依頼した場合は、事後速やかに文書を送付する。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

(2) 市長の自衛隊に対する緊急通知

市長は、緊急避難、人命救助の場合、通信の途断等により知事に災害派遣要請依頼をすることができない場合は、基本法第６８条の２第２項の規定により直接関係する自衛隊にその旨の通知をすることができる。この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に通知する。

知事は、市長からの要請がない場合であっても、自衛隊の情報等に基づき、自衛隊の救援活動が必要と認められた場合は、関係自衛隊に対し派遣を要請する。

(3) 知事の要請を待つ時間的余裕がない場合の自衛隊の自主出動

各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つ時間的余裕がないと認められるときは、自衛隊法第８３条第２項の規定に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

ア　関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ　知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができず、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ　自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するも

のであること。

エ　上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待つ時間的余裕がないと認められること。

５　自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

(1)　自衛隊は、知事の派遣要請又は自主決定により部隊を派遣した場合は、次の事項を速やかに知事に連絡する。

ア　派遣部隊名及び人員等の派遣規模

イ　指揮官の官職及び氏名

ウ　部隊の受入れに必要な体制

エ　その他必要な事項

(2)　知事は、自衛隊からの酒田市地域への災害派遣の連絡を受けたときは、速やかにその内容を市に連絡する。

６　自衛隊災害派遣部隊の受入体制

(1)　他の防災関係機関との競合重複の排除

市長、知事、その他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、緊密に連携し、効率的な作業分担を定める。

(2)　作業計画及び資機材の準備

市長及び知事は、自衛隊の作業を円滑に実施できるよう、次により可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、必要な措置を講ずる。

ア　作業箇所及び作業内容

イ　作業の優先順位

ウ　作業に必要な図面の確保

エ　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保

オ　派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

(3)　受入れ施設等の確保

市長及び知事は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

ア　事務室

イ　ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート

・小型機：周囲に仰角１０度以上の障害物が存しない直径３０m以上の空地

・中型機：周囲に仰角８度以上の障害物が存しない直径５０ｍ（応急の場合３０ｍ）以上の空地

・大型機：周囲に仰角６度以上の障害物が存しない直径１００m以上の空地

ウ　駐車場（車１台の基準３ｍ×８ｍ）

エ　宿営地（グラウンド、広場、学校、コミュニティ（防災）センター等）

７　災害派遣部隊の撤収

(1)　知事は、災害派遣部隊の撤収にあたっては、民心の安定及び民生の復興に支障がない

よう、市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、決定する。

(2) 災害派遣撤収手続

知事は、先ず電話等をもって派遣自衛隊に撤収要請をし、事後速やかに文書を送達する。

８　救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料

(4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）

(5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、市と自衛隊が協議する。

９　県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(1) 県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	住　　所　　等
防災くらし安心部 防災危機管理課	所在地　〒990-8570 山形市松波二丁目８番１号 電　話　023-630-2231、023-630-2255 防災無線　（無線専用電話）7-800-1242 （FAX）7-800-1500　7-800-1501 NTT FAX　023-633-4711
庄内総合支庁総務企画部 総務課　防災安全室	所在地　〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1 電　話　0235-66-2111（代表・夜間） 0235-66-4791・4792（直通） 防災無線　（無線専用電話）7-870-120 （FAX）7-870-150 NTT FAX　0235-66-2835

(2) 派遣要請先及び連絡窓口等

災害派遣担当窓口	住　　所　　等
陸上自衛隊第６師団 第３部防衛班	所在地　〒999-3797　東根市神町南三丁目1-1 電　話　0237-48-1151　内線5075 （夜間･休日　当直　内線5207・5019） 防災無線　617-1（FAX）617-8 NTT FAX　0237-48-1151 内線5754

第５節　災害ボランティア活動支援計画

市は、大規模な災害が発生し、災害ボランティアセンターの設置が認められた場合、酒田市社会福祉協議会に対し、災害ボランティアセンターの設置を要請する。酒田市社会福祉協議会は、市からの要請を受けて速やかに災害ボランティアセンターを設置し、酒田市ボランティア・公益活動センター、ボランティア関係団体と連携してその運営に当たる。

市は、ボランティア支援本部を開設・運営し、災害ボランティアセンターの活動を支援する。市の支援は、健康福祉部福祉班が担当する。

１　主な実施機関

酒田市	共生社会課　地域福祉課　こども未来課　保育こども園課 高齢者支援課　国保年金課
関係機関	県防災危機管理課　酒田市社会福祉協議会 酒田市ボランティア・公益活動センター

２ 災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）

(1) 設置

酒田市社会福祉協議会は、大規模な災害が発生した場合、市からの要請を受けて災害ボランティアセンターを設置する。

(2) 役割

災害ボランティアセンターは、酒田市ボランティア・公益活動センター、ボランティア関係団体と連携し、次の活動を行う。

ア　個人宅や避難所等における被災者の状況調査・被災者ニーズの把握
イ　ボランティアが支援を行う被災者ニーズを判断し、関係機関などへの情報の提供
ウ　各種広報媒体等によるボランティア活動希望者への情報発信
エ　災害ボランティア活動を支援する物資の確保
オ　駆けつけたボランティアの受付、登録及び被災者ニーズとの調整・マッチング（派遣先、活動内容の決定）
カ　その他、被災者ニーズに基づいた活動

３　市災害ボランティア支援本部

(1)　設置

市は、災害ボランティアセンターの活動を支援するため、大規模な災害が発生した場合、酒田市社会福祉協議会・酒田市ボランティア・公益活動センター及びボランティア関係団体と密接に連携し、必要に応じて市災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）を設置する。

(2)　運営

市災害ボランティア支援本部は関係機関と連携し、次の活動を行う。

ア　ボランティアの受入れ
イ　避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握

ウ　ボランティア活動の調整及び派遣要請等

(ｱ)　把握した被災者ニーズやボランティアの受入れ状況を踏まえて需給調整を行う。

(ｲ)　必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

エ　ボランティア活動への支援・協力

ボランティアセンターに対し必要に応じ、活動拠点の提供、情報の提供、資材・教材救援物資の確保等の必要な支援・協力を行う。

４　県災害ボランティア支援本部

(1)　設置

県は、大規模な災害が発生した場合、必要に応じて県災害ボランティア支援本部を設置する。

(2)　運営

県災害ボランティア支援本部は、各総合支庁災害ボランティア対応班と連携し、市町村災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の支援を行う。

ア　被災市町村に設置される市町村災害ボランティア支援本部の設置状況を把握するとともに、その設置及び運営が困難な市町村には、運営アドバイザーやボランティアの派遣等の支援策を講じる。

イ　県内外の災害支援ＮＰＯやボランティア活動希望者に対し、市町村災害ボランティア支援本部等の情報を提供する。

ウ　市町村災害ボランティア支援本部から要請があった場合や、必要と判断した場合には、各種広報媒体を通じて、広くボランティアの募集等を行う。

第６節　通信計画

災害発生時において応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、市及び防災関係機関等は各種の有線・無線等の通信体制を整備し、円滑な運用を図る。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	県防災危機管理課　自衛隊　国土交通省酒田河川国道事務所 酒田警察署　東日本電信電話㈱宮城事業部山形支店 酒田地区広域行政組合消防本部

２　通信施設の応急対策

災害発生時は、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧にあたるとともに代替通信手段を確保し、復旧までの通信需要をまかなう。

３　災害時の通信連絡

(1)　公衆電話施設において公衆通信施設（加入電話）は、局地的あるいは全面的に途絶する場合が予想されるため、防災関係機関は電気通信事業法の規定による災害時優先電話を使用する。

なお、防災関係機関は、非常・緊急電話にするため、既設の電話機をあらかじめ指定して当該電話番号を東日本電信電話株式会社宮城事業部山形支店に申請し、承認を受けておく。

(2)　無線通信

ア　市防災行政無線

災害現場の情報収集・伝達を優先的かつ迅速に行うため、防災行政無線を有効に活用する。

イ　県防災行政通信ネットワーク（県防災行政無線）

市、県及び県内消防本部等、県防災情報システム加入機関相互の通信及び地域衛星通信ネットワーク加入の消防庁、他県の自治体との通信は、県防災情報システムを有効活用する。

４　他機関の通信設備の使用等

(1)　他機関の通信設備の使用

災害に関する通知、要請、伝達及び災害が発生した場合の応急措置に必要な通信のため、緊急を要する場合において特別の必要があると認めたときは、電気通信事業法第８条第１項により市長は、有線電気通信法に掲げる者が設置する有線電気通信施設又は無線設備を使用することができる。

使用することができる主な通信設備

・警察通信設備　・電力通信設備　・消防通信設備　・鉄道通信設備

(2)　非常通信の利用

市、県及び防災関係機関は、災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、他に手段がない場合などは、東北非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。

５　自衛隊の通信支援

市長及び防災関係機関の長は、災害応急対策のため自衛隊の災害派遣（通信支援）を必要とする場合は、県知事に対して要請する。

県知事は、自ら又は市長等の要請を受けた場合で、自衛隊による通信支援の必要を認めるときは、必要な要員、資機材等の派遣を要請する。

６　非常無線通信の利用

市長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が使用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害対策等のため必要と認めるときは非常無線通信を利用する。（市地域内配備機関は、酒田警察署・国土交通省酒田河川国道事務所）

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び緊迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

７　防災相互通信用無線の利用

災害現場において、防災関係機関が連絡を行う場合は、防災相互通信無線を利用する。（市地域内配備機関は、酒田警察署・酒田地区広域行政組合消防本部）

８　移動式通信設備の活用

災害時において、携帯電話等の移動式通信設備を使用し、緊急時や災害復旧活動における通信手段として有効に活用する。

９　アマチュア無線の活用

災害時においては、同免許を有する職員及びボランティアのアマチュア無線通信により、安否情報、救援物資の輸送情報、生活情報等の収集・伝達など被災地及び指定避難所等における連絡手段として有効に活用する。

10　使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保する。

11　無線通信体系

市及び防災関係機関などの無線通信体系は、別表のとおり。

無　線　通　信　体　系

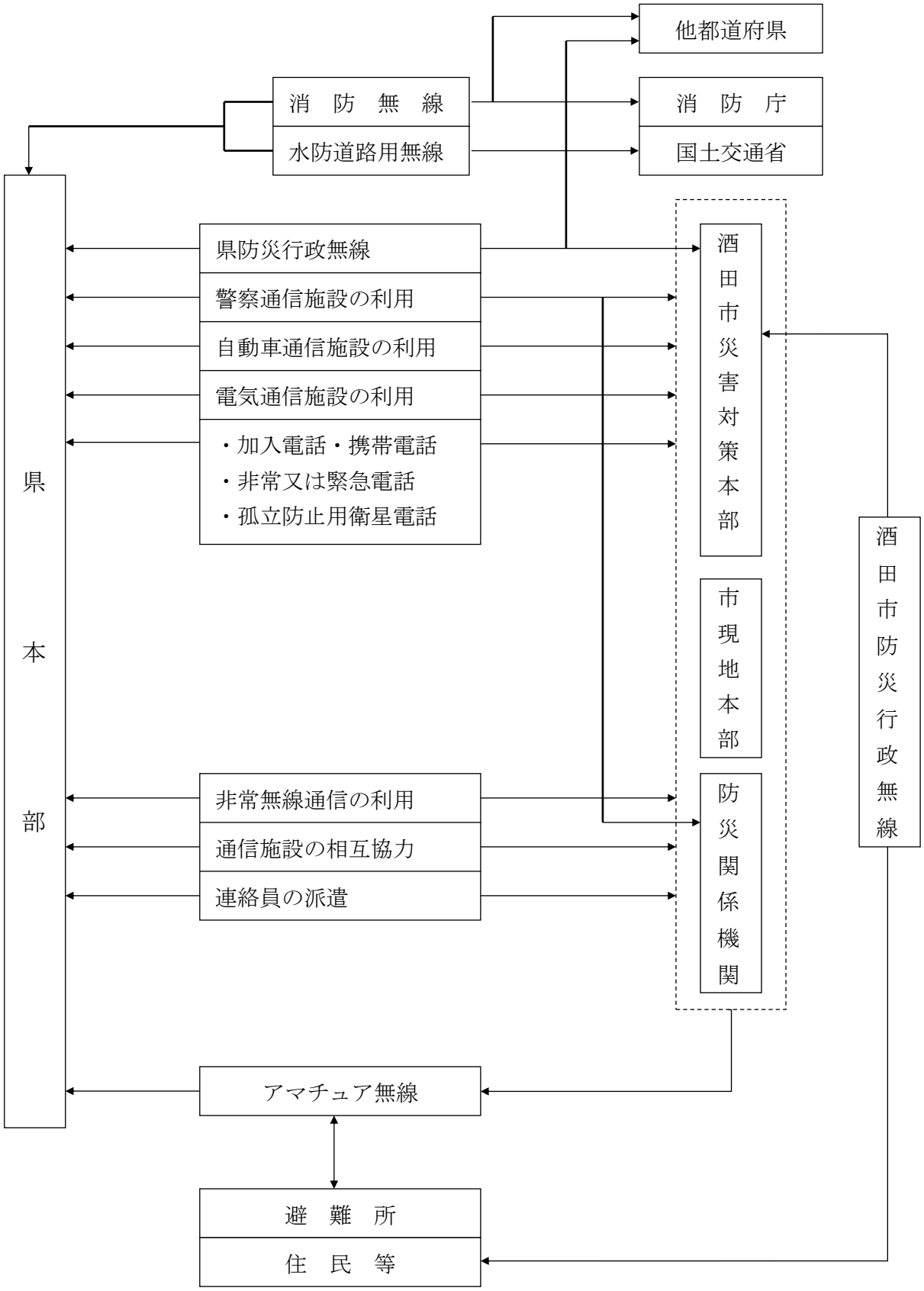
他都道府県
消　防　無　線
水防道路用無線
消　防　庁
国土交通省
県防災行政無線
警察通信施設の利用
自動車通信施設の利用
電気通信施設の利用
・加入電話・携帯電話
・非常又は緊急電話
・孤立防止用衛星電話
酒田市災害対策本部
市現地本部
防災関係機関
酒田市防災行政無線
県本部
非常無線通信の利用
通信施設の相互協力
連絡員の派遣
アマチュア無線
避　難　所
住　民　等

第７節　　気象情報等の伝達計画

風水害等は、気象、水防情報等の分析により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、関係機関や市民に速やかに情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	県防災危機管理課　県砂防・災害対策課　山形地方気象台 国土交通省酒田河川国道事務所

２　警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生の恐れの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直観的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても市等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

３　気象業務法に定める注意報・警報等

気象庁は、気象業務法第１３条、第１３条の２、第１４条及び１４条の２に基づき、一般の利用、航空機、船舶の利用及び水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。また、電気、鉄道その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

(1) 注意報・警報等の種類と概要

大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水･氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア　一般の利用及び水防活動の利用に適合する予報及び警報

大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大

雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。

発表官署　山形地方気象台（令和5年6月8日現在）

<table>
<tr><td rowspan="3">酒田市</td><td colspan="2">府県予報区</td><td colspan="2">山形県</td></tr>
<tr><td colspan="2">一次細分区域</td><td colspan="2">庄内</td></tr>
<tr><td colspan="2">市町村等をまとめた地域</td><td colspan="2">庄内北部</td></tr>
<tr><td rowspan="7">特別警報</td><td colspan="2">大雨</td><td colspan="2">大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。</td></tr>
<tr><td colspan="2">暴風</td><td colspan="2">暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr>
<tr><td colspan="2">高潮</td><td colspan="2">台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。</td></tr>
<tr><td colspan="2">波浪</td><td colspan="2">高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr>
<tr><td colspan="2">暴風雪</td><td colspan="2">雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td></tr>
<tr><td colspan="2">大雪</td><td colspan="2">大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>（浸水害）</td><td>表面雨量指数基準</td><td>17</td></tr>
<tr><td>（土砂災害）</td><td>土壌雨量指数基準</td><td>117</td></tr>
<tr><td colspan="2">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>京田川流域＝21.7
相沢川流域＝27
小牧川流域＝5
中野俣川流域＝12.3
荒瀬川流域＝19.5
愛沢川流域＝6.3
白玉川流域＝11</td></tr>
</table>

			小林川流域＝10.7 楯山川流域＝9.3 新井田川流域＝15.9	
		複合基準※１	－	
		指定河川洪水予報による基準	最上川下流【臼ケ沢・下瀬】、 赤川【浜中】、日向川【穂積】、 大山川【面野山・大山】	
	暴風	平均風速	陸上	18m/s※2
			海上	18m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s※2雪を伴う
			海上	18m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ30cm
			山沿い	12時間降雪の深さ45cm
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	酒田	2.0m
			飛島	1.5m
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	84	
	洪水	流域雨量指数基準	京田川流域＝17.3 相沢川流域＝21.6 小牧川流域＝4 中野俣川流域＝9.8 荒瀬川流域＝15.6 愛沢川流域＝4.9 白玉川流域＝8.8 小林川流域＝8.5 楯山川流域＝7.4 新井田川流域＝12.7	
		複合基準※１	京田川流域＝(5，13.5) 相沢川流域＝(8，17.3) 最上川流域＝(7，55) 日向川流域＝(5，21) 大山川流域＝(9，16.2) 中野俣川流域＝(8,7.8) 荒瀬川流域＝(8,12.5) 愛沢川流域＝(8,4) 白玉川流域＝(8,7) 小林川流域＝(5,8.5) 楯山川流域＝(8,5.9)	

			新井田川流域＝(5,12.7)	
		指定河川洪水予報による基準	最上川下流【臼ケ沢・下瀬】、赤川【浜中】、日向川【穂積】、大山川【面野山・大山】	
	強風	平均風速	陸上	12m/s※3
			海上	12m/s
	雪風	平均風速	陸上	12m/s※3雪を伴う
			海上	12m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	酒田	1.0m
			飛島	1.0m
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により浸水等の被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	① 最小湿度30%　　実効湿度65% ② 降雨雪の場合を除き、実効湿度70%、風速10m/s以上		
	なだれ	① 山沿いで24時間降雪の深さ30cm以上で肘折（アメダス）の積雪100cm以上 ② 山形地方気象台の日平均気温5℃以上で肘折（アメダス）の積雪180cm以上 ③ 山形地方気象台の日最高気温5℃以上で肘折（アメダス）の積雪300cm以上 ④ 12月は日降水量30mm以上で肘折（アメダス）の積雪100cm以上		
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より４～５℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：① 最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速5m/s以上のとき ② 日平均気温が-3℃以下が数日続くとき		
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮して実施する）		
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合（雷注意報を補足する情報）		

※1　〈表面雨量指数、流域雨量指数〉の組み合わせによる基準値を表しています。

※2　飛島（アメダス）の観測値は、風向が南西～北西の場合25m/s、南西～北西以外の場合、20m/sを目安とする。

※3　飛島（アメダス）の観測値は、風向が南西～北西の場合17m/s、南西～北西以外の場合、15m/sを目安とする。

警報・注意報基準一覧表の解説

(ｱ) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。

(ｲ) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想されたときに発表する。

(ｳ) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(ｴ) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山沿い」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(ｵ) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

(ｶ) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(ｷ) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には酒田市内における基準の最低値を示している。

(ｸ) 洪水の欄中、「○○川流域=16.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 16.5 以上」を意味する。

(ｹ) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。

(ｺ) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。

(ｻ) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(ｼ) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、飛島では MSL（平均潮位）を用いる。

(ｽ) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態

がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

＜参考＞

1　表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

2　土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数。

3　流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

4　山沿いとは標高がおおむね300m以上のところをいう。

(2) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の概要

種　　類	概　　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険性があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険性があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル（洪水警	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川

報の危険度分布）	及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km　ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険性があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川おいては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時１０分ごとに更新している。

(3) 全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒が呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する山形県気象情報」、「記録的な大雨に関する東北地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する山形県気象情報」、「顕著な大雨に関する東北地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する山形県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼び掛けるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・東北地方・山形県気象情報が発表される場合がある。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表する。

大雨、高潮に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

(5) 土砂災害警戒情報

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、その対象となる市町村名（酒田市は北部・南部・飛島に細分化）を特定して警戒を呼びかける。

市町村内での危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

なお、地震や火山噴火等により、通常の発表基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

(6) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発表しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。山形県では、１００ミリ以上の１時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

(8) 船舶の利用に適合する予報及び警報

新潟地方気象台は、日本海中部（庄内沖を含む）の海上を対象として地方海上予報及び警報を発表する。（海上風警報、海上濃霧警報等）

４　注意報、警報等の伝達

(1)　気象業務法第１５条及び第１５条の２に基づき、県は山形地方気象台が気象警報等を発表したときは、県防災行政無線　により市へ速やかに伝達するものとする。

(2)　報道機関は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は番組を中断し、テレビにあっては、字幕又は番組を中断し、公衆に周知するものとする。

　なお、基本法第５７条に基づいて、県知事及び市長から災害による避難指示等の放送要請があったときは、緊急警報放送を実施するものとする。

(3)　その他の機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じて公衆又は所要機関に周知する。

(4)　気象業務法第１５条及び第１５条の２に基づき、市は特別警報を受領したときは、速やかに住民及び官公署等に周知の措置をとることとし、警報、注意報、情報を受領したときは、速やかに住民及び官公署等へ通知するものとする。その伝達系統は次のとおりとする。

気象注意報・警報等伝達系統図

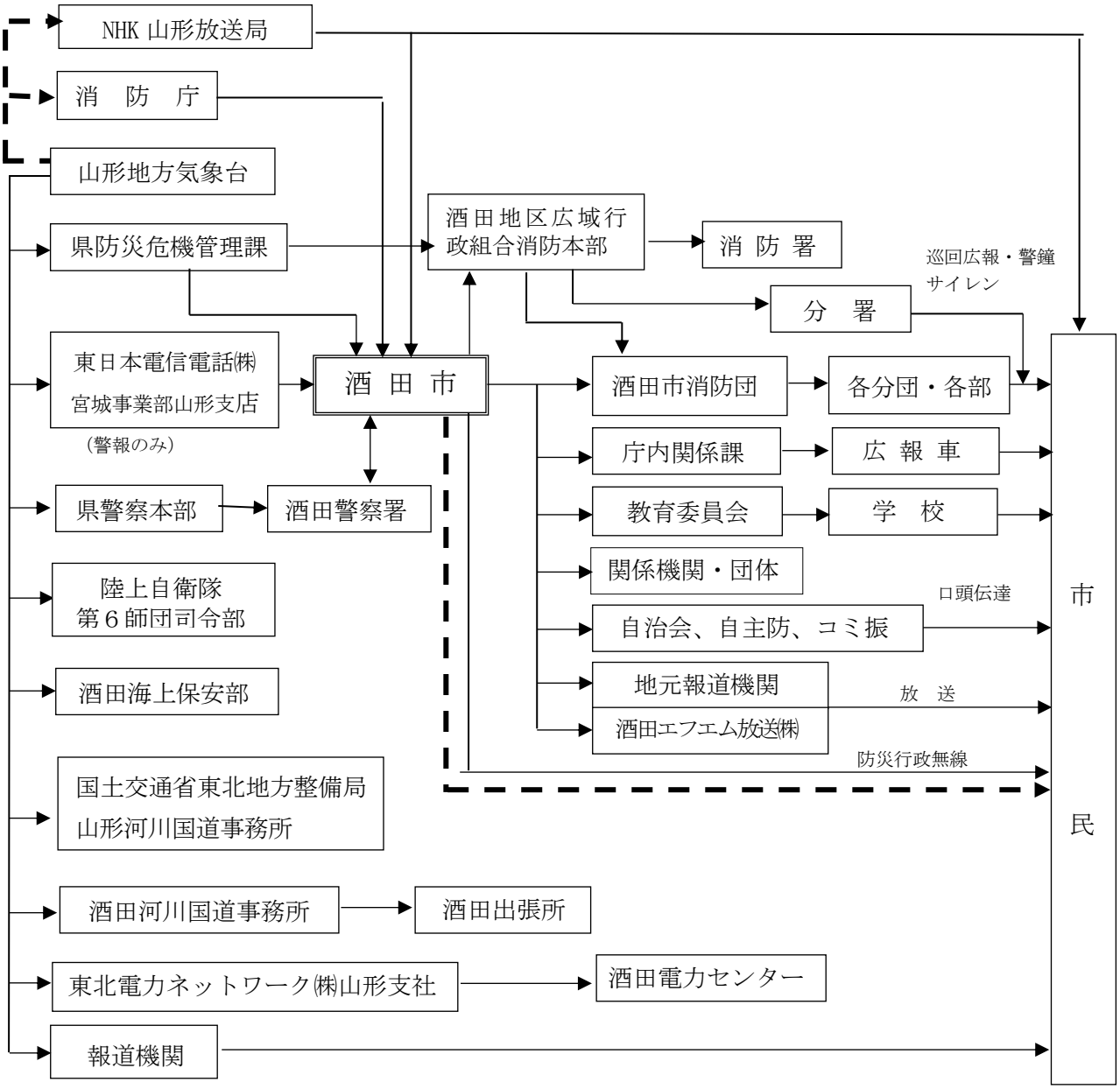

➡ は、気象業務法第１５条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

５　消防法に定める火災気象通報及び火災に関する警報

(1)　消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに山形地方気象台が山形県知事に対し通報し、県を通じて市及び酒田地区広域行政組合消防本部に伝達される。

種類	内　　容
火災気象通報	通報基準は、山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

	【定時に行う通報】 山形地方気象台は、午前５時に発表する天気予報に基づき、向こう 24 時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前５時頃に山形県に通報する。 この通報において、火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として以下のとおり「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 ただし、火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。 〔通報区分〕 乾燥注意報　⇒ 火災気象通報【乾燥】 強風注意報　⇒ 火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報 ⇒ 火災気象通報【乾燥・強風】 【随時に行う通報】 定時通報の対象期間内で、火災気象通報の内容に変更があった場合、臨時の通報を行う。

(2) 火災に関する警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第２２条第３項の規定により、「火災に関する警報」を発することができる。

６　水防法及び気象業務法に定める洪水予報

山形地方気象台と国土交通省酒田河川国道事務所が共同して発表する洪水予報

(1) 最上川下流（庄内町清川から河口までの範囲）

種類		発　表　基　準
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 基準地点氾濫注意水位（警戒水位） 臼ヶ沢 14.00m、下瀬 2.20m
洪水警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがあるとき、又は氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除

		く）。 高齢者等避難の発令判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 基準地点避難判断水位 　　臼ヶ沢 16.20m、下瀬 2.80m
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は急激な水位の上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報等の発令判断の参考とする。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 基準地点氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） 　　臼ヶ沢 16.50m、下瀬 3.00m
	氾濫発生情報	予報区間において、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５相当。

(2) 赤川

種類		発　表　基　準
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 基準地点氾濫注意水位（警戒水位） 　　熊出 3.00m、羽黒橋 3.00m、浜中 3.00m
洪水警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがあるとき、又は氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。 高齢者等避難の発令判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 基準地点避難判断水位 　　熊出 4.30m、羽黒橋 4.20m、浜中 4.00m

	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は急激な水位の上昇により間もなく氾濫危険水位超え、更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報等の発令判断の参考とする。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 基準地点氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） 　　熊出 4.50m、羽黒橋 4.60m、浜中 4.20m
	氾濫発生情報	予報区間において、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５相当。

山形地方気象台と山形県庄内総合支庁が共同して発表する洪水予報

（1）大山川

種類		発　表　基　準
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。 避難に備え自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 基準地点氾濫注意水位（警戒水位） 　　大山3.10m、面野山4.80m
洪水警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがあるとき、又は氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。 高齢者等避難の発令判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 基準地点避難判断水位 　　大山 3.90m、面野山 5.20m
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は急激な水位の上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、更に水位

		の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報等の発令判断の参考とする。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 基準地点氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） 　　大山 4.40m、面野山 5.60m
	氾濫発生情報	予報区間において、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５相当。

(2) 日向川

種類		発　表　基　準
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 基準地点氾濫注意水位（警戒水位） 　　穂積4.30m
洪水警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがあるとき、又は氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。 高齢者等避難の発令判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 基準地点避難判断水位 　　穂積 4.90m
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は急激な水位の上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報等の発令判断の参考とする。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 基準地点氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

		穂積 5.60m
	氾濫発生情報	予報区間において、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５相当。

７　水防法に定める水防警報

(1) 国土交通省酒田河川国道事務所及び山形県が発表する水防警報

種類	基　　準
水防警報	洪水又は高潮により、国民経済上重大な損害が生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めた場合

(2) 酒田市が発表する警報

種 類	基　　準
水防警報	気象の状況が水害の予防上危険であると認めた場合

８　５段階の警戒レベルと住民の避難行動等を支援する防災気象情報の提供

国（国土交通省、気象庁）及び県は、市町村の避難情報（避難指示等）の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

警　戒 レベル	住民が取るべき行動	避難情報	防災気象情報	相当する警戒レベル
5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	・大雨特別警報 ・氾濫発生情報 ・キキクル（危険度分布）「災害切迫」（黒）	５相当
4	危険な場所から全員避難	避難指示	・土砂災害警戒情報 ・氾濫危険情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報 ・キキクル（危険度分布）「危険」（紫）	４相当
3	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	・大雨警報 ・洪水警報	３相当

			・氾濫警戒情報 ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報 ・キキクル（危険度分布）「警戒」（赤）	
2	ハザードマップ等で避難行動を確認		・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報 ・キキクル（危険度分布）「注意」（黄）	
1	災害への心構えを高める		早期注意情報 （警報級の可能性）	

９　現象を発見した者の措置

(1) 発見者の通報措置

異常現象を発見した者は、市長又は警察官及び海上保安官に通報する。

(2) 異常を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市長に通報するとともに、それぞれ警察署あるいは海上保安部に連絡する。

(3) 市長の措置

上記(1)、(2)によって異常現象の通報を受理した市長は、次の系統により必要な連絡を実施するとともに、適切な措置をとる。

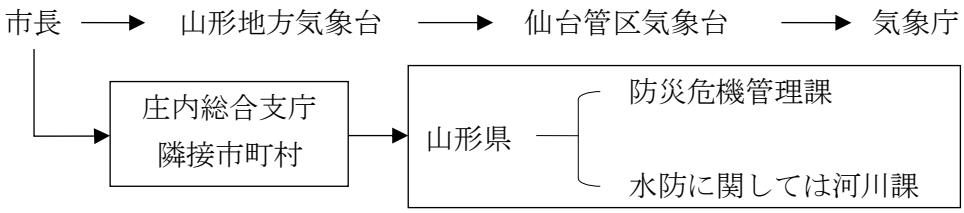

注：異常現象とは、竜巻・強い降ひょう・強い突風・噴火現象・津波の前兆である海面の急激な低下がみられたとき、又は堤防に小さな水漏れがあり放置すれば決壊のおそれがある場合等又は火災が発生するおそれがある有力な兆候をいう。

第８節　災害情報の収集･伝達計画

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合は、迅速に情報収集活動を開始するとともに、情報の共有化に努め、県及び関係機関への伝達、また民生安定のため市民への情報伝達を行う。

１　主な実施機関

酒田市	市長公室　危機管理課　まちづくり推進課　共生社会課
関係機関	県　酒田警察署　酒田海上保安部　酒田地区広域行政組合消防本部

２　災害発生後の各段階における情報収集・伝達

(1) 災害発生直後

ア　市の各部及び支所班は、関係機関、自主防災組織、自治会、コミュニティ振興会、市民からの情報を収集し、被害状況の早期把握に努める。

イ　ヘリコプターによる情報収集

市は、災害による被害が発生したとき、県防災危機管理課に対して速やかに被害状況の偵察活動を要請し、情報を把握する。

要請する調査事項は、次のとおりとする。

(ｱ) 火災の発生状況
(ｲ) 道路、橋りょう被害状況
(ｳ) 道路交通状況
(ｴ) 建築物被害状況
(ｵ) 公共機関被害状況
(ｶ) その他災害発生場所の把握

(2) 応急対策初動期

ア　市は、災害が発生した場合は、地域内の被害状況を調査し、庄内総合支庁に報告する。ただし、緊急を要する場合には、県本部（防災危機管理課）に直接報告する。なお、被害状況が十分把握できない場合であっても火災・災害等を覚知したときは、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概要を報告する。

また、県に被害状況等を報告できない場合は、内閣総理大臣（総務省消防庁）へ直接報告する。

消防庁防災課連絡先（ＮＴＴ回線）　電話　03-5253-7525　FAX　03-5253-7535
県防災危機管理課　電話　023-630-2231　FAX　023-633-4711
庄内総合支庁総務課防災安全室　電話　0235-66-4791　FAX　0235-66-2835

イ　行方不明者数は、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは直接又は必要

に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。

ウ　市（消防機関を含む。）は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部（防災危機管理課）及び総務省消防庁に報告する。

(3) 応急対策本格稼働期

ア　市は、庄内総合支庁と協力して、地域内の被害金額等詳細な被害状況を調査し、県防災危機管理課に報告する。また、県災害対策本部庄内支部又は県災害対策連絡会議庄内支部が設置されたときは、当支部に対して報告する。

イ　避難所が開設されたときは、避難所との通信手段の確保に努めるとともに、職員を派遣して、避難者の数や状況、必要な食料及び日常生活物資等の情報を収集する。

３　情報の提供

(1) 防災関係機関への情報提供

市は、収集された被災情報等を集約し、応急対策の推進に係わる防災関係機関に逐次提供する。

(2) 報道機関に対する報道要請

（第２編第２章第９節「広報計画」参照）

４　積雪期の情報収集伝達体制

積雪期に災害が発生した場合、平野及び山間地に点在する集落は通信・交通が途絶状態となる可能性が高いので、市はこれらの地区に災害時も使用可能な通信装置を設置するよう努めるとともに、自主防災組織等の協力を得るなど、情報の収集伝達体制の確立に努める。

第９節　広報計画

災害発生時における住民の心の安定と適切な行動及び秩序の維持を図るため、市及び防災関係機関等は、被災地の情報の正確・迅速かつ的確な伝達により、被災者の立場に立った効率的な広報活動を実施するものとする。

１　主な実施機関

酒田市	市長公室　危機管理課
関係機関	報道機関各社

２　災害発生時の広報活動の目的

(1) 被災者や関係者の避難・救援活動のための適切な判断を助ける。
(2) 流言飛語等による社会的混乱を防止する。
(3) 当該災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動や復興事業に対する社会的な協力を得やすくする。

３　広報活動の内容

(1) 災害発生前
ア　気象情報（注意報・警報等）
イ　水防情報等
(2) 災害発生直前
ア　気象警報
イ　水防警報等
ウ　災害発生の危険情報、警戒情報（広報車、緊急速報メール）
エ　避難指示等（防災行政無線、広報車、報道機関各社、緊急速報メール）
(3) 災害発生直後（防災行政無線、広報車、報道機関各社、緊急速報メール）
ア　災害対策本部の配置
イ　災害状況に関する情報
(4) 応急対策初動期（災害発生後概ね２日以内）
被害状況説明及び市民への協力の呼びかけ
ア　災害応急対策の状況
イ　救護所・救護病院の開設状況
ウ　医療救護及び衛生に関する情報
エ　給水、炊き出し、生活物資提供情報
オ　避難所の開設状況
カ　ライフライン被害状況及び使用に関する注意の呼びかけ
キ　し尿、ごみ処理、防疫に関する呼びかけ
ク　交通規制、交通関係情報
ケ　ボランティア活動協力要請（要配慮者の支援、外国語通訳、手話通訳等）
コ　住民の安否情報

サ　その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(5) 応急対策本格稼働期（災害発生後概ね３日目以降）

ア　消毒・衛生・医療救護情報

イ　保育・教育の再開に関する情報

ウ　応急仮設住宅への入居に関する情報

エ　ライフラインの復旧状況に関する情報

オ　被害認定、罹災証明の発行

カ　その他応急対策に必要な広報

(6) 復旧対策期

ア　復旧対策方針説明及び市民への協力の呼びかけ（酒田エフエム放送を通じ）

イ　避難所の統廃合に関する情報

ウ　生活再開関連に関する情報（罹災証明の発行、生活再建資金の融資等）

エ　災害廃棄物の処理方法及び費用負担等

オ　その他復旧対策に関する情報

４　安否情報の提供

市は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表する。

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努める。

市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底する。

５　広報活動の実施

(1) 市の広報活動

市は、広報活動の実施主体として収集した情報について事実を確認し、速やかに防災関係機関及び放送・報道機関に公表するとともに、住民に対し上記広報活動の基準に基づき次の手段により広報活動を実施する。

ア　防災行政無線、緊急速報メール、酒田エフエム放送及びインターネットによる広報

イ　広報車、ハンドマイクによる呼びかけ、印刷物の配布・掲示

ウ　放送・報道機関を通じての広報

エ　ヘリコプターによる上空からの広報

オ　自治会等を通じた情報伝達

カ　住民相談所の開設

(2) 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、他の防災関係機関との密接な連絡のもとに広報体制を早期に確立し、災害状況を迅速に把握するとともに、上記広報活動の基準に基づき、各機関の災害対策事項について随時適切な広報活動を実施する。

(3) 放送機関の広報活動

放送機関は、市から公表された災害情報及び依頼された災害広報について、住民の安全の確保及び社会的混乱の防止を目的として、上記広報活動の基準に基づき正確かつ迅速に報道を実施する。

ア　災害発生直後の視聴者に対する呼びかけは、基本的に各放送機関のマニュアルにより行う。

イ　市及び県は、緊急を要し、かつ放送以外に有効な通信、伝達手段がとれない場合は、基本法第５７条の規定により、ＮＨＫ鶴岡放送局及び民間放送各社に放送を要請する。

【各放送機関の連絡先】

機　関　名	所　在　地	電話(昼間)	ＦＡＸ
酒田エフエム放送	酒田市中町2-5-19	0234-21-3788	0234-21-3787
エフエム山形	山形市松山3-14-69	023-625-0804	023-625-0805
ＮＨＫ鶴岡放送局	鶴岡市上畑町10-52	0235-22-7711	0235-23-7813
山形放送（ＹＢＣ）	山形市旅籠町2-5-12	023-622-6360	023-632-5942
		023-622-6161（夜間電話）	
山形テレビ（ＹＴＳ）	山形市城西町5-4-1	023-643-2821	023-644-2496
テレビユー山形（ＴＵＹ）	山形市白山1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン（ＳＡＹ）	山形市落合町85	023-628-3900	023-628-3910

【災害時の放送体制】

区分	内　　容
酒田エフエム放送	1　情報提供 (1) 市は、「市災害対策本部」からの情報を提供する。 (2) 警察、消防、ライフライン関係機関は、被災者の不安、混乱等を防止するため速やかに情報を提供する。 2　放送体制 市は、必要に応じて臨時災害放送局を開設する。その場合、酒田エフエム放送は、災害協定に基づきコミュニティ放送局を休止し、緊急報道体制をとって放送を行う。 3　番組編成 災害発生とともに、その状況に応じて特別編成に切り替え、正確な情報の伝達に努める。

6　広報活動にあたっての留意点

(1) 視覚・聴覚障がい者を考慮し、情報が十分に伝わるよう、掲示と音声の組み合わせ、手話通訳や誘導員を配置するなどの措置を行う。

(2)　外国人の被災者のために、通訳の配置、図やイラストの使用、日本語並びに外国語及びやさしい日本語による表示、放送等の措置に努める。

(3)　被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう情報伝達経路の確保に努める。

7　広聴活動の実施

市及び防災関係機関は、被災者からの相談・要望・苦情等を受け付け、災害応急対策及び復旧復興計画に対する提言・意見等を広く被災地内外に求めるとともに適切な処置を行う。

(1) 市の広聴活動

ア　避難所においての相談、要望等の受付

イ　地域自主防災組織及び自治会、自治会連合組織、コミュニティ振興会等からの相談・要望等の受付

ウ　被災者のための相談所の設置

(2) ライフライン関係機関の広聴活動

利用者相談窓口の開設

第１０節　避難計画及び避難所運営計画

市は、防災関係機関との相互連携を強化し、迅速な住民避難及び円滑な避難所運営に努める。

１　主な実施機関

酒田市	市長公室　危機管理課　まちづくり推進課　共生社会課　市民課 社会教育課　スポーツ振興課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　酒田警察署　庄内総合支庁 陸上自衛隊　酒田海上保安部　山形県ＬＰガス協会飽海支部 報道機関各社

２　避難指示等の発令

(1) 危険の覚知と情報収集

市は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用して適切に判断を行い、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

ア　市長

（ア）高齢者等避難

市長は、災害が発生するおそれがあり、避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は高齢者等避難を発令し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて警察署長及び消防長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

市長は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、高齢者等避難の発令をもって避難行動を開始するものとし、また、その支援者は避難誘導等の措置を適切に実施する。

（イ）避難指示等

市長は、市民の生命又は身体を災害から守ると同時に、災害を防止するために、必要があると認める地域の居住者等に避難のため立退きを指示し、速やかにその旨を知事に報告する。

イ　警察官又は海上保安官

住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に避難のた

めの指示ができる。指示を行ったときは直ちにその旨を市長に通知する。

ウ　自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとることができる。

エ　県

知事又はその命を受けた職員は、住民に避難のための立退きを指示し、直ちに当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

オ　避難指示等

避難指示等は、次の事項を明示して行う。

（ア）避難対象地域

（イ）避難理由

（ウ）避難先

（エ）避難経路

（オ）避難時の注意事項（立退き避難する余裕がない場合や立退き避難が危険な状況にある場合は、自宅の２階に避難するなど）

なお、市は、避難指示等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとし、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

また、市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

区分	実施責任者	措置	実施の基準（根拠法令） 指示等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	市長	・高齢者等の要配慮者への避難開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、避難行動要支援者が避難を開始する必要があると認めるとき （避難情報の発令基準設定マニュアル） （報告） 市長→知事
避難指示	市長	・立退きの指示 ・立退き及び立退き先の指示	・災害が発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示する。 （基本法第60条） （報告） 市長→知事
	知事	・立退きの指示 ・立退き及び立退き先の指示	・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示する。

			→市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。 （基本法第60条）
避難指示等	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	・立退きの指示	・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき（水防法第29条） （通知） 水防管理者→ 警察署長
	知事又はその命を受けた県職員	・立退きの指示	・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき （地すべり等防止法第25条） （通知） 知事又はその命を受けた県職員 → 警察署長
	警察官	・立退き及び立退き先の指示	・市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合 （基本法第61条） （通知）（報告） 警察官 → 市長→知事
		・避難等の措置	・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置 （警察官職務執行法第４条） （報告） 警察官 → 公安委員会
	海上保安官	・立退き及び立退き先の指示	・市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合 （基本法第61条） （通知）（報告） 海上保安官 → 市長 → 知事
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	・警察官がその場にいない場合、「警察官職務執行法第４条」による避難等の措置（自衛隊法第94条） （報告） 自衛官 → 防衛大臣の指定する者（第６師団長等）
緊急安全確保※	市長	・命を守るための最善の行動を促す	・土砂災害が発生した場合 ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ・高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合 （報告） 市長→知事

※ 緊急安全確保は、必ずしも発令されるものではない。

(3) 避難指示等の発令時の留意事項

市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

３　避難指示等の発令基準

(1) 高齢者等避難(警戒レベル3)

高齢者等避難とは、避難行動要支援者が避難を開始するとともに、避難指示等を発令した場合に住民が円滑に避難するため、予めその準備を勧め又は促すための情報。

(2) 避難指示（警戒レベル４）

避難指示とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、市民を避難のため立退かせるもの。

(3) 緊急安全確保(警戒レベル5)

緊急安全確保とは、実際に災害が発生している状況下で、住民に命を守る最善の行動を促すもの

上記それぞれの発令基準は、下表のとおりとする。

土砂災害

区分	基準	対象区域等
高齢者等避難 （警戒レベル３）	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、気象庁が提供する土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び県が提供する土砂災害危険度情報（この表において２つ合わせて「土砂災害の危険度分布」という。）で「警戒」（赤）が出現した場合 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近･通過することが予想される場合。	・原則として、土砂災害の危険度分布にて警戒が必要な区域の属する地区の土砂災害警戒区域
避難指示 （警戒レベル４）	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」が出現し、更に降雨が継続する見込みである場合。 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合	・原則として、土砂災害の危険度分布にて警戒が必要な区域の属する地区の土砂災害警戒区域
緊急安全確保 （警戒レベル５）	・土砂災害が発生した場合 ・土砂災害キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合	・市の区域の土砂災害警戒区域等

洪水害

区分	基準	対象区域等
高齢者等避難 （警戒レベル3）	・指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	・洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域
	・水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ・水位観測所の水位が氾濫注意水位を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ・軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	・水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域
	・水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（レベル２水位）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ① 上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ② 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒」（赤）が出現した場合（流域	・その他の河川に係る警戒が必要な浸水想定区域

	雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ・軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※水位を観測していない場合、洪水警報の発表に加え、さらに上記②又は③を参考に目安とする基準を設定して発令する。	
避難指示 （警戒レベル4）	・指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ・指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	・洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域
	・水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ・水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合	・水位周知川に係る警戒が必要な浸水想定区域

	・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
	・水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ① 上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ② 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。	・その他の河川に係る警戒が必要な浸水想定区域
緊急安全確保 （警戒レベル５）	・市内にある対象河川で決壊や越水等が発生した場合 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）が出現した場合	・洪水予報河川、水位周知河川及びその他の河川に係る警戒が必要な浸水想定区域

高潮災害

区分	基準	対象区域等
高齢者等避難 (警戒レベル3)	・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が言及された場合 ・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合 ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸２４時間前に特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	・水位周知海岸ではその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域 ・それ以外の海岸は浸水するおそれのある区域
避難指示	・高潮警報（警戒レベル４相当情報【高潮】）	・水位周知海岸ではその

（警戒レベル4）	又は高潮特別警報（警戒レベル４相当情報【高潮】）が発表された場合 ・水位周知海岸において、高潮氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報【高潮】）が発表された場合 ・高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 ・高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合	指定と併せて公表される高潮浸水想定区域 ・それ以外の海岸は浸水するおそれのある区域
緊急安全確保 （警戒レベル5）	・海岸堤防等が倒壊した場合 ・異常な越波・越流が発生した場合 ・水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合	・水位周知海岸ではその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域 ・それ以外の海岸は浸水するおそれのある区域

４　住民等の自主的な避難

(1)　自主避難の開始

住民等は、危険が切迫し、又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡するよう努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、避難行動要支援者の安全確保と避難の補助等を心がける。

(2)　市の支援措置

市は、住民が自主的避難を開始した場合は、直ちに職員を派遣し、避難行動の支援及び指定緊急避難場所開放等の措置を行う。

５　避難指示等の伝達方法

(1)　県に対する報告

避難指示等を市長が発令したときは、本部事務局危機管理班は発令者、発令理由、避難対象区、発令日時及び避難先を明らかにし、記録するとともに直ちに県に対し、その旨を報告する。

(2)　関係機関への連絡

市長が避難指示等を発令したとき、又は警察官等から指示を行った旨の通知を受けたときは、本部事務局危機管理班は次の要領により必要に応じて関係機関に対して連絡する。

ア　県の出先機関、警察官又は駐在所等に連絡し協力を得る。

イ　市内の避難場所として利用する学校、公共建物等の管理者に対して至急連絡し、協力を求める。

ウ　隣接市町村への連絡

地域市民が避難のため、隣接災害時応援市町村（以下「協定市町村」という。）内の施設を利用する場合、また避難の誘導経路によって、協力を求めなければならない場合、協定市町村に対して必要事項を連絡する。

(3) 伝達の方法

避難指示等を発令した市長は、直ちに次の方式により、伝達広報を行う。関係機関特に警察、消防機関、放送機関等に協力要請をとり、それぞれの実情に即した方法で地域住民、要配慮者利用施設の管理者等に周知徹底を図るよう定めておく。関係住民に対する避難指示等の伝達方法は、次のとおりとする。

ア　信号による伝達

警鐘及びサイレン等を利用する。

イ　放送による伝達

防災行政無線（個別受信機、防災ラジオを含む。）のほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）等の放送機関に対しては、Ｌアラート（災害情報共有システム）を介して指示を行った旨を通知し、住民に伝達する。

ウ　広報車等による伝達

市、警察署、消防機関等の広報車を利用し、関係地区を巡回し、又は自治会長等を通じて住民に伝達する。

エ　インターネット

緊急速報メール、ホームページ、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを使用し、迅速及び広範囲に情報伝達を行う。

オ　伝達員による戸別訪問

避難行動要支援者への避難指示等の発令にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する体制を整えておく。

カ　住民に対する避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

キ　危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警報レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

６　地域ごとの指定避難所等及び避難方法

住民等は、各地区又は一集落の単位ごとに避難先、避難経路及び誘導責任者を決めておき、避難指示等が発令された場合に混乱しないで避難できるよう定めておく。

市は、平常時から、住民等が迅速に避難できるよう、指定避難所等及び避難経路等についての情報提供を行うとともに、避難誘導に当たっては、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(1) 避難誘導及び避難経路

ア　避難の誘導は、地域住民と自主防災組織が、警察官、消防機関の職員及び消防団員等の協力を得て行うものとし、市は、あらかじめ指定避難所等に誘導員を配置して住民等の誘導に努める。

イ　市は、指定緊急避難場所をあらかじめ周知しておくものとし、指定緊急避難場所への誘導看板等を設置するものとする。

ウ　市は、防災関係機関と連携し、積雪期における避難路の状況把握及びその確保に努める。

(2) 避難の順位及び移送の方法

ア　避難順位

避難させる場合は、要配慮者を優先的に避難させる。

イ　移送の方法

自力避難ができない場合又は避難中危険がある場合、あるいは病院の入院患者の場合、その他施設の高齢者及び子供の避難については、状況に応じ適切な方法で移送する。

7　警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

区分	実施者	根拠法令
災害全般	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき（基本法第63条）
	警察官･海上保安官	上記の者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（基本法第63条）
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う職員がその場にいない場合に限る。（基本法第63条）
火災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定（消防法第23条の2）
	消防職員･消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定（消防法第28条）
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（消防法第28条）
水災	水防団長･水防団員･消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所において､警戒区域を設定（水防法第21条）
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（水防法第21条）

(2) 警戒区域の設定と周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場においてバリケードや規制ロープで行い、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について周知を図る。

また、警察官、海上保安官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

(3) 避難所への受入れ

市長は警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じて避難所を開設し、これらの者を受入れる。

８　帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

市及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報し、多様な手段、経路を通じて各種情報を提供するよう努める。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

市及び公共機関は、外国人及び旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて各種情報を提供するよう努める。

９　避難所の開設・運営

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど、引き続き救助を要する者については、避難所で保護する。

(1) 避難所の開設

ア　市は、指定避難所を開設する必要があるときは、被災者の生活再建等を考慮し、居　住地の近傍の小中学校、公共施設等を可能な限り当初から開設するよう努める。この場合、夜間、休日の指定　避難所の開錠は、鍵保管者が行う。また、一般スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

イ　指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

ウ　市は、避難所を開設したときは、住民等に対し周知徹底を図るとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況を適切に県及び酒田警察署、消防本部等に連絡する。併せて、令和２年度における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

エ　災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事に要請し、所要の手続をとる。

オ　特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。また、避難所が不足する場合は、被災地以外の協定市町村に被災

者の受入れを要請し、又は県にあっせんを要請する。

カ　施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等の避難行動要支援者のために必要に応じて福祉避難所を開設し、避難所からの誘導を図る。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

ケ　食物アレルギーを有する者への配慮

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に務める。

(2) 避難所の対応

ア　避難所連絡員の駐在

避難所を開設し、避難住民を受入れしたときには、直ちに避難所ごとに職員を派遣して駐在させる。

イ　避難住民の把握及び本部との連絡

避難所連絡員は、避難住民の実態把握と保護にあたるものとし、自主防災組織と協力して避難所を管理運営し、常に市災害対策本部と情報連絡を行う。また、連絡のための通信手段を確保する。

ウ　避難者数の把握

市は、避難住民代表者と協力し、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、避難所に食事のみ受け取りに来ている被災者等にかかる情報の把握に努める。

エ　避難所の運営リーダーの選出

市は、男女共同参画の観点から、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から運営リーダーを男女両方配置するよう努める。

オ　物資等の調達

市は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、早期調達が困難な状況も想定し、指定避難所ごとに必要最低限の備蓄に努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的な備蓄に努める。

(3) 避難所開設の報告及び記録

ア　県への報告

避難所を開設したときは、本部事務局危機管理班は、県に次の事項を報告する。

(ｱ) 避難所開設の日時、箇所数、場所及び施設名

(ｲ) 受入れ状況

イ　記録

各避難所連絡員は、指定避難所及び避難住民に関する記録を作成する。

(4) 避難所運営にあたっての留意事項

避難所運営にあたっては、次の点に留意するとともに、特に要配慮者について優先的に対応する。

ア　必要に応じ、指定避難場所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。

また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。

イ　指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、適切に受け入れする。

ウ　被災地において感染症発生、拡大がみられる場合は、防災担当部門と保険福祉部門が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

エ　避難者の栄養、健康等の対策

避難者の栄養確保及び年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品）の確保に努める。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど避難所の実情を考慮する。

オ　避難所の衛生、給食及び給水管理

(ｱ)入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。

(ｲ)炊き出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。

(ｳ)必要に応じ、ＬＰガス及びＬＰガス用燃焼器具を確保する。

(ｴ)トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。

カ　避難者のプライバシーの確保、メンタル相談等の対策

避難が長期化する場合は、避難者のプライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用、メンタル相談の対応について配慮する。

キ　男女のニーズの違いに配慮

男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した運営管理に努める。特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力、ＤＶの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

ク　避難所以外で生活している被災者への配慮

市は、避難者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(5) 避難所運営に伴う各機関等への協力要請

避難所の運営に際し、市長は必要に応じて県に対し、日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、保健所、山形県栄養士会、ＮＰＯ・ボランティア等の防災関係機関の協力について要請を行う。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住

民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

(6) 自治的な運営組織の立ち上げ支援

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この場合避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(7) 避難所における住民の心得

避難所における住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境の悪化防止に努め、次の点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得等ついて、住民に周知を図る。

ア　自治組織の結成とリーダーへの協力
イ　ごみ処理、洗濯、入浴等の生活上のルールの遵守
ウ　要配慮者への配慮
エ　その他避難所の秩序維持に必要な事項

第１１節　警備・保安及び交通規制計画

災害発生時において、住民等の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、市及び酒田警察署は関係機関と相互に連携し、次の災害警備活動を実施する。

１　主な実施機関

酒田市	土木課　整備課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　酒田警察署　庄内総合支庁 陸上自衛隊　国土交通省酒田河川国道事務所　日本赤十字社

２　関係機関等との連携協調

災害に対処するため酒田警察署及び県警察本部は、市、県、消防機関、自衛隊と連携を密にし、救助活動、災害救助活動等を効果的に行う。

３　災害警備体制の確立

県警察は、県警察本部に災害警備本部を設置するとともに、酒田警察署に現地災害警備本部を設置し、災害警備活動を行う。

４　災害警備活動の実施

(1) 災害情報の収集と関係機関への伝達

災害関係情報、被害実態及び被害の拡大見通しなど災害応急対策活動を実施するために必要な情報の収集と関連機関への伝達

(2) 被害調査

状況に応じた被害調査班の編成による迅速的確な被害実態の把握

(3) 警戒区域の設定

ア　市が警戒区域を設定する場合における酒田警察署からの助言と協力

イ　警戒区域設定時の立入制限区域からの退去等に必要な措置

(4) 避難の措置

ア　市長が行う避難指示に対する必要な助言と協力

イ　危険緊迫時は全員を同時避難、段階的な避難誘導は災害弱者優先の避難措置の実施

ウ　関係機関と連携した安全な避難措置の実施

エ　緊急時における警察官職務執行法第４条に基づく避難等の措置と速やかな市長への通知

オ　避難者の把握と行方不明者等の調査

(5) 避難先の警戒活動

ア　指定避難所等への警戒員の配置、パトロールの強化

イ　流言飛語防止等の広報活動の実施

ウ　関係機関が行う救急･救護措置への支援

(6) 救助活動

ア　災害初期における家屋の倒壊、がけ崩れ、増水等により危険に瀕している者の発見

を最重点とした救助活動の実施

イ　生命に危険が及ぶ被災者の優先救助

ウ　負傷者の応急手当と市、県、消防機関、日本赤十字社等の救護班への引継ぎ、又は病院への搬送

(7) 行方不明者の捜索及び死体検分

ア　行方不明者に関する情報収集と関係機関と協力した行方不明者の速やかな捜索活動の実施

イ　搬送・安置遺体の関係法令に基づく検視と迅速な身元確認

(8) 社会秩序の維持

現地災害警備本部は、被災者の不安を和らげるため、定期的に避難所等の巡回を行うほか、地域住民等の生活に必要な情報収集を行い、被災者に対する地域安全情報の提供及び相談所の開設等に努める。

また、災害に便乗した犯罪の取締り被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

５　交通対策

(1) 道路交通事情の把握

被災地及び周辺地域の交通実態の把握

(2) 交通規制の実施

ア　被災地での一般車両の交通規制又は被災地への一般車両の進入禁止措置

イ　災害対策基本法及び道路交通法等に基づく迅速、的確な現場交通規制の実施

(3) 緊急交通路の確保

ア　緊急道路の確保を最優先とした交通情報の収集

イ　規制対象車両運転者への指示

ウ　緊急交通路における路上放置車両等の排除

(4) 交通規制広報

ア　現場広報の実施

イ　交通管制センター、日本道路交通情報センター、道路情報板、看板、報道機関等による広報の実施

(5) 関係機関との協力

ア　市、道路管理者等との密接な連絡による適切な交通規制の実施

イ　必要に応じた山形県警備業協会に対する協力要請

第１２節　救助・救急計画

市、県及び防災関係機関は、災害発生時、家屋の倒壊、火災等により同時に多発する負傷者に対し、迅速かつ的確な救助措置及び救急医療活動を行うため、救助救急体制を確立する。

市及び消防機関は、救助活動、救急搬送について、関係機関が有機的に連携して活動する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　酒田市消防団　酒田警察署 県防災危機管理課　陸上自衛隊　酒田海上保安部

２　対象者

優先的に救助措置を行う対象者は、災害が直接の原因となって速やかに救助しなければ生命の安全を保証できないような危険な状況にある次の者とする。

(1) 火災の際に火中に取り残された者
(2) 災害時に倒壊家屋等の下敷きになった者
(3) 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された者
(4) なだれ、山崩れ等の下敷きになった者
(5) 災害のために生死不明の状態にある者

３　救助活動

(1) 酒田地区広域行政組合消防本部による必要な救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具その他必要な資機材を調達し、警察及び消防団その他防災関係機関の協力を得て迅速に救助にあたる。
(2) 二次災害のおそれがある場合は、危険区域内の住民を避難させるとともに、十分な監視体制のもとで迅速な救助にあたる。
(3) 救助活動は、救命処置を必要とする負傷者を優先して行い、その他の者は自主防災組織等に協力を求めて救助する。
(4) 救助救急事案が火災現場付近に発生した場合は、火災現場に近い負傷者から救助する。
(5) 市は、ヘリコプターによる救出ができるように、あらかじめヘリポートの指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的なヘリコプターの活用を図る。
(6) 特に災害が甚大であり救助できないときは、関係法令及び各種協定に基づき、速やかに関係機関に応援要請を行う。
(7) 海上保安部は、関係機関等と協力し、船艇や航空機等により速やかに捜索・救助を行う。また、市及び関係機関から、陸上における救助・救急活動等についての支援要請があったときは、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において支援するとともに、船舶による負傷者の搬送や医療活動場所の提供を行う。

４　行方不明者の捜索

(1) 市は、警察、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。

確認は住民基本台帳等と照合したうえで行う。

(2) 行方不明者の捜索は、災害の規模等を勘案して、警察、消防団、自衛隊等及び地域住民の協力を得て実施する。

(3) 海上保安部は、台風・高潮等による船舶の海難や行方不明者が発生したときは、巡視船艇、航空機により捜索を行う。行方不明者が多数の場合は、必要に応じ、自衛隊、県及び県警察に艦艇、船艇又はヘリコプターの出動・派遣を要請する。

(4) 行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から１０日以内とする。ただし、１０日間を経過してもなお捜索を要する場合には、期間を延長することができる。

５　住民等による応急手当

市は地震発生時予想される多数の負傷者に対し、初動対応が重要であることから、救急活動と平行して、積極的に住民等による応急手当を実施するよう求める。

６　負傷者の搬送体制の確立

(1) 市で設置した救護所から医療機関への負傷者の搬送は酒田地区広域行政組合消防本部の救急隊で行うが、必要に応じ市職員又はボランティア等からなる臨時搬送班を設置する。車両については、市有自動車及び社会福祉施設所有の障がい者搬送用車両等の借り上げにより対応するほか、県等に対して消防防災ヘリコプター等の派遣を要請する。

(2) 酒田地区広域行政組合消防本部は、医療機関の受入れ体制等について随時把握し、迅速かつ的確に搬送先医療機関を確保するとともに、速やかに必要な情報を医療機関に提供する。

(3) 負傷者搬送は、負傷者の容態を考慮して、無理のない走行に努める。

(4) 市は、警察と協議のうえ、安全な交通路を確保する。

７　広域的医療救護活動の要請

市は、被害が甚大で、市の医療活動のみで対処できないときは、県及び日本赤十字社等に対し、救護班の派遣、救護所の設置、医薬品、医療器具及び衛生材料の手配を要請する。県は、国（厚生労働省）へ広域搬送体制の確保等を要請する。

第１３節　消火活動計画

災害により発生した火災に対し、住民の初期消火活動による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な火災防ぎょ活動について定める。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　酒田市消防団　県防災危機管理課 酒田海上保安部　自主防災組織

２　火災対策

(1) 地域住民・自主防災組織の対策

ア　家庭、職場等においては、地震が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消す等、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

(ｱ) 消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

(ｲ) ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

イ　地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、耐震性貯水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

(2) 消防団の対策

消防団は、地域に密着した防災機関として、酒田地区広域行政組合消防本部等と緊密な連携のもとに次のような火災防ぎょ活動等に努める。

ア　消防団の参集等

参集の必要がある災害を覚知した場合は速やかに所属消防団へ参集するとともに消防資機材等の安全確保を図る。

イ　住民への初期消火の広報等

拡声器、メガホン、サイレン等による住民への出火防止、初期消火の広報を行う。

ウ　情報の収集、伝達

現地火災情報等の消防機関への伝達を行う。

エ　消火活動

地域住民、自主防災組織の協力の下での迅速効果的な初期消火活動を行う。

(3) 酒田地区広域行政組合消防本部の対策

酒田地区広域行政組合消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、全消防力をあげて消火活動に努める。

ア　火災情報の収集

火災情報の収集は１１９番を中心に行うが、通信回線が途絶した場合は次の方法により、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握する。

(ｱ) 消防職員の参集途上の情報収集
(ｲ) 消防隊による情報収集
(ｳ) 消防団、自主防災組織による情報収集

イ　緊急交通路の確保

(ｱ) 酒田地区広域行政組合消防本部は、警察署及び道路管理者の情報を基に火災現場までの通行路確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路警戒を要請する。
(ｲ) 消防職員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令を行う。
(ｳ) 路線上の積雪量が消防活動に支障があると認めるときは、市長及び関係機関に対し除雪等を要請する。

ウ　火災防ぎょ活動

(ｱ) 火災がある程度の消防力の強化によって鎮圧可能な地域については、全部の鎮圧あるいは大火の発生防止を目標として、これに必要な対策を実施する。
(ｲ) 火災現場において要救護者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。また、火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、人命の検索及び残留者の避難誘導を行う。
(ｳ) 火災の発生密度が大きく、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、避難所の安全を確保するための消防活動を行う。
(ｴ) 避難者受入れ施設、救助物資の集積場所、救難所、災害対策実施上の中枢機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び情報機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。
(ｵ) 断水による消火栓の使用不能が予測されることから、河川等の自然水利及びプール、耐震性貯水槽を活用し、火災の鎮圧及び延焼拡大の阻止にあたる。

エ　水利の確保

消防機関は、利用可能な消防水源を明記した水利マップ等により、積雪期等を含め、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の特定及び確保に努める。

※水利マップ等で把握する水利：河川、池、農業用水、プール水、消火栓、防火水槽、防火用井戸等

(4) 酒田海上保安部の対策

領海内における船舶又は流出油等の火災については、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」等に基づき、酒田海上保安部と沿岸を所轄する消防機関が次により協力して消火活動を行う。

ア　火災の相互通報

酒田海上保安部又は消防機関は、船舶等の火災を知った場合は、直ちにその旨を相互に通報する。

イ　消火活動の分担

埠頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに河川における船舶等の火災に係る消火活動は、主として消防機関が担任し、酒田海上保安部はこれに協力する。これ以外の船舶等の火災については酒田海上保安部が担任し、消防機関が

これに協力する。

３　県の対策

大規模な災害が発生した場合、自ら又は消防本部等の出動要請により、消防防災ヘリコプターの緊急出動を行い、調査活動又は現地消防本部の指揮下において救助活動を行う。

４　広域応援

(1) 県内応援要請

市長は、自らの消防力で対応が困難な場合は、山形県広域消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて市町村長に応援を要請する。

(2) 他都道府県に対する応援要請

市長は、山形県広域消防相互応援協定に基づく応援をもって対処できないときは、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、知事に対して次の事項を明らかにして電話等により他都道府県に対する応援要請を行う。（事後に速やかに文書を提出する。）

ア　火災状況、応援要請理由、応援の必要期間

イ　応援要請消防隊の種別と人員

ウ　進入路及び集結場所

(3) 応援受入体制

市長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、「各消防本部緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

第１４節　医療救護計画

市、県、医療機関及び医療関係団体は密接な連携を図り、災害状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

１　主な実施機関

酒田市	地域福祉課　健康課　高齢者支援課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　酒田地区医師会十全堂 酒田地区歯科医師会　酒田地区薬剤師会　日本海総合病院 酒田医療センター　日本赤十字社　酒田市社会福祉協議会

２　災害状況の把握

災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには、正確な情報の把握が最も重要であることから、市は発災直後に被災地域内の医療機関等から、次の事項について情報収集を行う。

(1) 医療機関の施設・設備の被害状況
(2) 負傷者等の状況
(3) 診療（施設）機能の稼働状況
　（人工透析実施の医療機関にあっては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）
(4) 医療従事者の確保状況
(5) 医療救護所の設置状況
(6) 医療救護所及び医療機関への交通状況
(7) 医療資器材の需要状況

３　医療救護施設の設置

災害発生時においては同時に多数の負傷者が発生することが予想されることから、市は被災状況に応じて医療救護所予定施設に医療救護所を設置する。（資料編３－７医療救護所設置施設一覧表参照）

医療救護所に必要な医療従事者については、市の協定等に基づき確保するほか、必要に応じ県に対して医療救護班の派遣要請を行うものする。

担当は、健康福祉部健康班とする。

４　医療救護活動

市は、地域住民の生命、健康を守るため医師会等の協力を得て医師等の確保、医療救護班の編成、医療機関等による医療救護活動を行う。

(1) 市は、設置した医療救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。
　ア　初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動）
　イ　病院への受入れ連絡

ウ　医療救護活動の記録
エ　死亡の確認
オ　医療救護所の患者受入れ状況等の活動状況

(2) 傷病者の搬送
ア　傷病者の医療機関への搬送は、市が酒田地区広域行政組合消防本部に要請する。
イ　医療救護所から医療機関へ搬送する場合で市が対処できない場合は、県、関係機関に応援を要請する。
ウ　緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、防災関係機関の所有するヘリコプターにより行う。

(3) 医療資機材等の供給
市は、医療救護活動に必要な医療資機材等の調達を行い、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。

(4) 救急救命期以降においては、避難所等においての内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、市は、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

５　関係機関への応援要請

市は、市内の体制だけでは医療救護活動が困難なときは、県又は他市町村等へ支援を要請する。

６　医療関係ボランティアの活動

市及び県は、社会福祉協議会及び県災害救援ボランティアと連携し医療関係ボランティアの正確な把握を行い、医療救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

７　医療機関の災害時の対応

災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定している病院等防災マニュアルに基づき直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

第１５節　遺体対策計画

大規模な災害では、建造物の倒壊、火災等により、多数の死亡者が発生する可能性があることから、市、県及びその他の関係機関は、相互に連携して遺体の捜索、処理及び埋葬を各段階において遅滞なく実施する。

１　主な実施機関

酒田市	環境衛生課　地域福祉課　高齢者支援課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　酒田警察署　酒田海上保安部 陸上自衛隊　酒田市消防団

２　遺体等の捜索

遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）を捜索する各防災関係機関の業務は次によるものとする。

(1) 市

ア　市は、酒田警察署、酒田海上保安部及び自衛隊等関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに搬送・安置する。

イ　県に対して捜索の対象人員及び捜索地域等の状況報告を行うとともに、必要により自衛隊に派遣要請を行うよう依頼する。

(2) 県

被災状況の把握を行うとともに、市からの依頼により自衛隊に派遣要請を行う。

(3) 酒田警察署、自衛隊等関係機関

ア　遺体等の捜索を市と協力して行う。

イ　酒田警察署は、行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。

３　遺体の搬送・安置

遺体は車両及びヘリコプター等により搬送し、一定の場所に安置するまでの各防災関係機関の一連の事務は、次によるものとする。

(1) 市

ア　遺体の身元認識のため及び死亡者が多数のため短期間に埋葬できない場合は、遺体安置所を確保・設置し、県及び県警察と連携の上、検視（死体見分）・検案（医師による死因等の医学的検査）業務を行える体制を整備する。

イ　搬送車両は、葬祭業者及び山形県トラック協会庄内支部に手配を要請し、不足を生じたときは、県に要請する。

ウ　棺、ドライアイス等は、葬祭業者に手配を要請し、不足を生じたときは、県に要請する。

(2) 酒田警察署等関係機関

市と協力し、遺体の搬送を行う。

４　遺体の検視及び処置等

遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災関係機関の業務は、次によるものとする。

(1) 市

ア　日本赤十字社山形県支部及び山形県医師会の協力を得て、遺体の検案を実施する。

イ　酒田警察署及び関係機関に連絡し、身元の確認を行う。

(2) 県

市の応援要請に基づき、遺体の検案及び処置について協定に基づき、日本赤十字社山形県支部及び山形県医師会に要請を行う。

(3) 酒田警察署及び酒田海上保安部

ア　搬送・安置された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。

イ　身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、関係機関と協力して速やかに身元確認に努める。

(4) 山形県医師会

ア　死因その他の医学検査を行う。

イ　検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

５　遺体の埋葬

遺体を安置場所から搬送し、火葬するまでの一連の業務は次によるものとする。なお、遺体は原則として霊きゅう車により搬送し、火葬する。

(1) 市

ア　霊きゅう車が不足する場合は、山形県トラック協会に手配するよう県に要請する。

イ　棺等葬祭用品が不足する場合は、「災害時における棺等葬祭用品の確保に関する協定」に基づき、山形県葬祭業協同組合に手配を要請する。

ウ　死亡者が多数のため、通常の手続きに従っては遺体の腐敗等により公衆衛生上危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可証の発行について特例措置を行うよう県を通じて厚生労働省と協議する。

(2) 火葬場

市は、災害時の火葬体制を確立しておくとともに、施設の被災状況等を速やかに災害対策本部に報告する。

６　身元不明遺体

市及び関係機関の身元不明遺体の取扱については、次によるものとする。

(1) 身元不明の遺体については、市が酒田警察署その他関係機関に連絡し、調査にあたる。

(2) 酒田警察署は、一連の検視活動を通じ身元確認に努める。

(3) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取り扱う。

７　広域応援体制

市及び県は、災害の規模が大きく独自で対応が困難な場合は、速やかに広域的な応援を

要請して体制を確保する。

(1) 市

市は、自らのみによる遺体の捜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、近隣市町村又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

(2) 県

市から応援要請を受け必要と認める場合、県内市町村又は近隣県に対して応援要請を行う。

第１６節　輸送計画

救助・救急・医療・消火活動の迅速な展開の支援及び被災者に対する水・食糧・生活物資の供給等をその目的として、限られた交通資源を効率的に活かした緊急輸送を行うため、被害の状況、交通の確保状況を把握し、緊急性及び重要度の優先順位を見極めた迅速で的確な緊急輸送を実施する。

１　主な実施機関

酒田市	総務課　土木課　整備課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　酒田警察署　庄内総合支庁 国土交通省酒田河川国道事務所

２　交通関係情報の収集・伝達

酒田警察署及び道路管理者は、被災地等の道路情報を収集し、応急対策業務に携わる各機関に伝達する。

(1) 被災地の被災状況
(2) 交通の確保、交通規制の実施に関する情報
(3) 渋滞の状況

３　緊急交通路等の確保

(1) 交通規制の実施

酒田警察署及び道路管理者は、直ちに緊急交通路の確保のため、次の措置を行う。

ア　被災地内での交通規制
イ　被災地内への車両の乗り入れ規制
ウ　広域圏での交通規制
エ　一般ドライバーへの協力呼びかけ等

(2) 緊急交通路等の確保

道路管理者は、警察・消防機関・自衛隊の協力のもと、他の復旧作業に優先して緊急交通路を確保する。

ア　道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去
イ　通行の障害となる車両の移動
ウ　仮設橋の架橋

(3) 輸送路及び輸送手段の決定

輸送を行おうとする関係機関は、道路の被災情報等に基づき輸送経路及び緊急輸送手段を決定し、必要に応じて酒田警察署及び道路管理者に輸送経路の交通規制等を依頼する。

(4) 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

ア　県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

イ　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

ウ　国又は県は、道路管理者である県又は市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両等の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

４　輸送の緊急度の優先順位

災害時における緊急輸送の優先順位は次のとおりとする。

(1) 輸送計画にあたっての最優先事項

ア　人命の救助・安全の確保

イ　被害の拡大防止

ウ　災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア　第１段階（災害発生直後の初動期）

(ｱ) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

(ｲ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

(ｳ) 被災地以外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者

(ｴ) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資

(ｵ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ　第２段階（応急対策活動期）

(ｱ) 上記アの続行

(ｲ) 食糧、水等生命の維持に必要な物資

(ｳ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者

(ｴ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ　第３段階（復旧活動期）

(ｱ) 上記イの続行

(ｲ) 災害復旧に必要な人員及び物資

(ｳ) 生活用品

(ｴ) 郵便物

(ｵ) 廃棄物の搬出

５　輸送拠点の指定及び確保

(1) 輸送拠点の確保

市は、緊急輸送及び物資等の集配配送拠点となる候補施設を事前に指定し、有機的に連携し応急対策を行うとともに、災害の規模、状況に応じ輸送拠点を確保する。（資料編３－８　地域内輸送拠点候補施設一覧参照）

(2) 輸送拠点の機能

輸送拠点においての業務は、多くの人員を必要とすることから、ボランティア等を積

極的に活用し、次の業務を行う。

ア　緊急物資の集積・分類

イ　配送先別の仕分け

ウ　小型車両、ヘリコプター等への積み替え、発送

(3) 車両の確保

市は、災害時に必要な車両は市有車両をもって充てるものとし、不足をきたす場合が生じたときは、県又は他の市町村に対し次の事項を明示して車両のあっせんを依頼する。

ア　輸送区間及び借り上げ期間

イ　輸送人員又は輸送量

ウ　車両等の種類及び台数

エ　集積場所及び日時

オ　その他必要事項

６　自動車による緊急輸送に必要な手続き

基本法第７６条の規定により緊急交通路が指定された場合、緊急通行車両以外の車両は通行禁止又は通行を制限されるため、基本法施行令第３３条の規定に基づき次により緊急通行車両の確認を受ける。

(1) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申し出により、県知事又は県公安委員会が、庄内総合支庁、県警察本部交通規制課、酒田警察署及び交通検問所において行う。

なお、緊急通行車両を事前に届けておく制度があるため、各機関はあらかじめ酒田警察署に対し手続を行う。

ア　緊急通行車両の申し出は、酒田警察署等に事前に届け出るか又はその都度行う。

イ　確認は、酒田警察署等が行い、所定の標章及び証明書を交付する。ただし、事前に届け出た場合は緊急通行車両等事前届済証が交付されるので、出動時に酒田警察署又は交通検問所において標章及び証明書と引き換える。緊急通行車両使用者は、交付された標章を車両前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を備え付ける。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第３９条第１項に規定する緊急自動車及び基本法第５０条第１項に規定する災害応急対策の業務に従事する車両とする。

７　初動期における緊急空輸の実施

大規模な災害が発生した場合は、被害の中心的な地域の道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、これらの地域への緊急輸送には最初からヘリコプターを集中的に投入し、緊急道路の啓開まで緊急輸送需要を空路でまかなうものとする。

市は、救助活動、負傷者の搬送、物資の輸送等の緊急輸送が必要な場合は、直ちに県に対して出動要請を行うものとして、臨時ヘリポートを早期に確保し、受入れ体制を整える。

第１７節　道路及び橋りょう応急計画

各種の応急対策活動を支えるとともに、ライフライン施設の早期復旧等、都市機能の回復のため、被害状況の把握や応急復旧工事を的確に行い、道路機能の確保を図る。

１　主な実施機関

酒田市	土木課　整備課　農林水産課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　酒田警察署 国土交通省酒田河川国道事務所　庄内総合支庁 県建設業協会酒田支部

２　道路及び橋りょう応急フロー図

応急対策は、災害後の二次災害の発生防止と民生の安定を図ることを目的とし、早期の段階において危険箇所の応急対策並びに復旧対策を行う。

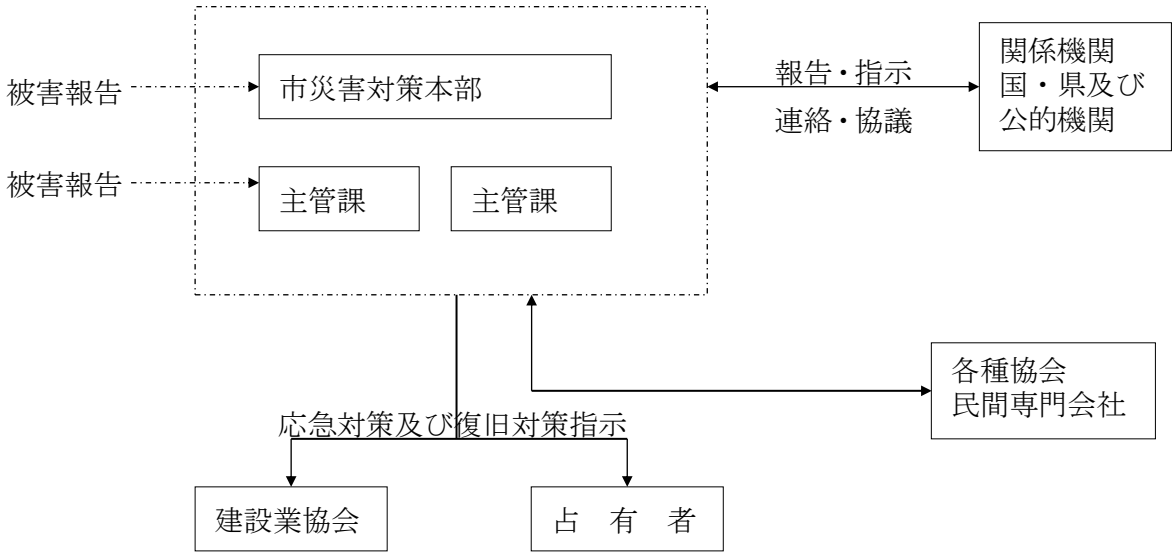

※各種協会とは、建設コンサルタント協会・地質業協会・測量業協会等
　民間専門会社とは、潜水工事調査会社及びヘリコプター運行会社

３　道路及び橋りょう対応対策

道路管理者は、緊急輸送ネットワーク指定路線の状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路の確保及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。

担当は、建設部土木班とする。

(1) 被災状況の把握及び施設点検

災害が発生した場合は、橋りょう・トンネル等の主要な構造物、異常気象における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を実施する。

また、消防防災ヘリコプター等の活用により被害状況を迅速に把握するとともに、協

定業者等からの道路情報を収集する。

(2) 緊急措置及び緊急交通路の確保

ア　緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において関係機関との連携を図り、必要に応じて交通規制等の緊急措置を行う。

また、必要に応じて迂回道路の選定、その他誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

イ　道路上の障害物除去

(ｱ) 道路関係機関との調整を図り、路上障害物の除去や簡易な応急作業により交通路の確保を行う。

(ｲ) 道路上の障害物除去は、可能な限り迅速に行い、広幅員道路においては原則として２車線を確保する。

被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に１車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き徐行誘導等を実施する。

(ｳ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊派遣部隊等は、状況に応じ協力して必要な措置を行う。

ウ　防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路上の障害物除去等にあたっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携し、協力・支援を行う。

(3) 応急復旧

ア　応急復旧工事は、道路が確保された後に、施設の重要度・被害状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。

イ　道路管理者は建設業協会との間の応援協定に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(4) 防災機関等への連絡

道路管理者は、災害による道路の被害状況、措置状況の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

(5) 交通規制

災害発生と同時に酒田警察署と協力して交通規制を実施し、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、通行者に対し情報等を提供する。

(6) 占有施設

上下水道施設、電気、ガス、電話等道路占有施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は道路管理者に通報する。緊急時には現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置を行い、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施する。道路管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

４　基幹農道・主要林道及び橋りょう応急対策計画

特に集落との連絡農道・林道について、その交通を確保するため、被害状況、障害物の状況等を調査し、緊急度に応じて応急復旧作業及び障害物の除去等について、迅速な措置を

行う。

また、通行が危険な道路については、県、警察機関に通報するとともに通行禁止の措置を行う。

担当は、農林水産部農林水産班とする。

５　交通安全施設応急対策計画

酒田警察署（県警察本部）は、次の措置を行う。

(1) 信号機等の緊急措置

災害により信号機等交通安全施設の破損、故障が生じた場合、迅速に対処し、酒田市地域内及び関連道路の交通の安全と緊急交通車両等の通行の円滑化を図る。

(2) 交差点における交通の整理

被災地域内及び関連道路の主要交差点には、交通整理員を配置するほか、非常用電源付加装置を設置し、交通の安全と円滑化を図る。

(3) 交通情報提供装置による情報提供

一般運転手に対し、交通管制センターの交通情報板による情報提供を行い、被災地域内への一般車両の流入を防止する。

６　住民等に対する広報

広報活動の内容は、概ね次の事項について行う。

(1) 所管施設の全般的な状況（被害及び施設の機能状況）

(2) 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるのに必要な事項

(3) 緊急交通路の状況、緊急交通路の見通し等に関する事項

(4) その他本部の活動に関して広報を行う必要がある事項

上記内容の広報活動は、広報車及びチラシ掲示板等により広報するとともに、ラジオ、テレビ等放送、新聞及びインターネット等により周知を図る。

また、コミュニティＦＭ放送に積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

７　積雪期の対応

(1) 被災状況の把握及び施設点検

施設の被災状況が通常の場合と比較して、積雪や凍結で十分に点検できないことも想定されるので、事前に調査した危険箇所等を考慮し、効率的な現場点検を行い、速やかに被災状況を報告する。

(2) 緊急措置及び応急措置

積雪期においては、雪崩の発生及びそれによる河川のせき止めと、その後の決壊による下流への被害など特有の被害が想定されるため、被災状況、気象情報等を十分に把握し、迅速な緊急措置及び応急復旧活動を実施する。

第１８節　鉄道施設応急計画

東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社は、災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速に応急復旧の体制がとれるような計画を樹立する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	東日本旅客鉄道(株)　日本貨物鉄道(株)

２　災害対策体制等の確立

東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社は、それぞれの事業規模において、災害時に対応する体制、対策マニュアル等を作成するとともに、次のような対策を実施する。

(1) 体制の確立

災害対策本部の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。また、東日本旅客鉄道株式会社については、災害の規模に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 情報の伝達

ア　市の災害対策本部、防災関係機関との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うために、あらかじめ決めた箇所に次の通信設備を整備する。

(ｱ) 緊急連絡用電話
(ｲ) 指令専用電話
(ｳ) ＦＡＸ
(ｴ) 自動車電話
(ｵ) 列車無線
(ｶ) 携帯無線機

(3) 防災上必要な教育、訓練

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

ア　災害発生時の旅客の案内
イ　避難誘導等混乱防止対策
ウ　緊急時の通信確保・利用方法
エ　旅客対策等

(4) 旅客等に対する広報

ア　駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に広報する。

(ｱ) 災害規模
(ｲ) 災害範囲
(ｳ) 被害状況
(ｴ) 不通線区
(ｵ) 開通見込み等

イ　輸送指令からの指示、情報及び列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗車客に案内し、動揺及び混乱防止に努める。

(ｱ) 停車時点と理由

(ｲ) 災害規模

(ｳ) 被害状況

(ｴ) 運転再開の見込み

(ｵ) 避難の有無・方法等

(5) 救護、救出及び避難

ア　駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

イ　災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、可能な限り負傷者の手当て、乗客を安全な場所に移動させて適切な処置を講ずる。

ウ　災害等による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は可能な限り協力して速やかに救出、救護処理を行い、被害の概要、死傷者数及び救難班の派遣等の必要事項を運転指令に速報するとともに、県、酒田警察署、酒田地区広域行政組合消防本部等に協力を依頼する。

３　応急復旧対策

鉄道事業者は、災害の復旧にあたっては、応急工事を実施して早期に運転を再開させるとともに、その終了後速やかに本復旧計画を確立し、復旧工事を推進する。

４　住民等に対する広報

鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道関係機関の協力を得て、ラジオ、テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、コミュニティＦＭ放送に積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

５　市への報告

鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を可能な限り、速やかに市災害対策本部へ報告する。

第１９節　河川砂防施設等災害応急計画

被災した河川・海岸施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るため、災害応急対策及び復旧対策を整備し、関係機関が相互に連携しながら迅速な対応を図る。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　土木課　整備課
関係機関	庄内総合支庁　国土交通省酒田河川国道事務所

２　応急対策

応急対策は、災害直後の対策として各所管施設の必要とする機能の確保を目的とし、二次災害の防止等の観点から実施するものとする。

(1) 点検

災害が発生した場合、各施設管理者は被害の実態を把握して応急活動の円滑を期するため、それぞれの管理する施設等の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。

また、積雪期における連携についても事前に協議しておく。

(2) 応急対策

点検において異常や被災が確認された施設については、二次災害の防止等の観点からその危険の程度を調査して、関係機関及び建設業協会等と密接な連携をもとに人的被害を拡大させないよう各施設管理者は、次に掲げる施設別に適切な措置を行う。

ア　河川管理施設

(ｱ) 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、揚排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、資材や施工規模を考えて応急措置を行う。

(ｲ) 低標高地域の浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

(ｳ) 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

民生安定の観点から、浸水被害が拡大するおそれがある地域については、原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するための立入り禁止等の必要な措置を行う。

(ｴ) 危険物、油流出等事故対策

災害により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的災害を防止するため下流住民への情報提供や汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

イ　急傾斜地崩壊防止施設

(ｱ) 危険箇所に存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

災害により急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じたり、そのおそれが生じた場合

には、危険な箇所に存在する人家、集落及び道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

(ｲ) 警戒避難の助言

災害により急傾斜崩壊防止施設等に被害が生じ被害が拡大するおそれがある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて、避難の指示を行う。

(ｳ) 被災地域の巡視等危険防止のための巡視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害を受けた場合には、被災地域での二次被害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

ウ　砂防施設

(ｱ) 砂防施設下流の人家、集落及び関係機関への連絡、通報

砂防施設が被害を受けた場合は、災害後の降雨による出水での土砂が生じやすくなるため、その被害程度を砂防施設下流の人家、集落及び県関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

(ｲ) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

砂防施設が被害を受けた場合には、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、地元住民を通じて河川の濁りの変化や水量の変化等に注意を払い、二次災害に対する危険防止のための監視を行う。

エ　海岸保全施設

(ｱ) 人的被害防止対策の実施

被災箇所については、波浪等の影響により施設そのものの損傷拡大や予想外の被害が生じやすいことから、人的被害の発生を防止するため立入禁止措置を講じる。

(ｲ) 被災箇所の監視

被災した箇所やその兆候が見られる場合は、パトロールを行い時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

(3) 応急復旧工事

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

３　住民等に対する広報

被災地に浸水又は浸水のおそれがある場合や人家、集落及び道路等に直接被害を与え危険な状況を発生させるおそれが生じたとき、災害等により河川水質に異常事態が発生した場合又は発生するおそれがあるときは、市は速やかにその情報を関係機関に通報するとともに、必要に応じてコミュニティＦＭ放送、報道機関等を通じて市民への周知を図る。

第２０節　農林水産業施設応急計画

市は、災害による農業生産基盤の被災、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊、林道・治山施設の被災について、関係団体等との緊密な連携のもとに被害状況の把握及びその応急対策に努める。

１　主な実施機関

酒田市	農政課　農林水産課
関係機関	庄内総合支庁　土地改良区　農業協同組合　北庄内森林組合 山形県漁業協同組合

２　農業生産基盤施設の応急対策

(1) 被害状況の把握

市は、関係土地改良区等と相互に連携し、農地、農業用施設の被害状況を把握し、県及び関係機関に報告する。

担当は、農林水産部農林水産班とする。

(2) 応急対策

ア　市は、農地及び農業用施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施するとともに、関係農業団体等に対し応急措置の指導を行う。

イ　市及び関係農業団体等は、農地、農業用施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

(ｱ) 施設被害拡大防止のための応急措置

(ｲ) 出水等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合、揚配水ポンプによる当該地域の配水対策

(ｳ) 農地等の地滑り又は亀裂が発生した場合は、シートで覆う等その拡大防止

(ｴ) 農地等の地滑り、ため池堤の損壊等により、人家、道路施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、警察、消防関係等の協力を得て迅速、的確な住民避難及び交通規制等

３　農作物及び農業用施設

(1) 被害状況の把握

市は、関係農業団体等と連携のうえ、農作物、農業用施設の被害状況を把握するとともに、県に報告する。

担当は、農林水産部農政班とする。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、農業用施設被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、関係農業団体等及び農家に対し、土砂崩れ等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止や農業用燃料の漏出防止等について指導又は指示を行う。

(3) 応急対策

ア　市は、県及び関係の団体等と相互に連携し、農作物、農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じるとともに関係者を指導する。

(ｱ) 農作物の病害虫発生予防のための措置

(ｲ) 病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給

(ｳ) 応急対策用農業用資機材の円滑な供給

(ｴ) 農作物の育成段階に対応する生産管理技術指導

イ　市は、農業用施設の被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用農業資機材の供給・確保について関係機関に協力を要請する。

４　家畜及び家畜飼養施設

(1) 被害状況の把握

市は、関係農業団体等と相互に連携し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに、県及び関係機関に報告する。

担当は、農林水産部農政班とする。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、家畜飼養施設被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、関係農業団体等及び農家に対し、土砂崩れ等による畜舎の二次倒壊防止や生存家畜の速やかな救助及び家畜の逃亡防止、逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止等について指導又は指示を行う。

(3) 応急対策

市及び県は、関係農業団体等との連携、協力のもとに、家畜被害に対する次の応急措置を行うとともに、関係者に要請等を行う。

ア　死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分

(ｱ) 家畜死体の受入れ体制

(ｲ) 家畜死体の埋葬許可

(ｳ) 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（県食肉衛生検査所）

(ｴ) 家畜廃用認定（山形県農業共済組合）

(ｵ) 家畜緊急輸送車両（山形県家畜商業共同組合）

イ　家畜感染症の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等

(ｱ) 家畜飼養農家に対する指導

(ｲ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒

(ｳ) 家畜感染症予防接種体制の確保

ウ　動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給

エ　家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給

５　林道・治山施設

(1) 被害状況の把握

市は、関係林業団体等と相互に連携し、林道及び治山施設の被害状況を把握するとともに、県及び関係機関に報告する。

担当は、農林水産部農林水産班とする。

(2) 応急対策

ア　市は、林道及び治山施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施するとともに、関係林業団体等に対し応急措置の指導を行う。

イ　市及び関係林業団体等は、林道及び治山施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

(ｱ) 山腹崩壊、地滑り、治山施設等の被害により人家、道路施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、警察、消防機関等の協力を得て迅速、的確な住民避難及び交通規制等の措置

(ｲ) 地滑り又は亀裂等が発生した場合は、シートで覆う等その拡大防止

(ｳ) 倒木被害（人家、道路）が発生した場合は、住民の協力を得て速やかな除去

(ｴ) 林道の通行に危険があると認めたときは、通行止め等の措置

ウ　市は、県（農林水産部）から災害査定前着工の指示があった施設の速やかな復旧工事を実施する。

エ　市は、応急対策実施後も被災地の巡回パトロールを実施し、現地を的確に把握するとともに、必要に応じて関係林業団体等に対し危険防止等の指導を行う。

６　水産関係施設等

(1) 被害状況の把握

県及び関係団体を通して、県が管理する漁港（勝浦、中村、法木の各漁港）及び酒田港に係留されている漁船等の水産漁業関係施設に関する被害状況の把握、情報の収集に努める。

担当は、農林水産部農林水産班とする。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

漁業協同組合等及び漁家に対し、次の指導又は指示を行うとともに、必要な場合は、県、海上保安部、警察及び消防機関と連携し、必要な措置を行う。

ア　船舶の座礁等により油の流出が生じた場合の油拡散防止措置、油回収及び無害化措置並びに関係機関への協力要請

イ　流失した船舶、養殖施設等の早期回収措置並びに関係機関への協力要請

ウ　養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置

エ　洪水等により流出した流木等漂流物の早期回収措置

(3) 応急対策

市及び県は、漁業協同組合等と連携し、水産物及び水産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するとともに、関係機関に対して協力を要請する。

ア　水質の悪化、水温の急激な低下等が想定される場合の取水方法の改善又は養殖水産物の移送

イ　生育に影響を与えると考えられる場合の養殖物等に付着した泥の除去

ウ　土砂又は流木により機能の低下した河川工作物に設置した魚道の機能回復措置

エ　応急対策用資機材の円滑な供給

第２１節　電力施設応急計画

東北電力ネットワーク株式会社酒田電力センター及び関連事業所は、災害時における電力供給ラインを確保するとともに、電気災害から地域住民の安全を守るため、被災箇所の迅速、的確な復旧を実施する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	東北電力ネットワーク㈱酒田電力センター

２　復旧活動体制の組織

(1) 災害時の組織体制

災害が発生したときは、東北電力ネットワーク株式会社酒田電力センター及び関連事業所は、防災体制に入ることを発令し非常対策組織を設置するとともに、その下に設備、業務ごとに編成された班をおいて災害対策業務を遂行する。

＜防災体制表＞

区分	非常事態の状態
警戒体制	災害の発生に備えて、連絡体制をとるべきと判断される場合
第１非常体制（連絡室）	災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、又は災害が発生し必要と認めた場合
第２非常体制（対策本部）	大規模な災害が発生し、日常業務体制での復旧が困難な場合

(2) 動員体制（応急復旧要員の確保）

対策本部（連絡室）の長は、防災体制発令後、直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。なお、夜間休日等の緊急呼集及び交通、通信機関の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等について検討し適切な活動組織を編成する。

また、被害が甚大で当該店所のみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部（連絡室）は、防災体制に入ることを発令した場合、速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を開設する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）ごとに被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約して関係機関へ報告する。

３　応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア　対策本部（連絡室）班長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は早急に確保する。

イ　災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車輌、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ　災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、県又は市災害対策本部に依頼して確保する。

(2) 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、市災害対策本部、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を配備して送電を行う。

４　復旧計画

復旧計画にあたっては病院、公共機関、避難所等を優先することとし、具体的には市、県、国の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

５　利用者への広報

電力供給機関は、停電による社会不安の除去と感電事故及び漏電等による事故、火災を防止するため、市民に対し、二次災害防止の周知について、広報車及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得て、ラジオ、テレビ等放送、新聞及びインターネット等によりラジオ、テレビ等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧の見通し、感電防止等について周知を図る。

また、コミュニティＦＭ放送に積極的に情報を提供し広報活動の協力を得る。

６　広域応援体制

復旧活動にあたり、他電力会社への応援要請又は派遣について、電力会社間で策定した「災害復旧要綱」に基づき応援要請を行う。

また、関係工事会社についても「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第２２節　ガス供給施設応急計画

災害発生後速やかにガス施設への影響等の調査を行い、二次災害のおそれがある地域についてはガスの供給を停止する。

停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を行うことを基本とする。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田天然ガス㈱　庄内町　ガス事業者

２　都市ガス等供給施設における災害応急対策

(1) 緊急措置

ア　災害対策本部の設置

酒田天然ガス株式会社は、災害によりガス工作物に甚大な被害の発生又はおそれのある場合、被害状況把握、応急復旧措置及びその他保安措置を円滑、適切に行うため、災害対策本部を設置する。

イ　被害状況の把握

災害情報と防災ガス施設情報を早急に収集し、速やかに次の施設の被害調査、巡視点検を行い、ガス工作物の被害状況を把握する。

(ｱ) 製造所の施設

ガス発生設備、受入設備、機械設備、建屋、ガスホルダー、液化ガス貯槽、配管・計装設備及び電気・水道設備等について目視又は計測器、ガス漏洩検知器等による調査、点検を行う。

(ｲ) 導管施設

重要な導管、架管部、整圧器等を車両又は徒歩により巡回し、目視、臭気又はガス検知器等による調査、点検を行う。

ウ　供給停止

調査の結果、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。

(2) 復旧対策

ア　製造所施設の復旧

(ｱ) 受入設備、ガスホルダーなどを巡視点検し、設備からのガス漏洩、沈下、変形等の異常の有無を調査し、損傷部分の修理を行う。

(ｲ) 漏出ガスに起因する二次災害を防止するため、ガスホルダーの受入・送出バルブを閉止する。

イ　導管施設の復旧

あらかじめ定めてある復旧計画書にそって、被害の比較的少ない地区から次の手順で復旧を行う。

(ｱ) 需要家を戸別に巡回し、需要家のガス栓、メーターガス栓の閉栓を行う。

(ｲ)　高中圧導管に試験ガスを流し漏洩試験を行う。漏洩がある場合は損傷箇所の修理完了後ガスを通し、エアパージを行い導管内の圧力を保持する。

(ｳ)　ブロック内低圧導管網へ整圧器から断続的に試験ガスを流し、漏洩調査を行い、損傷箇所の修理を行う。その際、二次災害防止のため広報車によるＰＲの徹底、更に安全を確保するため作業員の巡回を実施する。

(ｴ)　ブロック内低圧導管網が復旧したら、エアパージを行い、導管網を通常の供給圧力程度に保持する。

(ｵ)　需要家への供給を再開するに当たっては、広報車によるＰＲを実施するとともに、戸別に訪問し開栓を実施する。

ウ　代替燃料の確保

ガス施設復旧までの間、必要に応じて移動式ガス発生設備、カセットコンロ等の代替燃料により供給する。

(3)　広域応援体制

災害発生に伴い応援の必要が生じた場合は、日本ガス協会の定める「非常事態における応援要領」によって応援要請を行う。

(4)　利用者への広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報を実施する。

ア　広報の内容

(ｱ)　ガス供給停止地区

a　復旧の見通しとスケジュール

b　復旧作業への協力依頼

(ｲ)　ガス供給継続地区

a　ガス臭気、漏洩等異常時にはガス会社へ通報

b　ガスの安全使用周知

イ　広報の方法

(ｱ)　コミュニティＦＭ放送、報道機関への協力依頼

(ｲ)　広報車による巡回

(ｳ)　ホームページなどインターネットを活用した広報

(ｴ)　戸別訪問によるチラシ配布

(ｵ)　諸官公署への協力要請

３　液化石油ガス供給施設における災害応急計画

(1)　被災状況の把握

液化石油ガス販売事業者及び液化石油ガス認定保安機関は、関係施設を巡回し、調査・点検を行い、被害状況を把握するとともに、（一社）山形県ＬＰガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会（以下「関係協会」という。）に緊急連絡を行う。

また、災害が発生した場合は、消防機関、酒田警察署及び庄内総合支庁へ直ちに通報し、必要に応じて付近の住民に避難するように警告する。

(2)　利用者への広報

事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。

また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大するおそれがある場合は、必要により関係協会、市、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

(3) 緊急措置の実施

被災状況調査の結果、ガス設備が危険な状態にあると判断された場合は、容器を撤去し、爆発や流失等のおそれがない安全な場所へ一時保管するともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

(4) 応援要請

事業者は、自らによっては応急措置の実施が困難と判断される場合は、他の事業者や関係協会に応援を要請する。

第２３節　電気通信施設応急計画

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	東日本電信電話㈱宮城事業部山形支店　電気通信事業者

２　電気通信施設応急対策フロー図

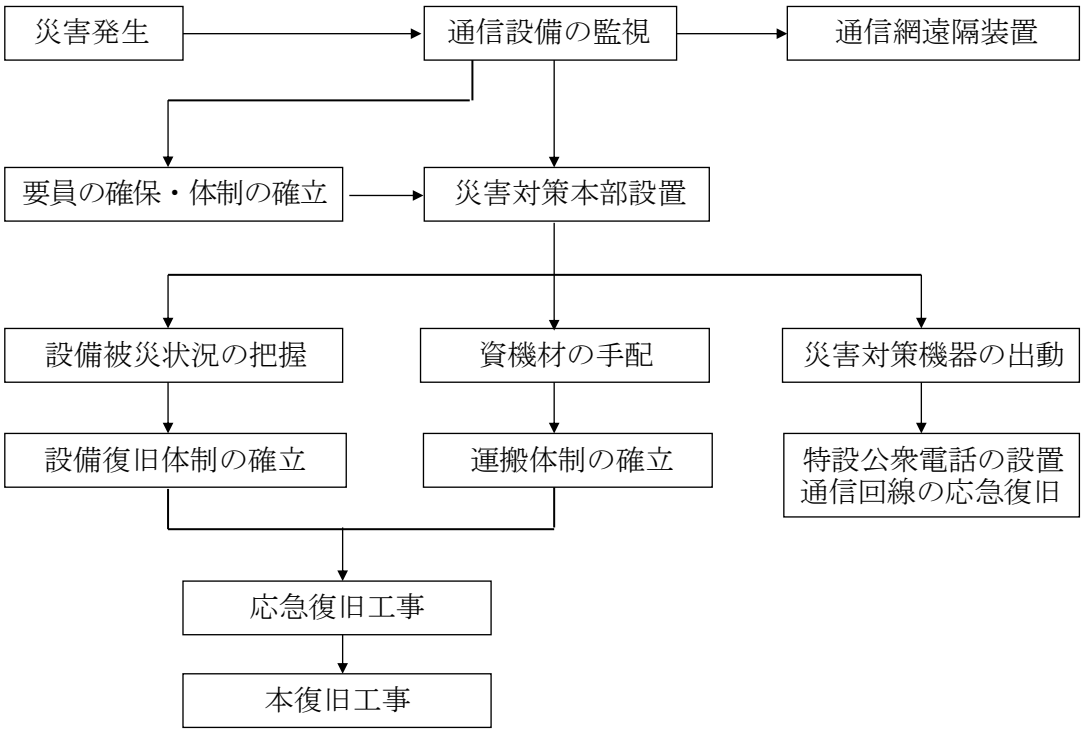

３　応急対策計画

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

市内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による規制、トーキー挿入措置を行う。

(2) 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策本部等を設置し、災害対応にあたる。

(3) 設備復旧の体制

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

ア　全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ　関連会社等による応援

ウ　工事請負会社の応援

(4) 被災状況の把握

被害状況等の把握について、電気通信設備の監視結果及び巡回点検により、情報を迅速に収集する。

(5) 災害対策用機器等の出動

重要回線の救済及び特設公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車の出動により対応する。

ア　孤立防止用無線機及び災害復旧用無線電話機
イ　可搬型移動無線機
ウ　移動電源車及び可搬電源装置
エ　応急復旧ケーブル
オ　ポータブル衛星局及び衛星車載局
カ　その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、関連会社等から調達を行い、運搬方法についても必要に応じヘリコプターで空輸する。

４　復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策用機器、応急用資器材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信を確保する。

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を盛り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事及び設備等がすべて滅失した場合に、復旧工事を実施する。

５　利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合又は利用の制限を行った場合、次に掲げる事項について、掲示や広報車等により地域の利用者に広報するとともに、更に報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ・コミュニティＦＭ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたって広報活動を行う。

(1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等
(2) 通信の途絶又は利用制限をした理由
(3) 通信の途絶又は利用制限の状況
(4) 利用者に対して協力を要請する事項
(5) その他必要な事項

６　広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、電気通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、連携して迅速な災害復旧を図る。

第２４節　下水道等施設応急計画

市は、下水道等施設の応急対策を迅速に実施するため、災害時の組織体制の確立を図り、浸水被害等の早期把握により応急復旧措置を講ずるものとし、処理場・ポンプ場においては最小限の機能回復を行い、管路施設においては本復旧工事までの一時的な下水道機能を確保する。

１　主な実施機関

酒田市	上下水道部
関係機関	庄内総合支庁

２　実施体制

市災害対策本部長が被災地における下水道応急・復旧対策を実施するが、市のみでは実施困難な場合は、県、近隣の市町村及び建設業協会、排水設備指定工事業者等の民間団体に広域的な応援を要請する。

３　被害調査の実施

被害調査について、災害後の各段階に適合し、現地の被災状況を確実に把握できる方法により実施する。

(1) 復旧の第１段階（緊急点検・緊急調査）

処理場、ポンプ場について、被害状況の概要を把握し、大きな機能障害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管きょ及びマンホールについては、マンホールからの溢水状況の把握、必要に応じて被害の拡大、二次災害の防止のための点検（主に地表からの点検）を実施し、点検を踏まえて下水道本来の機能により道路等他施設に与える影響の調査、重要な区間の被害概要の調査を行う。

(2) 復旧の第２段階（応急調査）

処理場、ポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管きょについては、被害の拡大及び二次災害の防止のための調査（管内、マンホール内までに対象を拡げる。）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

(3) 復旧の第３段階（本復旧のための調査）

管きょについては、マンホール内目視、テレビカメラ調査、揚水試験を行う。

４　処理場、ポンプ場の応急対策

処理場、ポンプ場の応急復旧は、処理場施設の最小限の機能を回復させるために行うものであり、重要度（復旧順位）の高い機械配管等を優先して行う。応急復旧工事は、本復旧工事までの一時的な処理場機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに処理場本来の機能である処理、排除機能を優先的に考慮する。

このため応急復旧は、可搬式ポンプの設置及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧、固形塩素剤方式による消毒機能の回復等、処理場、ポンプ場の最低限の機能保持を行う。

５　管きょ施設の応急対策

管きょの応急復旧工事は、本復旧工事までの一時的な下水道機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮して行う必要がある。

このため応急復旧は、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂しゅんせつ、臨時の管路施設の設置等、下水道排除機能の最低限の機能確保を目的に行う。

６　下水道等施設の復旧計画

市は、被害が発生したとき主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、公共桝、取付管の復旧を行う。

７　利用者への協力要請

下水道等施設の被害が広範囲にわたり速やかな復旧が不可能な場合、市長は利用者に対しての広報活動等により水洗トイレ、風呂等の使用を極力控えるよう協力要請する。

また、広報活動の際、利用者が下水道施設の異常を発見したときは、下水道関係機関へ通報するよう利用者に呼びかけを行う。

８　積雪期の対応

積雪凍結時は、処理場、ポンプ場等の重要施設の場内除雪体制を整備し、速やかな施設点検と円滑な応急対策を実施する。

第２５節　危険物等施設応急計画

災害による危険物等施設の被害を最小限に食い止め、施設の従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関及び関係事業所は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　危険物等取扱事業所　河川管理者 酒田海上保安部　酒田警察署

２　危険物等施設の応急対策

災害時に危険物等取扱事業所の責任者及び管理者は、次に掲げる措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、国、県、市及び消防機関と連携して被害の拡大防止と危険防止を図る。

(1) 共通の応急対策

ア　関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合、県、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況等を伝達するなど、速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立する。

イ　災害時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、災害発生時にはあらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

ウ　危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害発生時には危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を行う。

エ　危険物施設等の応急対策

危険物等取扱事業所は、危険物等施設の被害状況及び付近の状況等について十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講ずる。

(ｱ) 危険物等施設の損傷等異常を発見した時は、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。

(ｲ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火や流出防止の措置を行う。

オ　周辺地域住民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

カ　隣接事業所との連携による対策の実施

危険物等取扱事業所は、対応要領に基づき隣接事業所等との連携により災害に対処し、被害の拡大防止に努める。

キ　爆発等及び有害物質による二次災害対策

(ｱ)　石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

(ｲ)　県及び市又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

(2)　個別の応急対策

ア　危険物、毒物劇物及び有害物資

(ｱ)　取扱従事者の応急体制の確保

取扱事業所は、被災状況に応じ、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公害防止管理者等の協力を得て、適切な対応を図る。

(ｲ)　取扱事業所は、移送運搬中の責任者と速やかに連絡を取るものとする。そのため、内部における連絡系統を明確にしておく。

イ　火薬類

取扱事業所の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

(ｱ)　保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかに安全な場所に移し、見張り人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。

(ｲ)　道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈めるなど安全な措置を講ずる。

(ｳ)　搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口、窓等を目張りで完全に密閉し、木部には防火措置を講じるとともに、爆発により災害の受けるおそれがある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民を避難させるための措置を講ずる。

ウ　高圧ガス

(ｱ)　施設の被害状況及び対応

高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置場）等を巡回し、ガス漏洩探知器等による調査点検を行い、火災やガス漏洩等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等の連絡を行う。また高圧ガス販売事業所においては、販売先の一般消費設備について速やかに被害調査を行い、火災やガス漏洩等への対応を図るとともに通報、応援依頼等の連絡を行う。

(ｲ)　高圧ガス関係協会の対応

Ａ　(一社)山形県ＬＰガス協会

各支会の取りまとめ及びＬＰガス販売事業に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、ＬＰガス販売事業所からの要請に対する対応を図る。

Ｂ　山形県ガス保安協会

高圧ガス取扱事業所に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、高圧ガス製造、一般高圧ガス販売業者からの要請に対する対応を図る。

Ｃ　山形県冷凍空調設備工業会

高圧ガスを利用した冷凍業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、冷凍の高圧ガス製造事業所からの要請に対する対応を図る。

エ　放射線使用施設等

災害の発生に伴う放射線使用設備及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関との連携を密にし、現況に即した応急対策を講じる。

また、災害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は次に掲げる応急対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

(ｱ) 施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生し又はその危険がある場合は、被害の拡大防止に努め、また、被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに、県、酒田地区広域行政組合消防本部等関係機関へ通報する。

(ｲ) 放射線取扱主任は、従事者に適切な指示をし、放射線被害の拡大防止に努める。

(ｳ) 放射線被害を受けた者又は受けるおそれがある者がいる場合は、速やかに救出し、付近にいる者に避難するよう警告する。

(ｴ) 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び同位元素装置機器を安全な場所に移し、周辺を危険区域に設定し、その旨表示し、見張りを置き関係者以外の立入りを禁止する。

３　危険物等流出応急対策

河川、海域、大気等に大量の危険物等が流出し、若しくは漏洩し、又はそれらのおそれのある場合は、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 災害等により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市又は消防機関、河川管理者、酒田警察署及び酒田海上保安部に通報連絡する。

(2) 当該関係機関、事業者及び危険物取扱者は、危険物等の大量流出による被害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に緊密な連絡を保つとともに人員及び設備、資機材等に関して防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。

(3) 当該関係機関、事業者及び危険物取扱者は、事故が発生した場合、災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するために必要な組織を整備する。

(4) 危険物が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業者は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。

ア　拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。

イ　オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸着マット、吸引ポンプその他により吸いあげ又はくみ取るとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。

ウ　流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講ずる。

(5) 水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に基づく有害物質等（石綿を含む。）が河川や海域等の公共用水域に流出し、地下に浸透し、若しくは大気中に放出され、又はそれらの

おそれのある場合は、河川管理者、海岸管理者、県総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を被害防止対策に活用できるよう関係機関に速やかに通報する。

４　住民等に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周囲に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所及び隣接事業所の従業員、地域住民の生命、身体の安全確保と民心の安定を図るため、次により必要な広報活動を実施する。

(1) 事業所の広報

災害の様態や規模によって、広報活動は一刻を争うこともあることから、危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速的確に広報するとともに、市の防災関係機関に必要な広報を依頼する。

(2) 市の広報

市は被害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に被害の状況や避難の必要性など広報を行うとともに、県、コミュニティＦＭ放送及び報道関係機関の協力を得て周知を図る。

(3) 県の広報

県は、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の状況について関係機関との連絡を密にし、広報車及びチラシ、掲示板により広報するとともに、報道関係機関の協力を得て周知を図る。

第２６節　物資拠点運営計画

災害が発生した場合において、被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、県は広域物資輸送拠点を設置し、市は地域内輸送拠点を設置、運営する。

１　主な実施機関

酒田市	地域福祉課　高齢者支援課
関係機関	県　山形県トラック協会　酒田市社会福祉協議会 酒田市ボランティア・公益活動センター

２　物資拠点運営計画フロー

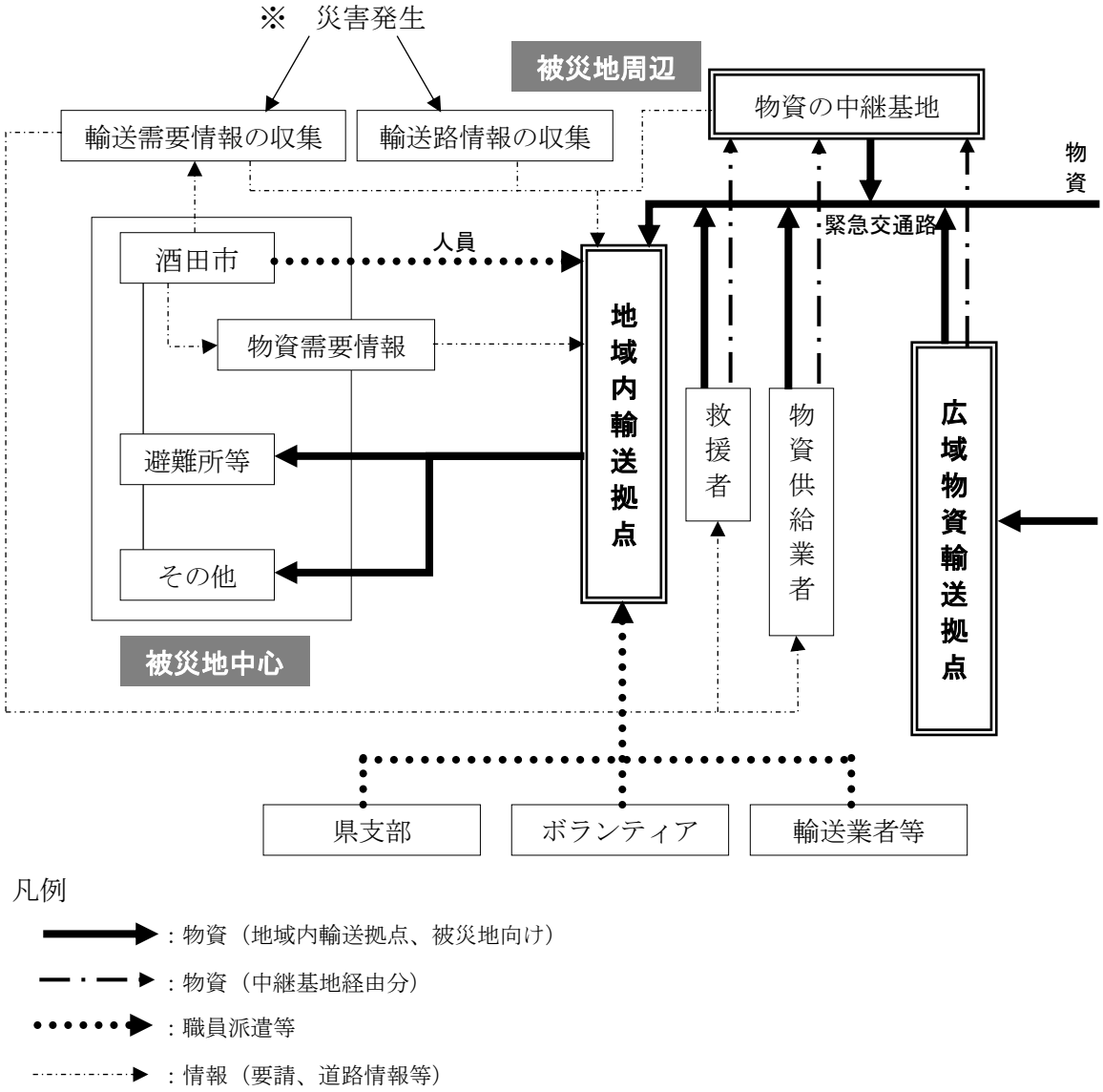

３　物資拠点の設置

(1) 県は、各地から寄せられる義援物資を集積・配分する広域物資輸送拠点を設置する。

(2) 市は、被災地周辺の公的施設のうちから物資の地域内輸送拠点を設置する。

（資料編３－８地域内輸送拠点候補施設一覧参照）

４　取扱物資

(1) 広域物資輸送拠点

各地から寄せられる義援物資

(2) 地域内輸送拠点

ア 救援要請を受けて他地域から配送される救援物資

イ 食料、生活必需品等の応急生活物資

ウ 広域物資輸送拠点等から配送される義援物資

エ 医薬品

５　物資拠点の運営体制と運営要領

(1) 広域物資輸送拠点

ア 運営体制

県及び山形県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。

イ 運営要領

(ｱ) 広域物資輸送拠点への職員等の派遣

県は、輸送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する職員、民間委託業者等を広域物資輸送拠点に派遣する。

(ｲ) 物資情報の提供

物資情報を集約・整理のうえ関係機関への情報提供を行う。

(ｳ) 物資配送用車両の確保

県は、市が物資配送用車両を確保できない場合は、市からの要請を受けて必要な車両を確保する。

(2) 地域内輸送拠点

ア 運営体制

市、県及び山形県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。市の担当は、健康福祉部福祉班とする。

イ 運営要領

(ｱ) 地域内輸送拠点への職員等の派遣

輸送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する職員、民間委託業者等及びボランティア等を地域内輸送拠点に派遣する。

(ｲ) 避難所等の物資需要情報の集約

パソコン等の情報機器や操作要員を配置し、避難所等の物資需要情報を集約・整理のうえ関係機関への情報提供を行うとともに支援物資の要請をする。

(ｳ) 物資配送用車両の確保

県は、市が物資配送用車両を確保できない場合は、市からの要請を受けて必要な車両を確保する。

(ｴ) ボランティアの活用

地域内輸送拠点における業務は特に多数の人手を要することから、ボランティア

支援本部との連携により、積極的にボランティアの活用を図るとともに、交代要員の確保にも留意する。

６　物資拠点の実施業務

(1) 広域物資輸送拠点

ア 義援物資の集積、分類及び保管

イ 物資拠点等の物資情報の提供

ウ 配送先別の仕分け

エ 車両への積み替え、発送

(2) 地域内輸送拠点

ア 緊急物資、救援物資の一時集積、分類及び保管

イ 指定避難所等の物資需要情報の集約

ウ 配送先別の仕分け

エ 小型車両への積み替え、発送

７　物資の輸送

物資の輸送は、次のとおりとする。

(1) 救援要請を受けて他地域から配送される救援物資は、要請を受けた者又は取扱業者が地域内輸送拠点までの輸送を実施する。ただし、要請を受けた者又は取扱業者が輸送できない場合は、県が輸送を確保する。

(2) 地域内輸送拠点から避難所等までの輸送は、原則として市が実施する。

第２７節　食料供給計画

市は、被災者及び災害応急事業現地従事者に主要食料を供給する必要が生じたときは、県及び防災関係機関との相互連携により、迅速かつ的確に実施する。

１　主な実施機関

酒田市	まちづくり推進課　健康課　農政課
関係機関	災害時応援協定企業

２　市の実施体制

(1) 実施責任者

食料供給の責任者は、市災害対策本部長とする。ただし、災害救助法が適用され、県知事の委任を受けた場合は市長が実施する。

担当は、農林水産部農政班とする。

(2) 食料供給対象者

食料供給の対象者は、次に掲げる者とする。

ア　避難所に受入れ及び避難した者で食料の持合わせのない者

イ　住家の被害によって炊事のできない者

ウ　旅行者等であって、食料の持参又は調達のできない者

エ　被害を受け、一時避難する者で避難先に到達するまでの食料の持合わせのない者

オ　被災地において災害活動に従事する者で食料の供給を必要とする者

(3) 調達

市は、食料供給対象者数を確認し数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を締結している災害時応援協定企業等からの調達を実施する。

(4) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

(5) 調達する主な食料

市は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

ア　弁当、米穀、パン類、即席麺類、レトルト食品

イ　乳児用ミルク、牛乳

ウ　副食品（缶詰・漬物・佃煮）、調味料

エ　その他被災地周辺で容易に調達される生鮮野菜類

(6) 炊き出し

市は、炊き出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

ア　炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食若しくは仮設給食施設を設置して市自ら又は委託して行う。

イ　炊き出し要員が不足する場合は、地域住民、日本赤十字社奉仕団又は県に自衛隊の

災害派遣を要請するとともに、ボランティアの協力を得て炊き出しを実施する。

(7) 配分

被災住民への食料の配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア　避難所等における食料の受入れ確認及び需要の適正を図るための責任者の配置

イ　住民への事前周知等による公平な配分

ウ　要配慮者への優先配分

エ　避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等への配分

※　災害救助法が適用された場合の食料の給与基準（山形県災害救助法施行細則別表第１）炊き出しその他による食品の給与の対象となる者、基準額、期間等は、県災害救助法施行細則別表で定められている。

３　関係機関の連携による広域応援体制

(1) 他市町村への要請

市は、必要な食料の調達・供給ができない場合は、山形県市町村広域応援協定締結市町村及びその他の市町村に次の事項を明示して応援を要請する。

ア　食料の要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項

イ　炊き出し用具等の要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他必要な事項

(2) 県への要請

市は、他市町村などの応援でも十分に食料の調達ができないときは、前(1)ア、イの事項を明示して県に応援を要請する。

４　食料の衛生管理体制、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、第２章第３０節「防疫及び保健衛生対策」の食品衛生保持対策及び栄養指導体制による。

５　国によるプッシュ型支援

国は、市及び県において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限り入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。（プッシュ型支援）

市及び県は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プッシュ型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行う。

第２８節　給水・上水道施設応急計画

市は、被災地に必要な飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を迅速に供給するため、緊急遮断弁を装備した配水池、又は井戸等により飲料水等を確保し、拠点給水、運搬給水、仮設給水等を合理的に計画し、応急給水対策を実施するとともに、二次災害の発生を未然に防止し、可能な限り速やかに水道施設を修復し、給水機能の回復を図る。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　環境衛生課　上下水道部
関係機関	県企業局　日本水道協会山形県支部　山形県管工事協同組合連合会 山形県建設業協会酒田支部　県防災危機管理課

２　応急給水計画と応急復旧計画

市は、災害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水計画と応急復旧計画を同時に立案し、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。

計画の策定にあたっては段階的に目標水準を定め、概ね３日以内は飲料水確保と避難所、医療機関等への給水を行う。その後は拠点給水、配管給水等により生活用水の給水量を確保し、３週間程度で全戸への配管給水を目途とする。

３　実施体制・広域応援体制

市及び県は、相互に連絡調整を図りながら、必要に応じて関係機関から応援協力を得て、応急対策を実施する。

担当は、上下水道部上下水道班とする。

(1) 市

ア　給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被災者に応急給水をする。また、水質検査及び消毒を行い、衛生対策を徹底する。

イ　被災した上水道施設の復旧対策を行う。

ウ　市のみでは給水、復旧活動が困難な場合は、県、近隣市町村、日本水道協会山形県支部、山形県管工事協同組合連合会、山形県建設業協会酒田支部、設備メーカー等に応援を要請する。

エ　指定給水装置工事業者等に応援協力を要請し、円滑な応急対策を実施する。

(2) 県

市の要請に応じ、近隣市町村、近隣県及び自衛隊に応援の要請及び調整を行う。

(3) 指定給水装置工事業者等

指定給水装置工事業者及び水道資機材の取扱業者は、市から要請のあったときは積極的に応急対策活動に協力する。

４　被害状況の把握

市は、次の方法により迅速かつ的確に上水道施設等の被害状況を把握する。

(1) テレメーター監視システム等により取水場、浄水場、配水場等の主要施設の被害状況

及び配水ポンプ等の運転状況を把握する。

(2) 職員等が主要施設、配水管路等を巡回点検し、被害状況を把握する。

(3) 住民からの配水管、給水管等の破損、断水等の通報により被害状況を把握する。

５　緊急措置

市は、二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離に努め、被害の拡大を防止する。

(1) 二次災害の防止措置

ア　火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。

イ　消毒用次亜塩素酸ナトリウムや水質分析用薬品等の漏出防止措置を講ずる。

ウ　緊急遮断弁の作動状況を確認し、配水池で浄水を確保する。

エ　災害による上水道の断減水の状況及び配水池等の緊急遮断弁の作動について、酒田地区広域行政組合消防本部へ連絡する。

(2) 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

６　応急対策計画

市は、被災施設や被災住民数を的確に把握し、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定するとともに、動員可能職員数及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

(1) 被害状況の把握

主要上水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災住民数等を迅速かつ的確に把握し、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。

(2) 応援要請の必要性判断

動員可能職員数及び被災対策用資機材等の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

７　応急給水計画

市は、優先順位を明確にし、衛生対策、地域性や積雪期及び災害弱者等に対して十分に配慮するとともに、被災状況に応じ地区別に給水方法を選定し、生活用水にも十分に留意したうえで、被災者に飲料水等を給水する。

(1) 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

給水種類	内　　容
拠点給水	・配水池、指定緊急避難場所等に給水施設を設けて給水する。 ・浄水装置を稼働し、給水基地を設営し、給水する。

運搬給水	・給水車、給水タンク搭載車、タンク付き消防ポンプ車、散水車等により飲料水を被災地に運搬し給水する。
仮設給水	・応急復旧した上水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

(2) 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。

(3) 飲料水及び応急給水用資機材の確保

ア　飲料水の確保

(ｱ) 緊急遮断弁を装備した配水池等で災害発生直後における当面の飲料水を確保する。

(ｲ) 災害を免れた上水道施設及び浄水機等を稼働し、飲料水を確保する。

(ｳ) 備蓄している飲料水の放出を行う。

イ　応急給水用資機材の確保

市で確保している応急給水用資機材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道資機材取扱業者の支援を受け、配給用容器、非常用水筒等の応急給水用資機材を調達する。

(4) 飲用井戸及び受水槽による給水

ア　災害による水質悪化、汚染が懸念されるため、基本的には飲料水としての使用は好ましくないが、やむを得ず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は滅菌消毒剤を添加したうえで飲用に供する。

イ　水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は、仮設給水栓に準じ給水する。

(5) 飲料水の衛生確保

ア　給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、適切に滅菌されていることを確認する。

イ　残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備及び塩素滅菌剤等により滅菌を徹底したうえで応急給水をする。

８　応急復旧計画

市は、優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応策等に十分配慮し、関係機関との連絡調整を図りながら可能な限り速やかに応急復旧を行う。

(1) 応急復旧範囲の設定

市による応急復旧は各戸１給水栓の復旧までとし、以降の給水装置の復旧は、所有者の責任において行う。

(2) 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所等の復旧作業を優先的に行う。

(3) 応急復旧資機材の確保

市で確保している応急復旧用資機材で不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道資機材取扱業者の支援を受け、削岩機、掘削機等の応急復旧資機材等を調達する。

(4) 積雪期への配慮

積雪期の応急復旧作業には、施設や道路等の除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関とともに除雪作業を迅速に行い、円滑な復旧作業を確保する。

(5) 配管給水の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の残留塩素濃度を適宜測定し、基準値以上になるよう減菌を強化する。

(6) ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進

電気、ガス、下水道等の施設間で相互に被害状況を情報交換し、災害対策初動期における被害状況を総合的に把握し、応急復旧対策計画を的確に策定する。特に、ガスの復旧に伴い、大幅に上水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定に当たってはガスの復旧状況を十分に考慮する。

９　住民等への広報・情報連絡体制

市は、住民等に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧計画の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民等の不安の解消に努める。

(1) 第１段階の広報

ア　局地的な断減水の状況、応急給水計画、飲料水の衛生対策等の情報を広報車、チラシ、掲示板、インターネット、携帯サイト等により広報する。

イ　報道機関、コミュニティＦＭ放送等の協力を得て広報する。

(2) 第２段階の広報

長期的、広域的な復旧計画等の情報を主に市広報、報道機関、コミュニティＦＭ放送等の協力を得て広報するほか、インターネットや携帯サイトを通して広報する。

第２９節　生活必需品等供給計画

被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合、市は、関係機関と連携し迅速、的確に物資を住民等に供給する。

１　主な実施機関

酒田市	契約検査課　地域福祉課　高齢者支援課
関係機関	災害時応援協定企業

２　市の実施体制

(1) 生活必需品供給対象者

供給対象者は、災害による住家の被害等により、日常生活必需品を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

(2) 被災者支援のため必要となる生活必需品

市は、避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し調達する。また、寒冷期対策にも留意する。

ア　寝具（毛布、布団等）
イ　被服（肌着等）
ウ　炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
エ　食器（茶碗、皿、はし等）
オ　保育用品（哺乳びん等）
カ　光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）
キ　日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
ク　生理用品
ケ　簡易（仮設）トイレ、紙おむつ
コ　暖房器具

(3) 調達

市は、生活必需品等の供給対象者数を確認し数量を決定した後、備蓄している物資の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を締結している災害時応援協定企業等からの調達を実施する。

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

(4) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、生活必需品等物資の輸送体制を確保する。

(5) 配分

被災住民への生活必需品の配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア　避難所等における生活必需品等物資の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ　住民への事前周知等による公平な配分
ウ　要配慮者への優先配分
エ　避難所で生活せず生活必需品を受け取りに来ている被災者等への配分
※　災害救助法が適用された場合の生活必需品の給与（貸与）基準（山形県災害救助法施行細則別表第１第３項）

３　関係機関の連携による広域応援体制

(1) 他市町村への要請

市は、必要な生活必需品の調達・供給ができない場合は、山形県市町村応援協定締結市町村及びその他の市町村に次の事項を明示して応援を要請する。

ア　生活必需品の要請
品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項
イ　要請の際に必要な明示事項は、県への要請に準ずる。

(2) 県への要請

市は、他市町村などの応援でも十分に生活必需品の調達ができないときは、次の事項を明示して県に応援を要請する。

ア　品目別の調達要請量（自己の調達可能量と他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）
イ　引渡しを受ける場所及び引受責任者
ウ　連絡課及び連絡責任者
エ　荷役作業員の派遣の必要の有無

４　国によるプッシュ型支援

国は、市及び県において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な物資の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限り入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する。（プッシュ型支援）

市及び県は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プッシュ型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行う。

第３０節　防疫及び保健衛生計画

市及び県は、被災地区の保健衛生対策や消毒及び感染症患者の早期発見等予防のための各種措置を実施するとともに、被災地住民の心身の健康を保つために、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策を実施する。

１　主な実施機関

酒田市	環境衛生課　健康課
関係機関	庄内保健所

２　被害状況等の把握

市は、災害時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために、被害状況等の把握に努める。

(1) ライフラインの被害状況
(2) 指定避難所の設置及び受入れ状況
(3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
(4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況
(5) 食品及び食品関連施設の被害状況
(6) 特定給食施設の被害状況

３　保健衛生対策

市及び県は、被災地、特に避難所等においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

(1) 巡回健康相談・保健指導

市は、保健師等が指定避難所、仮設住宅等の巡回を実施し、健康相談、保健指導を行う。

巡回健康相談にあたっては、要配慮者の健康確保を最優先し、次により被災者の健康状態の確認と必要な健康指導を行う。

ア　要配慮者の健康状態の把握と保健指導
イ　結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導
ウ　感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導
エ　有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
オ　不安の除去等メンタルヘルスへの対応
カ　口腔保健指導
キ　急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

(2) 避難所等の生活環境の整備

市は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに、生活環境の整備に努める。

ア　食生活の状況（食中毒の予防等への対応）
イ　衣類、寝具の清潔の保持
ウ　身体の清潔の保持
エ　室温、換気等の環境
オ　睡眠、休養の確保
カ　居室、便所（仮設トイレを含む。）等の清潔の保持
キ　プライバシーの保護

４　防疫対策

市及び県は、被災者の生活環境の悪化、抵抗力の低下等に配慮し、防疫対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 防疫活動実施体制

市災害対策本部長が責任をもって被災地の防疫を行うものとするが、迅速・的確に実施するために、また、市のみで実施することが困難な場合もあるので、県又は他の市町村及び関係機関の応援協力のもとに防疫班及び検病検水班を編成し、市民部と健康福祉部が連携して実施する。

防疫班は市民部環境衛生班が、検病検水班は健康福祉部健康班が担当する。

(2) 感染症発生予防対策

市は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に次の感染症予防対策を実施する。

ア　パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食物の注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、便所及び家の周辺の消毒・滅菌を指導する。
イ　道路、溝きょ及び公園等の公共の場所を中心に消毒・滅菌を実施する。
　なお、消毒・滅菌の実施にあたっては、ごみの処理、し尿処理を重点に実施する。
ウ　便所、台所等を中心に消毒を実施する。
エ　県が定めた地域内でねずみや昆虫等の駆除を行う。

(3) 疫学調査・健康診断の実施

市は、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、疫学調査及び健康診断を実施する。

ア　疫学調査の実施にあたっては、緊急度に応じて計画的に県の保健医療対策班と協力して健康福祉部健康班が疫学調査を実施する。
　この場合、浸水地域の住民及び避難所の避難者や応急仮設住宅の入居者に対する調査を重点に実施する。
イ　疫学調査の結果、必要があるときは、検便などの健康診断を行う。

(4) 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者、擬似症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生したときは、次の対策を実施する。

ア　感染症患者等の入院

保健所は、一類感染症の患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者並びに二類感染症の患者又は一部疑似症患者が発生した時は、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を行う。

ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、病院又は診療所で適当と認める施設への入院勧告又は入院措置を行う。

イ　濃厚接触者の疫学調査・健康診断の実施

市は保健所と連携し、感染症患者等と飲食を共にした者、頻繁に接触した者に対し、疫学調査、検便等の健康診断を実施し、病気に対する正しい知識や消毒方法等の保険指導を行う。

ウ　病原体に汚染された物件等への消毒の実施

市は、県の指示のもと、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ・昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒等を実施する。

５　食品衛生確保対策

保健所は、市から要請があったとき、又は飲食に起因する食中毒を防止するため必要と認めたときは、食品衛生班を編成して次の活動を行う。

(1) 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

市の被災地区へ弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、市及び食品調製施設に対して監視指導を実施する。

(2) 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

市と連携し、被災地内での炊き出し施設の把握と衛生指導を行うとともに、特に仮設の炊き出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理について指導を行う。

(3) 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

被災者に対して、普段使用していない井戸水等を飲料水に使用する場合は、その水質の安全確保と滅菌を指導する。

(4) 食品関連被災施設に対する監視指導

営業施設の被災状況を確認し、次により施設・設備の監視指導を実施する。

ア　冠水食品の廃棄指導

イ　機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の取扱い状況の監視

ウ　施設・設備等の洗浄消毒の実施指導

(5) 食品衛生協会との連携

地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請し、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施する。

６　栄養相談・栄養指導対策

市は、県の栄養士会及び他関係機関の協力を得て、被災者の栄養確保を図るため、次の活動を行う。

(1) 炊き出しの栄養管理指導

炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導を実施する。

(2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災住宅を巡回し、栄養状態の確認及び栄養相談を実施する。

なお、要配慮者の在宅食事療法必要者に対しては、食生活指導や栄養面からの健康維持相談を実施する。

(3) 食生活相談者への相談・指導の実施

被災生活の中で、健康維持のための食品等の入手や調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

(4) 防疫資器材等の調達

市の保有する防疫及び保健衛生資器材等が不足したときは、防疫薬品業者等からの調達を図るとともに、県に確保を要請する。

7　精神保健対策

市は、保健所等関係機関と連携し、被災者等の精神的ケアに努める。

(1) 巡回相談等

保健所等の精神福祉保健相談員は、災害発生時の不安除去等精神的ケアに対応するため、指定避難所や応急仮設住宅等で被災者を対象に巡回相談を行うとともに、通所している精神障がい者を訪問指導し、必要により精神科医療機関と連絡調整を行う。

(2) 心のケア対策

ア　こころのケアに関する電話相談

保健所・精神保健福祉センターで、不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談を実施する。

イ　被災地へのこころのケアチームの派遣

市は、急性ストレス障害及び在宅精神障がい者の医療の確保等の必要がある場合は、県内外のこころのケアチーム（精神科医・看護師（保健師）・精神保健福祉士・臨床心理士・精神保健福祉相談員・事務職等）の派遣を県に要請する。

ウ　災害時精神科医療体制の整備

被災地からの緊急入院患者等に対応するため、２４時間体制の精神科医療を確保する。

エ　被災者への普及啓発

被災者に対して、こころのケア対策情報をパンフレットやチラシ等で伝達する。

また、ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供する。

オ　援助者への教育研修

保育士・教職員・ケアマネージャー等関係者に対しては「被災ストレスとその対処法」等の研修を、ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対しては、支援者自身のこころのケアに関する研修を実施する。

第３１節　廃棄物の処理計画

市は、国が定める「災害廃棄物対策指針」に基づき、災害発生による災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示して、生活環境の保全及び住民生活の確保に努める。

１　主な実施機関

酒田市	環境衛生課
関係機関	庄内総合支庁　酒田地区広域行政組合　廃棄物処理業者

２　被災状況調査・把握

(1)　市は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備調査を明確にした調査体制を整備する。

(2)　市は、廃棄物処理施設等の被害状況報告を早急にとりまとめ、所轄の保健所へ連絡する体制を整備する。

３　災害廃棄物処理

市は、次により災害廃棄物処理を実施する。

(1)　損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

(2)　損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。

(3)　災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が市の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、市がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。

　また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

(4)　災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。

　市は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画により実施する。

(5)　災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合は、他の市町村や建設業協会及び産業資源循環協会等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援要請が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合

には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(6) 廃棄物処理施設については、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図り、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

４　ごみ処理計画

(1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の臨時点検等による処理能力を確認のうえ、ごみの収集、処分の対策を樹立する。

(2) 市は、ごみ処理の実施に必要な人員、収集運搬車両等の確保に努め、又、ごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、他の市町村及び一部事務組合等へ応援要請を行う。

(3) 市は、地区住民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げとならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し搬入等の協力を求める。

(4) 市は、生ゴミ等の腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上、できるかぎり早急に収集運搬が行われるようその体制の確立を図る。

(5) 市は、医療機関、医師会等に対し、救護所等から排出される医療廃棄物について、医療活動マニュアルの作成等による適正処理を指導する。

(6) 災害時には、粗大ゴミ、不燃性廃棄物等が大量に出されるが一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合や交通の確保が困難で処理場への搬入ができない場合等が考えられるため、市は必要により生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定域に積みおきできる場所を確保する。

(7) ごみ収集、運搬が不可能な地区に対しては、適当なごみ袋等を配布する。

５　し尿処理計画

(1) 市は、避難所、倒壊家屋、焼失家屋等のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため、市は各地域別の避難状況及び被災状況を速やかに把握し、被災地域における、し尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の臨時点検等による処理能力を確認したうえ、し尿の収拾、運搬処理の対策を樹立する。

(2) 市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

(3) 上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。また、必要により臨時の貯留施設を設置する。

６　廃棄物処理施設の応急復旧

(1)　市は、処理施設が稼働しない場合は生活環境に多大な影響を及ぼすことを配慮し、常日頃から維持管理点検体制を整備するとともに、非常時に備え予備資材等の整備に努める。

(2)　被災等の被害により廃棄物処理の施設、設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、応急復旧を行う。

　また、廃棄物の収集、処理作業に影響を及ぼす場合は、他の市町村等の応援依頼等により、効率的な清掃活動を確保する。

(3)　市は、要員及び機材等の不足により、応急復旧が困難なときは県に応援要請する。

7　廃棄物処理の広域応援体制

(1)　市は、被災時における廃棄物の排出量及び収集、処理能力等を想定のうえ、他の市町村と相互応援体制の整備に努める。

(2)　市は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

第３２節　義援金及び義援物資の受入・配分計画

大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金及び義援物資について、その受入体制及び配分方法を定め、確実、迅速に被災者に配分する。ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体から必要量を調達することを基本とする。

１　主な実施機関

酒田市	地域福祉課　出納課
関係機関	日本赤十字社　社会福祉協議会

２　義援金及び義援物資の受入周知

市及び日本赤十字社山形県支部酒田市地区は、義援金及び義援物資の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、県を通じて国の非常災害対策本部、ホームページ及び報道機関等を通じて、次の事項を公表する。

(1) 義援金

ア　振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ　受入窓口

(2) 義援物資

ア　受入れを希望する物資及び受入を希望しない物資リスト（需給状況を勘案し、必要に応じ公表リストを改定する。）

イ　送り先（あらかじめ定める地域内輸送拠点施設とする。）

３　義援金及び義援物資の受入及び保管

市、日本赤十字社山形県支部酒田市地区は、次により義援金及び義援物資を受入れる。

(1) 義援金

市	１ 受入体制 義援金の受入窓口は、総務部出納班（出納課）とする。 ２ 現金の受入れ 一般から直接受領した義援金及び国又は地方公共団体からの見舞金は、酒田市公金口座に入金する。一般から直接受領した義援金等については、寄託者等へ現金受領書を発行する。 ３ 義援金等の管理 義援金及び見舞金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。
日赤	１ 一般からの受入窓口を開設する。 ２ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。 ３ 振込口座を設定する。

(2) 義援物資

市	１ 受入れ・照会窓口 物資の受入れ及び照会窓口は、健康福祉部福祉班とする。 ２ 集積場所、受入保管及び運び出し (1) 義援物資の集積場所、受入保管及び運び出しは、第２章第２６節「物資拠点運営計画」を準用する。ただし、市役所内に保管された義援物資は、総務部総務班が指定集積場所へ移送する。 (2) 義援物資は、分類別に区分し、保管管理表等の添付により表示して保管するとともに、受払簿を備え授受の状況を把握する。

４　義援金及び義援物資の配分

(1) 義援金の配分

ア　市は、日本赤十字社山形県支部、社会福祉協議会、報道機関及び各種団体等の義援金受付団体に寄託された義援金について、義援金配分委員会を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、適切かつ速やかに配分する。

イ　義援金配分委員会の構成

自治会連合組織、連合婦人会、市議会民生常任委員会、教育委員会及び社会福祉協議会の中から市長が指名した者をもって構成する。

(2) 義援物資の配分

ア　市（健康福祉部福祉班）は、自己調達物資、応援要請物資等を調整し、被災地におけるニーズに配慮した効果的な配分を行う。

イ　広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点への輸送は、県が行い、地域内輸送拠点から避難所への輸送は、市が行う。

第３３節　文教施設における応急計画

災害発生時、学校を始めとする文教施設における児童・生徒・教職員、入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図る。

１　主な実施機関

酒田市	文化政策課　こども未来課　保育こども園課 教育委員会企画管理課　学校教育課　社会教育課　スポーツ振興課
関係機関	県教育庁

２　学校の災害応急対策

(1) 災害発生前の事前措置

ア　気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、児童・生徒が保護者といられるよう配慮する。市教育委員会は、気象等に関する情報提供及び注意喚起等、必要とされる措置をとる

下校にあたっては、中学生以上の生徒については、必要に応じて、集団下校、その他児童・幼稚園児については、教職員による引率又は学校での保護者への引き渡しにより安全を確保する。その際、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

なお、帰宅しても保護者が家にいない児童については、緊急連絡先に連絡し、保護者が引き取りにくるまで学校において保護する。

イ　校外活動中、風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率の教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、児童・生徒を安全に帰校させる。

また、交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒の安全を確保したうえ、本校に連絡し、学校長と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

(2) 災害発生時の避難誘導等

ア　学校長は、災害発生後、避難経路に基づき児童・生徒を校庭等の安全な場所に避難させる。

(ｱ) 事前に準備しておいた旗やタオルなどの目立ちやすい物を目印に使用し、学級の位置を知らせながら避難すること。

(ｲ) 避難順序や経路は、校舎の被害状況により変更の必要が生じるので、教職員は状況に応じた適切な処置をとること。

(ｳ) 落下物に注意すること。

(ｴ) 身体障がい者等の優先について考慮すること。

(ｵ) 負傷者や逃げ遅れの者の有無などについて注意すること。

(ｶ) 誘導責任者は、次のとおりとする。

Ａ　授業中：授業実施中の教職員

Ｂ　休憩中：原則として学級担任及び最も身近にいる教職員

Ｃ　放課後：原則として学級担任及び最も身近にいる教職員

(ｷ)　火災が発生した場合は、適切な方法により初期消火に努めるとともに、児童・生徒を安全な場所に避難させること。

(ｸ) 非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に対応すること。

イ　登下校中に災害が発生した場合は、各学校の避難計画に従って児童・生徒の安否を確認のうえ、保護者に連絡する。行方不明となった児童・生徒の情報を得たときには、直ちに消防機関及び警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

(3) 安全確認

学級担任は、速やかに人員や負傷者を確認して、教務主任、教頭、校長の順で報告するとともに、人命救助が必要な場合は、全教職員等で救出を行う。

ア　養護教諭を中心に、教職員、児童、生徒等による救護体制の編成を図る。

イ　災害時における学校医との協力体制の整備を図る。

(4) 災害情報の収集

教職員等は、ラジオ、コミュニティＦＭ放送、テレビ等報道関係の災害情報を収集するとともに、関係機関（市、県、警察署、消防署等）と連絡を取り、情報把握に努める。

(5) 被害・被災状況等の報告

学校長は、速やかに被害・被災状況（児童・生徒、教職員、施設・設備）等を調査し、直ちに市教育委員会を経由して災害対策本部へ報告する。

(6) 下校措置

学校長は、帰宅経路等の安全が確認された後、速やかに下校させる。なお、小学校、中学校については、基本的に次の方法によるものとする。

ア　通信回線が使用可能な場合

緊急時連絡先に連絡をとり、保護者の迎え等適切な方法により児童・生徒を下校させること。

イ　通信回線が使用不可能な場合

通信回線を使用せずに連絡をとれる場合については、保護者の迎えにより下校させる。

連絡がとれない場合は、通信回線が復旧し、連絡がとれるまで学校又は避難場所に待機させること。

ウ　限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童・生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。また、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

(7) 避難所の開設、運営の協力

学校長は、市及び地域の自主防災組織等と協力して、避難所の開設・運営に積極的に協力する。

ア　教職員の基本的役割

市民部市民班が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や指定避難所

施設管理者として、基本的な指示や協力を行うこと。

学校長：施設管理者として、自主防災組織の代表者と連携して指定避難所運営を支援する。

教頭・教諭等：校長の指揮のもとで、学校の指定避難所運営を支援する。

養護教諭　：学校医と連絡をとり、指定避難所の救援活動を支援する。

栄養職員等：学校の調理施設を利用した炊き出しに協力する。

事務職員等：市との情報連絡、学校施設のライフライン確保にあたる。

イ　避難使用場所の優先順位の考え方

(ｱ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピューター室、給食室等は、基本的に使用を禁止すること。

(ｲ) 避難行動要支援者には、優先的に条件が良好な部屋（和室等）を使用させること。

(8) 教育活動の再開

ア　学校長は、学校及び地域の復旧状況を踏まえて、速やかな教育活動の再開に努める。校舎の被害が甚大な場合には、学年合同授業、二部授業又は公共施設等を利用した分散授業を行う。

イ　市及び県は、速やかな教育活動の再開にむけて、教職員の派遣、教科書、学用品の調達・あっせん等に努める。

(9) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合、心身の健康に対する影響を受けた児童生徒その他の関係者の心身の健康を回復させるため必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに、必要に応じ地域の医療機関等との連携を図る。

３　学校以外の文教施設の応急対策

各施設の管理者及び文化財保有者は、次により人命の安全確保及び施設等の安全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努める。

(1)　災害発生直後は、施設への入館又は利用者等への人命救助を第一として避難誘導に努め、付近の安全な場所へ避難させること。

(2)　施設への入館者又は利用者等について負傷の有無を確認して、必要な措置を講じること。人命救助が必要な場合は、全職員が救出にあたること。

(3) ラジオ、コミュニティＦＭ放送、テレビ等報道機関の災害情報を収集するとともに、関係機関と連携をとり情報把握に努めること。

(4) 速やかに被害状況等を調査し、直ちに市教育委員会等へ報告すること。

(5) 施設が指定避難所となった場合は、市及び自主防災組織等と連携して避難所開設・運営に積極的に協力すること。

４　文化財の応急対策

国、県及び市指定の文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合は、次により文化財の被災防止又は軽減に努める。

(1) 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置のものについては所有者又は管理責任者等の定める防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

(2) 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。

(3) 建造物内の観覧者等の避難措置

建造物の管理者は、建造物内に観覧者がいる場合、人命の安全確保の措置を行う。

(4) 被害が発生した場合は、直ちに市教育委員会を経由して県に報告するとともに、被害の拡大防止のための応急措置をとる。

第３４節　要配慮者の応急計画

要配慮者は、災害の認識、災害情報の受理及び自力避難が困難な状況にあることから、市及び関係機関は、地域住民の協力を得ながら、要配慮者の安否確認及び避難体制を確立するほか、生活支援体制の確保、安全対策に万全を期する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　共生社会課　市民課　地域福祉課　健康課 高齢者支援課　スポーツ振興課
関係機関	酒田警察署　酒田市社会福祉協議会　酒田市ボランティアセンター 社会福祉施設　自治会　自主防災組織　コミュニティ振興会

２　災害発生時における在宅の避難行動要支援者に対する対策

(1) 自宅～指定緊急避難場所

市は、避難指示等を発令した場合、消防団、自主防災組織、自治会、コミュニティ振興会、民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティア団体等の協力のもと、避難行動要支援者及び避難支援者に情報を迅速かつ確実に伝達する。

避難行動要支援者及び避難支援者は、避難情報を入手したときは、速やかに指定緊急避難場所へ移動する。

(2)　災害発生直後の安否確認

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について、避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(3) 避難誘導等

要配慮者の避難誘導にあたっては、避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じ、地域の住民や自治会、自主防災組織の協力を得て、リヤカー、担架等により避難行動要支援者が共に避難できるよう努める。

(4) 指定避難所等での確認等

市民部市民班は、指定避難所等に避難した住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得て、要配慮者等被災者の安否の確認及び被災状況を災害対策本部に報告する。要配慮者の把握は、発災後４８時間以内にできるよう努める。

（確認事項）

ア　要配慮者の確認（指定避難所にいないときは、自宅の確認も行う。）

イ　介護者が災害によって介護ができなくなっている要配慮者の確認

ウ　保護者を災害によってなくし、要配慮者となっている乳幼児の確認

エ　日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人の確認

(5) 指定避難所

ア　指定避難所の開設

市は、避難情報を発令後、直ちに指定避難所を開設し、要配慮者に配慮した避難所

の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、福祉施設職員等の応援体制を構築し、必要に応じて福祉避難所を設置し、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

イ　指定避難所における情報伝達等

指定避難所においては、要配慮者の特性に応じて様々な情報提供手段を用いる。

ウ　指定避難所での生活

(ｱ) 要配慮者に配慮した指定避難所の運営

①　食料・救援物資の配布に際しては、平等に配分するよう十分配慮する。

②　要配慮者に対する情報提供は、十分に配慮する。

③　保健医療福祉サービスに対するニーズを適切に把握し、サービス提供体制を確保する。

④　避難している住民の自主的な活動による支援・協力体制づくりを促進する。

(ｲ) 避難行動要支援者に応じた指定避難所の環境整備

①　段差解消のためベニヤ板などを利用した施設のバリアフリー化を図る。また障がい者用仮設トイレ、成人向けおむつ交換場所を設置するとともに、避難スペースをトイレに近い場所に設けるよう努める。

②　車椅子が通行可能な通路を確保する。

③　ベビーベッド、ミルク用のお湯及び沐浴の手だてを確保する。

④　暑さ、寒さ対策を講じる。

⑤　プライバシー保護対策として、避難行動要支援者ゾーンの設置、他の避難者との間にパーテーションや衝立等による間仕切りの設置を行なう。

⑥　介護ボランティアや通訳ボランティアなどの配置に努める。

⑦　身体障がい者補助犬を必要とする場合を想定し、専用スペースの確保に努める。

(ｳ) 避難行動要支援者に応じた食料・生活物資の供給

市は、避難行動要支援者の態様に応じた食事を提供するよう努める。

(ｴ) 衛生管理

市は、食料・飲料水の衛生管理、手洗い・うがいの励行、マスクの着用等により、避難所における食中毒及び感染症の予防に努める。また、避難生活の長期化によるストレス等により、感染症がまん延する可能性が高くなることに留意する。

(ｵ) 避難行動要支援者に対する医療サービス等の実施

県及び市は、医師による巡回診療及び保健師、栄養士等の巡回による健康相談を避難行動要支援者に対し重点的に実施し、疾病の予防に努める。また、内部障がい者については、日常的に治療を受ける必要があるため、県及び市は、医療機関と連携し、医療施設及び医療用品の確保に努める。

(ｶ) 介護等を必要とする避難行動要支援者に対する保健福祉サービスの実施

指定避難所における介護は、家族等の支援者にとって肉体的・精神的な負担が大きいことから、市は社会福祉協議会と連携し、入浴、移送、ホームヘルプ、デイサービス、訪問看護、保育等の各保健福祉サービスを積極的に展開する。

(ｷ) メンタルケアの実施

長期にわたる指定避難所での生活はストレスが大きいため、市は、精神科医等の

配置によりメンタルケアを実施するように努める。

(ｸ) 医療機関への搬送及び社会福祉施設等への緊急入所

市は、被災した避難行動要支援者の健康状態が悪化したり、重篤な状態になった場合は、直ちに医療機関に搬送できるよう体制を整備する。

(6) 被災した避難行動要支援者の措置

市は、県及び関係機関と協力し、速やかに被災した避難行動要支援者について適切な措置を講じ、生活を確保する。また、状況により県に対してＤＣＡＴ（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請する。

ア　避難所での介護

イ　施設への緊急入所

ウ　身内による引取り等の連絡調整

エ　介護ボランティアの確保

オ　マンパワーの確保

(7) 避難生活状況の確認及び相談指導の実施

市は、保健所と合同で編成する巡回保健班により、避難生活状況について、指定避難所、施設、自宅等を定期的に確認し、正しい情報や適切なマンパワーの提供がなされているか等、生活環境・健康の管理に努める。

(8) 相談窓口の設置

福祉サービスや健康に関することなど避難行動要支援者特有の相談に対応できる体制を整えるため、市は、民生委員、児童委員などの協力を得て要配慮者に対応できる相談窓口を開設する。

(9) ボランティアとの連携・協力

ア　ボランティアのニーズの把握に取り組む。

イ　ボランティアの受入窓口の開設

市は、積極的にボランティアを受入れ、ボランティアと連携・協力して避難行動要支援者の救護及び指定避難所における支援に取り組む。

(10) 応急仮設住宅の入所等

ア　避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅の整備

応急仮設住宅を建設する場合は、避難行動要支援者が入居することを想定し、浴室やトイレへの手すりの設置、スロープの設置などバリアフリー化に配慮する。

イ　避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅の入居募集及び入居決定

市は、応急仮設住宅の入居者募集にあたり、障がい者等に配慮した多用な広報手段を用いる。また、入居決定にあたっては指定避難所での生活に困難が伴う避難行動要支援者を優先することが必要であるが、支援者と組み合わせた入居決定など弾力的に対応する必要がある。

３　災害発生時における施設の避難行動要支援者の支援計画

(1) 施設被害時の安全確認・救助・避難

ア　防災組織の編成

施設が被災した場合、施設の管理者は直ちに防災組織を編成して入(通)所者の安否

及び施設の被災情報を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。

イ　救急救助活動の実施

職員、入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て応急活動を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

ウ　避難誘導

施設の管理者は、施設の被害状況に応じて適切な指定緊急避難場所を選択し、避難誘導を行う。夜間又は休日等で在施設職員が少数のときは、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全誘導に努める。

(2) 被害状況の報告・連絡

施設の管理者は、入(通)所者及び施設の被害状況を市及び県等に報告し、必要な措置を要請する。

(3) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

入所型施設の管理者は、施設の継続使用が不能となった場合、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行なうとともに、必要に応じて保護者による引取り等の手続きを講じる。また、県及び市は被災施設の施設管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

(4) 避難生活状況の確認

施設の管理者は、自宅及び緊急入所施設での避難生活状況について定期的に確認し、関係機関に経過報告を行う。

４　外出中の避難行動要支援者対策

市は、指定避難所等における避難行動要支援者の確認の際に把握した地域以外の避難行動要支援者に対し、市民部市民班において居住地との連絡調整を行い、情報提供を行うよう努める。

５　ＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）

市は、必要に応じて県にＤＷＡＴの派遣を要請する。県は、あらかじめ協力関係団体と締結した協定等に基づき、ＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）を避難所等に派遣し、避難者の福祉ニーズの把握、要配慮者のスクリーニング、応急的な介護等の支援を実施する。

６　外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

市は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

市及び県は、報道機関の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報提供を行うとともに相談窓口を開設する。

７　災害復興期における支援

(1) 各種保健福祉サービス等の提供

市は、関係機関と協力し、避難行動要支援者が災害発生前に受けていた保健福祉サービスの提供など、一日も早く災害発生前の状態に戻れるよう配慮する。

(2) 災害復興期におけるメンタルケアの実施

被災者は、災害発生時の恐怖等から心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）を負う可能性があり、特に避難行動要支援者の場合はその影響が大きくなることが考えられるため、災害復興期においても継続的にメンタルケアを行う。

(3) 避難行動要支援者に対する生活再建支援

県及び市は、避難行動要支援者に対する生活再建支援策が適切に実施されるよう努める。

第３５節　応急住宅計画

災害によって住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった者に対し、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を行い、居住の安定を図る。

この場合、市は原則として救助法の適用に基づき、県知事の委任を受けてこれを行う。

１　主な実施機関

酒田市	税務課　建築課
関係機関	

２　住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅調査

市は、災害のため家屋に被害が生じた場合は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を次により実施する。

ア　被害状況
イ　住民の住宅に関する市への要望事項
ウ　住宅に関する緊急対応の状況及び予定
エ　被災建築物応急危険度判定
オ　被災宅地危険度判定
カ　被害認定
キ　被災度区分
ク　当面の応急仮設住宅の必要戸数
ケ　要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数
コ　その他住宅の応急対策実施上の必要事項

(2) 被害認定及び罹災証明書の発行

市は、「被害認定基準運用指針」に基づき、災害により被害を受けた住家の被害認定を実施する。

また、市は、被害認定の結果に基づき全壊、半壊等の被害の程度を証する「罹災証明書」を発行する。

３　応急仮設住宅の提供

県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供し、その円滑な入居の促進に努める。

応急仮設住宅の供給は、下記によるものとする。ただし、被害者の程度や住民の経済的能力、被災市町村の住宅事情等により、下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りではない。

なお、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(1) 民間賃貸住宅の借上げ

県は、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会の協力を得て借上げ住宅を供給する。

ア　入居の資格

対象者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

(ｱ) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(ｲ) 居住する住家がない者であること。

(ｳ) 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。

a 生活保護法の被保護者及び要保護者

b 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

c 前各号に準ずる者

イ　入居者の選定

(ｱ) 借上げ住宅の入居者の選定及び申込み受付は、被災市が行う。

(ｲ) この場合、身体障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする

ウ　供与の期間

借上げ住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から２か年以内とする。ただし、知事が必要と認める場合は１年毎の延長ができる。

(2) 応急仮設住宅の建設

ア　建設用地の選定

応急仮設住宅建設用地は、保健衛生、交通、教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮するものとし、原則として公有地を優先して市が選定し、県に報告する。ただし、やむを得ない場合は私有地を利用する。

イ　建設の規模及び費用

(ｱ) １戸あたりの建築面積及び費用は、県災害救助法施行細則による救助程度等により定める基準とする。

(ｲ) 建設資材の県外調達し又は飛島に設置したことにより輸送費がかさみ、限度額内で施工することが困難な場合は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該輸送費を別枠とすることができる。

ウ　建設の時期

災害が発生した日から、原則として２０日以内に着工するものとする。

エ　建設の方法

(ｱ) 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、あらかじめ協定を締結した一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会及び一般社団法人日本ムービングハウス協会等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。また、必要に応じ、県内建設業者による建設を要請する。

(ｲ) この場合、建設場所、建設戸数、規格、規模、構造、単価、暑さ・寒さ対策のため

に必要な装備・備品・什器等の設置、必要に応じたバリアフリー化及びその他必要な要件を協議したうえで建設に着手する。

(ｳ) 応急仮設住宅の建設にあたっては、市災害対策本部で十分検討し、市民部からの要請により、建設部が実施するものとし、建設業関係団体等の協力を得て行う。

オ　入居の資格

対象者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

(ｱ) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(ｲ) 居住する住家がない者であること。

(ｳ) 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。

a　生活保護法の被保護者及び要保護者

b　特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

c　前各号に準ずる者

カ 入居者の選定

(ｱ) 入居者の選定は、市が行う。また、選定を行う際は、地域のコミュニティに十分配慮すること。

(ｲ) この場合、障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。

キ　管理

応急仮設住宅の管理は、状況に応じて市長に委任する場合を除き、市長に協力を求めて県が行う。

この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

ク　供与の期間

入居者に対する供与の期間は、応急仮設住宅の建築工事が完了した日から２か年以内とする。ただし、知事が必要と認める場合は１年毎の延長ができる。

４　被災住宅の応急修理

県は、被災した住宅の応急修理について、「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」に対して行う。

(1) 応急修理の対象者

対象者は、災害のために住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、次に該当する者とし、選定は市が行う。

ア　「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」にあっては、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがあるもの。

イ　「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」の修理にあっては、自らの資力では、応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 修理の範囲

a 「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」は、修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。

b 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことができない部分に対し、現物をもって行うものとする。

(3) 修理の費用

上記、a及びbの被災住宅の応急修理に要する費用は、それぞれ県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(4) 修理の期間

被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、上記、(2)aについては１０日以内、(2)bについては３か月以内に完了するものとする

(5) 修理の方法

被災住宅の応急修理については、救助の実施機関である知事（事務の一部を委託した場合は市町村長）が、建築関係業者と直接契約するなどして、応急修理を実施する。

5　公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

(1) 市及び県は、住家が滅失した被災者への仮住宅として、公営住宅を提供する（行政財産の目的外使用許可手続による）。

(2) 対象となる公営住宅は、被災地近隣の県営住宅及び市町村営住宅とする。

(3) 市及び県は、提供可能な住宅をマスコミ等で公表するとともに、状況に応じて被災地に相談所を設置し、あっせんに努める。

6　応急仮設住宅建設資材の調達

応急仮設住宅の建設に必要な建設資材の調達は、建築班が行う。工事請負の場合は、契約請負業者が確保するものとするが、災害時の混乱等のため確保できないときは、市は県に応援を要請する。

7　建物関係障害物の除去

県は、災害により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に堆積し、日常生活を営むのに著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

(1) 障害物除去の方針

ア　対象戸数

障害物除去の対象戸数は、救助法が適用された市町村を単位に、原則として、当該市町村の半壊及び床上浸水世帯の合計数の１．５割の範囲内とする。

イ　範囲及び費用

(ｱ) 障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ｲ) 障害物の除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

ウ　障害物の除去の実施期間

(ｱ) 障害物の除去は、災害が発生した日から、原則として１０日以内とする。

(ｲ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって１０日の期間内に除去を完了することができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 障害物除去の方法

障害物の除去については、救助の実施機関である知事（事務の一部を委任した場合市町村長）が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

(3) 障害物除去の対象者

ア　対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ｱ) 災害によって住宅が半壊又は床上浸水し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(ｲ) 自らの資力をもっては、障害物の除去をすることができない次の者であること。

ａ　生活保護法の被保護者及び要保護者

ｂ　特定の資産のない高齢者、障がい者等

ｃ　前各号に準ずる者

イ　対象者の選定

市において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

第３６節　災害救助法による救助計画

救助法による救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、救助法適用の必要が認められた場合は、速やかに所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　酒田警察署

２　災害救助法による救助フロー図

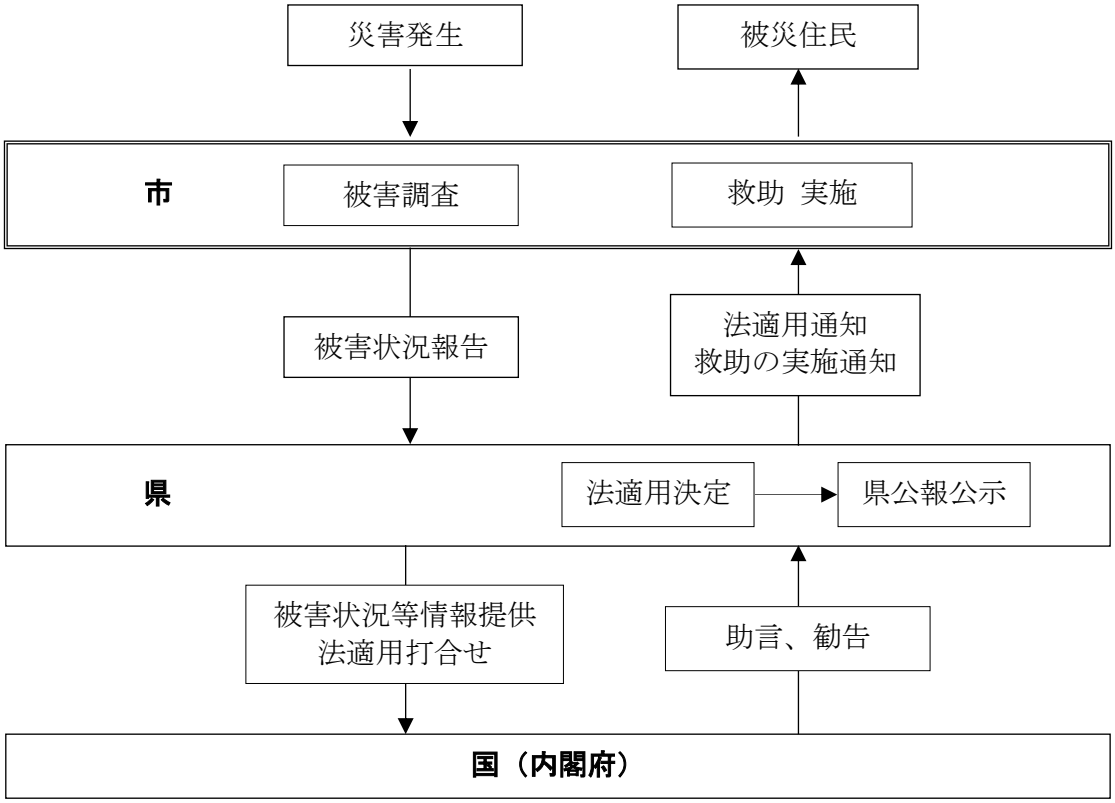

３　災害救助法の適用

(1) 災害救助法による救助の実施

ア　県知事は、県内に救助法を適用する災害が発生した場合は、関係機関の協力のもとに応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（救助法第２条）

イ　市長は、県知事が救助法に基づく救助の必要性があると認めるときは、これを補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

ウ　県知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その職権の一部を市長が行うこととすることができる。（救助法第１３条第１項、県災害救助法施行細則第１条）

エ　市長は、災害の事態が緊迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら救助に着手するとともに、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受ける。

(2) 救助の応援

ア　県知事は、災害による被害が甚大で救助の必要な人員、物資、設備、用具等を確保することが困難な場合は、関係都道府県との相互応援協定、基本法第７４条第１項等に基づき他の都道府県知事、あるいは主務大臣に対して応援を要請するものとする。

イ　県知事は、災害による被害が大きく、市だけでは救助の実施が困難な場合で、特に必要があると認められるときは、他の市町村長に対して応援をするよう指示する。（基本法第７２条第１条）

４　災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

ア　適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ　同一災害によることを原則とする。

例外として

(ｱ) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(ｲ) 時間的に接近して、同一市町村内の別の地域での同種又は異なる災害

上記(ｱ)、(ｲ) よる場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象となる。

ウ　市町村又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のア～オいずれか一つに該当する場合は救助法を適用する。

ア　市内の住家の滅失した世帯数が、１００世帯以上であるとき（救助法施行令第１条第１項第１号）。

イ　被害が広範囲にわたり、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が１，５００世帯以上であって、かつ、酒田市の住家の滅失世帯数が５０世帯以上であるとき（救助法施行令第１条第１項第２号）。

ウ　被害が県下全域に及ぶ大災害で、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が７，０００世帯以上に達した場合であって、かつ、当該市町村の区域内で住家の滅失世帯数が多数であるとき（この場合の「多数」については、被害の態様や四囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。）（救助法施行令第１条第１項第３号前段）。

エ　災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき（救助法施行令第１条第１項第３号後段）。

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって、内閣府令に定める基準に該当するとき（救助法施行令第１条第１項第４号）。

５　被害状況の判定基準

(1) 滅失世帯の認定

住家滅失世帯数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した１の世帯とみなし、適用基準上換算して取り扱う（救助法施行令第１条第２項）。

（全壊、全焼、流失）＋（半壊、半焼×1/2）＋（床上浸水等×1/3）＝滅失世帯数

(2) 住家滅失の認定

ア　住家が全壊、全焼又は流失したもの

(ｱ) 住家の破損、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの

(ｲ) 住家の主要構造物（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のもの

イ　住家が半壊又は半焼したもの

破壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。

(ｱ) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの

(ｲ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のもの

ウ　住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。具体的には、ア及びイに該当しない場合で次のものをいう。

(ｱ) 浸水がその住家の床上以上達した程度のもの

(ｲ) 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の認定

ア　世帯

生活を一にしている実際の生活単位をいい、次の点に留意する。

(ｱ) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、２世帯として差し支えない。

(ｲ) マンションやアパート等のように１棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。

(ｳ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって１世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。

イ　住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、次の点に留意する。

(ｱ) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して１住家とする。

(ｲ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。

(ｳ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

６　災害救助法の適用手続

(1) 被災報告・適用要請

市長は、災害が前記４の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである時は、迅速かつ正確に被害状況を把握して速やかに県へ報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて法の適用を要請する。

ア　報告担当者

災害報告の的確性を期するため、報告主任及び副主任を定めておく。

イ　報告内容

(ｱ) 災害発生の日時及び場所
(ｲ) 災害の原因及び被害の概況
(ｳ) 被害状況調
(ｴ) すでに着手した救助措置、及び今後着手しようとする措置
(ｵ) その他の必要事項

(2) 適用の決定

ア　県知事は、市長からの報告、要請又は派遣した県職員からの報告に基づき、法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助を実施するよう市長に指示する。

イ　県知事は、法を適用させたときは、県公報に公示する。

７　災害救助法による救助の種類と実施体制

(1) 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

ア　避難所及び応急仮設住宅の供与
イ　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
ウ　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
エ　医療及び助産
オ　災害にかかった者の救出
カ　災害にかかった住宅の応急修理
キ　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
ク　学用品の給与
ケ　埋葬
コ　死体の捜索及び処理
サ　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石や竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※キについては、災害援護資金等各種貸付制度の充実により、現在運用されていない。

(2)　救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、県知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（救助法第４条第２項）

(3)　市の役割

知事が必要があると認めて指定した救助の実施については、市長が行うこととすることができる（救助法第１３条第１項及び県災害救助法施行細則第１条）ことから、市長は被害状況により適切かつ効果的な救助を速やかに実施する。

８　災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

救助の程度、方法及び期間等については、内閣総理大臣が定める基準に基づき、県災害救助法施行細則別表第１に定められている。（資料編１－３（４）災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表参照）

第３章　災害復旧計画

第１節　民生安定化計画

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市、県及び防災関係機関は、被災者からの生活相談の受付、職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　税務課　納税課　商工港湾課　建築課
関係機関	庄内総合支庁　山形労働局　日本銀行山形事務所　酒田税務署

２　被災者のための相談

(1) 相談所の開設

市及び県は、指定避難所や市役所などに被災者のための臨時の相談所を速やかに開設する。

(2) 相談所の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。

(3) 罹災証明書の発行

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部課を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムを活用する。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部門と応急危険度判定担当部門とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図り、育成した調査の担当者への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

なお、県は住家の被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の研修等について実施する際、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をすることに努め、災害が発生した際には、発災後速やかに当該業務に係る事務の研修等を実施する。

また、県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対して必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

(4) 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配

慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(5) 被災者等の生活再建等の支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明する。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

県は災害ケースマネジメントが実効性をもって円滑に行われるよう、市の実施体制に向けた支援に努める。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

３　雇用の安定

山形労働局は、被災者に対し以下の支援を行い、生活の再建等を図る。

(1) 臨時総合相談窓口等の開設

被災地及び避難所の存する労働基準監督署、公共職業安定所に臨時総合相談窓口を開設し、労働条件や労働力確保等に向けた措置を講ずる。

(2) 離職者の早期再就職の促進

被災地域の公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講ずる。

ア　雇用維持等の要請

イ　被災者のための臨時職業相談の実施

ウ　公共職業安定所に出頭することの困難な地域における巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

ア　求職者給付の支給に関する特例

公共職業安定所長は、救助法適用地域に所在する雇用保険の適用事業所に雇用される被保険者が、災害により当該事業所が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた場合、当該被保険者に基本手当を支給する。

イ　証明書による失業の認定

公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給する。

(4) 未払賃金立替払事業に関する措置

災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替払制度により迅速に必要な措置を講ずる。

(5) 労災保険給付等に関する措置

労災保険給付の請求にあたり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、事業主の証明がなくとも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

(6) 労働保険料の納付に関する特例措置

災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができない事業主等に対して、必要があると認める場合は、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は保険料の納付の猶予を行う。

4　応急金融対策

日本銀行山形事務所は、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行うため、必要に応じて次により応急金融対策を実施する。

(1) 通貨の供給の確保

ア　被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う。

なお、損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣するなど必要な措置を講ずる。

イ　輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要がある場合は、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

ウ　金融機関の業務運営の確保

関係行政機関（財務省東北財務局山形財務事務所）と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あっせん、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業を行うよう指導する。

(2) 非常金融措置

ア　非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、関係行政機関との協議のうえ、金融機関に対し次のような非常措置をとるよう、あっせん、指導を行う。

(ｱ) 預金通帳を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(ｲ) 被災者に対して定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(ｳ) 被災地の手形交換所において、災害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

(ｴ) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

イ　金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・

貨幣の引換え措置等については、金融機関と協力し、速やかにその周知徹底を図る。

５　生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

(1) 調査、監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給及び価格状況の調査並びに監視を行うとともに、その結果を被災地の住民等に情報提供する。

(2) 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等の立入を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告及び公表を行う。

６　住宅対策

(1) 県は、県内稼動製材工場に対し、復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じて、近県に対して製材品の供給要請を行う。

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

被害により滅失した住宅に住んでいた低額所得者に対する住宅対策として、県及び市は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合においては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(3) 市及び県は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できるかぎり早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取り組みを計画的に実施する。

７　租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し地方税法又は酒田市税条例により、市税の納税緩和措置として期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講ずる。

ア　期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

(ｱ) 市の広範囲の地域にわたる災害の場合、市長は災害がやんだ日から適用地域及び延長期日を指定して当初期限を延長する。

(ｲ) その他の場合、納税義務者等の申請により、災害がやんだ日から納税者は２月以内、特別徴収義務者は３０日以内において当初期限を延長する。

イ　徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し又は納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に通算して２年を超えない範囲内で延長する。

ウ　延滞処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となるなどの被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ　減免

被災した納税義務者等に対し、被害の程度に応じて次のように減免を行う。

(ｱ) 個人市民税

住宅又は家財に損害を受けた場合、その損害程度等に応じて減免する。

(ｲ) 固定資産税

災害により家屋が滅失又は損壊し、その代わり家屋を新築した場合、当該家屋について一定割を減免する。

(ｳ) 都市計画税

災害により土地又は家屋について損害を受けた場合、それぞれの損害の程度に応じて減免する。

(ｴ) 特別土地保有税

災害により土地の全部又は一部が著しく価値を減じた場合は、その損害の程度に応じて減免する。

(ｵ) 国民健康保険税

災害により家屋等に損害を受けた場合、その損害の程度に応じて減免する。

(ｶ) 保育料

災害により家屋等に損害を受けた場合、その損害の程度に応じて減免する。

(2) 国及び県の特例措置

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

８　その他公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

ア　被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳み糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便せん）の無償交付

イ　被災者の差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ｱ)　被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた小包郵便又は現金書留に限る。

(ｲ)　郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

(2) 貯金事業

ア　被災者救援用寄附金送金のための郵便振替料金免除

被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会等に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。

イ　郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務についての一定金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け、国債等の非常買取り等の非常取扱い並びに簡易保険業務についての保険金（倍額保険金を含む。）及び保険貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いに限る。

(3) 電気通信事業

ア　避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免

避難指示の日から同解除の日までの期間（１ヵ月未満は日割り計算）とする。

イ　被災者の電話移転工事費の減免

被災による建物被害により、仮住宅等へ移転する契約者の移転工事費に限る。

(4) 電気事業

災害救助法適用市町村及び隣接する市町村の被災者から申し出があった場合、次の措置を実施（経済産業大臣の認可が必要）

なお、当該措置の適用項目及び期間は、災害の規模による。

ア　電気料金の支払い期日の延伸

イ　不使用月の電気料金の免除

ウ　建て替え等に伴う工事費負担金（被災前と同一契約に限る。）の免除

エ　仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ　被災により使用不能となった電気設備分の基本料金の免除

カ　被災に伴う引込線・計量器類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(5) 都市ガス事業及び簡易ガス事業

ガス供給事業所で被害の状況を見て判断する。（東北経済産業局の認可が必要）

ア　被災者のガス料金の納期の延伸

イ　事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記アを適用する。

９　制度の周知及び利用者への広報

市、県及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図る。

(1) 報道関係機関、コミュニティＦＭ放送との協力による放送、新聞広報等

(2) 広報車、広報誌、ホームページ、チラシ等

第２節　融資・貸付その他資金等による支援計画

災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障がいを受けた者には見舞金を支給する。

また、被災者の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずるため、融資・貸付等の金融支援を行う。

１　主な実施機関

酒田市	商工港湾課　地域福祉課　高齢者支援課　建築課　農政課 農林水産課
関係機関	日本赤十字社　住宅金融支援機構　庄内みどり農業協同組合 酒田市袖浦農業協同組合　山形県漁業協同組合　庄内森林組合

２　資金名等

(1) 災害弔慰金

市は、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額
災害弔慰金	(1) 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 (2) 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 (3) 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある場合の自然災害（平成12年3月31日厚生省告示第192号）	(1) 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 (2) 実施主体 酒田市(条例) (3) 経費負担 ・国 1/2 ・県 1/4 ・市 1/4	死亡者の配偶者 〃　子 〃　父母 〃　孫 〃　祖父母 〃　兄弟姉妹 （ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。）	死亡者１人につき 主たる生計維持者の場合　500万円 それ以外の場合　250万円 支給の制限 (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 (2) 法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことなど市長が不適当と認めた場合

(2) 災害障害見舞金

市は、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額
	(1) 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失し	(1) 根拠法令 災害弔慰金の	法別表に掲げる程度の障が	障がい者1人につき 主たる生計維持者の場合

災害障害見舞金	た自然災害 (2) 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 (3) 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害（平成12年3月31日厚生省告示第192号）	支給等に関する法律 (2) 実施主体 酒田市(条例) (3) 経費負担 ・国 1/2 ・県 1/4 ・市 1/4	いがある者	250万円 それ以外の場合　125万円 支給の制限 (1) 当該障がい者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 (2) 法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合

(3) 被災者生活再建支援金

県は、自然災害により、その生活基盤が著しい被害を受けて、その生活を再建することが困難な者に対して被災者生活再建支援金を支給する。

<table>
<tr><th>種別</th><th>対象となる自然災害</th><th>根拠法令等</th><th>支給対象者</th><th>支給限度額</th></tr>
<tr><td>被災者生活再建支援金</td><td>(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
(2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村
(3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県
(4) 上記(1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村
(5) 上記(1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村
(6) 上記(1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は上</td><td>(1) 根拠法令
被災者生活再建支援法
(2) 実施主体
山形県
（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委任）
(3) 経費負担
被災者生活再建支援法人 1/2
国　1/2</td><td>(1) 住宅が全壊した世帯
(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
(4) 住宅が半壊し、大規模</td><td>支給額は以下の2つの支援金の合計額となる。
(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
<table><tr><th>被害程度</th><th>支給額</th></tr><tr><td>①全壊</td><td>100万円</td></tr><tr><td>②解体</td><td>100万円</td></tr><tr><td>③長期避難</td><td>100万円</td></tr><tr><td>④大規模半壊</td><td>50万円</td></tr><tr><td>⑤中規模半壊</td><td>―</td></tr></table>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)
<table><tr><th>再建方法</th><th>支給額</th></tr><tr><td rowspan="2">建設・購入</td><td>①～④
200万円</td></tr><tr><td>⑤
100万円</td></tr></table></td></tr>
</table>

	記(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村		な補修を行なわなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行なわなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）	補修：①～④ 100万円 補修：⑤ 50万円 賃借(公営住宅を除く)：①～④ 50万円 賃借(公営住宅を除く)：⑤ 25万円 ※①全壊～④大規模半壊の被害を受けた世帯が一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200（又は100）万円

県及び市町村は、政府の支援制度の対象とならない災害において、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、山形県・市町村被害者生活再建支援金を支給する。市町村は、山形県・市町村被害者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請受付及び支援金の支給業務の実施体制の整備を図る。

支給対象世帯	自然災害により、中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合（ただし、豪雪による被害を除く。）
支給額	政府の制度と同じ
経費負担	県 1/2　市町村 1/2（全国のいずれかの自治体で被災者生活再建支援法が適用された災害において、県に特別交付税措置がある場合は、県 2/3　市町村 1/3）

３　災害援護資金等の貸付

(1) 災害援護資金の貸付

市は、救助法が適用される災害により家財等に被害があった世帯のうち、一定の所得要件を満たす者に対し、生活の建て直しの資金として、災害援護資金を貸し付ける。

種別	対象となる災害	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
災害援護資金	県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の市民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの	(1) 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 (2) 実施主体 酒田市(条例) (3) 経費負担 ・国　2/3 ・県　1/3	貸付区分及び貸付限度額 (1) 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 (2) 家財等の損害 ① 家財の1/3以上の損害 150万円 ② 住居の半壊 170万円 ③ 住居の全壊 250万円 ④ 住居全体の滅失又は流失 350万円 (3) (1)と(2)が重複した場合	(1) 据置期間3年（特別の事情がある場合は5年） (2) 償還期間10年（据置期間を含む） (3) 償還方法年賦又は半年賦

	1人　220万円 2人　430万円 3人　620万円 4人　730万円 5人以上 730万円に、世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額。ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては、1,270万円		①（1）と（2）の①の重複　250万円 ②（1）と（2）の②の重複　270万円 ③（1）と（2）の③の重複　350万円 （4）次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合にあって、被災した住居を建て直す等特別の事情がある場合 ①（2）の②の場合　250万円 ②（2）の③の場合　350万円 ③（3）の②の場合　350万円	（4）貸付利率 年3％（据置期間中は無利子） （5）延滞利息 年10.75％

（2）生活福祉資金（福祉資金福祉費）、母子父子福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金（福祉資金福祉費）、母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

種別	貸　付　対　象	根拠法令等	貸付金額	貸　付　条　件
ア　生活福祉資金・福祉資金福祉費	低所得世帯 （概ね市町村民税非課税程度、又は生活保護基準額の２倍以下）	（1）根拠法令 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 （2）実施主体等 ①実施主体 県社会福祉協議会 ②窓口 市社会福祉協議会（民生委員・児童委員）	貸付限度 1世帯 150万円	（1）据置期間 貸付の日から6月以内 （2）償還期間 据置期間経過後7年以内 （3）貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5％（据置期間経過後） （4）連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 （5）償還方法 月賦（又は年賦、半年賦） （6）必要書類 官公署の発行する被災証明書、見積書他

イ　生活福祉資金・住宅資金	(1) 対象世帯 ① 低所得世帯 （概ね市町村民税非課税程度、又は生活保護基準額の2倍以下） ② 高齢者世帯 （日常生活上、介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯（所得制限あり）） ③ 障がい者世帯 （身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者がいる世帯（所得制限あり）） (2) 上記の世帯が被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な資金（ただし、災害援護資金によっても不足している部分）	(1) 根拠法令 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 (2) 実施主体等 ① 実施主体 県社会福祉協議会 ② 窓口 市社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度250万円以内	(1) 据置期間 貸付の日から6月以内（災害の状況に応じ2年以内） (2) 償還期間 据置期間経過後7年以内 (3) 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%（据置期間経過後） (4) 連帯保証人（原則必要） 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 (5) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 (6) 申込方法 官公署の発行する被災証明の添付
ウ　母子父子寡婦福祉資金・住宅資金	(1) 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 (2) 被災した家屋の増築改築、補修又は保全するために必要な資金	(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第７条及び第36条 (2)法施行令通知	貸付限度200万円	(1) 災害救助法の適用を要しない。 (2) 据置期間　6か月 (3) 償還期間　7年以内 (4) 貸付利率　無利子 (5) 償還方法 月賦（又は年賦、半年賦）

※　その他（特例措置）

１　母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１９条、第３８条）

２　母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１７条、第３８条）

３　母子父子寡婦福祉資金の据置期間の延長（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第８条、第３７条）

(3) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合、市は被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

４　農林漁業関係

(1) 天災融資制度

ア　天災資金の貸付

市及び県は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災措置法」という。）が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの（以下「被害組合」という。）に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

イ　山形県農林漁業天災対策資金の貸付

市及び県は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、被害農林漁業者に対し、低利の経営資金を融通する。

(2) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合は、その復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は、経営資金等を融資する。

(3) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

市及び県は、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図れるよう要請し、被害農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(4) 既貸付金の条件緩和

市及び県は、被害農林漁業者に対する既貸付農林漁業関係制度資金及びその他の既貸付金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業共同組合及び銀行等の各融資機関に要請を行う。

(5) 各種措置の周知

市及び県は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害農林漁業者に対し災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

５　中小企業関係

市及び県は、関係行政機関、商工会・商工会議所と政府系金融機関及び民間金融機関と密接に連携し、中小企業の被害の状況及び再建に要する資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 中小企業融資等

ア　県は、必要があると認めたときは、災害対策資金等を発動する。また、既存融資制度について、特例的に拡充を図ることも検討する。

イ　県は、信用力・担保力が不足した中小企業者への融資の円滑化を図るため、必要があると認めた場合には、国に対してセーフティネット保証の要請を行うとともに、山形県信用保証協会に対して柔軟な保証対応について要請する。

(2) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

市及び県は、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、被害の状況に応じて審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、円滑な融資が図られるよう努める。

(3) 既貸付金の条件緩和

ア　県は、中小企業者に対する既貸付制度資金（山形県商工業振興資金、小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金）について、被害の状況に応じて、法令規則等の範囲内において償還猶予等の必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。

イ　市及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(4) 各種措置の周知

市及び県は、被害の状況に応じ、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、山形県信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、適切な助言及び調整を行う。また、各種の広報手段を活用し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

第３節　公共施設等災害復旧計画

災害により被災した公共施設の災害復旧は、災害復旧事業の実施責任者が応急対策を講じた後、施設の原形復旧に併せ、防災のため必要な施設の新設及び改良を行う等の事業計画を策定し、早期復旧を目標にその実施を図る。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　都市デザイン課　文化政策課　商工港湾課　環境衛生課 地域福祉課　高齢者支援課　土木課　整備課　建築課　農政課 農林水産課　教育委員会企画管理課　学校教育課　社会教育課 上下水道部
関係機関	庄内総合支庁

２　災害復旧事業実施体制の確立

被災施設の災害復旧事業を迅速に行うため、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、指定地方公共団体等と実施に必要な職員の派遣、応援等の活動体制を協議し、実施体制の確立を図る。

３　災害復旧事業の立案・実施の方針

(1) 緊急災害復旧事業の実施

被災施設の重要度及び被災状況等を検討し、優先すべき事業については緊急災害復旧事業として実施する。

(2) 災害復旧事業計画の総合的立案及び実施

酒田市総合計画との整合性を図り、かつ、被害原因を考慮して防災措置を勘案することにより、総合的な災害復旧事業計画を立案し、実施する。

４　災害復旧事業の執行手続

災害復旧事業の執行手続は、それぞれの法令及び要綱等に基づき進めるものとし、その概要は次のとおりである。

〔災害復旧事業執行手続きの流れ〕

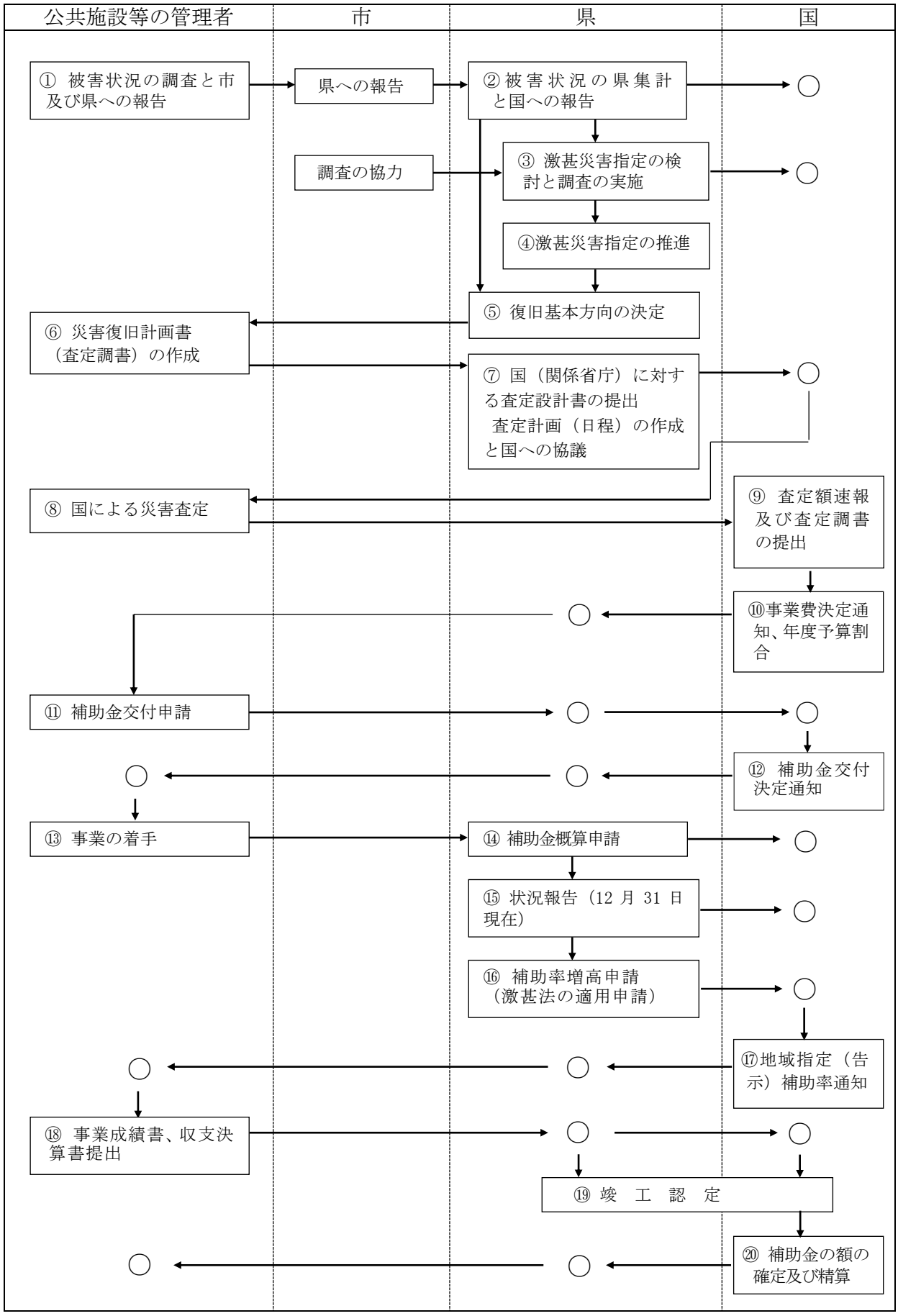

５　被害状況調査及び集計の体制

(1) 被害状況調査

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し、速やかに市又は所管部局に報告する。

(2) 被害状況の集計

被害報告を受けた市又は所管部局は、集計結果を速やかに県災害対策本部 （危機管理課）に報告する。

(3) 被害状況総合集計

県災害対策本部（危機管理課）は県全体の集計を行い、国（消防庁）に報告するとともに関係機関及び関係者に情報提供する。

６　災害復旧事業の促進

(1) 災害復旧事業計画の策定等

ア　復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定

被害を受けた公共施設の管理者は、迅速な原状復旧、又は、更に災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、速やかに災害復旧計画概要書（査定設計書）を作成する。

なお、被害を受けた公共施設等の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

また、迅速な原状復旧を進めるため、県警察は暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、市町村及び業界団体等に必要な働きかけを行うなどして、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

イ　災害査定の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県（所管課）は国と協議しながら国庫負担申請を行い、あわせて査定計画（日程）をたて、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

７　災害復旧関係技術職員等の確保

(1) 市は、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足を生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主管課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。

(2) 災害復旧事業を所管する県の部局の主管課は、市から技術職員等の応援派遣について協力要請を受けたときは、被災地以外の市町村からの職員の応援派遣又は県職員の応援派遣について調整を行うなど、必要な措置を講ずる。

８　激甚災害指定の調査と推進

県は、著しく激甚である災害が発生したと判断される場合、「激甚災害に対処するため

の特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、必要な調査を実施する。

(1) 市は、県が行う激甚災害又は局地的激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 県（所管課）は、調査の結果、激甚法に定める激甚災害が発生したと認められるときは、危機管理課に対しその旨を報告する。

(3) 危機管理課は、当該所管課と連携を図りながら、国（内閣府等）に対し、激甚法に基づく激甚災害の指定を働きかけるなど、早期に激甚災害の指定が受けられよう努める。

(4) 激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指　定　基　準
激甚法第２章 （第３条～４条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準 当該災害の査定見込額 ＞ 全国標準税収入×0.5% Ｂ基準 当該災害の査定見込額 ＞ 全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 (1) 都道府県分の査定見込額 ＞ 当該都道府県標準税収入×25% (2) 都道府県内町村分の査定見込総額 ＞ 都道府県内市町村の標準税収入総額×5%
激甚法第５条 （農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準 査定見込額 ＞ 全国農業所得推定額×0.5% Ｂ基準 査定見込額 ＞ 全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 (1) 都道府県内査定見込額 ＞ 当該都道府県の農業所得推定額×4% (2) 都道府県内査定見込額 ＞ 10億円
激甚法第６条 （農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の(1)及び(2)の要件に該当する災害、ただし、当該災害額が50,000千円以下は除く。 (1) 激甚法第５条の措置が適用される場合 (2) 農業被害見込額 ＞ 全国農業所得推定額×1.5%で 激甚法第８条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 ＞ 全国漁業所得推定額×0.5% (4) 漁業被害見込額 ＞ 全国漁業所得推定額×1.5%で 第８条が適用される場合
激甚法第８条 （天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害、ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 Ａ基準 農業被害見込額 ＞ 全国農業所得推定額×0.5%

	Ｂ基準 農業被害見込額 ＞ 全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上 １つの都道府県の特別被害農業者 ＞ 当該都道府県内の農業者×3%
激甚法第１１条の２ （森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準 林業被害見込額 ＞ 全国生産林業所得推定額×5% （樹木に係るもの）　（木材生産部門） Ｂ基準 林業被害見込額 ＞ 全国生産林業所得推定額×1.5% （樹木に係るもの）　（木材生産部門） かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 (1) 都道府県林業被害見込額 ＞ 当該都道府県生産林業所得推定額×60% (2) 都道府県内林業被害見込額 ＞ 全国生産林業所得推定額×1%
激甚法第１２条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準 中小企業関係被害額 ＞ 全国中小企業所得推定額×0.2% Ｂ基準 中小企業関係被害額 ＞ 全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上 １つの都道府県の中小企業関係被害額 ＞ 当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 又は、その中小企業関係被害額 ＞ 1,400億円
激甚法第１６条 （公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助） 激甚法第１７条 （私立学校施設災害復旧事業に対する補助） 激甚法第１９条 （市町村が施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第２章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
激甚法第２２条 （罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準 被災地全域滅失住宅戸数 ≧ 4,000戸 Ｂ基準 次の(1)、(2)のいずれかに該当する災害

	(1) 被災地全域滅失住宅戸数 ≧ 2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの ① １市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≧ 200戸 ② １市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≧ 10% (2) 被災地全域滅失住宅戸数 ≧ 1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの ① １市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≧ 400戸 ② １市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≧ 20%
激甚法第２４条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	(1) 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第２章の措置が適用される場合 (2) 農地農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第５条の措置が適用される場合
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じて個別に考慮される。

(5) 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指　定　基　準
激甚法第２章 (第３条～４条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (1) ① 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の 査定事業費 ＞ 当該市町村の標準税収入×50% (査定事業費が10,000千円未満のものを除く) ② 当該市町村の標準税収入が5,000,000千円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費が250,000千円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 ＞ 当該市町村の標準税収入×20% ③ 当該市町村の標準税収入が5,000,000千円を超え、かつ、10,000,000千円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 ＞ 当該市町村の標準税収入×20%＋ (当該市町村の標準税収入－5,000,000千円)×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね100,000千円未満である場合を除く。 (2) (1)の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額(※)からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く)
激甚法第５条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置) 激甚法第６条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事	農地等の災害復旧事業に要する経費の額 ＞ 当該市町村の農業所得推定額×10% (ただし、災害復旧事業に要する経費が10,000千円未満は除外) ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く

業費の補助の特例）	
激甚法第１１条の２ （森林災害復旧事業に対する補助）	林業被害見込額 ＞ 当該市町村の生産林業所得推定額×150％ （ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額の概ね0.05％未満の場合は除く） かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、概ね300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）の概ね25％を越える場合
激甚法第１２条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	中小企業関係被害額 ＞ 当該市町村の中小企業所得推定額×10％ （ただし、被害額が10,000千円未満は除外） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。
激甚法第２４条 （小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	法第２章又は第５条の措置が適用される場合適用

９　災害復旧事業に係る財政支援

市は、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画等を策定する。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて短期資金の確保を行う。

(1) 地方交付税の種類

ア 普通交付税

財源不足団体に対し交付

イ 特別交付税

普通交付税では捕捉されない特別の財政需要に対し交付

(2) 特別交付税の額の決定

特別交付税の額は、

ア 基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があること

イ 基準財政需要額に過大に算定された財政収入があること

ウ 災害のための特別の財政需要があること

等を考慮して決定される。

(3) 地方交付税の交付時期

ア 普通交付税

各地方公共団体の資金繰り等を考慮し、４月、６月、９月及び１１月の４回に分けて交付される。

イ 特別交付税

年度途中における財政需要等も考慮する必要があること等から、１２月及び３月の２回に分けて決定・交付される。

10　東北財務局山形財務事務所の措置

(1) 東北財務局山形財務事務所は、市及び県と緊密に連絡し、その災害対策に係る資金計画を把握するとともに、市及び県の地方債について必要な措置を講ずる。

(2) 市及び県の資金計画において一時的に資金が不足する場合は、市及び県の要請に応じ、災害つなぎ資金を資金運用部から融通する措置を講ずる。

11　住民及び関係団体等に対する情報提供

市及び県は、住民及び関係団体等に対し、掲示板、広報誌、ホームページ、ラジオ・コミュニティＦＭ放送・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動にかかわる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

第４節　災害復興計画

大規模な災害により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、市及び県は住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して災害復興対策を実施する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　都市デザイン課　商工港湾課　環境衛生課　地域福祉課 高齢者支援課　土木課　整備課　建築課　農政課　農林水産課 教育委員会企画管理課　学校教育課　社会教育課　上下水道部
関係機関	庄内総合支庁

２　災害復興計画フロー

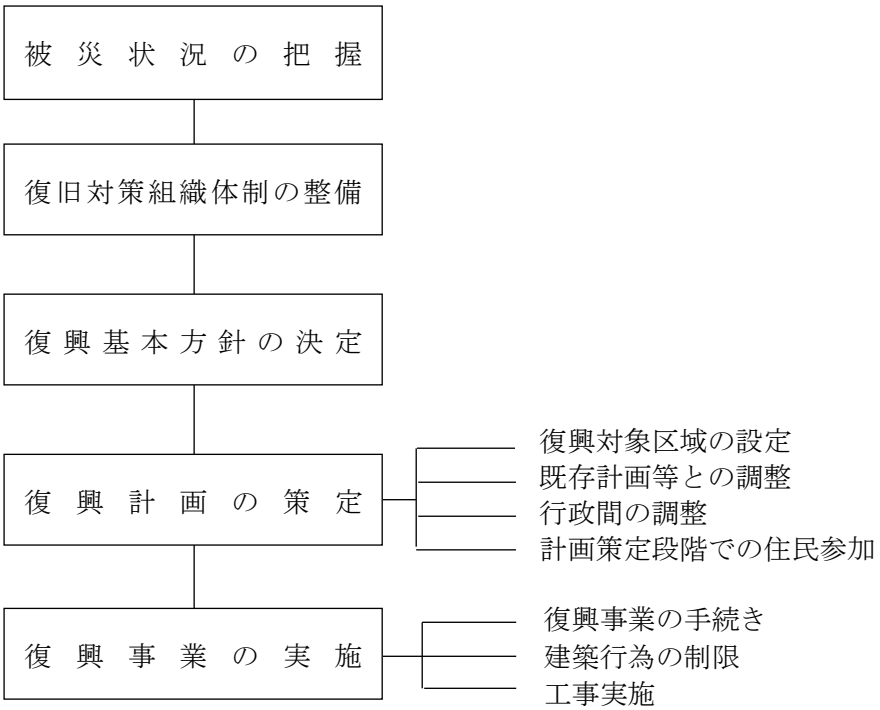

３　復興対策組織体制の整備

被災地の復旧・復興は、県及び市が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

市及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期すため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置し、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに要配慮者の参画についても促進する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、国、他の市町村及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

４　復興基本方針の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

５　復興計画の策定

(1) 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

市及び県は、災害防止と快適な都市環境を目指し、長期総合計画等の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得るため、都市計画決定を行う。

(2) 特定大規模災害時における復興対応

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

６　復興事業の実施

(1) 土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

市及び県は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組む。

(2) 防災性向上のための公共施設の整備等

県、市及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。

ア　緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川及び港湾等の骨格的な都市基盤施設の整備

イ　電線共同溝等の整備によるライフラインの耐水・耐震化

ウ　建築物及び公共施設の耐震・不燃化

７　住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。

市は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。

第１章　災害予防計画

第１節　地震・津波に関する調査研究及び観測計画

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、さまざまな分野からの調査研究や観測を実施することが必要となる。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	庄内総合支庁　山形地方気象台　国土交通省酒田河川国道事務所

２　地震に関する調査研究

(1) 調査研究体制の整備

地震災害による被害の軽減を図るため、地震に関する情報の収集・分析、調査研究体制の整備を図る。

(2) 地震に関する資料の収集及び分析

市は、国、県が行う地質の調査、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内の地震に関する資料を収集・分析し、その活用に努める。

(3) 調査研究項目

調査研究は、おおむね次の事項について実施する。

① 本市における地震災害の想定（活断層、液状化）

② 公共施設等の耐震・耐火性の把握

③ 国・県・気象庁等の地震災害関連の調査研究結果の収集・分析

３　県内における関係機関の地震・津波観測体制

(1) 気象庁

気象庁は、地震発生時の震源及び規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と襲来地域の予想及び地震に関する調査研究のため、県内６箇所に地震計、１４箇所に計測震度計を設置して観測を行っており、防災関係機関に大津波警報・津波警報・津波注意報や地震・津波情報及び津波予報を伝達するとともに、報道機関を通して広く住民に情報を提供している。また、大きな津波を観測するため、酒田港に巨大津波観測計を設置している。

さらに、最大震度５弱以上又は長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上又は長周期地震動階級３以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、報道機関や通信事業者等の協力によりテレビ、ラジオ、携帯電話等を通じて住民に提供する。なお、震度６弱以上又は長周期地震動階級４の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

(2) 文部科学省

文部科学省は、地震観測の充実・強化を図るため、県内１７箇所に強震計を設置し、国立研究開発法人防災科学技術研究所でデータを集約・解析して公表している。

更に、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）が求めている内陸地震の震源決定精度の向上、内陸深部におけるプレート境界型地震の発生メカニズム解明及び内陸

地震における最大規模の推定に資するため、平成７年度から、国立研究開発法人防災科学技術研究所が全国１５～２０㎞間隔で高感度地震観測網を整備し、本県においては１５箇所の整備がなされた。

(3) 国土交通省東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局は、港湾構造物の耐震設計に資するため、酒田港に強震計を設置し、計測している。計測データは、国立研究開発法人港湾空港技術研究所で解析している。

また、山形県沖にＧＰＳ波浪計を設置し、波浪や潮位等の海面変動を観測している。

(4) 県

県は、阪神・淡路大震災を契機に、地震発生時に防災関係機関が迅速に対応できるよう、県内全市町村（４１箇所）に計測震度計を設置し、県庁内に設置した送受信装置や消防庁の交信装置とネットワーク化したシステムを平成９年４月から稼働、平成２３年３月にはシステムの再整備を行った。

また、本システムの情報を気象庁が発表する震度情報に含めて発表している。

第２節　地震・津波観測体制の整備計画

地震発生時の迅速な初動態勢のため、地震観測体制の整備を図る。
本市付近における地震等の観測施設は、次表のとおり。

区分	観測所名	設置場所	電話	設置者
震　度	酒田市 亀ヶ崎	酒田市亀ケ崎一丁目4-14	(023)622-0632	気象庁
	酒田市飛島	酒田市飛島字中村乙32-4	〃	〃
	遊佐町遊佐	飽海郡遊佐町遊佐字鶴田52-2 （遊佐町生涯学習センター）	〃	〃
	遊佐町 小田原	飽海郡遊佐町小原田字北川原18-1 （サン・スポーツランド遊佐）	〃	〃
	飛　島 ※	酒田市飛島字法木　法木港	(022)225-1950	東北大学
	酒田市本町	酒田市本町二丁目2-45	(26)5701	山形県
	酒田市 観音寺	酒田市観音寺字寺ノ下41	(64)3111	〃
	酒田市山田	酒田市字山田28	(62)2611	〃
	酒田市飛鳥	酒田市飛鳥字契約場30	(52)3111	〃
	酒田市 宮野浦	酒田市宮野浦三丁目78-1		防災科学技術研究所防災研究情報センター
津　波	酒　田	酒田市宮野浦字家岸	(33)6311	国土交通省
	山形酒田沖 (GPS波浪計)	酒田沖約19km、水深約104m	(33)6311	〃
	酒　田 (巨大津波計)	酒田市宮野浦字家岸	(023)622-0632	気象庁
	飛　島 ※	酒田市飛島字法木　法木港	(022)225-1950	東北大学
	飛　島	酒田市飛島字勝浦　勝浦港		国土地理院
地殻変動	酒　田	酒田市生石字大森山地内	(022)225-1950	東北大学
	飛　島	酒田市飛島字中村甲283-1		国土地理院
	酒　田 （ＧＰＳ観測）	酒田市緑ケ丘二丁目地内		〃
	飛　島 （ＧＰＳ観測）	酒田市飛島字勝浦地内		〃
	飛　島 （一等水準点）	酒田市飛島字勝浦甲88-2、字中村甲283-1、字法木甲80、字法木乙280		〃

※　気象庁の地震情報、津波情報での発表はしていない。

第３節　防災教育計画

１　計画の方針

（第２編風水害対策編第１章第２節「１　計画の方針」に同じ）

２　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第２節「２　主な実施機関」に同じ）

３　防災教育・防災訓練

（第２編風水害対策編第１章第２節「３　防災教育・防災訓練」に同じ）

４　一般住民に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合、すべての応急対策について行政が対応することは極めて困難であり、住民自らの「自分の身は自分で守る」という自主防災意識と行動が重要となることから、防災訓練や啓発活動等を通し、一般住民に防災知識の普及を図る。

(1) 啓発内容

ア　地震災害に備えた普段の心得、地震発生時の心得

(ｱ) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(ｲ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ｳ) 最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用）

(ｴ) 自動車へのこまめな満タン給油

(ｵ) 家族の実情に応じた食料等の備蓄と服用している医薬品の情報等の把握

(ｶ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

(ｷ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

(ｸ) 地震保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え

(ｹ) 地域の災害史や危険情報の把握

イ　地震発生後の行動についての啓発

(ｱ) 緊急地震速報発表時の行動

(ｲ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動をとるべきタイミングを逸することがない適切な行動

(ｳ) 自らの身を守る安全確保行動

(ｴ) 津波発生時の行動

(ｵ) 自動車運転時の行動

(ｶ) 地震発生時の危険箇所を踏まえた行動

(ｷ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路

(ｸ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え

方

(ｹ) 応急救護の方法

(ｺ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

(ｻ) 要配慮者への配慮

(ｼ) ライフライン途絶時の対策

(ｽ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

(ｾ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者のも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(ｿ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(2) 啓発方法

市は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布を行い、防災ビデオの貸し出し、ホームページなどの活用を促進するとともに、住民を対象とした講座等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

５　事業所に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、市は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

ア　地震発生前の備えについての啓発事項

(ｱ) 施設の耐震診断や備品・機器・ブロック塀等の転倒防止対策

(ｲ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ｳ) 最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用）

(ｴ) 自動車へのこまめな満タン給油

(ｵ) 地域の災害史や危険情報の把握

(ｶ) 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

(ｷ) 様々な条件下（施設内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

(ｸ) 地域住民との協力体制の構築

イ　地震発生後の行動についての啓発

(ｱ) 緊急地震速報発表時の行動

(ｲ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動をとるべきタイミングを逸することがない適切な行動

(ｳ) 自らの身を守る安全確保行動

(ｴ) 津波発生時の行動

(ｵ) 自動車運転時の行動
(ｶ) 地震発生時の危険箇所を踏まえた行動
(ｷ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
(ｸ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
(ｹ) 応急救護の方法
(ｺ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
(ｻ) 要配慮者への配慮
(ｼ) ライフライン途絶時の対策
(ｽ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
(ｾ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者のも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
(ｿ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(2) 啓発方法

市は、広報誌、パンフレット等の配布や防災ビデオの貸し出し及びラジオ、コミュニティＦＭ放送、テレビ、新聞、ホームページ等を活用して効果的に防災知識の啓発活動を行う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、必要に応じて指定緊急避難場所（津波避難ビル等）の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

６　学校教育における防災教育

（第２編風水害対策編第１章第２節「６　学校教育における防災教育」に同じ）

７　要配慮者に対する防災知識の普及

（第２編風水害対策編第１章第２節「７　要配慮者に対する防災知識の普及」に同じ）

第４節　防災訓練計画

地震・津波による被害の防止又は軽減を図るため、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行うべき防災訓練の実施並びに推進を図るため必要な対策について計画する。

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第３節「１　主な実施機関」に同じ）

２　総合防災訓練

（第２編風水害対策編第１章第３節「２　総合防災訓練」に同じ）

３　消防訓練

（第２編風水害対策編第１章第３節「４　消防訓練」に同じ）

４　通信訓練

（第２編風水害対策編第１章第３節「５　通信訓練」に同じ）

５　火災避難訓練

（第２編風水害対策編第１章第３節「６　火災避難訓練」に同じ）

６　ライフライン施設応急復旧訓練

（第２編風水害対策編第１章第３節「７　ライフライン施設応急復旧訓練」に同じ）

７　石油コンビナート等防災訓練

（第２編風水害対策編第１章第３節「８　石油コンビナート等防災訓練」に同じ）

８　津波防災訓練

市は、防災関係機関及び地域住民の参加、協力を得て津波防災訓練を実施する。

９　学校の津波防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）　の策定により、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

日常の教育の中で、地震・津波に対する危険性、過去の津波被害の状況、過去の　津波から学んだ教訓、津波に対する避難方法を教えるとともに、個人避難ができるよう以下の点に留意して年１回以上定期的に津波防災訓練を行う。

(1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
(2) 児童･生徒の避難誘導を実施すること。
(3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
(4) 野外活動時の津波避難対策として、引率者に津波に対する心構えを周知する。
(5) できる限り地域との連携に努めること。

10　防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数所在していることから、施設の管理者は、市及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもと、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

11　実践的な訓練の実施と事後評価

（第２編風水害対策編第１章第３節「11　実践的な訓練の実施と事後評価」に同じ）

第５節　自主防災組織育成計画

１　計画の方針

（第２編風水害対策編第１章第４節「１　計画の方針」に同じ）

２　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第４節「２　主な実施機関」に同じ）

３　地域住民等の自主防災組織

（第２編風水害対策編第１章第４節「３　地域住民等の自主防災組織」に同じ）

４　事業所等の自衛消防組織等

（第２編風水害対策編第１章第４節「４　事業所等の自衛消防組織等」に同じ）

５　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

（第２編風水害対策編第１章第４節「５　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」に同じ）

６　コミュニティ（防災）センター及び防災資機材庫の整備

（第２編風水害対策編第１章第４節「６　コミュニティ（防災）センター及び防災資機材庫の整備」に同じ）

第６節　災害ボランティアの受入計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第５節「１　主な実施機関」に同じ）

２　地域コミュニティづくり

（第２編風水害対策編第１章第５節「２　地域コミュニティづくり」に同じ）

３　災害救援ボランティア活動推進のための事前体制整備

（第２編風水害対策編第１章第５節「３　災害救援ボランティア活動推進のための事前体制整備」に同じ）

４　一般ボランティア

（第２編風水害対策編第１章第５節「４　一般ボランティア」に同じ）

５　専門ボランティア

（第２編風水害対策編第１章第５節「５　専門ボランティア」に同じ）

第７節　避難計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第６節「１　主な実施機関」に同じ）

２　避難所等の指定及び避難路の安全確保

（第２編風水害対策編第１章第６節「２　避難所等の指定及び避難路の安全確保」に同じ）

３　避難所等・避難路の事前周知

（第２編風水害対策編第１章第６節「３　避難所等・避難路の事前周知」に同じ）

４　避難所等の整備・避難路の整備

（第２編風水害対策編第１章第６節「４　避難所等の整備・避難路の整備」に同じ）

５　避難行動時要支援者の避難支援計画

（第２編風水害対策編第１章第６節「５　避難行動時要支援者の避難支援計画」に同じ）

６ 避難誘導体制の整備

（第２編風水害対策編第１章第６節「６ 避難誘導体制の整備」に同じ）

７　防災上特に注意を要する施設の避難計画

（第２編風水害対策編第１章第６節「７　防災上特に注意を要する施設の避難計画」に同じ）

８　福祉避難所の指定

（第２編風水害対策編第１章第６節「８　福祉避難所の指定」に同じ）

９　災害種別に応じた避難体制の整備

（第２編風水害対策編第１章第６節「９　災害種別に応じた避難体制の整備」に同じ）

第８節　救助・救急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第７節「１　主な実施機関」に同じ）

２　消防団の対策

（第２編風水害対策編第１章第７節「２　消防団の対策」に同じ）

３　酒田地区広域行政組合消防本部の対策

（第２編風水害対策編第１章第７節「３　酒田地区広域行政組合消防本部の対策」に同じ）

４ 自主防災組織の対策

（第２編風水害対策編第１章第７節「４ 自主防災組織の対策」に同じ）

５　住民等に対する防災意識の啓発

（第２編風水害対策編第１章第７節「５　住民等に対する防災意識の啓発」に同じ）

６　情報収集体制の整備

（第２編風水害対策編第１章第７節「６　情報収集体制の整備」に同じ）

７　酒田地区医師会十全堂及び酒田地区歯科医師会の対策

（第２編風水害対策編第１章第７節「７　酒田地区医師会十全堂及び酒田地区歯科医師会の対策」に同じ）

８　日赤山形県支部酒田地区の体制

（第２編風水害対策編第１章第７節「８　日赤山形県支部酒田地区の体制」に同じ）

９　消防防災ヘリコプターの運用方法の確立

（第２編風水害対策編第１章第７節「９　消防防災ヘリコプターの運用方法の確立」に同じ）

第９節　火災予防計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第８節「１　主な実施機関」に同じ）

２　出火防止

（第２編風水害対策編第１章第８節「２　出火防止」に同じ）

３　消防用設備の点検整備

（第２編風水害対策編第１章第８節「３　消防用設備の点検整備」に同じ）

４　初期消火体制の強化

（第２編風水害対策編第１章第８節「４　初期消火体制の強化」に同じ）

５　火災の拡大防止体制の強化

（第２編風水害対策編第１章第８節「５　火災の拡大防止体制の強化」に同じ）

第１０節　医療救護計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第９節「１　主な実施機関」に同じ）

２　医療救護体制の整備

（第２編風水害対策編第１章第９節「２　医療救護体制の整備」に同じ）

３　災害医療救護対策の充実

（第２編風水害対策編第１章第９節「３　災害医療救護対策の充実」に同じ）

第１１節　地震防災施設等整備計画

市は、地震が発生した場合に、消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等、消火活動に支障をきたす事態の発生が予想されることから、地震防災上特に必要な施設及び資機材を整備する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　庄内総合支庁

２　消防施設の整備

耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

３　防災資機材等の整備

市及び県は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図るとともに、随時点検を行い保管に万全を期す。また、備蓄体制については各地域に分散した備蓄を行うとともに、市民等による備蓄も含めた総合的な備蓄体制で整備する。

(1) 県が整備する資機材

ア　防災拠点へ配置する防災資機材

イ　消防防災ヘリコプター用資機材

ウ　水防用資機材

(2) 市が整備する資機材

ア　コミュニティ防災拠点へ配置する資機材

イ　水防用資機材

(3) 自主防災組織等が使用する資機材

市は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するために必要な助成措置を講じ、住民が緊急時の救助等に使用する資機材の整備強化を図る。

第１２節　通信手段の確保計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第１０節「１　主な実施機関」に同じ）

２　県防災行政無線

（第２編風水害対策編第１章第１０節「２　県防災行政無線」に同じ）

３　市防災行政無線

（第２編風水害対策編第１章第１０節「３　市防災行政無線」に同じ）

４　防災関係機関無線

（第２編風水害対策編第１章第１０節「４　防災関係機関無線」に同じ）

５　通信の多ルート化

（第２編風水害対策編第１章第１０節「５　通信の多ルート化」に同じ）

第１３節　地盤災害予防計画

土砂災害及び地震により発生する液状化等の地盤災害を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、災害予防対策を実施する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　土木課　整備課　建築課　農林水産課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　酒田市消防団　庄内総合支庁 庄内森林管理署

２　土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査を定期的に行い、その結果を市に通知するとともに、公表する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定・周知

県は、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には県民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域を「土砂災害警戒区域」、また、建築物に損壊が生じ県民等の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

市は、県とともに関係図書を一般の縦覧に供するほか、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

市は、これらの土砂災害警戒区域等を市地域防災計画に明記するとともに、土砂災害警戒区域等に指定された区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、地域住民等に周知徹底を図る。

また、市は、土砂災害防止法第８条に基づくハザードマップを作成・配布するとともに、ホームページで公開する。

３　地盤災害予防対策の推進

(1) 危険箇所の法指定等

市は、危険箇所を関係法令に基づく指定箇所に指定し一定の行為を禁止・制限するため、積極的に砂防法等関係法の指定箇所の指定を受けるよう県に要請する。

法　令　名	指定箇所名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
森林法	保安林

建築基準法	災害危険区域
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地等工事規制区域 特定盛土等規制区域 造成宅地防災区域

(2) 地盤沈下の防止

県及び市は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

(3) 災害防止対策工事の推進

国、県及び市は、法指定を受けた危険箇所の災害防止対策工事を積極的に推進する。

(4) 警戒体制の確立

市は、県が実施する危険区域に対する、現状観測、防止施設の管理、パトロールの実施などについて積極的に協力する。

(5) 緊急用資機材の確保

市及び県は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

(6) 情報交換・連絡体制の確立

市は、地震の発生に備え、関係機関や自主防災組織と常に密接な情報交換を行い、相互の連絡系統を確立しておくとともに、建設業協会等民間団体と可能な限り事前協議を行い、情報交換や協力体制について取り決めておく。

４　軟弱地盤等液状化対策等の推進

(1) 地盤の液状化現象等の調査研究

市及び県は、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化災害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

市及び県は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

５　災害防止に配慮した土地利用の推進

(1) 災害防止に配慮した土地利用の指導

市は、確認申請時において、当該建築物等が災害危険区域等にある場合には必要な対策を講じるよう所有者、申請者及び設計者に指導、助言を行う。

宅地開発を行う者は、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は開発区域に含めない計画とするよう努めるものとする。

(2) 危険箇所に所在する住宅の移転

市及び県は、危険箇所における災害予防及び住宅移転の必要性について普及啓発に努

めるとともに、安全な区域への移転を促進する。

第１４節　孤立集落対策計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第１２節「１　主な実施機関」に同じ）

２　防災資機材等の整備

（第２編風水害対策編第１章第１２節「２　防災資機材等の整備」に同じ）

３　孤立予防対策の推進と防災体制の整備

（第２編風水害対策編第１章第１２節「３　孤立予防対策の推進と防災体制の整備」に同じ）

第１５節　都市防災計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第１３節「１　主な実施機関」に同じ）

２　一体的な面的整備事業の推進による防災性の強化

（第２編風水害対策編第１章第１３節「２　一体的な面的整備事業の推進による防災性の強化」に同じ）

３　都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり

（第２編風水害対策編第１章第１３節「３　都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり」に同じ）

４　防災空間の整備による安全性の確保

（第２編風水害対策編第１章第１３節「４　防災空間の整備による安全性の確保」に同じ）

第１６節　建築物等災害予防計画

地震による建物被害の未然防止又は被害軽減化を図るため、防災上重要な拠点施設となる公共施設について、「酒田市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断、耐震改修及び建替え等を実施する。

また、一般の住宅・建築物等については、所有者に対して災害予防の重要性についての啓発に努める。

１　主な実施機関

酒田市	総務課　危機管理課　まちづくり推進課　土木課　建築課 各施設管理課
関係機関	各施設管理者

２　防災上重要な建築物の災害予防

(1) 防災上重要な建築物として位置づける公共建築物

ア　災害対策本部が設置される施設（市役所）

イ　医療救護活動に従事する機関の施設（病院など）

ウ　応急対策活動に従事する機関の施設（総合支所、消防署など）

エ　指定避難所（学校、体育館、文化施設等）

オ　社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障がい者施設等）

(2) 防災対策

市の施設は、災害時の防災活動、災害支援の拠点であり、多くの市民が利用する重要な施設であることから、防災活動拠点施設、緊急輸送道路に面した施設など復旧活動等に大きな役割を担う施設について積極的に耐震化を促進する。

ア　建築物の耐震診断・改修の推進

施設管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和５６年）以前の建築物を中心に、当該建築物の災害時に果たすべき機能や形態の特性に応じ、耐震診断を実施し、必要に応じて改修等の推進に努める。

イ　維持管理の重要性

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

３　一般建築物の災害予防

新耐震基準以前の建築物については、現行の耐震性が満たされていないものが現存しているため、市は、住宅、建築物の所有者等が耐震診断、耐震改修、建替え等を計画的に推進するための環境の整備や必要な支援施策を講じる。

また、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、次の事項について、指導、助言に努める。

(1) 特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについての耐震診断、改修等

(2) 新耐震基準以前に建築された特殊建築物の耐震診断

(3) 建築物の窓ガラスや看板等の落下物による災害防止をするための安全確保
(4) 地震によるブロック塀等の倒壊を防止するための安全確保
(5) 家具類等の転倒防止
ア　家具類等は、固定金具、転倒防止金具、テープ等で固定、連結し転倒を防止する。
イ　ピアノや電気製品等はキャスタ金具で移動を防止する。
ウ　食器類の収納に留意し、また、ガラス周辺から転倒しやすい物品を除去し、ガラスの飛散を防止する。
(6) 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等
ア　相談体制整備・情報提供の充実
市の相談窓口では、耐震診断、耐震改修についての情報を提供し、技術的な事項は、専門機関の相談窓口を紹介する。
イ　パンフレット作成・講習会の開催
(ｱ) 県と協力し、広く市民に対して、耐震化への意識向上を図るためにパンフレットを作成し、住宅や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識や情報を提供する。
(ｲ) 県、市等が発行する広報誌やラジオ、テレビ等の媒体を活用し、耐震改修等事業や融資制度の活動等、広く市民に耐震化の啓発を行う。

４　被災建築物応急危険度判定体制の整備

市は、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全確保、注意を喚起するため、被災建築物の応急危険度判定を目的とした体制の整備に努める。

５　空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。

そのため、災害が予測される空き家等については、市が平常時より状況の確認に努める。

また、市は、災害時に、適切な管理のされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散の恐れのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第１７節　輸送体制整備計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第１５節「１　主な実施機関」に同じ）

２　緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し

（第２編風水害対策編第１章第１５節「２　緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し」に同じ）

３　物資輸送拠点の整備等

（第２編風水害対策編第１章第１５節「３　**物資輸送拠点の整備等**」に同じ）

４　輸送施設の安全性の確保

（第２編風水害対策編第１章第１５節「４　輸送施設の安全性の確保」に同じ）

５　臨時ヘリポート選定・整備

（第２編風水害対策編第１章第１５節「５　臨時ヘリポート選定・整備」に同じ）

６　緊急輸送用車両等の確保・整備

（第２編風水害対策編第１章第１５節「６　緊急輸送用車両等の確保・整備」に同じ）

７　緊急通行車両確保のための事前対策

（第２編風水害対策編第１章第１５節「７　緊急通行車両確保のための事前対策」に同じ）

第１８節　交通関係施設災害予防計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第１６節「１　主な実施機関」に同じ）

２　各施設に共通する災害予防対策

（第２編風水害対策編第１章第１６節「２　各施設に共通する災害予防対策」に同じ）

３　道路の災害予防対策

（第２編風水害対策編第１章第１６節「３　道路の災害予防対策」に同じ）

４　港湾施設の災害予防対策

（第２編風水害対策編第１章第１６節「４　港湾施設の災害予防対策」に同じ）

５　漁港施設の災害予防対策

（第２編風水害対策編第１章第１６節「５　漁港施設の災害予防対策」に同じ）

６　鉄道施設の災害予防対策

（第２編風水害対策編第１章第１６節「６　鉄道施設の災害予防対策」に同じ）

７　空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策

（第２編風水害対策編第１章第１６節「７　空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策」に同じ）

第１９節　公共土木施設等災害予防計画

震災時において、道路、河川等の公共土木施設の被害を最小限に留めるため、耐震性の強化など事前の予防措置を講じる。

また、各施設を管理する関係機関や施設占用者は、応急復旧対策活動の円滑な実施を図るため、相互に協力体制・情報・連絡系統を確立するとともに、周囲の状況を含む所管施設等の概況、緊急用資機材の備蓄場所及び災害危険度等を把握する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　土木課　整備課　農林水産課
関係機関	庄内総合支庁　国土交通省酒田河川国道事務所　庄内森林管理署 土地改良区

２　公共土木施設等の災害予防計画

公共土木施設等の管理者は、災害予防対策にあたり、次の事項に十分留意する。

(1) 耐震性の強化

各施設管理者は、建築物、土木構造物、防災関係施設などの耐震性を確保する必要があり、国が示す施設設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

(2) 情報管理手法の確立

道路、河川等の公共土木施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する情報管理システムの整備を検討する。

(3) 緊急用資機材の備蓄

緊急用資機材については、建設業協会等の民間団体と協力し備蓄に努める。

３　道路及び橋りょう施設

(1) 道路（市道、基幹農道及び主要林道等）の予防対策

ア　道路の耐震点検

幹線市道等の重要な路線を最優先として、国・県道に準じた耐震点検調査を早急に実施し、必要な対策を実施する。

イ　道路の整備

震災時における道路機能の確保のため、所管する道路について、落石等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して道路の整備を推進する。

(ｱ) 落石等危険箇所調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため「落石等危険箇所調査」を実施する。

(ｲ) 道路の防災補修工事

(ｱ)の調査に基づき道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策事項を実施する。

ウ　横断歩道橋の整備

所管する歩道橋が震災時に落下等により交通障害となることを防止するため、耐震

点検調査を実施し、補修等が必要なものについて対策を行う。

エ　道路障害物除去用資機材の把握

事故車両、倒壊物、落下物を排除し、緊急交通路の機能をすぐに確保できるよう、建設業協会等と連携し、道路障害物除去用資機材の配置を常に把握しておくよう努める。

オ　基幹農道の整備

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「土地改良事業設計指針（耐震性設計）」により耐震設計を行い、橋りょうについては落橋防止装置を設ける。

また、土地改良区等が管理している農道については、管理者に地震による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊、落石等について、防止工の設置を指導する。

カ　主要林道の整備

林道は、中山間地域における地震発生時の緊急避難及び応急対策活動において国道、県道、市道を補完する施設であり、このような路線は重点的に公共改良事業により補強、改良等を実施し、施設の安全性を高める。

(2) 橋りょう（高架を含む）の予防対策

災害時における橋りょう機能の確保のため、所管する橋りょうについて点検調査、対策工事を実施する。特に、緊急輸送道路にかかる橋りょうについては、重点的に対策を講じることとする。

ア　橋りょう耐震点検

国土交通省及び県が定める橋りょう点検要領に基づき、点検調査を実施し、補修等対策の必要性を判定する。

イ　橋りょうの耐震補強の実施

点検に基づき補修が必要であると判定された橋りょうについては、架け替えや補修工事を計画的に実施する。

ウ　耐震橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準（道路橋示方書）」（平成２４年２月１６日付け、国土交通省都市局長、道路局長通知）に基づき建設する。

設計にあたっては、防災基本計画（中央防災会議平成２４年９月）の供用期間中に１～２度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動を共に考慮の対象として設計する。

４　河川及び河川関連施設等

(1) 河川

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、更にこれらに伴う護岸、橋りょう等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想されるため、河川管理施設等については、国が示す耐震点検要領等に基づき耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮して、必要に応じて耐震補強に努める。

(2) 河川関連施設

樋門・頭首工・揚排水機場については、地震による被害がライフラインに重大な影響

を与えるため、耐震性を考慮して設計、施工されているが、耐震性が十分な施設についても、改修時に河川砂防技術基準等に基づき、その向上を図る。

５　海岸保全施設等

(1) 市及び県は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、地震発生後の防ぎょ機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

(2) 市、県及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等の活用を図る。

(3) 市、県及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようにあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理を行う。

ア　海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施し、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性の確保に努める。

イ　災害危険箇所の計画的な整備に努めるともに、海岸堤防等の耐震性の向上に努める。

６　急傾斜地崩壊防止施設等

(1) 急傾斜地崩壊防止施設（擁壁工、アンカー工等）

要対策箇所が多く整備率が低い状態となっているため、再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者関連施設等があり対策を要する箇所の整備促進を国及び県に対し働きかける。

(2) 砂防施設

老朽化し、現行の設計基準を満たしていない砂防ダムについて、堤体腹付補強、グラウト補強等を国及び県に対し働きかける。

(3) 治山施設

治山施設に関する「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり」、「なだれ危険地区」のうち、活断層の存在で震災の影響を受けるおそれのある地区・箇所を見直し、特に重要な構造物については、次により強化を図る。

ア　通常の治山・地すべり事業による補強・修繕とともに、計画的に構造物を設置し、全体として安全性を高める。

イ　公共改良事業等を重点に実施し、重要な構造物の安全性を高める。

第２０節　農地・農業用施設災害予防計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第１８節「１　主な実施機関」に同じ）

２　各施設に共通する災害予防対策

（第２編風水害対策編第１章第１８節「２　各施設に共通する災害予防対策」に同じ）

３　農道施設の災害予防対策

（第２編風水害対策編第１章第１８節「３　農道施設の災害予防対策」に同じ）

４　用排水施設の災害予防対策

（第２編風水害対策編第１章第１８節「４　用排水施設の災害予防対策」に同じ）

５　ため池施設の災害予防対策

市及び県は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池からハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。

第２１節　電力施設災害予防計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第１９節「１　主な実施機関」に同じ）

２　設備面の災害予防

（第２編風水害対策編第１章第１９節「２　設備面の災害予防」に同じ）

３　体制面の災害予防

（第２編風水害対策編第１章第１９節「３　体制面の災害予防」に同じ）

４　災害対策用資材等の確保

（第２編風水害対策編第１章第１９節「４　災害対策用資材等の確保」に同じ）

５　防災時広報活動

（第２編風水害対策編第１章第１９節「５　防災時広報活動」に同じ）

６　応援協力体制

（第２編風水害対策編第１章第１９節「６　応援協力体制」に同じ）

第２２節　ガス供給施設災害予防計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第２０節「１　主な実施機関」に同じ）

２　設備面の災害予防

（第２編風水害対策編第１章第２０節「２　設備面の災害予防」に同じ）

３　体制面の災害予防

（第２編風水害対策編第１章第２０節「３　体制面の災害予防」に同じ）

４　防災広報活動

（第２編風水害対策編第１章第２０節「４　防災広報活動」に同じ）

５　災害対策用資材等の整備

（第２編風水害対策編第１章第２０節「５　災害対策用資材等の整備」に同じ）

６　応援協力体制の整備

（第２編風水害対策編第１章第２０節「６　応援協力体制の整備」に同じ）

第２３節　電気通信施設災害予防計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第２１節「１　主な実施機関」に同じ）

２　設備面の災害予防

（第２編風水害対策編第１章第２１節「２　設備面の災害予防」に同じ）

３　体制面の整備

（第２編風水害対策編第１章第２１節「３　体制面の整備」に同じ）

４　災害対策用資材等の確保

（第２編風水害対策編第１章第２１節「４　災害対策用資材等の確保」に同じ）

５　防災広報活動

（第２編風水害対策編第１章第２１節「５　防災広報活動」に同じ）

６　広域応援体制の整備

（第２編風水害対策編第１章第２１節「６　広域応援体制の整備」に同じ）

第２４節　上水道施設等災害予防計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第２２節「１　主な実施機関」に同じ）

２　施設面の災害予防

（第２編風水害対策編第１章第２２節「２　施設面の災害予防」に同じ）

３　体制面の災害予防

（第２編風水害対策編第１章第２２節「３　体制面の災害予防」に同じ）

４　災害時連絡体制の確立

（第２編風水害対策編第１章第２２節「４　災害時連絡体制の確立」に同じ）

５　災害対策用資材等の整備

（第２編風水害対策編第１章第２２節「５　災害対策用資材等の整備」に同じ）

６　防災広報活動

（第２編風水害対策編第１章第２２節「６　防災広報活動」に同じ）

７　生活用水水源の確保

（第２編風水害対策編第１章第２２節「７　生活用水水源の確保」に同じ）

第２５節　下水道等施設災害予防計画

地震による被害を最小限に防止するため、市は下水道施設の耐震性強化とともに、災害対策資材の確保や関連機関との連絡協議等の応急活動の推進を図る。

１　主な実施機関

酒田市	上下水道部
関係機関	庄内総合支庁　東日本電信電話㈱宮城事業部山形支店 東北電力ネットワーク㈱　酒田天然ガス㈱

２　重要施設の耐震性の強化

(1) 処理場及びポンプ場

処理施設、ポンプ場の耐震補強を図るとともに、ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入の配管などについても耐震性を強化し、定期的に点検を実施する。

(2) 管きょ施設

管きょは、マンホールとの接続部及び継手部を耐震性の高い性能の材料とし、被害の軽減に努める。

３　安全確保対策

(1) 台帳の整備

下水道台帳（調書、一般図、施設平面図）は、地震発生時における調査、復旧時にすぐ対応できるよう、複数の整備を図る。

(2) 災害対策用資機材等の整備

所管の資材だけでは対応できないことが予想されるため、できる限り資機材の備蓄に努める。

(3) 関係機関との協力体制の整備

関係機関及び関係業者に対して、情報交換や資機材の備蓄について協力体制を整備する。

(4) 維持管理体制の強化

維持管理については、施設の保守点検を計画的に実施し、不良箇所の発見に努める。

(5) 訓練及び広報

ア　訓練 … 職員に対し、防災体制、応急復旧対策等について総合的な訓練を行う。

イ　広報 … 住民に対し、地震発生時には下水道施設の被害の発生が予想されること及び被害対策について広報を行う。

４　二次災害の防止

ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の漏洩、管きょの埋塞、破損等の二次災害が生じないよう整備を図る。

第２６節　危険物等施設災害予防計画

危険物、高圧ガス、毒物劇物、有害物質、火薬類等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）を取扱う施設の関係者は、自主保安対策を講ずることとし、監督機関（国、県、消防機関）は、施設の関係者と協力しながら災害予防の指導にあたる。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　庄内総合支庁 酒田地区特別防災区域協議会　酒田地区危険物安全協会 危険物等取扱事業所

２　各施設に共通する安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

３　危険物施設の安全対策

危険物等による災害は初期対応が特に重要なことから、危険物取扱事業所は関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等、災害の未然防止を図る。

(1) 耐震性の強化

危険物取扱事業所は、危険物施設の耐震性に関し、消防法の規定による基準に適合した状態を維持しなければならない。

(2) 指導の強化

ア　監督機関は、危険物施設の位置、構造及び設備が消防法の規定による技術上の基準に適した状態を維持させるため、立入検査を励行するなどの指導を強化する。

イ　監督機関は、危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについて技術上の基準の遵守、予防規程の作成等、安全管理体制の確立を指導するなど危険物取扱者制度に関する適正な運用を図る。

(3) 保安教育

監督機関は、酒田地区危険物安全協会に協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物の自主保安体制の確保に関する指導、啓発に努める。

(4) 自衛消防組織の育成

ア　監督機関は、危険物取扱事業所に対し、自衛消防組織等の活動要領を定めるなど、自主的な災害予防体制の確立を図るよう指導し、自衛消防隊の組織化を推進する。

イ　監督機関は、危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協議を促進し、災害時における具体的な応援措置を盛り込んだ「実施要領」を定めるなど、効率の高い自衛消防力の確立を図るよう指導する。

(5) 防災訓練及び初動体制の強化

監督機関は、危険物取扱事業所に対し、通報及び避難訓練や初期消火訓練等を定期的に実施するよう指導するとともに、災害発生時の初動体制の強化を図る。

(6) 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、災害発生時に備え、酒田地区広域行政組合消防本部、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制を確立する。

４　各施設に共通する安全対策

各事業者は、危険物関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域当の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

５　火薬類製造施設等の安全対策

火薬類取扱事業所は、災害発生時において被害の拡大が予想されることから、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに保安教育及び訓練の徹底により事故防止に努める。

(1) 施設構造基準等の遵守

火薬類取扱事業所は、必要に応じ、施設構造について法令で定める技術上の基準に係る事項等を点検・調査し、施設の適切な維持に努める。また、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震性を強化するとともに火薬類取締法の遵守に努める。

(2) 保安教育及び防災訓練の実施

火薬類取扱事業所は従業者を各種講習会等に積極的に参加させ、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。また、災害発生時に被害拡大防止措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要に応じ、非常時を想定した防災訓練を行う。

(3) 自主保安体制の確立

火薬類取扱事業所は、保安教育計画に沿って災害防止の観点から適正な管理に努める。

(4) 連絡体制の確立

火薬類関係事業者は、被災した場合に備え、消防、県警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を整備する。

６　高圧ガス製造施設等の安全対策

高圧ガス取扱事業所は関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底により災害の未然防止を図る。

(1) 法令上の基準等の遵守

ア　高圧ガス関係事業所は、高圧ガス保安法等に定める技術上の基準に基づき、施設・

設備を適正に維持するよう努める。

イ　液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める施設設備等の技術上の基準に基づき、施設・設備等を適正に維持するとともに、一般消費者等における充てん容器の転倒防止措置を徹底する。

(2) 耐震性の強化

ア　高圧ガス取扱事業者は、高圧ガス保安法の耐震基準に基づき適正に維持する。

イ　液化石油ガス販売事業者は、供給設備等について、容器の転倒防止措置を徹底するとともに、耐震基準に適合する安全機器の設置を推進する。

(3) 保安教育

高圧ガス取扱事業者は、高圧ガス保安協会東北支部、(一社)山形県ＬＰガス協会飽海支部、山形県冷凍空調設備工業会（以下「高圧ガス関係協会」という。）等の実施する保安に関する講習会に高圧ガス取扱者等を積極的に参加させ、自主保安体制の確立に努める。

(4) 防災訓練及び初動体制の強化

高圧ガス取扱事業者は、具体的な災害想定のもとに隣接事業所との連携を考慮し、実践的な訓練等を実施するとともに初期消火訓練を定期的に実施し、災害発生時の初動体制の強化を図る。

(5) 自主防災活動組織の整備

高圧ガス取扱事業者は、自主防災活動組織の体制整備などを行い、災害発生時に迅速な対応ができるように努める。

(6) 関係機関及び高圧ガス取扱事業所間の連絡体制の確立

ア　高圧ガス取扱事業者は、関係機関及び他の高圧ガス取扱事業所と連絡体制を確立する。

イ　高圧ガス関係協会は、高圧ガス取扱事業者の要請により応援、協力できる体制を整備する。

７　毒物劇物貯蔵施設の安全対策

（第２編風水害対策編第１章第２４節「４　毒物劇物貯蔵施設の安全対策」に同じ）

８　有害物質取扱施設の安全対策

（第２編風水害対策編第１章第２４節「５　有害物質取扱施設の安全対策」に同じ）

９　放射線使用施設の安全対策

（第２編風水害対策編第１章第２４節「７　放射線使用施設の安全対策」に同じ）

10　酒田地区特別防災区域における安全対策

酒田地区特別防災区域における石油コンビナート等の安全対策は、山形県石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。

第２７節　食料・飲料水及び生活必需品等の確保計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第２５節「１　主な実施機関」に同じ）

２　基本的な考え方

（第２編風水害対策編第１章第２５節「２　基本的な考え方」に同じ）

３　食料等の確保品目及び方法

（第２編風水害対策編第１章第２５節「３　食料等の確保品目及び方法」に同じ）

第２８節　文教施設等における災害予防計画

地震発生時において、児童・生徒、教職員、入館者、施設利用者、施設職員等の安全確保並びに施設及び収蔵物の安全に関する迅速な対応を図る。

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第２６節「１　主な実施機関」に同じ）

２　学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

学校長は、災害発生に備え、下記の予防対策を盛り込んだ学校安全計画を策定・実施する。

ア　安全教育に関する事項

(ｱ) 学年別・月別の関連教科等の時間における安全に関する指導事項

(ｲ) 学年別・月別の指導事項

a　特別活動における指導事項

○　学級（ホームルーム）活動における指導事項

（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

○　学校行事（避難訓練交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項

○　児童（生徒）会活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

b　課外における指導事項

c　個別指導に関する事項

イ　安全管理に関する事項

(ｱ) 対人管理の事項

学校生活の安全管理の事項

(ｲ) 対物管理の事項

学校環境の安全点検の事項

ウ　学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）

(2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

(3) 学校安全委員会の設置

学校長は、学校安全計画に定められた事項等について教職員等の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。

(4) 学校防災組織の編成等

学校長は、学校防災組織の編成にあたって次の点に留意する。

ア　学校防災組織の編成

災害発生時に対応する教職員の役割分担を定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

イ　避難計画

児童・生徒を安全に避難させるため、災害の状況や積雪期に応じた避難場所、避難経路、避難方法等についての避難計画を作成する。

ウ　登下校中の対策

登下校中の災害発生に備えて、教職員等は次のことを実施する。

(ｱ) 児童・生徒に対して、基本的に学校が近い場合は学校へ、それ以外の場合は避難場所に避難するか自宅に戻るよう指導しておくこと。

(ｲ) ＰＴＡと連携して児童・生徒の交通手段掌握、通学路における危険箇所（ブロック塀、狭い道路等）の事前点検及び避難場所の周知を図っておくこと。

(ｳ) 小学校低学年等については、名札等に学校名、児童名等を明記しておくこと。

(ｴ) 小学生・中学生については、ＰＴＡや上級生が避難誘導するよう日頃から体制を整備しておくこと。

エ　施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修に努める。特に児童・生徒の避難経路の確保と安全確認及び積雪時の避難経路を確保する。

オ　防災用具等の整備

(ｱ) 救急用品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員等に周知する。

(ｲ) 児童・生徒名簿、部活動名簿を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

カ　教職員等の緊急出動体制

学校長は、夜間・休日等の勤務時間外の災害発生に備え、事前に出動体制を定め、教職員に周知しておく。

キ　家庭との連絡

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童、生徒の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておく。

(5) 教職員、児童、生徒等に対する防災教育

ア　教職員等に対する防災教育

(ｱ) 市教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において防災対策の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

(ｲ) 学校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

イ　児童、生徒に関する防災教育

(ｱ) 避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにするとともに、避難場所を児童、生徒等に周知する。

(ｲ) 指導にあたっては、各教科や学級活動、道徳の時間、体験学習等を通じて、児童、生徒の発達段階に応じた適切な副読本、ビデオ等を活用し、計画的に指導を行う。

(6) 防災訓練

学校長は、児童、生徒及び教職員が災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防

災訓練を計画的・実践的に実施する。

(7) 施設の耐震性の強化

学校施設は、児童生徒等が１日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には地域住民の避難場所の役割を果たすため、学校設置者は、校舎や体育館等の施設について耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題がある建物については、十分な耐震強度の確保に努める。また、地震に伴う電気、水道又はガスの供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるように配慮する。

３　学校以外の文教施設における災害予防対策

（第２編風水害対策編第１章第２６節「３　学校以外の文教施設における災害予防対策」に同じ）

４　地域防災機能強化に対応した公立文教施設の整備

（第２編風水害対策編第１章第２６節「４　地域防災機能強化に対応した公立文教施設の整備」に同じ）

第２９節　要配慮者の支援計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第１章第２７節「１　主な実施機関」に同じ）

２　平時における在宅の避難行動要支援者の支援計画

（第２編風水害対策編第１章第２７節「２　平時における在宅の避難行動要支援者の支援計画」に同じ）

３　平時における施設の災害時避難行動要支援者の支援計画

（第２編風水害対策編第１章第２７節「３　平時における施設の避難行動要支援者の支援計画」に同じ）

第３０節　積雪期の地震災害予防計画

積雪期に地震が発生した場合は、被害がより大きく及ぶことが懸念されるため、市及び防災関係機関は、除排雪体制の強化や克雪施設の整備等、総合的な雪対策を推進する。

１ 主な実施機関

酒田市	危機管理課　まちづくり推進課　地域福祉課　土木課　整備課
関係機関	庄内総合支庁　国土交通省酒田河川国道事務所 酒田地区広域行政組合消防本部

２　除排雪体制・施設整備等の推進

(1) 道路の除排雪体制の強化

ア　一般国道、県道、市道及び高速自動車道の各道路管理者は、相互の緊密な連携のもとに除排雪を強力に推進する。

イ　市は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努める。

(2) 要配慮世帯に対する除雪体制

市は、自力で雪処理が不可能な要配慮世帯の除雪について、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図る。

(3) 積雪寒冷地に適した道路整備

ア　市は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備に努める。

イ　市は、雪崩等による交通遮断を防止するため、雪崩及び地吹雪防止柵等の道路防雪施設の整備に努める。

(4) 雪崩危険箇所の整備

市は、雪崩から住民の生命・財産を守るため、雪崩防止施設の整備に努める。

(5) 消防水利の整備

積雪期には他の時期に増して消防水利の確保が困難となるので、積雪期に対応した地上式消火栓の整備を推進する。

３　緊急活動体制の整備

(1) 通信手段の確保

市は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信手段の確保に努める。

(2) 航空輸送の確保

地震による道路交通遮断により孤立する集落が発生した場合、臨時ヘリポートを設置し、交通を確保する。

(3) 避難所体制の整備

積雪寒冷期の指定避難所運営に関しては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、暖房器具、防寒具等について迅速に調達し提供する。

４　総合的な雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備など雪に強いまちづくり等の雪対策の総合的、長期的推進によって確立されるものである。

このため、市は、雪対策について関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

第２章　災害応急計画

第１節　災害対策本部の設置・運営計画

市の地域内において大規模な地震による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で市長が必要と認めたときは、基本法第２３条の２の規定により市災害対策本部を設置し、災害の応急対策業務を迅速かつ的確に推進する。

地震災害に対処する当面の災害応急対策責任者又は市内防災関係機関が、災害対策を総合的に実施し、併せて他機関との連絡調整に当たるため、それぞれの災害対策本部を設置したときは、市防災会議会長に通知する。

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１節「１　主な実施機関」に同じ）

２　市災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次に掲げる場合は、直ちに基本法第２３条の２の規定に基づき市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

ア　市の地域内において、震度５弱以上の地震を観測したとき。

イ　山形県に津波警報が発表されたとき。

ウ　災害が本市の大半に発生し、又は発生するおそれがあるとき。

エ　災害が本市の数箇所に発生し、又は発生するおそれがあるとき。

オ　災害救助法による救助を適用する災害が発生し、特にその対策を要するとき。

カ　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が市の行政上、特に応急対策等の措置が必要であると認めたとき。

キ　油の流出事故又は油火災による災害が発生した場合で、市長が広域災害の可能性があると認めたとき。

ク　総合支所に地域災害対策本部を設置したとき。

(2) 職務権限の代行

災害発生時に市長が不在の場合は、副市長がその職務を代行し、市長及び副市長ともに不在の場合は、危機管理監がその職務を代行し、市長、副市長及び危機管理監がともに不在の場合は、酒田市長の職務を代理する職員の順序を定める規則（平成１７年規則第６号）に規定する順序により、各部の部長がその職務を代行する。

(3) 設置場所

本部は、酒田市役所に置く。

ただし、市庁舎が建物損壊等により、本部としての機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、次の順位により本部を設置する。

順位	設置場所	所在地	電話番号
1	酒田市民会館	酒田市本町二丁目2番10号	0234-26-5450
2	酒田市役所中町庁舎	酒田市中町一丁目4番10号	0234-26-5772
3	酒田市総合文化センター	酒田市中央西町2番59号	0234-24-2991

(4) 廃止基準

本部長は、当該災害に係る応急措置がおおむね完了した場合又は予想された災害の危険性が解消されたと認める場合は、本部を廃止する。

(5) 班連絡員

本部の各班に本部事務局との連絡及び班員の動員等を行うために正副２名の班連絡員を置くものとし、班長が指名する。

(6) 本部の設置及び廃止した場合の通知公表

本部を設置又は廃止したときは、次の機関等に通知するとともに、これを公表する。

通知公表先	伝達方法	伝達責任者
市本部各班	庁内放送又は電話	総務班長
県防災危機管理課	電話・ＦＡＸ・県防災行政無線	危機管理班長
市議会議員	電話・ＦＡＸ・防災行政無線	総務部協力班長
市防災会議委員	電話・ＦＡＸ・防災行政無線又は文書	総務班長
ｺﾐｭﾆﾃｨ振興会長	電話・ＦＡＸ	まちづくり推進班長
報道機関	電話・ＦＡＸ	広報班長
一般住民	報道機関・コミュニティ振興会経由	広報班長・まちづくり推進班長

(7) 本部の組織

本部は、本部長、副本部長、危機管理監、本部員、本部事務局、各部・班からなり、本部員会議において意思決定を行う。

災害対策本部組織図

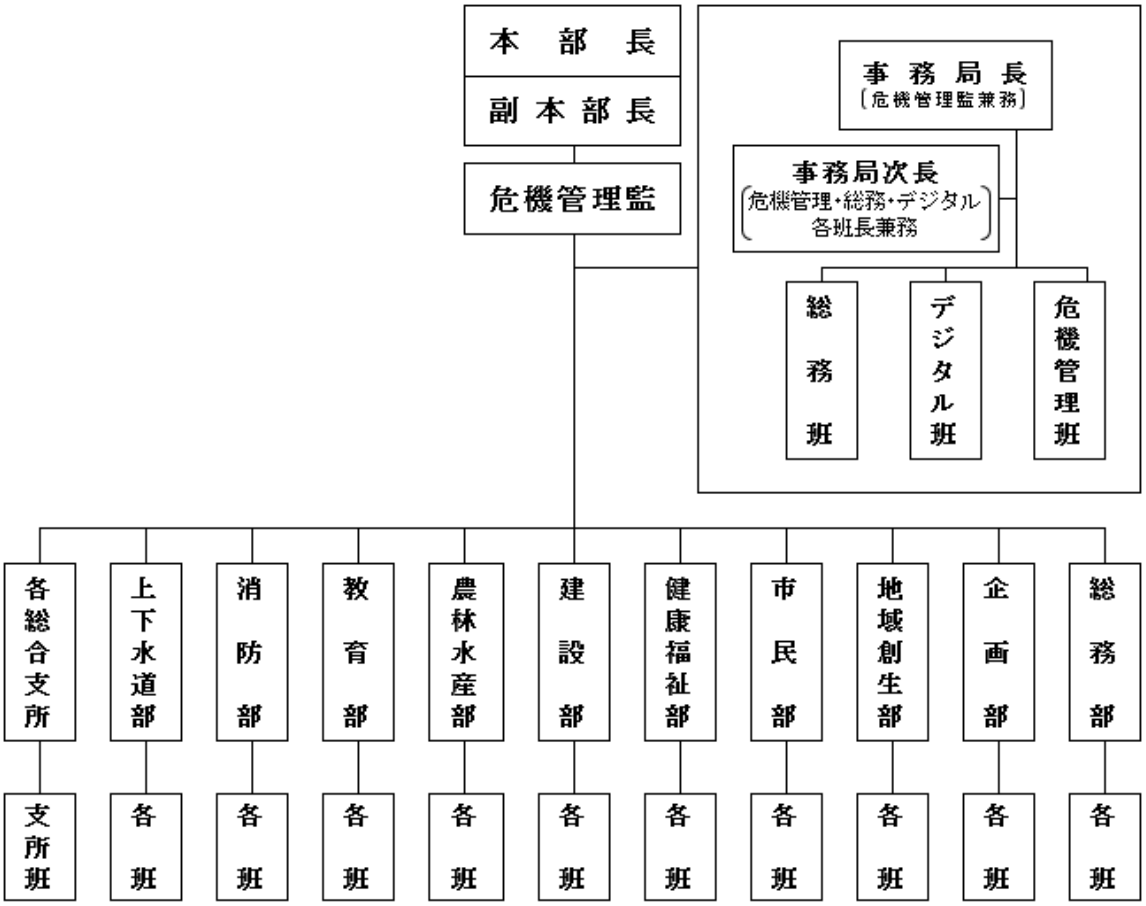

(8) 本部員会議

ア　組織

(ｱ) 本部長　　市長

(ｲ) 副本部長　　副市長

(ｳ) 全般指揮統制　危機管理監

(ｴ) 本部員　　酒田市行政組織規則（平成17年規則第5号）に定める部長、調整監及び技監並びに本部長が指名する課長、上下水道部長、教育長、教育次長、議会事務局長、酒田地区広域行政組合消防本部消防長。ただし、行政委員会等については所管部長が代行することができる。

イ　所掌事務

(ｱ) 本部の非常配備体制の切り替え及び廃止に関すること。

(ｲ) 災害情報及び被害状況の報告に伴う対策活動に関すること。

(ｳ) 各自治会長及び公共的団体に対する応急対策の要請に関すること。

(ｴ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

(ｵ) 県及び他市町村、行政機関、公共機関に対する応援の要請に関すること。

(ｶ) 災害対策に要する経費に関すること。

(ｷ) その他災害対策に関する重要な事項

ウ　本部長は、必要に応じて防災関係機関の長を会議に出席させる。

エ　決定事項の通知

会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、本部事務局から各班連絡員を通じて速やかにその徹底を図る。

(9) 本部事務局

ア　組織

(ｱ) 事務局長　　危機管理監（兼）

(ｲ) 事務局次長　　危機管理課長、総務課長、デジタル変革戦略室長

(ｳ) 危機管理班長　危機管理課長

(ｴ) 総務班長　　総務課長

(ｵ) デジタル班長　デジタル変革戦略室長

イ　所掌事務

（危機管理班）

(ｱ) 本部の運営全般に関すること。

(ｲ) 本部長の命令伝達に関すること。

(ｳ) 県災害対策本部及び関係行政機関との連絡調整に関すること。

(ｴ) 協力機関との連絡調整及び相互協力に関すること。

(ｵ) 自衛隊の派遣及び他自治体等への応援要請手続に関すること。

(ｶ) 災害救助法の適用要請手続に関すること。

(ｷ) その他事務局長の命ずる事務処理に関すること。

（総務班）

(ｱ) 被害情報等の災害情報の収集、分析及び統計に関すること。

(ｲ) 総合支所、支部との連絡に関すること。

(ｳ) 本部及び部内等との連絡調整に関すること。

(ｴ) ネットワークの機能保全に関すること。

(ｵ) コンピュータシステムの機能保全に関すること。

(ｶ) 本部事務局危機管理班での業務に関すること。

(ｷ) その他他の班に属さないこと。

（デジタル班）

(ｱ) 防災情報システムの準備及び運用に関すること。

(ｲ) クロノロジーの作成に関すること。

(ｳ) クロノロジー作成要員の確保及び教育に関すること。

(ｴ) クロノロジーを基にした災害情報の発信に関すること。

(ｵ) 本部事務局危機管理班での業務に関すること。

(10) 各部・班、総合支所

各部・班及び総合支所の職員は、本部の指示に基づき、別表の事務分掌に係る災害対策業務に従事する。

なお、各部・班及び総合支所においては、所管する事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

３　地域災害対策本部

（第２編風水害対策編第２章第１節「３　地域災害対策本部」に同じ）

４　支部

（第２編風水害対策編第２章第１節「４　支部」に同じ）

５　現地災害対策本部

（第２編風水害対策編第２章第１節「５　現地災害対策本部」に同じ）

６　合同調整所

（第２編風水害対策編第２章第１節「６　合同調整所」に同じ）

７　小規模災害発生時の状況把握

（第２編風水害対策編第２章第１節「７　小規模災害発生時の状況把握」に同じ）

８　業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を的確な場所に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等、業務継続性の確保を図るものとする。

また、市及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。加えて、実効性ある業務継続体制の確保のため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況による体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続体制の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するように努める。

９　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

（第２編風水害編第２章第１節「９迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」に同じ）

別表　災害対策本部及び地域本部の各部・各班任務分担表

（第２編風水害対策編第２章第１節「別表　災害対策本部及び地域本部の各部・各班任務分担表」に同じ）

第２節　職員の配備・招集計画

大規模地震発生時においては、初期段階での対応がその後の応急対策を左右することになる。

そこで、災害応急対策を迅速に推進するための情報伝達及び職員招集体制等を、次のとおり定める。

１　主な実施機関

酒田市	人事課　危機管理課
関係機関	

２　配備体制

配備種別		配備基準	配備体制
警戒配備		１　震度４の地震が観測されたとき ２　山形県沿岸に津波注意報が発表されたとき ３　災害対策本部を設置するまでに至らない小規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ４　市長が特に必要と認めたとき	各部長、各課長及び各課内指定職員並びに各支部指定職員班長をもって警戒にあたるもので、場合によっては、第２章第１節第６項による警戒本部を設置できる体制とする。
災害対策本部	第１非常配備	１　震度５弱の地震が観測されたとき ２　山形県沿岸に津波警報が発表されたとき ３　災害が本市の数箇所に発生し、又は発生するおそれがあるとき ４　市長が特に必要と認めたとき	関係各部の所要人員をもってあてるもので、事態の推移に伴い速やかに第２非常配備に切り替えられるものとし、切り替え前においても災害発生とともに、直ちに活動が開始できる体制とする。
	第２非常配備	１　震度５強以上の地震が観測されたとき ２　山形県沿岸に大津波警報が発表されたとき ３　災害が本市の大半に発生し、又は発生するおそれがあるとき ４　市長が特に必要と認めたとき	本部長以下全職員をもって当たるもので、状況によりそれぞれ災害救助活動の開始ができる完全な体制とする。

３　職員の非常配備計画

部	班	配備計画		
		警戒配備	第１非常配備	第２非常配備
本部事務局	危機管理班	△	●	●
	総　務　班	○	●	●
	デジタル班	○	●	●

総　務　部	広　報　班	○	○	●
	人　事　班	△	○	●
	財　政　班		●	●
	税　務　班		○	●
	納　税　班		○	●
	契約検査班		○	●
	出　納　班		○	●
	協　力　班		○	●
企　画　部	企画調整班	○	△	●
	都市デザイン班		○	●
	文化政策班		○	●
地域創生部	商工港湾班	○	△	●
	交流観光班	○	△	●
市　民　部	まちづくり推進班	○	△	●
	共生社会班	○	△	●
	市　民　班	○	△	●
	環境衛生班	○	△	●
	定期航路班	○	△	●
健康福祉部	地域福祉班	○	△	●
	こども未来班	○	△	●
	保育こども園班	○	△	●
	健　康　班	○	△	●
	高齢者支援班	○	○	●
	国民年金班		○	●
	協　力　班		○	●
建　設　部	土　木　班	○	●	●
	建　築　班	○	●	●
農林水産部	農　政　班	○	△	●
	農林水産班	○	△	●
	協　力　班		○	●
教　育　部	企画管理班	○	△	●
	学校教育班	○	△	●
	社会教育班	○	△	●
	スポーツ振興班	○	△	●
消　防　部	庶　務　班	○	●	●
	情　報　班	○	●	●
	統　制　班	○	●	●
	救　急　班	○	●	●
	通　信　班	○	●	●
	消　防　班	○	●	●

上下水道部	上下水道班	● （津波警報・注意報○）	●	●
各総合支所	総合支所班	○	●	●
支部指定職員及び 避難所連絡員		○	●	●

注）　○・・・指定された職員をもって配備、その他は待機
　　△・・・２分の１配備、２分の１待機
　　●・・・全員配備

４　勤務時間内における職員の招集

（第２編風水害対策編第２章第２節「４　勤務時間内における職員の招集」に同じ）

５　勤務時間外（夜間・休日）における職員の招集

（第２編風水害対策編第２章第２節「５　勤務時間外（夜間・休日）における職員の招集」に同じ）

６　職員配備の把握

（第２編風水害対策編第２章第２節「６　職員配備の把握」に同じ）

７　各班の非常配備計画

（第２編風水害対策編第２章第２節「７　各班の非常配備計画」に同じ）

第３節　広域応援要請計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第３節「１　主な実施機関」に同じ）

２　行政機関に対する応援要請種別

（第２編風水害対策編第２章第３節「２　行政機関に対する応援要請種別 」に同じ）

３　市が行う応援要請

（第２編風水害対策編第２章第３節「３　市が行う応援要請」に同じ）

４　県が行う応援要請

（第２編風水害対策編第２章第３節「４　県が行う応援要請」に同じ）

５　指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

（第２編風水害対策編第２章第３節「５　指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示」に同じ）

６　指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

（第２編風水害対策編第２章第３節「６　指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請」に同じ）

第３節の２　被災県等への応援計画

他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模な地震発生時に、迅速かつ的確な応援を行うため、他県等への応援について定める。

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第３節の２「１　主な実施機関」に同じ）

２　応援計画

（第２編風水害対策編第２章第３節の２「２　応援計画」に同じ）

３　被災した他県等への応援活動

（第２編風水害対策編第２章第３節の２「３　被災した他県等への応援活動」に同じ）

第３節の３　広域避難計画

地震による大規模災害発生時に、自治体の区域を超えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

１　他の自治体への広域避難要領

（第２編風水害対策編第２章第３節の３「１　他の自治体への広域避難要領」に同じ）

２　他県等からの避難受入れ要請への対応

（第２編風水害対策編第２章第３節の３「２　他県等からの避難受入れ要請への対応」に同じ）

第４節　自衛隊の災害派遣要請・受入計画

１　自衛隊の災害派遣基準

（第２編風水害対策編第２章第４節「１　自衛隊の災害派遣基準」に同じ）

２　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第４節「２　主な実施機関」に同じ）

３　自衛隊災害派遣による救助活動の区分及びその概要

（第２編風水害対策編第２章第４節「３　自衛隊災害派遣による救助活動の区分及びその概要」に同じ）

４　自衛隊災害派遣要請の手続き

（第２編風水害対策編第２章第４節「４　自衛隊災害派遣要請の手続き」に同じ）

５　自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

（第２編風水害対策編第２章第４節「５　自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き」に同じ）

６　自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

（第２編風水害対策編第２章第４節「６　自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制」に同じ）

７　災害派遣部隊の撤収

（第２編風水害対策編第２章第４節「７　災害派遣部隊の撤収」に同じ）

８　救援活動経費の負担

（第２編風水害対策編第２章第４節「８　救援活動経費の負担」に同じ）

９　県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

（第２編風水害対策編第２章第４節「９　県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等」に同じ）

第５節　災害ボランティア活動支援計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第５節「１　主な実施機関」に同じ）

２　市災害ボランティア支援本部

（第２編風水害対策編第２章第５節「２　市災害ボランティア支援本部」に同じ）

３　県災害ボランティア支援本部

（第２編風水害対策編第２章第５節「３　県災害ボランティア支援本部」に同じ）

第６節　通信計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第６節「１　主な実施機関」に同じ）

２　通信施設の応急対策

（第２編風水害対策編第２章第６節「２　通信施設の応急対策」に同じ）

３　災害時の通信連絡

（第２編風水害対策編第２章第６節「３　災害時の通信連絡」に同じ）

４　他機関の通信設備の使用等

（第２編風水害対策編第２章第６節「４　他機関の通信設備の使用等」に同じ）

５　自衛隊の通信支援

（第２編風水害対策編第２章第６節「５　自衛隊の通信支援」に同じ）

６　非常無線通信の利用

（第２編風水害対策編第２章第６節「６　非常無線通信の利用」に同じ）

７　孤立防止対策用衛星電話

（第２編風水害対策編第２章第６節「７　孤立防止対策用衛星電話」に同じ）

８　防災相互通信用無線の利用

（第２編風水害対策編第２章第６節「８　防災相互通信用無線の利用」に同じ）

９　移動式通信設備の活用

（第２編風水害対策編第２章第６節「９　移動式通信設備の活用」に同じ）

10　アマチュア無線の活用

（第２編風水害対策編第２章第６節「10　アマチュア無線の活用」に同じ）

11　使送による通信連絡の確保

（第２編風水害対策編第２章第６節「11　使送による通信連絡の確保」に同じ）

12　無線通信体系

（第２編風水害対策編第２章第６節「12　無線通信体系」に同じ）

第７節　津波警報・地震情報等伝達計画

地震及び津波に関する情報等を迅速かつ的確に収集し、必要な情報を住民、関係機関等に速やかに伝達し被害の軽減、災害対策の実施に努める。

１　主な実施機関

酒田市	市長公室　危機管理課
関係機関	庄内総合支庁　山形地方気象台

２　情報の種類

気象庁及び山形地方気象台が発表及び通知・伝達する「津波警報等」及び「地震・津波情報」は次のとおりである。

(1) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度５弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度４以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による市区町村の防災行政無線を通して住民に伝達される。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

なお、震度６弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(2) 津波警報・注意報の種類

<table>
<tr><th rowspan="2">種　類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th></tr>
<tr><th>数値での発表
（津波の高さ予想の区分）</th><th>巨大地震の場合の発表　※2</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波警報
※1</td><td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合。</td><td>10m超
（10m＜予想される津波の最大波の高さ）</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="3">巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
<tr><td>10m
（5m＜予想される津波の最大波の高さ≦10m）</td></tr>
<tr><td>5m
（3m＜予想される津波の最大波の高さ≦5m）</td></tr>
</table>

津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合。	3m （1m＜予想される津波の最大波の高さ≦3m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで０．２ｍ以上、１ｍ以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合。	1m （0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

※1　大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

※2　地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震に対しては、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

(3) 津波情報の種類

	情報の種類	内　容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
	沖合の津波に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

(4) 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内　　容
大津波警報を発表中	１ｍ超	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表

津波警報を発表中	０．２ｍ以上	数値で発表
	０．２ｍ未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

(5) 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容（沖合の津波観測に関する情報）

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内　　容
大津波警報を発表中	３ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	１ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100㎞を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(6) 津波予報の内容

	発表基準	内　容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	０．２ｍ未満の海面変動が予想された時（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも０．２ｍ未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要が無い旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(7) 地震情報の種類と内容

種　類	発表基準	内　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約１８８　地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその

	・緊急地震速報（警報）を発表した場合	規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。※ ※国外で発生した大噴火を覚知した場合は、噴火発生から１時間半～２時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 250m四方ごとに推計震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で１回発表）。

３　津波警報等の伝達

(1) 県は、山形地方気象台から「津波警報等」又は「地震・津波情報」の伝達を受けたときは、防災行政無線により市へ速やかに伝達する。

(2) 気象庁は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の津波観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても潮位変化が観測される可能性がある旨周知する。

(3) 報道機関は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は番組を中断し、テレビにあっては字幕又は番組を中断し、公衆に周知し、注意を喚起する。

(4) その他の関係機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じて公衆又は所要機関に周知する。

(5) 市は、特別警報（大津波警報）を受領したときは、速やかに住民及び官公署等に周知の措置をとることとする。また、津波警報・注意報、情報を受理したときは、酒田市役所（総務部危機管理課内）に設置されている震度表示受信装置で震度を確認した後、速やかに住民及び官公署等へ周知するものとする。その伝達系統は次のとおりとする。

地震・津波に関する情報伝達経路図

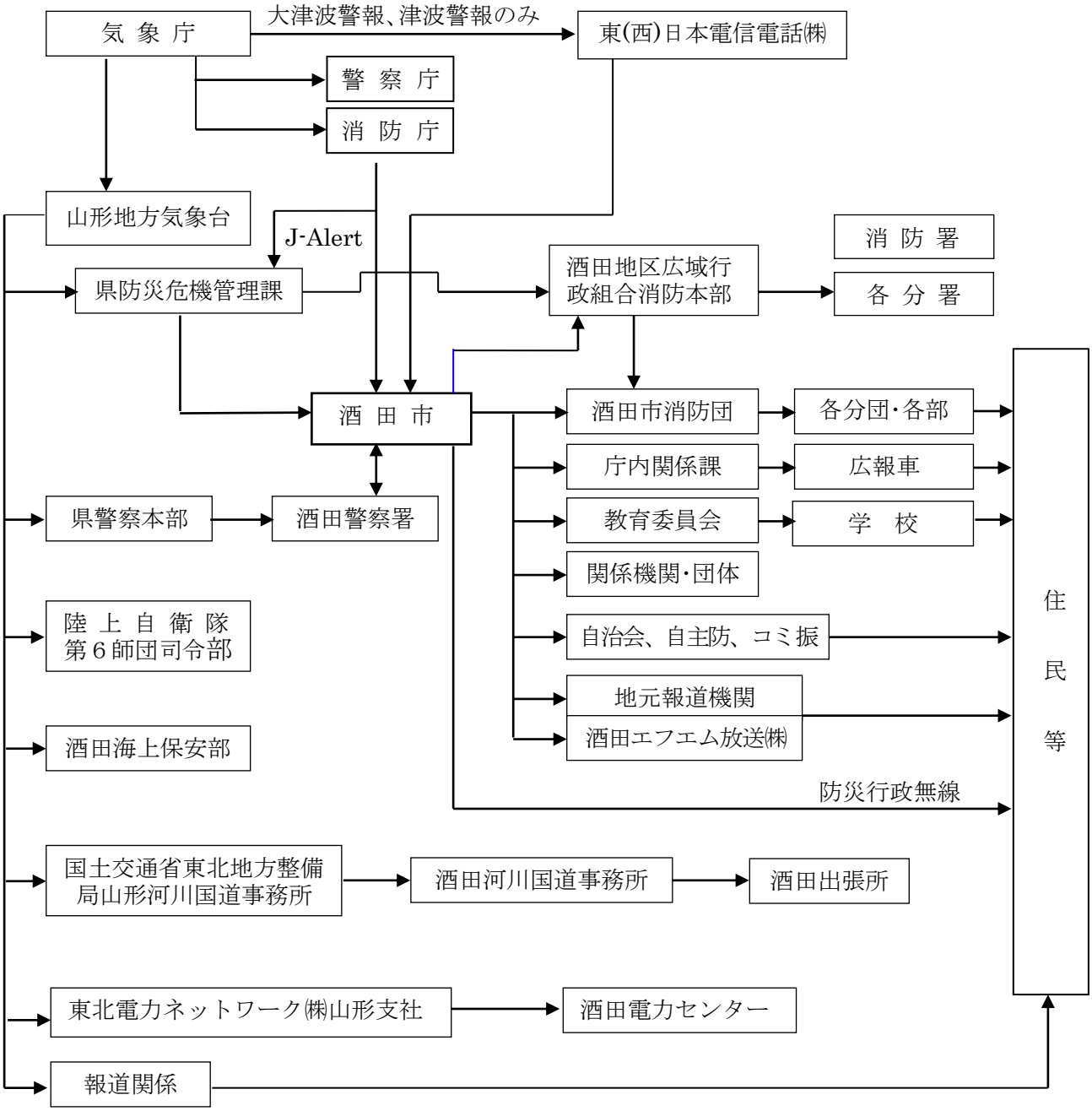

地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの減少に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ・山形県内で震度４以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 （全国版詳細・地域版詳細）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・山形県内で震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表する。 ・地震解説資料（全国版詳細） 地震や津波の特徴を開設するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域版詳細） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。
月間地震概況	・定期（毎月）	地震・津波防災に係る活動を支援するために、山形県とその周辺の地震活動の傾向等を示す資料。

第８節　災害情報の収集・伝達計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第８節「１　主な実施機関」に同じ）

２　災害発生後の各段階における情報収集・伝達

（第２編風水害対策編第２章第８節「２　災害発生後の各段階における情報収集・伝達」に同じ）

３　情報の提供

（第２編風水害対策編第２章第８節「３　情報の提供」に同じ）

４　積雪期の情報収集伝達体制

（第２編風水害対策編第２章第８節「４　積雪期の情報収集伝達体制」に同じ）

第９節　広報計画

災害発生時における住民の心の安定と適切な行動及び秩序の維持を図るため、市及び防災関係機関等は、被災地の情報の正確・迅速かつ的確な伝達により、被災者の立場に立った効率的な広報活動を実施するものとする。

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第９節「１　主な実施機関」に同じ）

２　災害発生時の広報活動の目的

（第２編風水害対策編第２章第９節「２　災害発生時の広報活動の目的」に同じ）

３　広報活動の内容

防災関係機関は、次により役割を分担して広報活動を行う。

(1) 市

ア 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

(ｱ) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示

(ｲ) 自治会等を通じた情報伝達

(ｳ) 住民相談所の開設

(ｴ) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）

(ｵ) 有線放送、地域防災行政無線、緊急速報メール、コミュニティＦＭ放送等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

ウ 項目

(ｱ) 応急対策初動期

被害状況説明及び住民等への協力の呼びかけ

a　災害応急対策の状況

b　救護所・救護病院の開設状況

c　医療救護及び衛生に関する情報

d　給水、炊き出し、生活物資提供情報

e　避難所の開設状況

f　ライフライン被害状況及び使用に関する注意の呼びかけ

g　し尿、ごみ処理、防疫に関する呼びかけ

h　交通規制、交通関係情報

i　ボランティア活動協力要請（要配慮者の支援、外国語通訳、手話通訳等）

j　住民の安否情報

k　その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(ｲ) 応急対策本部稼働期

a　消毒・衛生・医療救護情報

b　保育・教育の再開に関する情報
c　応急仮設住宅への入居に関する情報
d　ライフラインの復旧状況に関する情報
e　被害認定、罹災証明の発行
f　その他応急対策に必要な広報

(ｳ) 復旧対策期

a　復旧対策方針説明及び住民等への協力の呼びかけ（酒田コミュニティＦＭ放送を通じ）
b　避難所の統廃合に関する情報
c　生活再開関連に関する情報（罹災証明の発行、生活再建資金の融資等）
d　災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
e　その他復旧対策に関する情報

(2) 県

ア 役割

被災地内、被災地外の県域及び県外への情報発信を行う。

イ 項目

(ｱ) 地震津波情報
(ｲ) 安否情報
(ｳ) 県の出先機関、市町村及びその他防災関係機関から報告された被害状況
(ｴ) 国、県及び市町村等公的機関の災害対応に関する情報
(ｵ) その他広域的な把握を必要とする情報

(3) ライフライン関係機関（電気、ガス、上下水道及び電気通信事業者）

ア 役割

被災地域の利用者に対する直接的な広報を行う。

イ 項目

(ｱ) 被災区域及び被害状況
(ｲ) 設備が使用可能な場合は、使用上の注意
(ｳ) 復旧の状況及び見込み

(4) 公共交通機関

ア 役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報を行う。

イ 項目

(ｱ) 不通区間及び運行状況
(ｲ) 復旧の状況及び見込み

(5) 警察

ア 役割

被災者及び被災地の関係者に対する情報提供を行う。

イ 項目

(ｱ) 避難等の措置
(ｲ) 危険物の安全管理

(ｳ) 交通情報（通行の可否、交通規制及び渋滞等）

(6) その他の行政機関

住民等に伝達が必要な事項を、報道機関等を通じて公表する。

４　安否情報の提供施

（第２編風水害対策編第２章第９節「４　安否情報の提供」に同じ）

５　広報活動の実施

（第２編風水害対策編第２章第９節「４　広報活動の実施」に同じ）

６　被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達

市及び県は、被災者ニーズを十分把握し、地震・津波の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。なお、その際は要配慮者に配慮した伝達を行う。

市及び県は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(2) 国民への的確な情報伝達

市及び県は国民全体に対し地震の被害、余震の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、支援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

７　広報活動にあたっての留意点

（第２編風水害対策編第２章第９節「５　広報活動にあたっての留意点」に同じ）

８　広聴活動の実施

（第２編風水害対策編第２章第９節「６　広聴活動の実施」に同じ）

第１０節　避難計画及び避難所運営計画

地震に伴う津波や二次災害から地域住民の生命・身体等を保護するため、市は防災関係機関との相互連携を強化し、迅速な住民避難及び円滑な避難所運営に努める。

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１０節「１　主な実施機関」に同じ）

２　避難指示等の発令

(1) 市長

市長は、住民等の生命又は身体を災害から守ると同時に、災害を防止するために、必要があると認める地域の居住者等に避難のため立退きを指示し、速やかにその旨を知事に報告する。市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用して適切に判断を行い、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

(2) 警察官又は海上保安官

住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に避難のための指示ができる。指示をおこなったときは直ちにその旨を市長に通知する。

(3) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとることができる。

(4) 県

知事又はその命を受けた職員は、住民に避難のための立退きを指示し、直ちに当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(5) 高齢者等避難

高齢者等避難は、次の事項を明示して行う。

ア　要避難対象地域
イ　避難理由
ウ　避難先
エ　避難経路
オ　避難時の注意事項

(6) 避難指示

避難指示は、次の事項を明示して行う。

ア　避難対象地域
イ　避難理由
ウ　避難先
エ　避難経路
オ　避難時の注意事項

区分	実施責任者	措置	実施の基準（根拠法令） 指示等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	市長	・高齢者等の要配慮者への避難開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき （避難情報の発令基準設定マニュアル）
			（報告） 市長→知事
避難指示	市長	・立退き及び立退き先の指示	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示する。 （基本法第60条）
			（報告） 市長→知事
	知事	・立退き及び立退き先の指示	・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示する。 →市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。 （基本法第60条）
避難指示等	警察官	・立退き及び立退き先の指示	・市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合 （基本法第61条）
			（通知）（報告） 警察官 → 市長 → 知事
		・避難等の措置	・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置 （警察官職務執行法第４条）
			（報告） 警察官 → 公安委員会
	海上保安官	・立退き及び立退き先の指示	・市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合 （基本法第61条）
			（通知）（報告） 海上保安官 → 市長 → 知事

	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	・警察官がその場にいない場合、「警察官職務執行法第４条」による避難等の措置（自衛隊法第94条）
			（報告） 自衛官 → 防衛大臣の指定する者（第６師団長等）

３　住民等の自主的な避難

（第２編風水害対策編第２章第１０節「４　住民等の自主的な避難」に同じ）

４　避難指示等の伝達方法等

(1) 県に対する報告

避難指示を市長が発令したときは、本部事務局危機管理班は発令者、発令理由、避難対象区、発令日時及び避難先を明らかにし、記録するとともに直ちに県に対し、その旨を報告する。

(2) 関係機関への連絡

市長が避難指示等を発令したとき、又は警察官等から指示を行った旨の通知を受けたときは、本部事務局危機管理班は次の要領により必要に応じて関係機関に対して連絡する。

ア　県の出先機関、警察官又は駐在所等に連絡し協力を得る。

イ　市内の避難場所として利用する学校、公共建物等の管理者に対して至急連絡し、協力を求める。

ウ　隣接市町村への連絡

地域住民が避難のため、隣接災害時応援市町村（以下「協定市町村」という。）内の施設を利用する場合、また避難の誘導経路によって、協力を求めなければならない場合、協定市町村に対して必要事項を連絡する。

(3) 伝達の方法

避難指示等を発令した市長は、直ちに次の方式により、伝達広報を行う。関係機関特に警察、消防機関、放送機関等に協力要請をとり、それぞれの実情に即した方法で地域住民に周知徹底を図るよう定めておく。関係住民に対する避難指示の伝達方法は、次のとおりとする。

ア　信号による伝達

警鐘及びサイレン等を利用する。

イ　放送による伝達

防災行政無線で放送するとともに、テレビ、ラジオ等の放送機関に対しては、避難指示等を発令した旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を提示し、放送するよう協力を依頼する。

ウ　広報車等による伝達

市、警察署、消防機関等の広報車を利用し、関係地区を巡回し、又は自治会長等を通じて住民に伝達する。

エ　インターネット

緊急速報メール、ホームページ、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを使用し、迅速及び広範囲に情報伝達を行う。

オ　伝達員による戸別訪問

要配慮者への避難指示等の発令にあたっては、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する体制を整えておく。

５　地域ごとの避難所等及び避難方法

（第２編風水害対策編第２章第１０節「６　地域ごとの避難所等及び避難方法」に同じ）

６　警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

（第２編風水害対策編第２章第１０節「７　警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令」に同じ）

７　帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

（第２編風水害対策編第２章第１０節「８　帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供」に同じ）

８　避難所の開設・運営

（第２編風水害対策編第２章第１０節「９　避難所の開設・運営」に同じ）

第１１節　警備・保安及び交通規制計画

災害発生時において、住民生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、市及び酒田警察署は関係機関と相互に連携し、次の災害警備活動を実施する。

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１１節「１　主な実施機関」に同じ）

２　関係機関等との連携協調

（第２編風水害対策編第２章第１１節「２　関係機関等との連携協調」に同じ）

３　災害警備体制の確立

（第２編風水害対策編第２章第１１節「３　災害警備体制の確立」に同じ）

４　災害警備活動の実施

(1) 津波警報等の伝達

酒田警察署は、気象庁から発表される津波警報等に基づき、沿岸住民及び沿岸利用者に津波警報等を伝達する。

(2) 災害情報の収集と関係機関への伝達

災害関係情報、被害実態及び被害の拡大見通しなど災害応急対策活動を実施するために必要な情報の収集と関連機関への伝達

(3) 被害調査

状況に応じた被害調査班の編成による迅速的確な被害実態の把握

(4) 警戒区域の設定

ア　市が警戒区域を設定する場合における酒田警察署からの助言と協力

イ　警戒区域設定時の立入制限区域からの退去等に必要な措置

(5) 避難の措置

ア　市長が行う避難指示に対する必要な助言と協力

イ　危険緊迫時は全員を同時避難、段階的な避難誘導は災害弱者優先の避難措置の実施

ウ　関係機関と連携した安全な避難措置の実施

エ　緊急時における警察官職務執行法第４条に基づく避難等の措置と速やかな市長への通知

オ　避難者の把握と行方不明者等の調査

(6) 避難先の警戒活動

ア　避難所等への警戒員の配置、パトロールの強化

イ　流言飛語防止等の広報活動の実施

ウ　関係機関が行う救急･救護措置への支援

(7) 救助活動

ア　災害初期における家屋の倒壊、がけ崩れ、増水等により危険に瀕している者の発見を最重点とした救助活動の実施

イ　生命に危険が及ぶ被災者の優先救助

ウ　負傷者の応急手当と市、県、消防機関、日赤等の救護班への引継ぎ、又は病院への搬送

(8) 行方不明者の捜索及び死体検分

ア　行方不明者に関する情報収集と関係機関と協力した行方不明者の速やかな捜索活動の実施

イ　搬送・安置遺体の関係法令に基づく検視と迅速な身元確認

(9) 広報活動及び相談活動

ア　市災害対策本部及びその他の関係機関と協力した活発な広報活動による人心の動揺と混乱の防止

イ　地域住民の生活に必要な情報の収集と地域安全情報の提供

ウ　市民相談所の設置

５　交通対策

（第２編風水害対策編第２章第１１節「５　交通対策」に同じ）

第１２節　救助・救急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１２節「１　主な実施機関」に同じ）

２　対象者

（第２編風水害対策編第２章第１２節「２　対象者」に同じ）

３　救助活動

（第２編風水害対策編第２章第１２節「３　救助活動」に同じ）

４　行方不明者の捜索

（第２編風水害対策編第２章第１２節「４　行方不明者の捜索」に同じ）

５　住民等による応急手当

（第２編風水害対策編第２章第１２節「５　住民等による応急手当」に同じ）

６　負傷者の搬送体制の確立

（第２編風水害対策編第２章第１２節「６　負傷者の搬送体制の確立」に同じ）

７　広域的医療救護活動の要請

（第２編風水害対策編第２章第１２節「７　広域的医療救護活動の要請」に同じ）

第１３節　消火活動計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１３節「１　主な実施機関」に同じ）

２　火災対策

（第２編風水害対策編第２章第１３節「２　火災対策」に同じ）

３　県の対策

（第２編風水害対策編第２章第１３節「３　県の対策」に同じ）

４　広域応援

（第２編風水害対策編第２章第１３節「４　広域応援」に同じ）

第１４節　医療救護計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１４節「１　主な実施機関」に同じ）

２　災害状況の把握

（第２編風水害対策編第２章第１４節「２　災害状況の把握」に同じ）

３　医療救護施設の設置

（第２編風水害対策編第２章第１４節「３　医療救護施設の設置」に同じ）

４　医療救護活動

（第２編風水害対策編第２章第１４節「４　医療救護活動」に同じ）

５　関係機関への応援要請

（第２編風水害対策編第２章第１４節「５　関係機関への応援要請」に同じ）

６　医療関係ボランティアの活動

（第２編風水害対策編第２章第１４節「６　医療関係ボランティアの活動」に同じ）

７　医療機関の災害時の対応

（第２編風水害対策編第２章第１４節「７　医療機関の災害時の対応」に同じ）

第１５節　遺体対策計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１５節「１　主な実施機関」に同じ）

２　遺体等の捜索

（２編風水害対策編第２章第１５節「２　遺体等の捜索」に同じ）

３　遺体の搬送・安置

（第２編風水害対策編第２章第１５節「３　遺体の搬送・安置」に同じ）

４　遺体の検視及び処置等

（第２編風水害対策編第２章第１５節「４　遺体の検視及び処置等」に同じ）

５　遺体の埋葬

（第２編風水害対策編第２章第１５節「５　遺体の埋葬」に同じ）

６　身元不明遺体

（第２編風水害対策編第２章第１５節「６　身元不明遺体」に同じ）

７　広域応援体制

（第２編風水害対策編第２章第１５節「７　広域応援体制」に同じ）

第１６節　輸送計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１６節「１　主な実施機関」に同じ）

２　交通関係情報の収集・伝達

（第２編風水害対策編第２章第１６節「２　交通関係情報の収集・伝達」に同じ）

３　緊急交通路の確保

（第２編風水害対策編第２章第１６節「３　緊急交通路の確保」に同じ）

４　輸送の緊急度の優先順位

（第２編風水害対策編第２章第１６節「４　輸送の緊急度の優先順位」に同じ）

５　輸送拠点の指定及び確保

（第２編風水害対策編第２章第１６節「５　輸送拠点の指定及び確保」に同じ）

６　自動車による緊急輸送に必要な手続き

（第２編風水害対策編第２章第１６節「６　自動車による緊急輸送に必要な手続き」に同じ）

７　初動期における緊急空輸の実施

（第２編風水害対策編第２章第１６節「７　初動期における緊急空輸の実施」に同じ）

第１７節　道路及び橋りょう応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１７節「１　主な実施機関」に同じ）

２　道路及び橋りょう応急フロー図

（第２編風水害対策編第２章第１７節「２　道路及び橋りょう応急フロー図」に同じ）

３　道路及び橋りょう対応対策計画

（第２編風水害対策編第２章第１７節「３　道路及び橋りょう対応対策計画」に同じ）

４　基幹農道・主要林道及び橋りょう応急対策計画

（第２編風水害対策編第２章第１７節「４　基幹農道・主要林道及び橋りょう応急対策計画」に同じ）

５　交通安全施設応急対策計画

（第２編風水害対策編第２章第１７節「５　交通安全施設応急対策計画」に同じ）

６　住民等に対する広報

（第２編風水害対策編第２章第１７節「６　住民等に対する広報」に同じ）

７　積雪期の対応

（第２編風水害対策編第２章第１７節「７　積雪期の対応」に同じ）

第１８節　鉄道施設応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１８節「１　主な実施機関」に同じ）

２　災害対策体制等の確立

（第２編風水害対策編第２章第１８節「２　災害対策体制等の確立」に同じ）

３　応急復旧対策

（第２編風水害対策編第２章第１８節「３　応急復旧対策」に同じ）

４　住民等に対する広報

（第２編風水害対策編第２章第１８節「４　住民等に対する広報」に同じ）

５　市への報告

（第２編風水害対策編第２章第１８節「５　市への報告」に同じ）

第１９節　河川砂防施設等災害応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１９節「１　主な実施機関」に同じ）

２　応急対策

（第２編風水害対策編第２章第１９節「２　応急対策」に同じ）

３　住民等に対する広報

（編風水害対策編第２章第１９節「３　住民に対する広報」に同じ）

第２０節　農林水産業施設応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２０節「１　主な実施機関」に同じ）

２　農業生産基盤施設の応急対策

（第２編風水害対策編第２章第２０節「２　農業生産基盤施設の応急対策」に同じ）

３　農作物及び農業用施設

（第２編風水害対策編第２章第２０節「３　農作物及び農業用施設」に同じ）

４　家畜及び家畜飼養施設

（第２編風水害対策編第２章第２０節「４　家畜及び家畜飼養施設」に同じ）

５　林道・治山施設

（第２編風水害対策編第２章第２０節「５　林道・治山施設」に同じ）

６　水産関係施設等

（第２編風水害対策編第２章第２０節「６　水産関係施設等」に同じ）

第２１節　電力施設応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２１節「１　主な実施機関」に同じ）

２　復旧活動体制の組織

（第２編風水害対策編第２章第２１節「２　復旧活動体制の組織」に同じ）

３　応急対策

（第２編風水害対策編第２章第２１節「３　応急対策」に同じ）

４　復旧計画

（第２編風水害対策編第２章第２１節「４　復旧計画」に同じ）

５　利用者への広報

（第２編風水害対策編第２章第２１節「５　利用者への広報」に同じ）

６　広域応援体制

（第２編風水害対策編第２章第２１節「６　広域応援体制」に同じ）

第２２節　ガス供給施設応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２２節「１　主な実施機関」に同じ）

２　都市ガス等供給施設における災害応急対策

（第２編風水害対策編第２章第２２節「２　都市ガス等供給施設における災害応急対策」に同じ）

３ 液化石油ガス供給施設における災害応急計画

（第２編風水害対策編第２章第２２節「３ 液化石油ガス供給施設における災害応急計画」に同じ）

第２３節　電気通信施設応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２３節「１　主な実施機関」に同じ）

２　電気通信施設応急対策フロー図

（第２編風水害対策編第２章第２３節「２　電気通信施設応急対策フロー図」に同じ）

３　応急対策計画

（第２編風水害対策編第２章第２３節「３　応急対策計画」に同じ）

４　復旧計画

（第２編風水害対策編第２章第２３節「４　復旧計画」に同じ）

５　利用者への広報

（第２編風水害対策編第２章第２３節「５　利用者への広報」に同じ）

６　広域応援体制の整備

（第２編風水害対策編第２章第２３節「６　広域応援体制の整備」に同じ）

第２４節　下水道等施設応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２４節「１　主な実施機関」に同じ）

２　実施体制

（第２編風水害対策編第２章第２４節「２　実施体制」に同じ）

３　被害調査の実施

（第２編風水害対策編第２章第２４節「３　被害調査の実施」に同じ）

４　処理場、ポンプ場の応急対策

（第２編風水害対策編第２章第２４節「４　処理場、ポンプ場の応急対策」に同じ）

５　管きょ施設の応急対策

（第２編風水害対策編第２章第２４節「５　管きょ施設の応急対策」に同じ）

６　下水道施設の復旧計画

（第２編風水害対策編第２章第２４節「６　下水道施設の復旧計画」に同じ）

７　利用者への協力要請

（第２編風水害対策編第２章第２４節「７　利用者への協力要請」に同じ）

８　積雪期の対応

（第２編風水害対策編第２章第２４節「８　積雪期の対応」に同じ）

第２５節　危険物等施設応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２５節「１　主な実施機関」に同じ）

２　危険物等施設の応急対策

（第２編風水害対策編第２章第２５節「２　危険物等施設の応急対策」に同じ）

３　危険物等流出応急対策

（第２編風水害対策編第２章第２５節「３　危険物等流出応急対策」に同じ）

４　住民等に対する広報

（第２編風水害対策編第２章第２５節「４　住民等に対する広報」に同じ）

第２６節　物資拠点運営計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２６節「１　主な実施機関」に同じ）

２　物資拠点運営計画フロー

（第２編風水害対策編第２章第２６節「２　物資拠点運営計画フロー」に同じ）

３　物資拠点の設置

（第２編風水害対策編第２章第２６節「３　物資拠点の設置」に同じ）

４　取扱物資

（第２編風水害対策編第２章第２６節「４　取扱物資」に同じ）

５　物資拠点の運営体制と運営要領

（第２編風水害対策編第２章第２６節「５　物資拠点の運営体制と運営要領」に同じ）

６　物資拠点の実施業務

（第２編風水害対策編第２章第２６節「６　物資拠点の実施業務」に同じ）

７　物資の輸送

（第２編風水害対策編第２章第２６節「７　物資の輸送」に同じ）

第２７節　食料供給計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２７節「１　主な実施機関」に同じ）

２　市の実施体制

（第２編風水害対策編第２章第２７節「２　市の実施体制」に同じ）

３　関係機関の連携による広域応援体制

（第２編風水害対策編第２章第２７節「３　関係機関の連携による広域応援体制」に同じ）

４　食料の衛生管理体制、栄養指導

（第２編風水害対策編第２章第２７節「４　食料の衛生管理体制、栄養指導」に同じ）

第２８節　給水・上水道施設応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２８節「１　主な実施機関」に同じ）

２　応急給水計画と応急復旧計画

（第２編風水害対策編第２章第２８節「２　応急給水計画と応急復旧計画」に同じ）

３　実施体制・広域応援体制

（第２編風水害対策編第２章第２８節「３　実施体制・広域応援体制」に同じ）

４　被害状況の把握

（第２編風水害対策編第２章第２８節「４　被害状況の把握」に同じ）

５　緊急措置

（第２編風水害対策編第２章第２８節「５　緊急措置」に同じ）

６　応急対策計画

（第２編風水害対策編第２章第２８節「６　応急対策計画」に同じ）

７　応急給水計画

（第２編風水害対策編第２章第２８節「７　応急給水計画」に同じ）

８　応急復旧計画

（第２編風水害対策編第２章第２８節「８　応急復旧計画」に同じ）

９　住民等への広報・情報連絡体制

（第２編風水害対策編第２章第２８節「９　住民等への広報・情報連絡体制」に同じ）

第２９節　生活必需品等供給計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２９節「１　主な実施機関」に同じ）

２　市の実施体制

（第２編風水害対策編第２章第２９節「２　市の実施体制」に同じ）

３　関係機関の連携による広域応援体制

（第２編風水害対策編第２章第２９節「３　関係機関の連携による広域応援体制」に同じ）

第３０節　防疫及び保健衛生計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第３０節「１　主な実施機関」に同じ）

２　被害状況等の把握

（第２編風水害対策編第２章第３０節「２　被害状況等の把握」に同じ）

３　保健衛生対策

（第２編風水害対策編第２章第３０節「３　保健衛生対策」に同じ）

４　防疫対策

（第２編風水害対策編第２章第３０節「４　防疫対策」に同じ）

５　食品衛生確保対策

（第２編風水害対策編第２章第３０節「５　食品衛生確保対策」に同じ）

６　栄養指導対策

（第２編風水害対策編第２章第３０節「６　栄養指導対策」に同じ）

７　精神保健対策

（第２編風水害対策編第２章第３０節「７　精神保健対策」に同じ）

第３１節　廃棄物の処理計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第３１節「１　主な実施機関」に同じ）

２　被災状況調査・把握

（編風水害対策編第２章第３１節「２　被災状況調査・把握」に同じ）

３　災害廃棄物処理

（第２編風水害対策編第２章第３１節「３　災害廃棄物処理」に同じ）

但し、(5)の項目を以下とする。

(5) 廃棄物処理施設については、耐震性の確保を図り、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

４　ごみ処理計画

（第２編風水害対策編第２章第３１節「４　ごみ処理計画」に同じ）

５　し尿処理計画

（第２編風水害対策編第２章第３１節「５　し尿処理計画」に同じ）

６　廃棄物処理施設の応急復旧

（第２編風水害対策編第２章第３１節「６　廃棄物処理施設の応急復旧」に同じ）

７　廃棄物処理の広域応援体制

（第２編風水害対策編第２章第３１節「７　廃棄物処理の広域応援体制」に同じ）

第３２節　義援金及び義援物資の受入・配分計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第３２節「１　主な実施機関」に同じ）

２　義援金及び義援物資の受入周知

（第２編風水害対策編第２章第３２節「２　義援金及び義援物資の受入周知」に同じ）

３　義援金及び義援物資の受入れ及び保管

（第２編風水害対策編第２章第３２節「３　義援金及び義援物資の受入れ及び保管」に同じ）

４　義援金及び義援物資の配分

（第２編風水害対策編第２章第３２節「４　義援金及び義援物資の配分」に同じ）

第３３節　　文教施設における応急計画

地震発生時の児童・生徒・教職員等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るほか、施設災害等に対する迅速な対応を図る。

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第３３節「１　主な実施機関」に同じ）

２　学校の災害応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、指定避難所として指定を受けた学校においても、避難所運営は市が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力する。

(1) 児童・生徒等の安全確保と避難誘導等

ア 在校時の措置

地震発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。

(ｱ) 事前に準備しておいた旗やタオルなどの目立ちやすい物を目印に使用し、学級の位置を知らせながら避難すること。

(ｲ) 避難順序や経路は、校舎の被害状況により変更の必要が生じるので、教職員は状況に応じた適切な処置をとること。

(ｳ) 落下物に注意すること。

(ｴ) 身体障がい者等の優先について考慮すること。

(ｵ) 負傷者や逃げ遅れの者の有無などについて注意すること。

(ｶ) 誘導責任者は、次のとおりとする。

Ａ　授業中：授業実施中の教職員

Ｂ　休憩中：原則として学級担任及び最も身近にいる教職員

Ｃ　放課後：原則として学級担任及び最も身近にいる教職員

(ｷ) 火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

(ｸ) 非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に対応すること。

イ 登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ、保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

ウ 勤務時間外の措置

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保した上で、直ちに登校し、学

校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

エ　安全確認

学級担任は、速やかに人員や負傷者を確認して、教務主任、教頭、校長の順で報告するとともに、人命救助が必要な場合は、全教職員等で救出を行う。

(ｱ)　養護教諭を中心に、教職員、児童、生徒等による救護体制の編成を図る。

(ｲ)　災害時における学校医との協力体制の整備を図る。

オ　災害情報の収集

教職員等は、ラジオ、コミュニティＦＭ放送、テレビ等報道関係の災害情報を収集するとともに、関係機関（市、県、警察署、消防署等）と連絡を取り、情報把握に努める。

カ　被害・被害状況等の報告

学校長は、速やかに被害・被災状況（児童・生徒、教職員、施設・設備）等を調査し、直ちに市教育委員会を経由して災害対策本部へ報告する。

キ 下校の措置

児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえ、児童・生徒等を速やかに下校させる。なお、小学校、中学校については、基本的に次の方法によるものとする。

(ｱ)　通信回線が使用可能な場合

緊急時連絡先に連絡をとり、保護者の迎え等適切な方法により児童・生徒を下校させること。

(ｲ)　通信回線が使用不可能な場合

通信回線を使用せずに連絡をとれる場合については、保護者の迎えにより下校させる。

連絡がとれない場合は、通信回線が復旧し、連絡がとれるまで学校又は避難場所に待機させること。

(ｳ)　限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童・生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。また、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

(2) 避難所の開設、運営の協力

学校長は、市及び地域の自主防災組織等と協力して、避難所の開設・運営に積極的に協力する。

ア　教職員の基本的役割

市民部市民班が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や避難所施設管理者として、基本的な指示や協力を行うこと。

学校長：施設管理者として、自主防災組織の代表者と連携して避難所運営を支援する。
教頭・教諭等：校長の指揮のもとで、学校の避難所運営を支援する。
養護教諭　：学校医と連絡をとり、避難所の救援活動を支援する。
栄養職員等：学校の調理施設を利用した炊き出しに協力する。
事務職員等：市との情報連絡、学校施設のライフライン確保にあたる。

イ　避難使用場所の優先順位の考え方

(ｱ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピューター室、給食室等は、基本的に使用を禁止すること。

(ｲ) 避難行動要支援者には、優先的に条件が良好な部屋（和室等）を使用させること。

(3) 教育活動の再開

ア　学校長は、学校及び地域の復旧状況を踏まえて、速やかな教育活動の再開に努める。校舎の被害が甚大の場合には、学年合同授業、二部授業又は公共施設等を利用した分散授業を行う。

イ　市及び県は、速やかな教育活動の再開にむけて、教職員の派遣、教科書、学用品の調達・あっせん等に努める。

(4) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合、心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに、必要に応じ地域の医療機関等との連携を図る。

３　学校以外の文教施設の応急対策

（第２編風水害対策編第２章第３３節「３　学校以外の文教施設の応急対策」に同じ）

４　文化財の応急対策

（第２編風水害対策編第２章第３３節「４　文化財の応急対策」に同じ）

第３４節　要配慮者の応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第３４節「１　主な実施機関」に同じ）

２　災害発生時における在宅の要配慮者に対する対策

（第２編風水害対策編第２章第３４節「２　災害発生時における在宅の避難行動要支援者に対する対策」に同じ）

３　災害発生時における施設の避難行動要支援者の支援計画

（第２編風水害対策編第２章第３４節「３　災害発生時における施設の避難行動要支援者の支援計画」に同じ）

４　外出中の要配慮者対策

（第２編風水害対策編第２章第３４節「４　外出中の要配慮者対策」に同じ）

５　外国人の援護対策

（第２編風水害対策編第２章第３４節「５　外国人の援護対策」に同じ）

６　災害復興期における支援

（第２編風水害対策編第２章第３４節「６　災害復興期における支援」に同じ）

第３５節　応急住宅計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第３５節「１　主な実施機関」に同じ）

２　住宅被災状況等の把握

（第２編風水害対策編第２章第３５節「２　住宅被災状況等の把握」に同じ）

３　応急仮設住宅の確保

（第２編風水害対策編第２章第３５節「３　応急仮設住宅の確保」に同じ）

４　被災住宅の応急修理

（第２編風水害対策編第２章第３５節「４　被災住宅の応急修理」に同じ）

５　公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

（第２編風水害対策編第２章第３５節「５　公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用」に同じ）

６　応急仮設住宅建設資材の調達

（第２編風水害対策編第２章第３５節「６　応急仮設住宅建設資材の調達」に同じ）

７　建物関係障害物の除去

（第２編風水害対策編第２章第３５節「７　建物関係障害物の除去」に同じ）

第３６節　災害救助法による救助計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第３６節「１　主な実施機関」に同じ）

２　災害救助法による救助フロー図

（第２編風水害対策編第２章第３６節「２　災害救助法による救助フロー図」に同じ）

３　災害救助法の適用

（第２編風水害対策編第２章第３６節「３　災害救助法の適用」に同じ）

４　災害救助法の適用基準

（第２編風水害対策編第２章第３６節「４　災害救助法の適用基準」に同じ）

５　被害状況の判定基準

（第２編風水害対策編第２章第３６節「５　被害状況の判定基準」に同じ）

６　災害救助法の適用手続

（第２編風水害対策編第２章第３６節「６　災害救助法の適用手続」に同じ）

７　災害救助法による救助の種類と実施体制

（第２編風水害対策編第２章第３６節「７　災害救助法による救助の種類と実施体制」に同じ）

８　災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

（第２編風水害対策編第２章第３６節「８　災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等」に同じ）

第３章　災害復旧計画

第１節　民生安定化計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第３章第１節「１　主な実施機関」に同じ）

２　被災者のための相談

（第２編風水害対策編第３章第１節「２　被災者のための相談」に同じ）

３　雇用の安定

（第２編風水害対策編第３章第１節「３　雇用の安定」に同じ）

４　応急金融対策

（第２編風水害対策編第３章第１節「４　応急金融対策」に同じ）

５　生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

（第２編風水害対策編第３章第１節「５　生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供」に同じ）

６　住宅対策

（第２編風水害対策編第３章第１節「６　住宅対策」に同じ）

７　租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

（第２編風水害対策編第３章第１節「７　租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置」に同じ）

８　その他公共料金の特例措置

（第２編風水害対策編第３章第１節「８　その他公共料金の特例措置」に同じ）

９　制度の周知及び利用者への広報

（第２編風水害対策編第３章第１節「９　制度の周知及び利用者への広報」に同じ）

第２節　融資・貸付その他資金等による支援計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第３章第２節「１　主な実施機関」に同じ）

２　資金名等

（第２編風水害対策編第３章第２節「２　資金名等」に同じ）

３　災害援護資金等の貸付

（第２編風水害対策編第３章第２節「３　災害援護資金等の貸付」に同じ）

４　農林漁業関係

（第２編風水害対策編第３章第２節「４　農林漁業関係」に同じ）

５　中小企業関係

（第２編風水害対策編第３章第２節「５　中小企業関係」に同じ）

第３節　公共施設等災害復旧計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第３章第３節「１　主な実施機関」に同じ）

２　災害復旧事業実施体制の確立

（第２編風水害対策編第３章第３節「２　災害復旧事業実施体制の確立」に同じ）

３　災害復旧事業の立案・実施の方針

（第２編風水害対策編第３章第３節「３　災害復旧事業の立案・実施の方針」に同じ）

４　災害復旧事業の執行手続

（第２編風水害対策編第３章第３節「４　災害復旧事業の執行手続」に同じ）

５　被害状況調査及び集計の体制

（第２編風水害対策編第３章第３節「５　被害状況調査及び集計の体制」に同じ）

６　災害復旧事業の促進

（第２編風水害対策編第３章第３節「６　災害復旧事業の促進」に同じ）

７　災害復旧関係技術職員等の確保

（第２編風水害対策編第３章第３節「７　災害復旧関係技術職員等の確保」に同じ）

８　激甚災害指定の検討と推進

（第２編風水害対策編第３章第３節「８　激甚災害指定の検討と推進」に同じ）

９　災害復旧事業に係る財政支援

（第２編風水害対策編第３章第３節「９　災害復旧事業に係る財政支援」に同じ）

10　東北財務局山形財務事務所の措置

（第２編風水害対策編第３章第３節「10　東北財務局山形財務事務所の措置」に同じ）

11　住民及び関係団体等に対する情報提供

（第２編風水害対策編第３章第３節「11　住民及び関係団体等に対する情報提供」に同じ）

第４節　災害復興計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第３章第４節「１　主な実施機関」に同じ）

２　災害復興計画フロー

（第２編風水害対策編第３章第４節「２　災害復興計画フロー」に同じ）

３　復興対策組織体制の整備

（第２編風水害対策編第３章第４節「３　復興対策組織体制の整備」に同じ）

４　復興基本方針の決定

（第２編風水害対策編第３章第４節「４　復興基本方針の決定」に同じ）

５　復興計画の策定

（第２編風水害対策編第３章第４節「５　復興計画の策定」に同じ）

６　復興事業の実施

（第２編風水害対策編第３章第４節「６　復興事業の実施」に同じ）

７　住民合意の形成

（第２編風水害対策編第３章第４節「７　住民合意の形成」に同じ）

第１章　災害予防計画

第１節　津波に関する調査研究及び観測計画

津波に関する研究の推進と津波発生時の迅速な初動態勢の構築に資するため、津波観測体制の整備を図る。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	庄内総合支庁　山形地方気象台　東北地方整備局

２　津波に関する調査研究

(1) 調査研究体制の整備

津波災害による被害の軽減を図るため、津波に関する情報の収集・分析、調査研究体制の整備を図る。

(2) 津波に関する資料の収集・分析

市は、国、県が行う調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内の津波に関する資料を収集・分析し、その活用に努める。

(3) 調査研究項目

調査研究は、おおむね次の事項について実施する。

① 市における津波災害の想定

② 国・県・気象庁等の津波災害関連の調査研究結果の収集・分析

３　津波観測体制の現状

本市付近における津波の観測施設は、次表のとおり。

観測所名	設置場所	電話	設置者
酒　田	酒田市宮野浦字家岸	(33)6311	国土交通省
酒　田 (巨大津波計)	酒田市宮野浦字家岸	(023)622-0632	気象庁
飛 島 ※	酒田市飛島字法木　法木港	(022)225-1950	東北大学
飛　島	酒田市飛島字勝浦　勝浦港	(022)295-8611	国土地理院
山形酒田沖 (ＧＰＳ波浪計)	酒田沖約19km、水深約104m	(33)6311	国土交通省

※ 気象庁の津波情報では発表していない。

(1) 気象庁

気象庁は、地震発生時の震源及び規模の決定、各地の震度、津波発生の有無、規模の判定と襲来地域の予想及び地震に関する調査研究のため、県内６カ所に地震計、１４箇所に計測震度計を設置して観測を行っており、防災関係機関に大津波警報・津波警報・津波注意報や地震・津波情報及び津波予報を伝達するとともに、報道機関を通して広く住民に情報を提供している。また、大きな津波の観測のため、酒田港に巨大津波計を設置している。

さらに、最大震度５弱以上又は長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、

震度４以上又は長周期地震動階級３以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、報道機関や通信事業者等の協力によりテレビ、ラジオ、携帯電話等を通じて住民に提供する。なお、震度６弱以上又は長周期地震動階級４の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震特別警報に位置づけられる。

(2) 国土交通省東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局は、港湾構造物の耐震設計に資するため、酒田港に強震計を設置し計測している。また、山形県沖にＧＰＳ波浪計を設置し、波浪や潮位等の海面変動を観測している。

第２節　防災教育計画

１　計画の方針

（第２編風水害編第１章第２節「１　計画の方針」に同じ）

２　主な実施機関

（第２編風水害編第１章第２節「２　主な実施機関」に同じ）

３　防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民等はその自覚を持ち、平時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、県、市及び防災関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市、県及び防災関係機関等は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

４　津波ハザードマップの整備

市は、県が設定する津波浸水想定図（津波浸水想定）等に基づき、津波によって浸水が予想される地域を事前に把握のうえ、当該津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえて避難場所、避難所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対しその内容をしっかりと伝える制度及び仕組みの構築を図る。

５　防災教育・防災訓練

（第２編風水害編第１章第２節「３　防災教育・防災訓練」に同じ）

６　一般住民に対する防災知識の普及

津波による人的被害を軽減する方策は、一般住民の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示の意味と内容の説明など、津波防災知識の普及・啓発活動を一般住民に対して行う。また、一般住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(1) 啓発内容

ア　避難行動に関する知識

(ｱ) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度４程度）を感じた時又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること

(ｲ) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること

(ｳ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域の住民等の避難を促すこと

イ　津波の特性に関する情報

(ｱ) 日本海東縁部で発生する地震は、沿岸に近い場所を震源とすると考えられており、

地震により津波が発生した場合は、地震による揺れを感じてから短時間で津波が襲来する可能性があること

(ｲ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること

(ｳ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること

(ｴ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性

ウ　津波に関する想定・予測の不確実性

(ｱ) 地震や津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること

(ｲ) 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること

(ｳ) 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること

(ｴ) 指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ること

エ　家庭での予防・安全対策

(ｱ) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(ｲ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ｳ) 最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

(ｴ) 自動車へのこまめな満タン給油

(ｵ) 家族の実情に応じた食料等の備蓄と服用している医薬品の情報等の把握

(ｶ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

(ｷ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主の明示、避難用品や備蓄品の確保等）

(ｸ) 地域の災害史や危険情報の把握

オ　地震、津波発生後の行動等

(ｱ) 津波警報等発表時や避難指示発令時にとるべき行動

(ｲ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動

(ｳ) 津波発生時の行動

(ｴ) 自動車運転時の行動

(ｵ) 地震、津波発生時に危険になる箇所を踏まえた行動

(ｶ) 広域避難の実効性のための、通常避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(ｷ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路

(ｸ) 避難所等での行動

(ｹ) 応急救護の方法

(ｺ) 通信系統の適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

(ｻ) 要配慮者への配慮

(ｼ) ライフライン途絶時の対策

(ｽ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

(ｾ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(2) 啓発方法

市は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布を行い、防災ビデオの貸し出し、ホームページなどの活用を促進するとともに、住民等を対象とした講座等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 日常生活の中の啓発

市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水深、避難場所（津波避難ビル等）や避難路・避難階段の位置などを示すことや、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知できるように努める。

(4) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集、整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

７　事業所等に対する防災知識の普及

（第３編震災対策編第１章第３節「５　事業所に対する防災知識の普及」に同じ）

８　学校教育における防災教育

（第２編風水害編第１章第２節「６　学校教育における防災教育」に同じ）

９　要配慮者に対する防災知識の普及

（第２編風水害編第１章第２節「７　要配慮者に対する防災知識の普及」に同じ）

第３節　防災訓練計画

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行うべき防災訓練の実施並びに推進を図るため必要な対策について計画する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　酒田市消防団（酒田市水防団） 酒田河川国道事務所　庄内総合支庁　東北電力ネットワーク㈱ 東日本電信電話㈱宮城事業部山形支店　酒田天然ガス㈱ 危険物取扱事業所

２　総合的な津波防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、津波発生時の被害を軽減するため、迅速かつ的確に津波に対する防災活動が行えるよう、相互に協力して津波警報、避難指示の情報伝達訓練、津波避難訓練等の津波防災訓練を、以下の点に留意して避難対象地域の関係機関、自主防災組織、地域住民等を含め、継続的かつ定期的に実施する。

特に、津波からの避難は、個人による自主的な行動が重要となることから、その啓発を重視して取り組む。

(1) 自主防災組織等をはじめとする地域住民の参加に重点を置くとともに、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

(2) 津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さ及びハザードマップを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行う。
また、訓練においては津波の情報伝達、住民避難等の訓練を実施する。

(3) 総合的な防災訓練を年一回以上開催する。

(4) 男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努める。

(5) 緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなど､地震発生時の対応行動の習熟を図る。

(6) ペット同行避難者の受け入れを想定した訓練実施に努める。

(7) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練の計画及び実施を検討する。

(8) 大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

(9) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

３　防災訓練の実施及び指導

市は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民等の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

４　地域住民による津波防災訓練

津波による被害のおそれのある地域の住民等に、日常から避難場所や避難経路を周知するとともに、定期的に津波防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、想定される最大クラスの津波やその到達時間及びハザードマップを踏まえた具体的かつ実践的な訓練となるよう工夫を行う。

また、地域住民による自主防災組織等の組織化を推進する。

５　実践的な訓練の実施と事後評価

(1)　訓練を行うにあたっては、可能な限り訓練の目的を具体的に設定したうえで、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるようにする。

(2)　訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ次回訓練の在り方、防災マニュアル、防災協力協定、防災行動計画（タイムライン）等の見直し等を行って、実効性のある防災組織体制等の維持・整備、防災関係機関相互の連携強化を図る。

第４節　自主防災組織育成計画

１　計画の方針

（第２編風水害編第１章第４節「１　計画の方針」に同じ）

２　主な実施機関

（第２編風水害編第１章第４節「２　主な実施機関」に同じ）

３　地域住民等の自主防災組織

（第２編風水害編第１章第４節「３　地域住民等の自主防災組織」に同じ）

４　事業所等の自衛消防組織等

（第２編風水害編第１章第４節「４　事業所等の自衛消防組織等」に同じ）

５　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

（第２編風水害対策編第１章第４節「５　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」に同じ）

６　コミュニティ（防災）センター及び防災資機材庫の整備

（第２編風水害編第１章第４節「５　コミュニティ（防災）センター及び防災資機材庫の整備」に同じ）

第５節　災害ボランティアの受入計画

１　主な実施機関

（第２編風水害編第１章第５節「１　主な実施機関」に同じ）

２　地域コミュニティづくり

（第２編風水害編第１章第５節「２　地域コミュニティづくり」に同じ）

３　災害救援ボランティア活動推進のための事前体制整備

（第２編風水害編第１章第５節「３　災害救援ボランティア活動推進のための事前体制整備」に同じ）

４　一般ボランティア

（第２編風水害編第１章第５節「４　一般ボランティア」に同じ）

５　専門ボランティア

（第２編風水害編第１章第５節「５　専門ボランティア」に同じ）

第６節　避難計画

地震・津波による災害は、火災等の二次災害と相まって、大規模かつ広域的になるおそれがあることから、住民等を安全な場所に計画的に避難させるための避難計画を策定する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　都市デザイン課　まちづくり推進課　**地域福祉課** 高齢者支援課　土木課　整備課　教育委員会
関係機関	庄内総合支庁　酒田地区広域行政組合消防本部　酒田警察署

２　指定避難所等の指定及び避難路の安全確保

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地震・津波による住家の倒壊等により住民等が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、公園、グラウンド、コミュニティ（防災）センター、学校等の公共施設等を、管理者（設置者）の同意を得たうえで、指定避難所等として指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備をするとともに、避難路の安全を確保して、災害時に住民等の安全な避難を図る。更に、避難行動要支援者に配慮して、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(1) 津波災害特有の避難場所

ア　津波避難ビル

避難対象地域内の耐震性が確保された鉄筋コンクリート（ＲＣ）又は鉄骨鉄筋コンクリート（ＳＲＣ）構造で、かつ想定浸水深に応じた階数を有する建物（浸水深２ｍの場合は３階建以上（想定される浸水深が１ｍ以下であれば、２階建でも可）、３ｍの場合は４階建以上）で市が指定するもの

イ　津波避難候補場所

避難対象地域以外の境内、高架橋などで市の指定ではないが、所有者（管理者）の承諾を得ている津波避難適地

(2) 指定避難所等の指定の留意事項

指定避難所等の指定にあたっては、次のことに留意する。

ア　県が平成２８年３月に取りまとめた津波浸水想定図等を基に、浸水の危険性が低く、避難後においても孤立せず、二次避難が可能な場所に整備するよう努める。

イ　住民等（要配慮者を含む）が、できるだけ短時間に徒歩での避難が可能となる程度の近傍に確保する。

ウ　周囲に高台等がない地域では、津波避難ビル等の整備、指定を進める。

エ　民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を指定緊急避難場所として指定する場合には、津波浸水想定に定める水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮し、更に必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることなどにより、

いざというときに確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

オ　余裕のある受入れ可能面積（要避難人口は昼間人口を考慮）を確保する。

カ　延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。十分な耐震強度を確保する。

キ　公園等を指定する場合は津波浸水深以上の高さを有し、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保する。

ク　危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮する。

ケ　人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員が確保するよう努める。

コ　指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備する。

サ　市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、避難所運営のノウハウを有するＮＰＯや医療・保健・福祉の専門家等、ボランティアと定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めること。

(3) 避難路の整備・安全確保

ア　避難路等の整備

住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路及び避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

イ　避難路の安全確保

十分な幅員の確保と延焼防止等のための施設整備に努めると共に、危険箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知する。

３　指定避難所等・避難路の事前周知

（第２編風水害編第１章第６節「３　指定避難所等・避難路の事前周知」に同じ）

４　指定避難所等の整備・避難路の整備

（第２編風水害編第１章第６節「４　指定避難所等の整備・避難路の整備」に同じ）

５　避難行動要支援者の避難支援計画

（第２編風水害編第１章第６節「５　避難行動要支援者の避難支援計画」に同じ）

６ 避難誘導体制の整備

（第２編風水害編第１章第６節「６ 避難誘導体制の整備」に同じ）

７　防災上特に注意を要する施設の避難計画

（第２編風水害編第１章第６節「７　防災上特に注意を要する施設の避難計画」に同じ）

８　福祉避難所の指定

（第２編風水害編第１章第６節「８　福祉避難所の指定」に同じ）

９　避難誘導

(1) 津波監視体制の整備

市は、強い揺れ（震度４程度以上）又は長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合若しくは津波警報等が発表された場合は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、防災関係機関の情報及びテレビ･ラジオ等放送機関を通じて発表される津波警報等を入手し、津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜に居る者や海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示（避難指示を発令）する。

(2) 避難指示の発令・伝達

ア　避難指示発令判断基準の明確化

市は、津波警報等の内容に応じた適切な避難指示ができるよう、避難指示の発令基準を設定する。また、避難指示の発令判断、伝達を適切に実施するため、国及び県の協力を得つつ避難すべき区域や判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

イ　全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

ウ　住民等への避難指示の伝達

(ｱ) 市は、津波警報等、避難指示が住民等の迅速かつ的確な避難行動に結びつくよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討し、地域防災計画に津波警報や避難指示の伝達方法、手段等について明示する。

その際、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮する。

(ｲ) 市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の管理者等及び地方公共団体の職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機、防災ラジオを含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ、ソーシャルメディア、サイレン、半鐘、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）及び広報車等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(ｳ) 伝達協力体制の整備

沿岸部に職場がある漁業協同組合や事業者、多くの人出が予想される海水浴場の管理者及び自主防災組織等とあらかじめ津波警報等の伝達に関し協議を行い、協力体制を確立する。

10　津波避難計画の策定

市は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるよう、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波警報等の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。

市、避難行動要支援者施設等の管理者及び酒田海上保安部は、次の点に留意して津波避難計画を策定し、住民等に対し周知徹底する。

なお、市は、津波避難誘導体制を整備するとともに、自主防災組織や警察の協力を得て、避難者の掌握や必要な応急救護活動を実施するための体制整備を図る。

(1) 一般住民の避難誘導

ア　地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、県及び市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、酒田警察署と十分調整を図り、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

イ　市は、過去の津波記録、津波浸水域予測図等を勘案し、できるだけ浸水のおそれのない安全な避難場所や避難経路を指定するとともに、特に津波については、個人の避難行動が重要であることから、津波の危険や津波警報等･避難指示の意味あい、避難方法、迅速かつ自主的に避難行動を取ることの重要性などについて住民等に対して広く啓発する。

ウ　市は、自主防災組織等の地域住民が主体となって、要配慮者の避難方法の検討など、より地域の実情に即した避難計画を定めるよう支援していく。

(2) 要配慮者の避難誘導

要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報の把握、共有及び避難誘導体制の整備を図る。

(3) 避難行動要支援者施設等における避難行動

避難行動要支援者施設等の管理者は、津波に対して安全な避難場所を確保するとともに、必要に応じて、鉄筋コンクリート等の強固な建物を、緊急避難施設として指定する。

また、避難行動要支援者の避難誘導について、自主防災組織や地域住民から協力を得られるよう体制の整備に努める。

(4) 海水浴客等の避難誘導

市は、外国人や観光客など、災害対応や地理地形に不案内な利用者の人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等と、あらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定める。

また、場所に応じて、案内板等により地形や津波に関する特徴を周知する。

(5) 船舶等の避難対策

ア　酒田海上保安部は、海事関係者に対し、日頃から訪船及び海難防止講習会等により津波の危険性、津波襲来時の船舶の避難時期、方法等について指導啓発を行うとともに、港外へ避難する船舶の避難誘導や交通整理に関する計画を定める。

イ　海事関係者は、情報伝達の手段及び船舶等を避難させる場合の迅速かつ適切な方法等について検討し、避難計画を定めておく。

11　防災上特に注意を要する施設の避難計画

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア　地域の実情に応じた避難所等、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法

イ　入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織及び事業所等との協力体制

ウ　集団的に避難する場合の避難地等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法

エ　保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア　施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ　利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ　避難所等に係る市との事前調整

(3) 地下空間を有する施設

地下通路など地下空間を有する施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア　利用者の施設外への安全な避難手段の確保

イ　利用者に対する地下空間が有している危険性の周知

12　避難誘導者の安全対策

県及び市は、消防（水防）団員、消防職員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

また、県及び市は、避難誘導･支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段･装備や、これらの者へ避難のための立ち退きを指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

13　帰宅困難者対策

大規模災害の場合、帰宅困難者が発生することが予想されることから、市は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時か

ら周知に努めるとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留められるよう、備蓄等の帰宅困難者対策を促す。

第７節　災害情報等の収集・伝達体制整備計画

津波発生時における市及び防災関係機関における災害情報の収集・伝達体制を整備する。

１　主な実施機関

酒田市	市長公室　危機管理課　まちづくり推進課
関係機関	県　酒田警察署　酒田海上保安部　酒田地区広域行政組合消防本部

２　災害情報の伝達体制の整備

(1) 市、県及び防災関係機関は、相互に迅速かつ確実に情報伝達が行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など情報伝達体制の確立に努める。

(2) 市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割、責任等の明確化に努めるものとする。

また、夜間、休日も対応できる体制の整備を図る。

(3) 市、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（防災情報システム）に集約できるよう努める。

３　災害情報の収集体制の整備

(1) 市、県及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

(2) 市、県及び防災関係機関は、被災現場等において情報の収集、連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど情報収集体制の整備を推進する。

(3) 市及び県は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

４　被災者等への的確な情報伝達

(1) 市及び県は、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系（戸別受信機、防災ラジオを含む。）の整備を図り、有線系や携帯電話なども含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

(2) 市、県及び防災関係機関は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者などの情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるような体制の整備を図る。

(3) 市及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、役割及び責任等の明確化に努める。

(4) 市、県及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制及び施設、設備の整備を図る。

(5) 市及び県は、居住地以外の沿岸市町に避難する被災者に対しても必要な情報や支援、サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

(6) 市及び県は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

第８節　救助・救急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害編第１章第７節「１　主な実施機関」に同じ）

２　消防団の対策

（第２編風水害編第１章第７節「２　消防団の対策」に同じ）

３　酒田地区広域行政組合消防本部の対策

（第２編風水害編第１章第７節「３　酒田地区広域行政組合消防本部の対策」に同じ）

４ 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに市町村又は消防機関、警察機関若しくは酒田海上保安部に通報するとともに、これら防災関係機関の避難指示を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平時において、消火活動や損壊した建物による生埋者の救助活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要となる資機材を市の支援を受け、整備するよう努める。

５　住民等に対する防災意識の啓発

（第２編風水害編第１章第７節「５　住民等に対する防災意識の啓発」に同じ）

６　情報収集体制の整備

（第２編風水害編第１章第７節「６　情報収集体制の整備」に同じ）

７　酒田地区医師会十全堂及び酒田地区歯科医師会の対策

（第２編風水害編第１章第７節「７　酒田地区医師会十全堂及び酒田地区歯科医師会の対策」に同じ）

８　日赤山形県支部酒田地区の体制

（第２編風水害編第１章第７節「８　日赤山形県支部酒田地区の体制」に同じ）

９　消防防災ヘリコプターの運用方法の確立

（第２編風水害編第１章第７節「９　消防防災ヘリコプターの運用方法の確立」に同じ）

第９節　医療救護計画

１　主な実施機関

（第２編風水害編第１章第９節「１　主な実施機関」に同じ）

２　医療救護体制の整備

（第２編風水害編第１章第９節「２　医療救護体制の整備」に同じ）

３　災害医療救護対策の充実

（第２編風水害編第１章第９節「３　災害医療救護対策の充実」に同じ）

第１０節　津波に強いまちづくり計画

津波による被害を最小化するためのまちづくりを推進する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　都市デザイン課　土木課　整備課　建築課 上下水道部　各施設所管課
関係機関	県　国土交通省酒田河川国道事務所

２　津波浸水想定の設定

県は、津波災害のおそれのある区域について、自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、市及び県は津波浸水想定を設定するとともに、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策の推進に努める。

なお、市は、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な方針」に基づき、かつ、県の設定した津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

３　津波に強いまちの形成

(1) 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね５分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとするが、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

(2) 国、県及び市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

(3) 国、県及び市は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

(4) 県及び市は、津波による危険の著しい区域については、人的被害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行う。

また、津波災害警戒区域の指定のあった場合は、次のような措置を講ずる。

ア　当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警戒伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を

要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

イ　市は、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療機関については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報等の伝達方法を定める。

ウ　津波に関する情報の伝達、円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項について住民等に周知するため、津波ハザードマップを配布する。

エ　市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取り組みの支援に努める。

(5) 国、県及び市は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取り組みを進める。

(6) 国土交通省、県及び市は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化、遠隔操作化に努めるものとする。

(7) 主要交通・通信機能の強化

ア　国、公共機関、県及び市は、主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、国土ミッシングリンクの解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化、津波に対する安全性の確保等に努めるものとする。

イ　国土交通省、県及び市は、緊急輸送ルートを早期に確保するため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

(8) ライフライン施設等の機能の確保

ア　ライフラインの被災は、安否確認、住民等の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を考慮した設備構築に努める。

イ　ライフライン施設の機能確保にあたっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行う。

(9) 危険物施設等の安全確保

県及び市は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

(10) 避難関連施設の整備

県及び市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の特性に応じた避難路・避難階段等の避難関連施設を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう、耐震化を実施し、安全性の確保を図る。

４　軟弱地盤等液状化対策等の推進

(1) 地盤液状化現象等の調査研究

県及び市は、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象等に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備を図る。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、
宅地の耐震化を実施するよう努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

県及び市は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及を図る。

第１１節　津波防災施設等整備計画

地震・津波による建築物災害の未然防止と被害軽減を図るため、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性、耐浪性の強化及び資機材の整備等を促進する。

１　主な実施機関

酒田市	総務課　危機管理課　地域福祉課　まちづくり推進課　建築課 教育委員会企画管理課　各施設管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部

２　防災中枢機能等の確保、充実

(1) 市及び防災関係機関は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害時の安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能な燃料の備蓄等に努めるものとする。

その際、食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄及び調達、輸送体制の整備など非常用通信手段の確保を図るものとする。

(2) 市は、平常時は自主防災組織の研修や訓練の場となり、災害時は、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる、耐震性構造のコミュニティ（防災）センター等の整備を図るとともに、消火、救助、救護などの応急対策及び災害復旧に必要な資機材等の整備を図る。

３　防災拠点施設の安全性確保

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性・耐浪性の確保

市は、大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、耐震性、耐浪性を強化した施設づくりに努める。特に、災害時の拠点となる庁舎等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

市は、大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、耐震性、耐浪性を強化した施設づくりに努める。

ア　災害対策本部が設置される施設(市役所など)
イ　医療救護活動に従事する機関の施設(病院など)
ウ　応急対策活動に従事する機関の施設(総合支所、消防署など)
エ　指定避難所(学校、体育・文化施設など)
オ　社会福祉施設等(特別養護老人ホーム、障がい者施設など)

(2) 防災拠点施設における防災設備等の整備、維持管理

ア　防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

(ｱ) 配管設備類の耐震性、耐浪性の強化
(ｲ) 非常用電源の基本能力の確保
(ｳ) 飲料水の基本水量の確保
(ｴ) 消防防災用設備等の充実
(ｵ) 情報・通信システム等の耐震、耐浪性能の向上等

イ　維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

４　消防施設等の整備

(1) 消防施設の整備

地震・津波が発生した場合には、消火活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防施設の計画的な整備充実を図る。

(2) 防災資機材の整備

震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。

ア　自主防災組織等が使用する資機材

市は、自主防災組織の災害時の活動に必要な資機材等の整備を促進するため必要な措置を講ずる。

イ　防災資機材の整備

市は、コミュニティ防災拠点へ配置する資機材、消防本部等が使用する救助用資機材など、災害発生時の応急活動に必要となる資機材の整備に努める。

５　防災上特に注意を要する施設の安全性確保

(1) 市及び施設管理者は、駅、ホテル及び百貨店等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び要配慮者関係施設等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

(2) 津波災害特別警戒区域や災害危険区域における、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保の促進に努める。

(3) ホテル、百貨店等不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、市、県及び防災関係機関は、施設管理者に対し以下に示す防災対策等を指導する。

ア　震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

イ　不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ　避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難等の連携の徹底

エ　震災時に利用者等の心理的不安を除去、軽減するための、効果的な広報の徹底

オ　当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

カ　商業ビルにおける個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡、避難誘導体制等

の一層の徹底

６　被災建築物応急危険度判定体制の整備

市は、大規模な地震、津波により被災した建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を目的とした体制の整備に努める。

第１２節　通信手段の確保計画

災害時の応急活動を実施するためには、通信の確保が特に重要である。このため、無線設備を保有する防災機関は災害時の通信確保のため、無線通信施設の耐震対策の強化、通信の多ルート化を図る。

１　主な実施機関

（第２編風水害編第１章第１０節「１　主な実施機関」に同じ）

２　県防災行政無線

（第２編風水害編第１章第１０節「２　県防災行政無線」に同じ）

３　市防災行政無線

災害対策は、市災害対策本部を中心に消防、警察等の防災関係機関や生活関連機関が連携して対処することが重要である。情報収集において不可欠である防災行政無線設備の停電、耐震対策を実施し、災害時の通信を確保する。

また、緊急地震速報、津波警報等の住民等への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）と防災行政無線の自動放送連携を行う。

４　防災関係機関無線

（第２編風水害編第１章第１０節「４　防災関係機関無線」に同じ）

５　通信の多ルート化

（第２編風水害編第１章第１０節「６　通信の多ルート化」に同じ）

６　通信施設の災害予防措置

平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施し、通信訓練への積極的な参加に努める。

また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と、津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

第１３節　孤立集落対策計画

１　主な実施機関

（第２編風水害編第１章第１２節「１　主な実施機関」に同じ）

２ 防災資機材等の整備

（第２編風水害編第１章第１２節「２ 防災資機材等の整備」に同じ）

３　孤立予防対策の推進と防災体制の整備

（第２編風水害編第１章第１２節「３　孤立予防対策の推進と防災体制の整備」に同じ）

第１４節　輸送体制整備計画

１　主な実施機関

（第２編風水害編第１章第１５節「１　主な実施機関」に同じ）

２　緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し

（第２編風水害編第１章第１５節「２　緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し」に同じ）

３　地域内輸送拠点の整備等

（第２編風水害編第１章第１５節「３　地域内輸送拠点の整備等」に同じ）

４　輸送施設の安全性の確保

（第２編風水害編第１章第１５節「４　輸送施設の安全性の確保」に同じ）

５　臨時ヘリポート選定・整備

（第２編風水害編第１章第１５節「５　臨時ヘリポート選定・整備」に同じ）

６　緊急輸送用車両等の確保・整備

（第２編風水害編第１章第１５節「６　緊急輸送用車両等の確保・整備」に同じ）

７　緊急通行車両確保のための事前対策

（第２編風水害編第１章第１５節「７　緊急通行車両確保のための事前対策」に同じ）

第１５節　交通関係施設災害予防計画

１　主な実施機関

（第２編風水害編第１章第１６節「１　主な実施機関」に同じ）

２　各施設に共通する災害予防対策

（第２編風水害編第１章第１６節「２　各施設に共通する災害予防対策」に同じ）

３　道路の災害予防対策

（第２編風水害編第１章第１６節「３　道路の災害予防対策」に同じ）

４　港湾施設の災害予防対策

（第２編風水害編第１章第１６節「４　港湾施設の災害予防対策」に同じ）

５　漁港施設の災害予防対策

（第２編風水害対策編第１章第１６節「５　漁港施設の災害予防対策」に同じ）

６　鉄道施設の災害予防対策

（第２編風水害対策編第１章第１６節「６　鉄道施設の災害予防対策」に同じ）

７　空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策

（第２編風水害対策編第１章第１６節「７　空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策」に同じ）

第１６節　公共土木施設等災害予防計画

１　主な実施機関

（第３編震災対策編第１章第１９節「１　主な実施機関」に同じ）

２　公共土木施設等の災害予防計画

（第３編震災対策編第１章第１９節「２　公共土木施設等の災害予防計画」に同じ）

３　道路及び橋りょう施設

（第３編震災対策編第１章第１９節「３　道路及び橋りょう施設」に同じ）

４　河川及び河川関連施設等

（第３編震災対策編第１章第１９節「４　河川及び河川関連施設等」に同じ）

５　海岸保全施設等

（第３編震災対策編第１章第１９節「５　海岸保全施設等」に同じ）

６　急傾斜地崩壊防止施設等

（第３編震災対策編第１章第１９節「６　急傾斜地崩壊防止施設等 」に同じ）

第１７節　農地・農業用施設災害予防計画

１　主な実施機関

（第２編風水害編第１章第１８節「１　主な実施機関」に同じ）

２　各施設に共通する災害予防対策

（第２編風水害編第１章第１８節「２　各施設に共通する災害予防対策」に同じ）

３　農道施設の災害予防対策

（第２編風水害編第１章第１８節「３　農道施設の災害予防対策」に同じ）

４　用排水施設の災害予防対策

（第２編風水害編第１章第１８節「４　用排水施設の災害予防対策」に同じ）

第１８節　電力施設災害予防計画

１　主な実施機関

（第２編風水害編第１章第１９節「１　主な実施機関」に同じ）

２　設備面の災害予防

（第２編風水害編第１章第１９節「２　設備面の災害予防」に同じ）

３　体制面の災害予防

（第２編風水害編第１章第１９節「３　体制面の災害予防」に同じ）

４　災害対策用資材等の確保

（第２編風水害編第１章第１９節「４　災害対策用資材等の確保」に同じ）

５　防災時広報活動

（第２編風水害編第１章第１９節「５　防災時広報活動」に同じ）

６　応援協力体制

（第２編風水害編第１章第１９節「６　応援協力体制」に同じ）

第１９節　ガス供給施設災害予防計画

１　主な実施機関

（第２編風水害編第１章第２０節「１　主な実施機関」に同じ）

２　設備面の災害予防

（第２編風水害編第１章第２０節「２　設備面の災害予防」に同じ）

３　体制面の災害予防

（第２編風水害編第１章第２０節「３　体制面の災害予防」に同じ）

４　防災広報活動

（第２編風水害編第１章第２０節「４　防災広報活動」に同じ）

５　災害対策用資材等の整備

（第２編風水害編第１章第２０節「５　災害対策用資材等の整備」に同じ）

６　応援協力体制の整備

（第２編風水害編第１章第２０節「６　応援協力体制の整備」に同じ）

第２０節　電気通信施設災害予防計画

１　主な実施機関

（第２編風水害編第１章第２１節「１　主な実施機関」に同じ）

２　設備面の災害予防

（第２編風水害編第１章第２１節「２　設備面の災害予防」に同じ）

３　体制面の整備

（第２編風水害編第１章第２１節「３　体制面の整備」に同じ）

４　災害対策用資材等の確保

（第２編風水害編第１章第２１節「４　災害対策用資材等の確保」に同じ）

５　防災広報活動

（第２編風水害編第１章第２１節「５　防災広報活動」に同じ）

６　広域応援体制の整備

（第２編風水害編第１章第２１節「６　広域応援体制の整備」に同じ）

第２１節　上水道施設等災害予防計画

１　主な実施機関

（第２編風水害編第１章第２２節「１　主な実施機関」に同じ）

２　施設面の災害予防

（第２編風水害編第１章第２２節「２　施設面の災害予防」に同じ）

３　体制面の災害予防

（第２編風水害編第１章第２２節「３　体制面の災害予防」に同じ）

４　災害時連絡体制の確立

（第２編風水害編第１章第２２節「４　災害時連絡体制の確立」に同じ）

５　災害対策用資材等の整備

（第２編風水害編第１章第２２節「５　災害対策用資材等の整備」に同じ）

６　防災広報活動

（第２編風水害編第１章第２２節「６　防災広報活動」に同じ）

７　生活用水水源の確保

（第２編風水害編第１章第２２節「７　生活用水水源の確保」に同じ）

第２２節　下水道等施設災害予防計画

１　主な実施機関

（第２編風水害編第１章第２３節「１　主な実施機関」に同じ）

２　防災体制の整備

（第２編風水害編第１章第２３節「２　防災体制の整備」に同じ）

３　災害予防対策

（第２編風水害編第１章第２３節「３　災害予防対策」に同じ）

４　災害復旧用資機材の確保

（第２編風水害編第１章第２３節「４　災害復旧用資機材の確保」に同じ）

５　広報活動

（第２編風水害編第１章第２３節「５　広報活動」に同じ）

第２３節　危険物等施設災害予防計画

１　主な実施機関

（第３編震災対策編第１章第２６節「１　主な実施機関」に同じ）

２　危険物施設安全対策

（第３編震災対策編第１章第２６節「２　危険物施設の安全対策」に同じ）

３　火薬類製造施設等安全対策

（第３編震災対策編第１章第２６節「３　火薬類製造施設等の安全対策」に同じ）

４　高圧ガス製造施設等安全対策

（第３編震災対策編第１章第２６節「４　高圧ガス製造施設等の安全対策」に同じ）

５　毒物劇物貯蔵施設の安全対策

（第２編風水害編第１章第２４節「４　毒物劇物貯蔵施設の安全対策」に同じ）

６　有害物質取扱施設安全対策

（第２編風水害編第１章第２４節「５　有害物質取扱施設の安全対策」に同じ）

７　放射線使用施設安全対策

（第３編震災対策編第１章第２６節「７　放射線使用施設の安全対策」に同じ）

８　酒田地区特別防災区域における安全対策

（第３編震災対策編第１章第２６節「８　酒田地区特別防災区域における安全対策」に同じ）

第２４節　食料・飲料水及び生活必需品等の確保計画

１　主な実施機関

（第２編風水害編第１章第２５節「１　主な実施機関」に同じ）

２　基本的な考え方

（第２編風水害編第１章第２５節「２　基本的な考え方」に同じ）

３　食料等の確保品目及び方法

（第２編風水害編第１章第２５節「３　食料等の確保品目及び方法」に同じ）

第２５節　文教施設等における災害予防計画

１　主な実施機関

（第２編風水害編第１章第２６節「１　主な実施機関」に同じ）

２　学校の災害予防対策

（第３編震災対策編第１章第２８節「２　学校の災害予防対策」に同じ）

３　学校以外の文教施設における災害予防対策

（第２編風水害編第１章第２６節「３　学校以外の文教施設における災害予防対策」に同じ）

４　地域防災機能強化に対応した公立文教施設の整備

（第２編風水害編第１章第２６節「４　地域防災機能強化に対応した公立文教施設の整備」に同じ）

第２６節　要配慮者の支援計画

１　主な実施機関

（第２編風水害編第１章第２７節「１　主な実施機関」に同じ）

２　平時における在宅の避難行動要支援者の支援計画

（第２編風水害編第１章第２７節「２　平時における在宅の避難行動要支援者の支援計画」に同じ）

３　平時における施設の避難行動要支援者の支援計画

（第２編風水害編第１章第２７節「３　平時における施設の避難行動要支援者の支援計画」に同じ）

第２章　災害応急計画

第１節　災害対策本部の設置・運営計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１節「１　主な実施機関」に同じ）

２　市災害対策本部の設置

（第３編震災対策編第２章第１節「２　市災害対策本部の設置」に同じ）

３　地域災害対策本部

（第２編風水害対策編第２章第１節「３　地域災害対策本部」に同じ）

４　支部

（第２編風水害対策編第２章第１節「４　支部」に同じ）

５　現地災害対策本部

（第２編風水害対策編第２章第１節「５　現地災害対策本部」に同じ）

６　合同調整所

（第２編風水害対策編第２章第１節「６　合同調整所」に同じ）

７　小規模災害発生時の状況把握

（第２編風水害対策編第２章第１節「７　小規模災害発生時の状況把握」に同じ）

８　業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を的確な場所に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等、業務継続性の確保を図るものとする。

また、市及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。加えて、実効性ある業務継続体制の確保のため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況による体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続体制の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、

発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

９　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

（第２編風水害対策編第２章第１節「９　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」に同じ）

10　複合災害への対応

（第２編風水害対策編第２章第１節「10　複合災害への対応」に同じ）

別表　災害対策本部及び地域本部の各部・各班任務分担表

（第２編風水害対策編第２章第１節「別表　災害対策本部及び地域本部の各部・各班任務分担表」に同じ）

第２節　職員の配備・招集計画

１　主な実施機関

（第３編震災対策編第２章第２節「１　主な実施機関」に同じ）

２　配備体制

（第３編震災対策編第２章第２節「２　配備体制」に同じ）

３　職員の非常配備計画

（第３編震災対策編第２章第２節「３　職員の非常配備計画」に同じ）

４　勤務時間内における職員の招集

（第２編風水害対策編第２章第２節「４　勤務時間内における職員の招集」に同じ）

５　勤務時間外（夜間・休日）における職員の招集

（第２編風水害対策編第２章第２節「５　勤務時間外（夜間・休日）における職員の招集」に同じ）

６　職員配備の把握

（第２編風水害対策編第２章第２節「６　職員配備の把握」に同じ）

７　各班の非常配備計画

（第２編風水害対策編第２章第２節「７　各班の非常配備計画」に同じ）

第３節　広域応援要請計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第３節「１　主な実施機関」に同じ）

２　行政機関に対する応援要請種別

（第２編風水害対策編第２章第３節「２　行政機関に対する応援要請種別」に同じ）

３　市が行う応援要請

（第２編風水害対策編第２章第３節「３　市が行う応援要請」に同じ）

４　県が行う応援要請

（第２編風水害対策編第２章第３節「４　県が行う応援要請」に同じ）

５　指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

（第２編風水害対策編第２章第３節「５　指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示」に同じ）

６　指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

（第２編風水害対策編第２章第３節「６　指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請」に同じ）

第３節の２　被災県等への応援計画

他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模な地震・津波発生時に、迅速かつ的確な応援を行うため、他県等への応援について定める。

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第３節の２「１　主な実施機関」に同じ）

２　応援計画

（第２編風水害対策編第２章第３節の２「２　応援計画」に同じ）

３　被災した他県等への応援活動

（第２編風水害対策編第２章第３節の２「３　被災した他県等への応援活動」に同じ）

第３節の３　広域避難計画

地震・津波による大規模災害発生時に、自治体の区域を超えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

１　他の自治体への広域避難要領

（第２編風水害対策編第２章第３節の３「１　他の自治体への広域避難要領」に同じ）

２　他県等からの避難受入れ要請への対応

（第２編風水害対策編第２章第３節の３「２　他県等からの避難受入れ要請への対応」に同じ）

第４節　自衛隊の災害派遣要請・受入計画

１　自衛隊の災害派遣基準

（第２編風水害対策編第２章第４節「１　自衛隊の災害派遣基準」に同じ）

２　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第４節「２　主な実施機関」に同じ）

３　自衛隊災害派遣による救助活動の区分及びその概要

（第２編風水害対策編第２章第４節「３　自衛隊災害派遣による救助活動の区分及びその概要」に同じ）

４　自衛隊災害派遣要請の手続き

（第２編風水害対策編第２章第４節「４　自衛隊災害派遣要請の手続き」に同じ）

５　自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

（第２編風水害対策編第２章第４節「５　自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き」に同じ）

６　自衛隊災害派遣部隊の受入体制

（第２編風水害対策編第２章第４節「６　自衛隊災害派遣部隊の受入体制」に同じ）

７　災害派遣部隊の撤収

（第２編風水害対策編第２章第４節「７　災害派遣部隊の撤収」に同じ）

８　救援活動経費の負担

（第２編風水害対策編第２章第４節「８　救援活動経費の負担」に同じ）

９　県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

（第２編風水害対策編第２章第４節「９　県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等」に同じ）

第５節　災害ボランティア活動支援計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第５節「１　主な実施機関」に同じ）

２　市災害ボランティア支援本部

（第２編風水害対策編第２章第５節「２　市災害ボランティア支援本部」に同じ）

３　県災害ボランティア支援本部

（第２編風水害対策編第２章第５節「３　県災害ボランティア支援本部」に同じ）

第６節　通信計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第６節「１　主な実施機関」に同じ）

２　通信施設の応急対策

（第２編風水害対策編第２章第６節「２　通信施設の応急対策」に同じ）

３　災害時の通信連絡

（第２編風水害対策編第２章第６節「３　災害時の通信連絡」に同じ）

４　他機関の通信設備の使用等

（第２編風水害対策編第２章第６節「４　他機関の通信設備の使用等」に同じ）

５　自衛隊の通信支援

（第２編風水害対策編第２章第６節「５　自衛隊の通信支援」に同じ）

６　非常無線通信の利用

（第２編風水害対策編第２章第６節「６　非常無線通信の利用」に同じ）

７　孤立防止対策用衛星電話

（第２編風水害対策編第２章第６節「７　孤立防止対策用衛星電話」に同じ）

８　防災相互通信用無線の利用

（第２編風水害対策編第２章第６節「８　防災相互通信用無線の利用」に同じ）

９　移動式通信設備の活用

（第２編風水害対策編第２章第６節「９　移動式通信設備の活用」に同じ）

10　アマチュア無線の活用

（第２編風水害対策編第２章第６節「10　アマチュア無線の活用」に同じ）

11　使送による通信連絡の確保

（第２編風水害対策編第２章第６節「11　使送による通信連絡の確保」に同じ）

12　無線通信体系

（第２編風水害対策編第２章第６節「12　無線通信体系」に同じ）

第７節　津波警報・地震情報等伝達計画

地震及び津波に関する情報等を迅速かつ的確に収集し、必要な情報を住民、関係機関等に速やかに伝達し被害の軽減、災害対策の実施に努める。

１　主な実施機関

（第３編震災対策編第２章第７節「１　主な実施機関」に同じ）

２　情報の種類

（第３編震災対策編第２章第７節「２　情報の種類」に同じ）

３　津波警報等の伝達

（第３編震災対策編第２章第７節「３　津波警報等の伝達」に同じ）

４　住民等への情報伝達

市は、津波警報、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機、防災ラジオを含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、津波フラッグ（赤と白の格子模様の旗)、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

第８節　災害情報の収集・伝達計画

１　主な実施機関

（２編風水害対策編第２章第８節「１　主な実施機関」に同じ）

２　災害発生後の各段階における情報収集・伝達

（第２編風水害対策編第２章第８節「２　災害発生後の各段階における情報収集・伝達」に同じ）

３　情報の提供

（第２編風水害対策編第２章第８節「３　情報の提供」に同じ）

第９節　広報計画

災害発生時における住民の心の安定と適切な行動及び秩序の維持を図るため、市及び防災関係機関等は、被災地の情報の正確・迅速かつ的確な伝達により、被災者の立場に立った効率的な広報活動を実施するものとする。

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第９節「１　主な実施機関」に同じ）

２　災害発生時の広報活動の目的

（第２編風水害対策編第２章第９節「２　災害発生時の広報活動の目的」に同じ）

３　広報活動の内容

（第３編震災対策編第２章第９節「３　広報活動の内容」に同じ）

４　安否情報の提供

（第２編風水害対策編第２章第９節「４　安否情報の提供」に同じ）

５　広報活動の実施

（第２編風水害対策編第２章第９節「４　広報活動の実施」に同じ）

６ 被災者等への情報伝達活動

（第３編震災対策編第２章第９節「６ 被災者等への情報伝達活動」に同じ）

７　広報活動にあたっての留意点

（第２編風水害対策編第２章第９節「５　広報活動にあたっての留意点」に同じ）

８　広聴活動の実施

（第２編風水害対策編第２章第９節「６　広聴活動の実施」に同じ）

第１０節　避難計画及び避難所運営計画

地震に伴う津波や二次災害から地域住民の生命・身体等を保護するため、市は防災関係機関との相互連携を強化し、迅速な住民避難及び円滑な避難所運営に努める。

１　主な実施機関

（第３編震災対策編第２章第１０節「１　主な実施機関」に同じ）

２　避難指示の発令

（第３編震災対策編第２章第１０節「２　避難指示等の発令」に準じる）

３　住民等の自主的な避難

（第３編震災対策編第２章第１０節「３　住民等の自主的な避難」に同じ）

４　避難指示の伝達方法等

（第３編震災対策編第２章第１０節「４　避難指示等の伝達方法等」に準じる）

５　地域ごとの避難所等及び避難方法

住民等は、各地区又は集落ごとに避難先、避難経路及び誘導責任者を決めておき、避難指示が発令された場合に混乱しないで避難できるよう定めておく。

市は、平常時から、住民等が迅速に避難できるよう、指定避難所等及び避難経路等についての情報提供を行う。

(1) 避難誘導

ア　避難の誘導は、地域住民と自主防災組織が、警察官、消防機関の職員及び消防団員等の協力を得て行うものとし、市は、指定避難所等に誘導員を配置して住民等の誘導に努める。

イ　市は、指定緊急避難場所をあらかじめ周知しておくものとし、指定緊急避難場所への誘導看板等を設置するものとする。

ウ　市は、海浜にいる者及び海岸付近の住民に避難するよう指示した場合は、あらかじめ定める避難計画に従い状況に応じた指定緊急避難場所、避難経路を指示し、速やかに避難誘導を行う。

エ　避難の誘導は、予想される津波到達時間等を考慮し、職員、消防職員、消防（水防）団員、警察官、自主防災組織など避難誘導や防災対応にあたる者の安全確保を前提として実施する。

オ　海岸付近の住民等は、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、指定緊急避難場所又は高台に速やかに避難し、その際、要配慮者の避難を互いに協力して行う。

(2) 避難の順位及び移送の方法

ア　避難順位

避難させる場合は、要配慮者を優先的に避難させる。

イ　移送の方法

自力避難ができない場合又は避難中危険がある場合、あるいは病院の入院患者の場合、その他施設の高齢者及び子供の避難については、状況に応じ適切な方法で移送する。

６　警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

（第３編震災対策編第２章第１０節「６　警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令」に同じ）

７　帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

（第３編震災対策編第２章第１０節「７　帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供」に同じ）

８　避難所の開設・運営

（第３編震災対策編第２章第１０節「８　避難所の開設・運営」に同じ）

９　広域的避難受入れ

市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて県に広域避難に関する支援を要請する。

第１１節　警備・保安及び交通規制計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１１節「１　主な実施機関」に同じ）

２　関係機関等との連携協調

（第２編風水害対策編第２章第１１節「２　関係機関等との連携協調」に同じ）

３　災害警備体制の確立

（第２編風水害対策編第２章第１１節「３　災害警備体制の確立」に同じ）

４　災害警備活動の実施

（第３編震災対策編第２章第１１節「４　災害警備活動の実施」に同じ）

５　交通対策

（第２編風水害対策編第２章第１１節「５　交通対策」に同じ）

第１２節　救助・救急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１２節「１　主な実施機関」に同じ）

２　対象者

（第２編風水害対策編第２章第１２節「２　対象者」に同じ）

３　救助活動

（第２編風水害対策編第２章第１２節「３　救助活動」に同じ）

４　行方不明者の捜索

（第２編風水害対策編第２章第１２節「４　行方不明者の捜索」に同じ）

５　住民等による応急手当

（第２編風水害対策編第２章第１２節「５　住民等による応急手当」に同じ）

６　負傷者の搬送体制の確立

（第２編風水害対策編第２章第１２節「６　負傷者の搬送体制の確立」に同じ）

７　広域的医療救護活動の要請

（第２編風水害対策編第２章第１２節「７　広域的医療救護活動の要請」に同じ）

第１３節　医療救護計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１４節「１　主な実施機関」に同じ）

２　災害状況の把握

（第２編風水害対策編第２章第１４節「２　災害状況の把握」に同じ）

３　医療救護施設の設置

（第２編風水害対策編第２章第１４節「３　医療救護施設の設置」に同じ）

４　医療救護活動

（第２編風水害対策編第２章第１４節「４　医療救護活動」に同じ）

５　関係機関への応援要請

（第２編風水害対策編第２章第１４節「５　関係機関への応援要請」に同じ）

６　医療関係ボランティアの活動

（第２編風水害対策編第２章第１４節「６　医療関係ボランティアの活動」に同じ）

７　医療機関の災害時の対応

（第２編風水害対策編第２章第１４節「７　医療機関の災害時の対応」に同じ）

第１４節　遺体対策計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１５節「１　主な実施機関」に同じ）

２　遺体等の捜索

（第２編風水害対策編第２章第１５節「２　遺体等の捜索」に同じ）

３　遺体の搬送・安置

（第２編風水害対策編第２章第１５節「３　遺体の搬送・安置」に同じ）

４　遺体の検視及び処置等

（第２編風水害対策編第２章第１５節「４　遺体の検視及び処置等」に同じ）

５　遺体の埋葬

（第２編風水害対策編第２章第１５節「５　遺体の埋葬」に同じ）

６　身元不明遺体

（第２編風水害対策編第２章第１５節「６　身元不明遺体」に同じ）

７　広域応援体制

（第２編風水害対策編第２章第１５節「７　広域応援体制」に同じ）

第１５節　輸送計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１６節「１　主な実施機関」に同じ）

２　交通関係情報の収集・伝達

（第２編風水害対策編第２章第１６節「２　交通関係情報の収集・伝達」に同じ）

３　緊急交通路の確保

（第２編風水害対策編第２章第１６節「３　緊急交通路の確保」に同じ）

４　輸送の緊急度の優先順位

（第２編風水害対策編第２章第１６節「４　輸送の緊急度の優先順位」に同じ）

５　輸送拠点の指定及び確保

（第２編風水害対策編第２章第１６節「５　輸送拠点の指定及び確保」に同じ）

６　自動車による緊急輸送に必要な手続き

（第２編風水害対策編第２章第１６節「６　自動車による緊急輸送に必要な手続き」に同じ）

７　初動期における緊急空輸の実施

（第２編風水害対策編第２章第１６節「７　初動期における緊急空輸の実施」に同じ）

第１６節　道路及び橋りょう応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１７節「１　主な実施機関」に同じ）

２　道路及び橋りょう応急フロー図

（第２編風水害対策編第２章第１７節「２　道路及び橋りょう応急フロー図」に同じ）

３　道路及び橋りょう対応対策計画

（第２編風水害対策編第２章第１７節「３　道路及び橋りょう対応対策計画」に同じ）

４　基幹農道・主要林道及び橋りょう応急対策計画

（第２編風水害対策編第２章第１７節「４　基幹農道・主要林道及び橋りょう応急対策計画」に同じ）

５　交通安全施設応急対策計画

（第２編風水害対策編第２章第１７節「５　交通安全施設応急対策計画」に同じ）

６　住民等に対する広報

（第２編風水害対策編第２章第１７節「６　住民等に対する広報」に同じ）

７　積雪期の対応

（第２編風水害対策編第２章第１７節「７　積雪期の対応」に同じ）

第１７節　鉄道施設応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１８節「１　主な実施機関」に同じ）

２　災害対策体制等の確立

（第２編風水害対策編第２章第１８節「２　災害対策体制等の確立」に同じ）

３　応急復旧対策

（第２編風水害対策編第２章第１８節「３　応急復旧対策」に同じ）

４　住民等に対する広報

（第２編風水害対策編第２章第１８節「４　住民等に対する広報」に同じ）

５　市への報告

（第２編風水害対策編第２章第１８節「５　市への報告」に同じ）

第１８節　河川砂防施設等災害応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第１９節「１　主な実施機関」に同じ）

２　応急対策

（第２編風水害対策編第２章第１９節「２　応急対策」に同じ）

３　住民等に対する広報

（第２編風水害対策編第２章第１９節「３　住民に対する広報」に同じ）

第１９節　農林水産業施設応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２０節「１　主な実施機関」に同じ）

２　農業生産基盤施設の応急対策

（第２編風水害対策編第２章第２０節「２　農業生産基盤施設の応急対策」に同じ）

３　農作物及び農業用施設

（第２編風水害対策編第２章第２０節「３　農作物及び農業用施設」に同じ）

４　家畜及び家畜飼養施設

（第２編風水害対策編第２章第２０節「４　家畜及び家畜飼養施設」に同じ）

５　林道・治山施設

（第２編風水害対策編第２章第２０節「５　林道・治山施設」に同じ）

６　水産関係施設等

（第２編風水害対策編第２章第２０節「６　水産関係施設等」に同じ）

第２０節　電力施設応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２１節「１　主な実施機関」に同じ）

２　復旧活動体制の組織

（第２編風水害対策編第２章第２１節「２　復旧活動体制の組織」に同じ）

３　応急対策

（第２編風水害対策編第２章第２１節「３　応急対策」に同じ）

４　復旧計画

（第２編風水害対策編第２章第２１節「４　復旧計画」に同じ）

５　利用者への広報

（第２編風水害対策編第２章第２１節「５　利用者への広報」に同じ）

６　広域応援体制

（第２編風水害対策編第２章第２１節「６　広域応援体制」に同じ）

第２１節　ガス供給施設応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２２節「１　主な実施機関」に同じ）

２　都市ガス等供給施設における災害応急対策

（第２編風水害対策編第２章第２２節「２　都市ガス等供給施設における災害応急対策」に同じ）

３ 液化石油ガス供給施設における災害応急計画

（第２編風水害対策編第２章第２２節「３ 液化石油ガス供給施設における災害応急計画」に同じ）

第２２節　電気通信施設応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２３節「１　主な実施機関」に同じ）

２　電気通信施設応急対策フロー図

（第２編風水害対策編第２章第２３節「２　電気通信施設応急対策フロー図」に同じ）

３　応急対策計画

（第２編風水害対策編第２章第２３節「３　応急対策計画」に同じ）

４　復旧計画

（２編風水害対策編第２章第２３節「４　復旧計画」に同じ）

５　利用者への広報

（第２編風水害対策編第２章第２３節「５　利用者への広報」に同じ）

６　広域応援体制の整備

（第２編風水害対策編第２章第２３節「６　広域応援体制の整備」に同じ）

第２３節　下水道等施設応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２４節「１　主な実施機関」に同じ）

２　実施体制

（第２編風水害対策編第２章第２４節「２　実施体制」に同じ）

３　被害調査の実施

（第２編風水害対策編第２章第２４節「３　被害調査の実施」に同じ）

４　処理場、ポンプ場の応急対策

（２編風水害対策編第２章第２４節「４　処理場、ポンプ場の応急対策」に同じ）

５　管きょ施設の応急対策

（第２編風水害対策編第２章第２４節「５　管きょ施設の応急対策」に同じ）

６　下水道施設の復旧計画

（第２編風水害対策編第２章第２４節「６　下水道施設の復旧計画」に同じ）

７　利用者への協力要請

（第２編風水害対策編第２章第２４節「７　利用者への協力要請」に同じ）

８　積雪期の対応

（第２編風水害対策編第２章第２４節「８　積雪期の対応」に同じ）

第２４節　危険物等施設応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２５節「１　主な実施機関」に同じ）

２　危険物等施設の応急対策

（第２編風水害対策編第２章第２５節「２　危険物等施設の応急対策」に同じ）

３　危険物等流出応急対策

（第２編風水害対策編第２章第２５節「３　危険物等流出応急対策」に同じ）

４　住民等に対する広報

（第２編風水害対策編第２章第２５節「４　住民等に対する広報」に同じ）

第２５節　物資拠点運営計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２６節「１　主な実施機関」に同じ）

２　物資拠点運営計画フロー

（第２編風水害対策編第２章第２６節「２　物資拠点運営計画フロー」に同じ）

３　物資拠点の設置

（第２編風水害対策編第２章第２６節「３　物資拠点の設置」に同じ）

４　取扱物資

（第２編風水害対策編第２章第２６節「４　取扱物資」に同じ）

５　物資拠点の運営体制と運営要領

（第２編風水害対策編第２章第２６節「５　物資拠点の運営体制と運営要領」に同じ）

６　物資拠点の実施業務

（第２編風水害対策編第２章第２６節「６　物資拠点の実施業務」に同じ）

７　物資の輸送

（第２編風水害対策編第２章第２６節「７　物資の輸送」に同じ）

第２６節　食料供給計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２７節「１　主な実施機関」に同じ）

２　市の実施体制

（第２編風水害対策編第２章第２７節「２　市の実施体制」に同じ）

３　関係機関の連携による広域応援体制

（第２編風水害対策編第２章第２７節「３　関係機関の連携による広域応援体制」に同じ）

４　食料の衛生管理体制、栄養指導

（第２編風水害対策編第２章第２７節「４　食料の衛生管理体制、栄養指導」に同じ）

第２７節　給水・上水道施設応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２８節「１　主な実施機関」に同じ）

２　応急給水計画と応急復旧計画

（第２編風水害対策編第２章第２８節「２　応急給水計画と応急復旧計画」に同じ）

３　実施体制・広域応援体制

（第２編風水害対策編第２章第２８節「３　実施体制・広域応援体制」に同じ）

４　被害状況の把握

（第２編風水害対策編第２章第２８節「４　被害状況の把握」に同じ）

５　緊急措置

（第２編風水害対策編第２章第２８節「５　緊急措置」に同じ）

６　応急対策計画

（第２編風水害対策編第２章第２８節「６　応急対策計画」に同じ）

７　応急給水計画

（第２編風水害対策編第２章第２８節「７　応急給水計画」に同じ）

８　応急復旧計画

（第２編風水害対策編第２章第２８節「８　応急復旧計画」に同じ）

９　住民等への広報・情報連絡体制

（２編風水害対策編第２章第２８節「９　住民等への広報・情報連絡体制」に同じ）

第２８節　生活必需品等供給計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第２９節「１　主な実施機関」に同じ）

２　市の実施体制

（第２編風水害対策編第２章第２９節「２　市の実施体制」に同じ）

３　関係機関の連携による広域応援体制

（第２編風水害対策編第２章第２９節「３　関係機関の連携による広域応援体制」に同じ）

第２９節　防疫及び保健衛生計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第３０節「１　主な実施機関」に同じ）

２　被害状況等の把握

（第２編風水害対策編第２章第３０節「２　被害状況等の把握」に同じ）

３　保健衛生対策

（第２編風水害対策編第２章第３０節「３　保健衛生対策」に同じ）

４　防疫対策

（第２編風水害対策編第２章第３０節「４　防疫対策」に同じ）

５　食品衛生確保対策

（第２編風水害対策編第２章第３０節「５　食品衛生確保対策」に同じ）

６　栄養指導対策

（第２編風水害対策編第２章第３０節「６　栄養指導対策」に同じ）

７　精神保健対策

（第２編風水害対策編第２章第３０節「７　精神保健対策」に同じ）

第３０節　廃棄物の処理計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第３１節「１　主な実施機関」に同じ）

２　被災状況調査・把握

（第２編風水害対策編第２章第３１節「２　被災状況調査・把握」に同じ）

３　災害廃棄物処理

（第２編風水害対策編第２章第３１節「３　災害廃棄物処理」に同じ）

４　ごみ処理計画

（第２編風水害対策編第２章第３１節「４　ごみ処理計画」に同じ）

５　し尿処理計画

（第２編風水害対策編第２章第３１節「５　し尿処理計画」に同じ）

６　廃棄物処理施設の応急復旧

（第２編風水害対策編第２章第３１節「６　廃棄物処理施設の応急復旧」に同じ）

７　廃棄物処理の広域応援体制

（第２編風水害対策編第２章第３１節「７　廃棄物処理の広域応援体制」に同じ）

第３１節　義援金及び義援物資の受入・配分計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第３２節「１　主な実施機関」に同じ）

２　義援金及び義援物資の受入周知

（第２編風水害対策編第２章第３２節「２　義援金及び義援物資の受入周知」に同じ）

３　義援金及び義援物資の受入及び保管

（第２編風水害対策編第２章第３２節「３　義援金及び義援物資の受入及び保管」に同じ）

４　義援金及び義援物資の配分

（第２編風水害対策編第２章第３２節「４　義援金及び義援物資の配分」に同じ）

第３２節　文教施設における応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第３３節「１　主な実施機関」に同じ）

２　学校の災害応急対策

（第２編震災対策編第２章第３３節「２　学校の災害応急対策」に同じ）

３　学校以外の文教施設の応急対策

（第２編風水害対策編第２章第３３節「３　学校以外の文教施設の応急対策」に同じ）

４　文化財の応急対策

（第２編風水害対策編第２章第３３節「４　文化財の応急対策」に同じ）

第３３節　要配慮者の応急計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第３４節「１　主な実施機関」に同じ）

２　災害発生時における在宅の避難行動要支援者に対する対策

（第２編風水害対策編第２章第３４節「２　災害発生時における在宅の避難行動要支援者に対する対策」に同じ）

３　災害発生時における施設の避難行動要支援者の支援計画

（第２編風水害対策編第２章第３４節「３　災害発生時における施設の避難行動要支援者の支援計画」に同じ）

４　外出中の避難行動要支援者対策

（第２編風水害対策編第２章第３４節「４　外出中の避難行動要支援者対策」に同じ）

５　外国人の援護対策

（第２編風水害対策編第２章第３４節「５　外国人の援護対策」に同じ）

６　災害復興期における支援

（第２編風水害対策編第２章第３４節「６　災害復興期における支援」に同じ）

第３４節　応急住宅計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第３５節「１　主な実施機関」に同じ）

２　住宅被災状況等の把握

（第２編風水害対策編第２章第３５節「２　住宅被災状況等の把握」に同じ）

３　応急仮設住宅の確保

（(第２編風水害対策編第２章第３５節「３　応急仮設住宅の確保」に同じ）

４　被災住宅の応急修理

（第２編風水害対策編第２章第３５節「４　被災住宅の応急修理」に同じ）

５　公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

（第２編風水害対策編第２章第３５節「５　公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用」に同じ）

６　応急仮設住宅建設資材の調達

（第２編風水害対策編第２章第３５節「６　応急仮設住宅建設資材の調達」に同じ）

７　建物関係障害物の除去

（第２編風水害対策編第２章第３５節「７　建物関係障害物の除去」に同じ）

第３５節　災害救助法による救助計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第２章第３６節「１　主な実施機関」に同じ）

２　災害救助法による救助フロー図

（第２編風水害対策編第２章第３６節「２　災害救助法による救助フロー図」に同じ）

３　災害救助法の適用

（第２編風水害対策編第２章第３６節「３　災害救助法の適用」に同じ）

４　災害救助法の適用基準

（第２編風水害対策編第２章第３６節「４　災害救助法の適用基準」に同じ）

５　被害状況の判定基準

（第２編風水害対策編第２章第３６節「５　被害状況の判定基準」に同じ）

６　災害救助法の適用手続

（第２編風水害対策編第２章第３６節「６　災害救助法の適用手続」に同じ）

７　災害救助法による救助の種類と実施体制

（第２編風水害対策編第２章第３６節「７　災害救助法による救助の種類と実施体制」に同じ）

８　災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

（第２編風水害対策編第２章第３６節「８　災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等」に同じ）

第３章　災害復旧計画

第１節　民生安定化計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第３章第１節「１　主な実施機関」に同じ）

２　被災者のための相談

（第２編風水害対策編第３章第１節「２　被災者のための相談」に同じ）

３　雇用の安定

（第２編風水害対策編第３章第１節「３　雇用の安定」に同じ）

４　応急金融対策

（第２編風水害対策編第３章第１節「４　応急金融対策」に同じ）

５　生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

（第２編風水害対策編第３章第１節「５　生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供」に同じ）

６　住宅対策

（第２編風水害対策編第３章第１節「６　住宅対策」に同じ）

７　租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

（第２編風水害対策編第３章第１節「７　租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置」に同じ）

８　その他公共料金の特例措置

（第２編風水害対策編第３章第１節「８　その他公共料金の特例措置」に同じ）

９　制度の周知及び利用者への広報

（第２編風水害対策編第３章第１節「９　制度の周知及び利用者への広報」に同じ）

第２節　融資・貸付その他資金等による支援計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第３章第２節「１　主な実施機関」に同じ）

２　資金名等

（第２編風水害対策編第３章第２節「２　資金名等」に同じ）

３　災害援護資金等の貸付

（第２編風水害対策編第３章第２節「３　災害援護資金等の貸付」に同じ）

４　農林漁業関係

（第２編風水害対策編第３章第２節「４　農林漁業関係」に同じ）

５　中小企業関係

（第２編風水害対策編第３章第２節「５　中小企業関係」に同じ）

第３節　公共施設等災害復旧計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第３章第３節「１　主な実施機関」に同じ）

２　災害復旧事業実施体制の確立

（第２編風水害対策編第３章第３節「２　災害復旧事業実施体制の確立」に同じ）

３　災害復旧事業の立案・実施の方針

（第２編風水害対策編第３章第３節「３　災害復旧事業の立案・実施の方針」に同じ）

４　災害復旧事業の執行手続

（第２編風水害対策編第３章第３節「４　災害復旧事業の執行手続」に同じ）

５　被害状況調査及び集計の体制

（第２編風水害対策編第３章第３節「５　被害状況調査及び集計の体制」に同じ）

６　災害復旧事業の促進

（第２編風水害対策編第３章第３節「６　災害復旧事業の促進」に同じ）

７　災害復旧関係技術職員等の確保

（第２編風水害対策編第３章第３節「７　災害復旧関係技術職員等の確保」に同じ）

８　激甚災害指定の検討と推進

（第２編風水害対策編第３章第３節「８　激甚災害指定の検討と推進」に同じ）

９　災害復旧事業に係る財政支援

（第２編風水害対策編第３章第３節「９　災害復旧事業に係る財政支援」に同じ）

10　東北財務局山形財務事務所の措置

（第２編風水害対策編第３章第３節「10　東北財務局山形財務事務所の措置」に同じ）

11　住民及び関係団体等に対する情報提供

（第２編風水害対策編第３章第３節「11　住民及び関係団体等に対する情報提供」に同じ）

第４節　災害復興計画

１　主な実施機関

（第２編風水害対策編第３章第４節「１　主な実施機関」に同じ）

２　災害復興計画フロー

（第２編風水害対策編第３章第４節「２　災害復興計画フロー」に同じ）

３　復興対策組織体制の整備

（第２編風水害対策編第３章第４節「３　復興対策組織体制の整備」に同じ）

４　復興基本方針の決定

（第２編風水害対策編第３章第４節「４　復興基本方針の決定」に同じ）

５　復興計画の策定

（第２編風水害対策編第３章第４節「５　復興計画の策定」に同じ）

６　復興事業の実施

（第２編風水害対策編第３章第４節「６　復興事業の実施」に同じ）

７　住民合意の形成

（第２編風水害対策編第３章第４節「７　住民合意の形成」に同じ）

第１章　水防対策計画

県、市及び関係機関は、洪水又は高潮・波浪による水害を防止するために、水防活動体制を整備する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　土木課　整備課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　酒田市水防団　庄内総合支庁 国土交通省酒田河川国道事務所

２　水防活動の基準

水防管理者は、次の段階に従って管下の水防団体及び消防機関を出動させ、水防活動に万全を期さなければならない。

(1) 常時管下河川又は海岸を巡視すること。

(2) 気象等に関する注意報、警報が発表された場合は、速やかに連絡員をおき、関係機関の連絡を密にするとともに、水位、流量等の情報を集めて出動に備える。

(3) 洪水予報が発表された場合は、連絡員は各水防分隊と密接な連絡を保持し、併せて団員等の居所を明確にする等、出動の準備を整えておくこと。

(4) 水防警報が発表されたとき又は氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあるときは、出動を準備し団員を待機させる。

また、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、地域住民に周知する。地震による堤防の漏水、沈下等の危険を認めるときも同様とする。

(5) 氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇するおそれがあるときは、水防管理者は状況を判断のうえ、団員を出動させ水防作業を開始する。

(6) 水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にいる者を水防活動に従事させることができる。（水防法第２４条）

(7) 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、消防機関に出動を要請し又は警察署に協力を要請することができる。（水防法第２２条及び第２３条）

(8) 自衛隊の出動を求める場合は、水防支部を経由して水防本部にその旨要請すること。

(9) 洪水・津波又は高潮によって、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、警察署長に通知のうえ、避難のための立退きを指示することができる。（水防法第２９条）

(10) 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努めるとともに、直ちに所轄水防支部、警察署その他の関係機関に通報しなければならない。（水防法第２５条及び第２６条）

(11) 水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下り危険が去ったと認められるときは、水防管理者は、水防団又は他の協力者の出動を解除する。

(12) 水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行うとともに水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を、水防支部を経由して水防本部に提出しなければならない。

３　水害指定地区の指定

市が定める水害指定地区については、「酒田市洪水避難地図（洪水ハザードマップ）」に

よるものとする。

４　水防作業　　市が定める水防計画によりこれを行う。

第２章　火山災害対策計画

県、市及び防災関係機関は、噴火等の火山現象による被害を防止し又は軽減するための火山災害対策を実施する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　交流観光課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　酒田警察署　山形地方気象台 酒田観光協会　山形県、国土交通省新庄河川事務所　庄内森林管理署

２　火山災害対策の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

県、市及び防災関係機関は、火山災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰及び降灰後の土石流等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

火山災害の想定にあたっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。

一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、市は、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努める。

火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が不可欠となることから、日頃より、県、市、防災関係機関、火山専門家等が協力して、警戒避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。

国、県及び市は、火山噴火による危険が差し迫った状態にあるときには、短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性を表した地理情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、港湾、広場等の整備の推進に努める。

(2) 鳥海山の予想される被害

活火山である鳥海山の噴火活動に伴い一般的に予想される現象及び警戒すべき被害は次のとおりである。

火山現象	概　　要
大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる 20～30cm以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高い。被害は火口周辺の概ね2～4km以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生している。
火砕流	高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を

（火砕サージを含む）	流下する現象である。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過地域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象である。流下速度は時速百km以上、温度は数百℃にも達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえる。 火砕流の先端部や周辺部は、火山灰や砂塵を含んだ爆風となっており、この部分を火砕サージと呼ぶ。破壊力、殺傷力は極めて強力で、掃過域の中で生き残ることは困難である。また、火砕流と違い成分の大部分が気体のため、地形の制約を受けることなく、尾根を乗り超えるなどして火砕流本体よりも広範囲に襲来する。（避難を検討する上では火砕サージを火砕流と区別する必要性は低く、火砕流に含める。）
融雪型火山泥流	積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速数十kmに達することもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、破壊力が大きく、大規模な災害を引き起こしやすい。
溶岩流	マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下るもの。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的遅い。
火山泥流	火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。また、火口から直接熱水等が噴出し火山泥流となって流れ下る現象を火口噴出型泥流という。
降灰後の土石流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがある。これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。
小さな噴石・降灰	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径2mm以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、噴出してから地面に降下するまでに数分から数十分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。 火山灰は、時には数十kmから数百km以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。
岩屑流	火山の山体が、噴火や強い火山性地震などの衝撃により崩壊し、大

（岩なだれ）	量の砕けた岩片が大なだれとなって流れ下る現象である。
火山ガス	火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。

(3) 火山災害警戒地域の指定

内閣総理大臣は、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定しており、酒田市は、鳥海山にかかる警戒地域に指定されている。市は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、県及び関係市町と火山防災協議会を共同で設置する。

３　観測体制の整備

(1) 観測の対象

火山の噴火は、噴火の兆候となる現象を、高性能の観測機器を用いて継続的に観測することにより、ある程度予想することが可能である。観測等の対象となる主な前兆現象は次のとおり。

ア　火山性地震（微動）の多発

イ　鳴動、音響

ウ　火山周辺の地殻変動

エ　噴気、地熱、温泉等の温度や噴出（湧出）量の変化

オ　火口の火山ガス、昇華物（硫黄等）の変化

(2) 観測体制の整備状況

鳥海山については、気象庁及び大学により、下記のように常時観測体制が敷かれ、観測が続けられている。

観測機関名	観測機器
仙台管区気象台	地震計、空振計、GNSS、傾斜計、監視カメラ
東北大学	地震計
国土地理院	GNSS
防災科学技術研究所	地震計

４　噴火警報等の発表及び伝達

(1) 噴火警報・噴火予報の内容と発表

仙台管区気象台は、必要に応じ噴火警報及び噴火予報を発表する。

ア　噴火警報

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的余裕がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命

に危険が及ぶ）等を明示して発表するもの。

「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ　噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表するもの。

ウ　噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分して発表する指標であり、鳥海山では噴火警報又は噴火予報に付して発表される。

鳥海山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	・噴火により火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす、又は切迫している 【過去事例】 1800～04年の噴火：新山形成，火砕物降下、噴石、泥流、死者８名
			４（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難準備等が必要	・噴火により火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼすことが予想される 【過去事例】 該当事例なし

警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	３（入山規制）	居住地域近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等 状況に応じて要配慮者の避難準備等、特定地域の避難等が必要 住民は通常の生活	・噴火により大きな噴石が火口から概ね４kmの範囲内、火砕流・火砕サージが居住地域の近くまで影響を及ぼす、又は予想される 【過去事例】 1740～47年の噴火：噴煙多量、硫黄化合物が川に流入し、水田・川魚に被害 1974の噴火：火砕物降下、泥流
		火口周辺	２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口周辺への立入規制等 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要 住民は通常の生活	・噴火により大きな噴石が火口から概ね1.5kmの範囲内に影響を及ぼす、又は予想される 【過去事例】 該当事例なし
予報	噴火予報	火口内等	１（活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	状況に応じて火口内への立入規制等	火口内で噴気や火山ガス等が発生

注１）火口とは、鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画の想定火口域をいう。
　　状況に応じて、新山周辺に火口域が限定される場合がある。

注２）火口噴出型泥流とは、噴火に伴い火山内部の熱水が噴出し、泥流となって流れ下る現象をさす。

注３）融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

注４）特定地域とは、他の居住地域より早期に避難等の対応が必要な地域をさす。

注５）各レベルの警戒が必要な範囲で上位レベルに記述されている火山現象が発生する場合がある。

(2) 噴火速報の内容と発表

仙台管区気象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早

く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は、以下のような場合に発表する。

・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合

・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）

・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する 。

(3) 火山の状況に関する解説情報の内容と発表

仙台管区気象台は、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではない時点で、その後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い時点で、火山活動に変化が見られるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(4) 降灰予報・火山ガス予報の内容と発表

気象庁及び仙台管区気象台は、必要に応じ降灰予報・火山ガス予報を発表する。

ア　降灰予報

①　降灰予報（定時）

・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間毎）に発表する。

・18時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下の範囲を提供する。

②　降灰予報(速報)

・噴火が発生した火山（※１）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。

・噴火発生から１時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

〈※１〉降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

③　降灰予報（詳細）

・噴火が発生した火山（※２）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。

・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

〈※２〉降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）を発表する。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上1mm未満
少量	0.1mm未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ				
		路面	視界	人	道路	
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し、健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦ 厚さ ＜1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始	稲等の農作物が収穫できなくなったり※１、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰や衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※１

※１　富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

イ　火山ガス予報

火山ガス予報は、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(5) その他の情報等の内容と発表

噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を周知するための情報等で、仙台管区気象台が発表する。

ア　火山活動解説資料

写真や図表を用いて、火山の活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ　月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ　噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせるために発表する。

(6) 噴火警報等の伝達

市、報道機関等は、伝達を受けた噴火警報等を市防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。なお、市は、噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベルを含む）、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報等の伝達は、次の系統による。

噴火警報・予報等伝達経路図

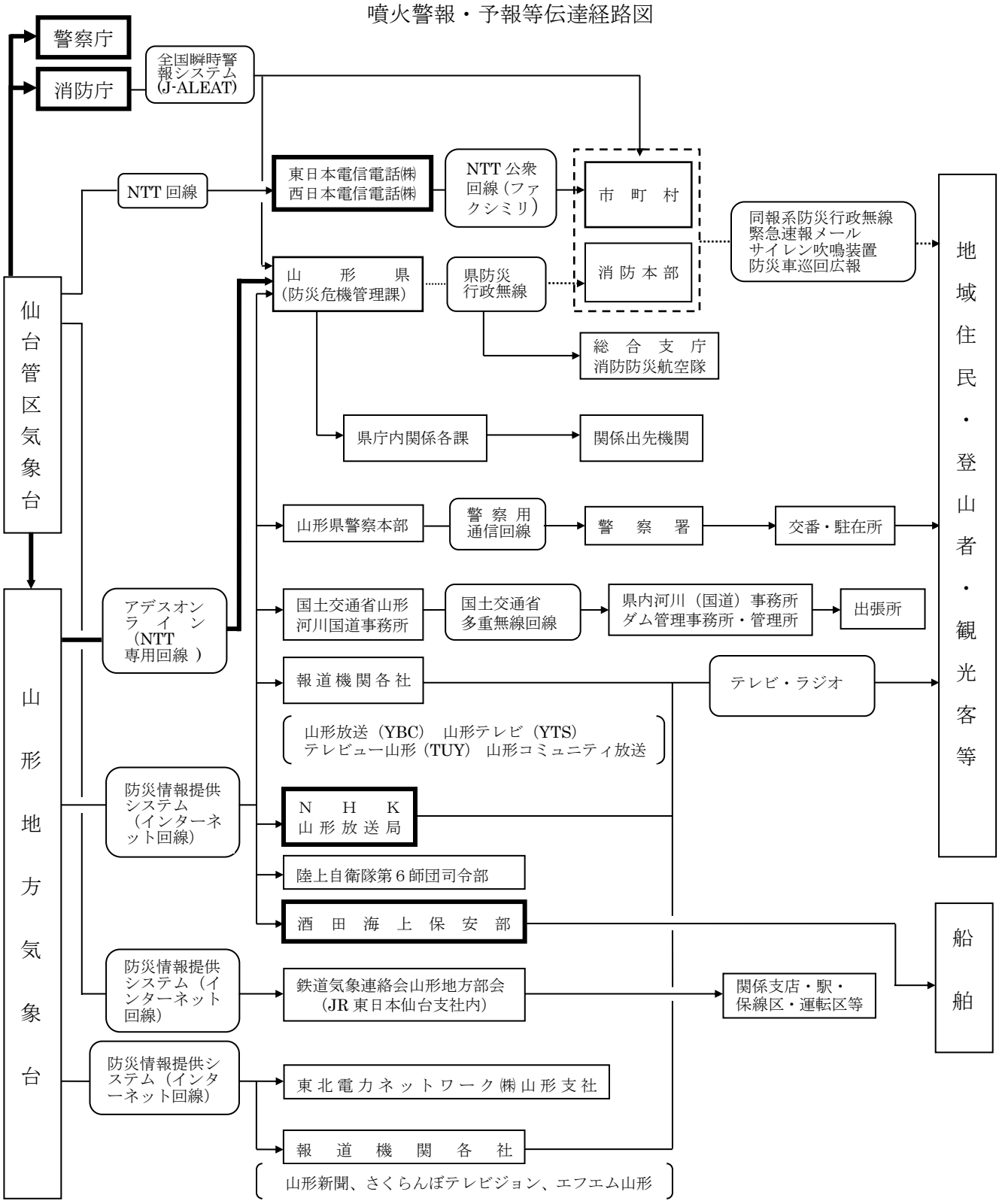

注）太枠に囲まれている機関は、気象業務市施行例第８条第１号及び第９条の規定に基づく法定伝達先。
注）点線の経路は、気象業務法第 15 条の２の規定に基づき火山現象特別警報の通知もしくは周知が義務付けられている伝達経路
注）太線及び破線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第 12 条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

(7) 異常な火山現象に関する情報の収集及び伝達

異常な火山現象を発見した者は、直ちに市町村その他の関係機関へ通報するものとする。また、市町村その他機関が異常な火山現象を覚知したときは、直ちに山形地方気象台に連絡する。

連絡を受けた山形地方気象台は、仙台管区気象台に連絡するとともに、県、県警察本部、地元市町村及び消防機関等との連絡体制を強化する。また、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターは、上空からの観察・情報収集活動に協力するとともに、県は必要に応じ自衛隊にもヘリコプターの出動を要請する。

なお、通報を要する異常な火山現象とは、おおむね次の内容のものをいう。

ア　噴火（爆発、溶岩流、泥流、火砕流）及びそれに伴う降灰砂等

イ　火山地域での火映、鳴動の発生

ウ　火山地域での地震の多発

エ　火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化

オ　火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化

カ　火山地域での湧泉の新生あるいは枯渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化

キ　火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等

ク　火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

５　火山防災協議会の設置等

(1) 火山防災協議会の設置

市、県、秋田県及び関係市町は、鳥海山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、活火山法第４条第１項の規定に基づき、鳥海山火山防災協議会を共同で設置する。協議会には、気象台、地方整備局、陸上自衛隊、警察、消防機関、火山専門家の他、観光関係団体、海上保安部等検討に必要な者を加える。

協議会は、主に次の事項について協議を行う。

ア　火山観測、防災対策等に関する情報共有に関すること

イ　噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関すること

ウ　火山現象の影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関すること

エ　噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関すること

オ　避難場所、避難経路、避難手段等を具体的に示した「避難計画」に関すること

カ　住民、観光客及び登山者等に対する情報提供に関すること

キ　市防災会議が活火山法第６条第３項の規定による同条第１項各号に掲げる事項について定める際の意見の聴取に関すること

ク　防災訓練に関すること

ケ　火山防災意識の啓発に関すること
コ　その他必要と認められること

(2) 市の体制

ア　鳥海山の異常を覚知したとき又は鳥海山に係る噴火警報（火口周辺）が発表されたときは、担当職員が登庁し、災害関連情報等の収集、伝達を行う。
イ　鳥海山に係る噴火警報（居住地域）が発表されたときは、速やかに応急対策を実施できるよう体制をとる。

(3) 隣接市町との連携

市は、必要と認めるときは、鳥海山の隣接市町と鳥海山火山防災協議会を開催する等、火山災害対策の円滑な推進について連絡調整を図る。

６　警戒避難体制の整備

(1) 避難計画の策定等

市は、県と協力し、鳥海山火山防災協議会における検討を通じて、噴火シナリオや火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ設定することにより噴火警戒レベル設定を共同で推進し、避難開始時期、避難対象地域、避難先、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を策定する。さらに、当該避難計画に基づく避難訓練の実施及び日頃から避難計画の住民への周知徹底に努める。避難計画の対象者には、危険区域内の住民はもとより、一時滞在者（観光客等）も含む。

また、計画策定に際しては次の点に留意する。

ア　危険区域内の人口、一時滞在者数及び避難の長期化を考慮した指定避難所等の設定
イ　急峻な地形を考慮した迅速な避難
ウ　避難行動要支援者への対処
エ　被害が拡大しやすく、避難行動にも制約の多い積雪期における対処

(2) 市地域防災計画への記載

市は、鳥海山火山防災協議会における検討を通じて策定された避難計画等を実効性あるものとするため、次の事項について市地域防災計画に定める。

ア　火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表・伝達に関する事項
イ　噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市長が行う通報及び警告に関する事項
ウ　避難場所及び避難経路に関する事項
エ　火山現象に係る避難訓練に関する事項
オ　救助に関する事項
カ　警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地
キ　その他必要な警戒避難体制に関する事項

(3) 避難体制の整備

ア　市は、住民、登山者及び観光客等への情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避

難のための体制整備に努める。

イ　市は、住民、登山者及び観光客等を避難させる際の、県、消防機関、自衛隊等との協力体制について、あらかじめ協議して定めておく。

ウ　市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、鳥海山火山防災協議会の枠組みを活用するなどにより国や他の市町村との協力体制の構築に努めるとともに、他の市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ　市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

オ　市及び県は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火山周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努める。この際、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山者の必要性について検討し、登山届が必要とも認められる場合には、ＩＴを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るように努める。

(4) 関係施設の整備

ア　情報伝達のための施設

市は、防災行政無線の整備等、住民等への情報伝達手段の整備に努める。また、県等と協力し、登山者等への情報伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

イ　避難者受入れのための施設

市は、危険区域外に避難住民全員の受入れが可能な施設の確保に努める。

ウ　緊急退避のための施設

市及び県は、鳥海山火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕等の必要性について検討を行なうとともに、退避壕等の整備を推進する。

(5) 火山防災マップの作成、配布

市は、県と協力して、火山災害予想区域図（火山ハザードマップ）に基づき、想定される火山災害の危険区域及び避難場所、避難経路等を記した火山防災マップを作成し、住民、登山者、観光客等に周知する。

7　避難の実施及び解除

(1) 緊急調査

国は、土砂災害防止法第２９条に基づき、土石流、地すべり等を起因とする土砂災害の緊迫した危険が予想される状況にあると認められ、緊急調査を行うために特に高度な専門知識及び技術を要する場合は、基本指針に基づき緊急調査を行う。

(2) 土砂災害緊急情報の通知及び周知等

国は、土砂災害防止法第３１条に基づき、緊急調査の結果、土砂災害の緊迫した危険が

あると認める場合に、避難のための立退きの指示の判断に資するため、緊急調査により得られた土砂災害緊急情報を県及び市に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講ずる。

(3) 避難の実施

市長は、火山噴火等により住民等の生命、身体等に危険が及ぶおそれがある場合には、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、住民等に対して避難指示等を発令する。住民等の避難は、鳥海山火山防災協議会策定の鳥海山避難計画（居住地域・火口周辺地域）による。県は、市長から要請があった場合は、必要に応じ自衛隊又は近隣市町村等の協力も得て、住民等の避難に率先して協力する。

噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達するおそれがあり、噴火発生前から住民等へ避難指示等を発令しなければならない場合があり得ることに十分留意して災害応急対策を講じる。

市は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難指示等を発令するよう努める。

内閣府は、必要に応じて、火山防災エキスパートを現地に派遣し、地方公共団体の活動を支援する。

(4) 警戒地域等の設定

市長は、住民等の安全を確保するため噴火警報等（噴火警報レベルを含む）に基づき、警戒地域を設定して立入りを制限又は禁止する。

また、噴火や泥流が予想されるときは、鳥海山火山防災協議会の関係機関と協議のうえ、必要に応じ当該火山及び近隣の山への入山（登山）禁止措置をとる。

(5) 避難の長期化への対応

一般に、火山災害に伴う住民避難は長期間にわたる場合が多い。市は、避難先での住民生活の安定のため、住居、就業、医療及び教育等に関する長期的な対策を実施する。

(6) 避難の解除

市長は、噴火警報等（噴火警報レベルを含む）により危険が去ったと判断したときは、避難指示等又は警戒地域の設定を解除し、住民の帰宅及び生活再開を支援する。

避難指示等の解除にあたっては、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努める。

８　広域的な避難対策

避難に関し、市の区域を超えた広域的な避難が必要な場合の調整については、「第２章第３節の３　広域避難計画」及び「第１０節　避難計画及び避難所運営計画」によるものとする。

９　救助・救急、医療活動

(1) 救助・救急活動

火山災害の発生時における救助・救急活動については、「第２章第４節　自衛隊の災害派遣要請・受入計画」及び「第２章第１２節　救助・救急計画」によるものとし、火山

災害の現場において要救助者があるときは、市その他の防災関係機関は、その者の救助にあたるものとする。

(2) 救急医療

傷病者に対する救急医療については、「第２章第１４節　医療救護計画」によるものとする。

10　登山届等の提出の周知・啓発

市及び県は、火山災害発生時の救助活動を迅速・的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）等の積極的な提出及び携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービス等について周知・啓発を図るものとする。

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

11　防災訓練等の実施

市は、防災関係機関、住民、登山者、観光客等に参加を求め、火山災害の防止又は軽減を図るため、火山防災マップ等を活用するなど、実践的な防災訓練（避難訓練）を実施するものとする。

また、鳥海山火山防災協議会は、防災関係機関等に参加を求め、火山災害の特殊性を考慮した火山防災情報の収集・伝達訓練、通信訓練を実施し、訓練により明らかとなった課題等について検討を行い、避難計画等に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るものとする。

12　避難確保計画の作成

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設（避難促進施設）の所有者又は管理者は、火山現象に関する施設利用者への情報伝達に関する事項、従業員の防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難確保計画及び同計画に基づき実施した避難訓練の結果について市に報告するものとする。

市は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成・公表又は避難訓練の実施に関し、必要な助言や勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取り組みの支援に努めるものとする。

13　情報の共有等

市は、鳥海山火山防災協議会を構成する国、市町、防災関係機関、火山専門家との連携を確立するため、鳥海山の情報連絡網を作成するなど火山防災協議会の連絡体制を整備することにより、平常時から関係機関相互の意見交換や情報共有を促進するものとする。

【鳥海山情報共有連絡系統図】

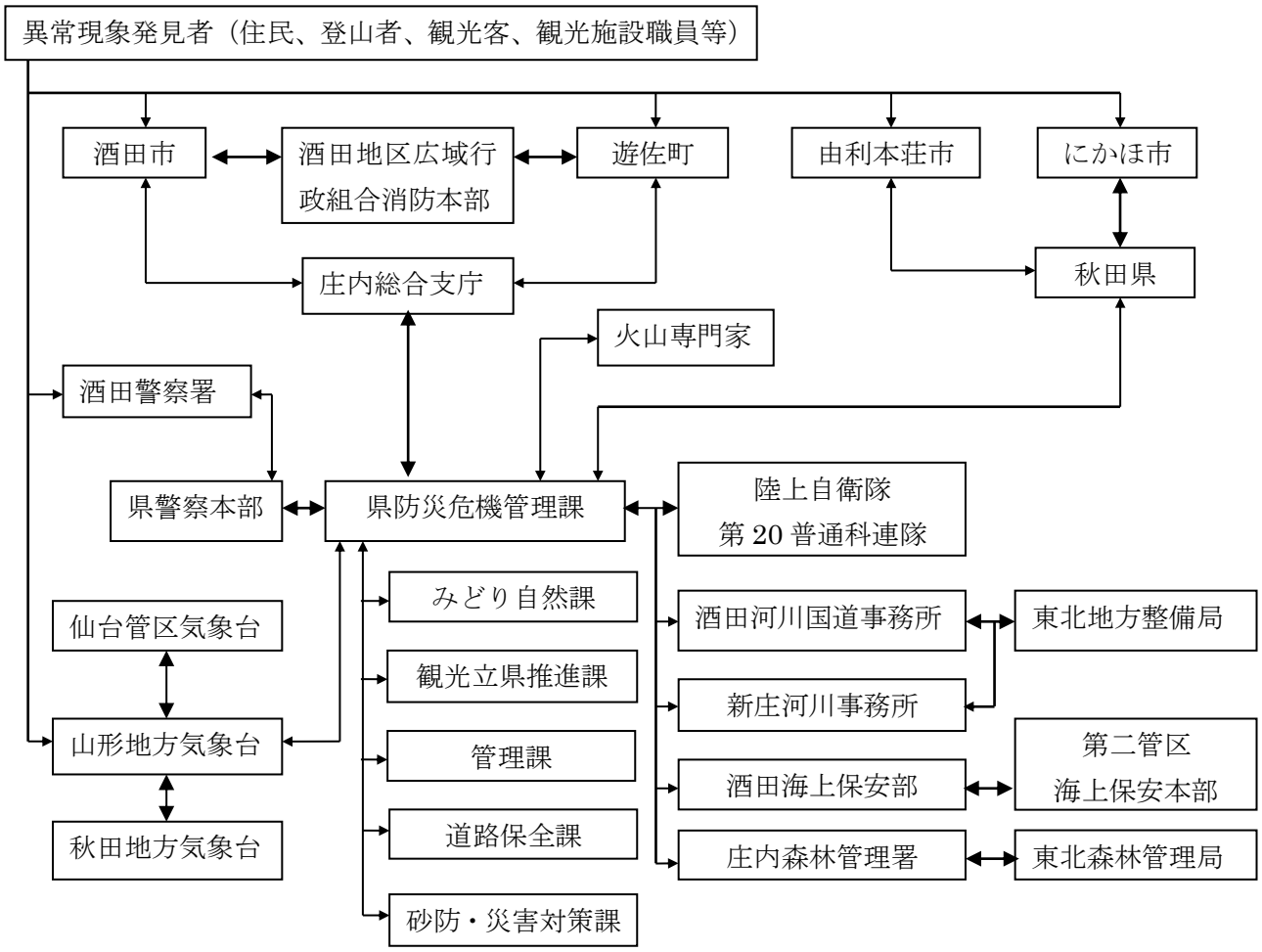

※ 関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対策等を行うものとする。

※ 県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等の情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対しても速やかに情報提供するものとする。

※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。

14　降灰対策の実施

市及び県は、火山噴火に伴う降灰により周辺地域の住民の生活や農林水産業等に支障が生じた場合は、活動火山対策特別措置法に基づく降灰除去事業や各種資金の融資等の施策を実施し、その軽減に努める。

15　防災知識の普及

(1) 住民に対する防災知識の普及

市は、火山ハザードマップ、火山防災マップ等を分かりやすく作成し・配布し、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。

(2) 登山者等に対する防災知識の普及

市及び県は、観光関係に事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者等に対して防災知

識の普及を図る。また、パンフレット、ビジターセンター、火山災害の遺構であるジオパーク等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図る。

第３章　雪害対策計画

第１節　ライフライン等確保計画

国、県、市及び関係機関は、降雪期における交通、電力及び通信を確保するため雪害対策を実施する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　土木課　整備課
関係機関	国土交通省酒田河川国道事務所　庄内総合支庁 酒田地区広域行政組合消防本部　酒田市消防団　庄内空港事務所 東北電力ネットワーク㈱　東日本電信電話㈱宮城事業部山形支店 東日本高速道路㈱

２　交通の確保

豪雪等に対し、緊急に道路交通及び鉄道交通を確保できるよう、市、県、高速道路事業者及び鉄道事業者は、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員の動員、施設並びに連絡手続き等についての体制整備を行なうとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の計画的な備蓄を行なうなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪に対しては、市、県及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両停滞を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、市及び県は、契約方式の検討を行なうなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(1) 道路施設の交通確保

市及び県は、集中的な大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行なうよう努める。

また、県は、冬期の道路交通を確保するため、国及び市と協力して、ＩＣＴ（情報通信技術）等の新技術活用に向けて検討を進める。

ア　高速道路

東日本高速道路株式会社は、「雪氷対策実施要領」に基づいて毎年除雪計画を策定し、除排雪を実施して雪害予防に努める。

イ　国管理道路

国土交通省酒田河川国道事務所は、「災害対策運営計画」に基づいて毎年道路除雪計画を策定し、　除排雪を実施して雪害予防に努める。

ウ　県管理道路

県は、毎年「除雪事業計画」を策定し、除排雪を実施して雪害予防に努める。

エ　市管理道路

市は、毎年「除雪事業計画」を策定し、除排雪を実施して雪害予防に努める。

除雪体制は、毎年１１月１日から翌年３月３１日までの間、降積雪などの気象情報等に応じ、平常時第１次除雪体制、平常時第２次除雪体制、豪雪時の豪雪対策本部体制の３体制をとる。

オ　地吹雪対策の推進

地吹雪による交通の途絶及び事故防止を図るため、地吹雪の発生箇所を把握して次により施設の整備を図るとともに、利用者への啓発を実施する。

(ｱ) 地吹雪防止施設の整備

地吹雪による吹き溜まり防止対策として、主要路線の交通確保のため特に必要と判断した場所に防雪柵・吹払柵を設置する。

(ｲ) 利用者への啓発

地吹雪対策連絡会において地吹雪の対策について検討するとともに、過去の事故・災害等を踏まえ地吹雪マップやチラシを作成し、利用者への啓発に努める。

カ　災害未然防止活動

(ｱ) 災害リスクの把握

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、車両の立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握するよう努める。

(ｲ) 車両の運転者への啓発

集中的な大雪が予測される場合は、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要となることから、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップや除雪ブラシ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。

また、県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含めた冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

３　鉄道施設の確保

鉄道事業者は、降積雪時における列車の安定輸送のために、除雪車両、除雪機械を整備するとともに、要員を配置し、除雪体制の確保に努める。

(1) 除雪体制

ア　線路除雪にあたっては、除雪機械等を適所に配備するとともに、除雪要員の配置及び外注除雪体制を整える。

イ　線区の重要度に応じて除雪車両及び除雪機械を整備し、列車運転の混乱防止に努める。

ウ　機械力除雪により難しい箇所は、人力除雪を計画的に実施するほか、消雪設備を計画的に整備するよう努める。

(2) 踏切箇所の除雪

踏切箇所の除雪は、線路及び道路側からの排雪による堆雪により、見通しが阻害されることのないよう、道路管理者と協議し除雪を実施する。

(3) 運転規制

降・積雪期における輸送能力の確保と輸送の混乱を防止するため、降・積雪の状況に応じて第１次から第５次体制に区分し、支社ごとの基準に基づき運転規制を実施するとともに、各段階に即応した排雪列車運転と構内除雪を実施する。

(4) 雪害時の対策

ア　消防団、自衛隊の出動

雪害時における緊急除雪等は、非現業職員を含めた社員の動員を第一とし、必要に応じ関連事業所の応援を得て実施する。関連事業所の応援によっても困難な場合は、状況に応じ消防団又は自衛隊の派遣を求める。

イ　緊急輸送

雪害時における緊急輸送は、一般貨客を優先して行うものとするが、緊急輸送が集中し混乱したときは、市と協議のうえ輸送物資及びその順位を定めて行う。

(5) 予防保全対策

ア　雪崩警備体制を強化し、雪崩の発生が予想されるときは、列車の抑止手配運転規制を実施する。

イ　雪崩発生重点警備箇所を再検討し、巡回警備を強化する。

(6) 融雪設備等の強化

輸送の確保、省力化を図るため、熱風、電気融雪及び水質資源を利用した除融雪設備の充実を図る。

４　空港施設の交通確保

庄内空港において、使用する航空機が安全に離発着でき、利用者が支障なく安全かつ円滑に利用できるよう、冬季積雪時における除雪に努める。

(1) 除雪計画の策定

空港管理者は、空港施設の現況、気象状況、航空機種及び運行回数等に基づき、除雪目標時間、除雪範囲及び作業順序をあらかじめ定め、作業区分、所要機械、要員等の計画を策定する。

(2) 協力体制の整備

空港管理者は、空港へのアクセス道路の除雪や排雪場所の確保について、関係機関との協力体制を整備する。

(3) 除雪基準

ア　航空機の走行区域においては、原則として積雪があった場合に除雪する。

イ　構内の道路及び駐車場は、原則として積雪が３cm以上になるおそれがある場合に除雪する。

(4) 除雪範囲

ア　除雪の範囲は、滑走路、誘導路及びエプロンの舗装端までとする。

また、滑走路灯等の灯器周辺の除雪は、常に機械及び人力により実施し、照明機能を損なうことのないようにする。

イ　構内の道路及び駐車場は、通行の支障となる範囲とする。

(5) 除雪目標時間

定期運行便の時間や頻度を基にして定める。

(6) 雪害時の対策

空港管理者は、豪雪により所定時間までの除雪が完了できない等の事態が発生したときは、関係機関と協議し応援を要請する。

(7) 住民等への広報

空港管理者は、雪害による被害を防止し又は軽減するとともに、交通の混乱を防止するため、住民や乗客に対して積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況について適時適切な広報に努める。

５　住民等への広報

雪害時における被害の防ぎょ、軽減及び交通の混乱防止のため、各施設の管理者、積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

６　電力供給確保対策

東北電力ネットワーク株式会社酒田電力センター及び関連事業所は、送電線路及び配電線路の雪害予防及び復旧体制の整備を図る。

なお、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、市及び県との連携の拡大に努める。

(1) 送電線路

ア　降雪期前に雪害予防の巡視及び点検を実施し、送電線路の補修、整備を行う。

イ　樹木の接触や倒木による断線防止のため、地形や電線を考慮し基準離隔距離が保てるよう、樹木所有者と協議のうえ伐採を行う。

ウ　着雪による断線、落雪時のはね上がりによる混触断線を防止するため、割り込み鉄塔による危険箇所の解消、腕金改造による電線間隔の拡大、がい子の吊型変更及び相間スペーサーの取り付けを実施する。

エ　冠雪、雪崩又は雪圧による停電を防止するため、適時パトロールを実施し、冠雪落としや支持物除雪等を行う。

(2) 配電線路

ア　降雪期前に雪害予防の臨時巡視を実施し、配電線路の補修、整備を行う。

イ　樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議のうえ、樹木の枝下ろし、伐採及び樹木ガードワイヤーの効果的措置を推進する。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

ウ　着雪による電線断線などの停電を防止するため難着雪電線を使用する。

エ　冠雪、雪崩、雪圧による停電を防止するため、電線の縦配列や、時期をとらえたパトロール及び冠雪落としなどを実施する。

(3) 復旧体制の整備

ア　豪雪期における電線路障害の早期復旧を図るため、雪上車を配置し、障害地点への人員、資材の雪中輸送を確保する。

イ　設備の巡視については、ヘリコプター・ドローンによる空中査察を実施する。

７　通信確保対策

東日本電信電話株式会社宮城事業部山形支店及び庄内営業所は、雪害のおそれのある地域の電気通信施設等について、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、雪害の未然防止と重要通信の確保を図る。

なお、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、市及び県との連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

(1) 設備の耐雪構造

ア　通信路線の地下化の推進

イ　電柱引上げ部分などの被害防止のため、凍結防止用ＰＥパイプの取付け

ウ　積雪、寒冷地用の屋外線への取替整備

(2) 通信網の整備

ア　災害が発生した場合に、重要通信を確保し通信不能地域をなくすため、主要な伝送路の多ルート構成又は２ルート構成を図る。

イ　停電に備え、主要な電気通信設備の予備電源の整備・維持を図る。

(3) 迅速な復旧体制の確保

被災した設備の迅速な復旧を図るため、災害対策用機器、無線車等を指定保管場所に配備する。

第２節　雪崩防止計画

山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を実現するため、雪崩防止柵等の施設を整備し、雪崩の発生及び雪崩による被害の発生を防止する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　土木課　整備課　農林水産課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　国土交通省酒田河川国道事務所 庄内総合支庁　庄内森林管理署

２　雪崩危険箇所の把握、周知

(1) 雪崩危険箇所の把握

国、県、市及び関係機関は、既存資料の収集・整理や地図、空中写真の計測・判読のほか、可能な範囲で現地調査や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を把握する。

(2) 雪崩危険箇所の周知

市及び県は、住民に対して雪崩災害防止のため、雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩発生危険箇所の周知を図る。

３　雪崩防止施設等の整備

国、県及び市は、雪崩施設の機能を十分に発揮できるよう、地形、土質、勾配及び雪崩の種類等の条件や防護対象物を考慮して適宜適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を推進するとともに、警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩災害予防対策に努める。

(1) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的･物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林･階段工・予防柵等の雪崩予防施設の設置に努め、雪崩災害発生の予防措置を図る。

(2) 雪崩防護施設等の整備

道路、道路の附属施設の保全及び交通の安全を確保するため、防護柵等の施設整備に努め雪崩災害の防止を図る。

(3) 砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等は、河川等をせき止め、洪水や土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防・治山等の施設整備に努める。

第３節　雪崩事故の防止と応急計画

雪崩による人命等の損失を極力回避するため、国、県、市及び防災関係機関は、雪崩発生危険箇所（以下「危険箇所」という。）のパトロール、住民等の事前避難及び雪庇落とし等の事前回避措置を行う。

また、雪崩による被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　土木課　整備課　農林水産課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　国土交通省酒田河川国道事務所 庄内総合支庁　東日本旅客鉄道㈱

２　危険箇所の警戒

(1) 道路・鉄道等の危険箇所の点検

道路・鉄道等の施設管理者は、積雪期間中、危険箇所の点検を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

(2) 市の巡視

市は、関係機関と連携を図り、危険箇所の巡視を行う。また、市は危険箇所の巡視を行い危険度合の予測など専門家の意見を聞く必要があると判断したときは、県の関係機関に担当職員の派遣を要請する。

(3) 県及び警察の協力体制

県は、市の要請に基づき酒田警察署と協力して危険箇所の巡視を行い、警戒及び住民等の避難に関して指導する。

(4) 住民等の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩災害から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民及び市に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

３　事前回避措置の実施

(1) 住民等への雪崩情報の周知

ア　市は、気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩が発生するおそれがあるときは住民等に適宜広報を行い、注意を喚起する。

イ　市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

ウ　雪崩発生により、人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民等に対し、避難の指示を行う。住民等が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講じる。

(2) 道路施設の対策

道路等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の車両の運行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

４　雪崩発生時の応急措置

(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア　市は、自らの巡視又は他の関係機関、住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県危機管理課へ状況を報告する。

イ　住民等が被災した場合は、直ちに酒田地区広域行政組合消防本部、消防団、警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を依頼する。

ウ　住居を失った住民を公共施設等に受け入れるとともに、十分な救援措置を講じる。

(2) 孤立集落住民の救助

県、警察本部は、雪崩の発生による交通途絶で集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、ヘリコプターによる医師、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

(3) 二次災害の防止

市は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第４章　海上災害対策計画

第１節　海上事故災害対策計画

関係機関は、船舶の遭難、火災により大規模な被害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、船舶の安全確保、港湾及び沿岸地域の人命・財産の保護を図るための対策を実施する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　商工港湾課
関係機関	酒田海上保安部　国土交通省酒田港湾事務所　県港湾事務所 山形運輸支局　酒田地区広域行政組合消防本部　自衛隊 酒田警察署　各救難所　山形県水難救済会

２　海上事故予防対策

(1) 船舶の安全運航の確保

ア　国土交通省酒田港湾事務所、酒田海上保安部及び県は、酒田港において船舶の安全航行環境の整備、船舶交通の安全に必要な情報の提供体制の整備に努める。

イ　東北運輸局山形運輸支局は、海上運送業者の運航管理についての監督、指導及び酒田港に入港する船舶の立入検査等を通じ、海難の未然防止と海上交通の安全確保に努める。

ウ　酒田海上保安部は、酒田港内、沿岸における船舶交通の安全に必要な情報の提供等を行うとともに、危険物荷役における安全防災対策についての指導を行う。

(2) 船舶の安全性の確保

東北運輸局山形運輸支局は、船舶の安全性を確保するとともに海洋汚染の防止を図るため、船舶の定期検査、立入検査等を通じ、必要な指導を行う。

(3) 海上交通環境の整備

国土交通省酒田港湾事務所、県港湾事務所、県水産課は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。

３　海上事故等災害応急計画

(1) 酒田海上保安部

ア　災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、非常配備又は警戒配備を発令し、必要あるときは災害対策本部等を設置する。

イ　情報の収集、伝達

(ｱ) 市災害対策本部及び防災関係機関との密接な連携をとり、災害に関する情報の収集交換を行う。

(ｲ) 巡視船艇、航空機又は海上保安官を災害現場に派遣して情報を収集し、関係機関に伝達する。

ウ　負傷者の救助、避難者の誘導、救出、海上輸送

大規模海難事故等が発生した場合は、巡視船艇及び航空機等により、負傷者の救助、

避難者の誘導、救出及び海上輸送等を行う。

エ　緊急輸送及び医療機関への出動要請

災害援助関係要員、緊急物資等の緊急輸送の要請があったときは、状況に応じて支援するとともに必要に応じて県等を通じ、医療機関への出動要請をする。

オ　自衛隊の派遣要請

大規模海難事故等が発生した場合又は事態が急迫している場合は、自衛隊の派遣を要請する。

カ　捜索活動の実施

行方不明となった人命、船舶について、関係機関と有機的に連携を図り、効率的な捜索活動を実施する。

キ　海上交通の安全確保

(ｱ) 船舶への災害情報の広報・周知

(ｲ) 船舶の通行禁止、制限等の措置

(ｳ) 船舶所有者に対し、海難船舶等の移動及び障害物の除去等、危険を防止するための措置を講ずるべきことを勧告、若しくは指導する。

ク　船舶火災の消火活動

(ｱ) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、巡視船艇により迅速に消火活動を実施する。

(ｲ) 酒田海上保安部及び酒田地区広域行政組合消防本部は、相互協力して消火活動を実施する。

(2) 県（国土交通省酒田港湾事務所・危機管理課）

ア　災害情報の収集及び伝達

イ　緊急対策上必要な事項についての関係機関等への要請

ウ　自衛隊への災害派遣の要請（陸上での支援活動が必要な場合）

(3) 警察（県警察本部）

ア　災害情報の収集及び伝達

イ　警察用船舶及び航空機による負傷者の救出、救助

ウ　遺体の搬送・安置及び行方不明者の捜索

エ　死傷者の身元確認

(4) 市

ア　災害対策本部の設置

市は、市域において大規模な海上災害が発生した場合、基本法第２３条の２の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

イ　現地災害対策本部の設置

地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。

ウ　地域住民に対する避難指示

市は、地域沿岸の住民に被害が及ぶと判断されるときは、報道機関、サイレン、広報車等により避難の指示を行う。

エ　水難救護法による人命、遭難船舶の救助

市は、酒田海上保安部、県、各警察署等と連携のうえ、人命、遭難船舶の救助に努める。

なお、酒田海上保安部から要請のあった場合、酒田救難所、飛島救難所、袖浦救難所、宮海救難所、山形県水難救済会は、救助活動に協力する。

オ　救難所及び山形県水難救済会の充実・活性化

市は、救難所及び山形県水難救済会が、人命救助等において重要な役割を担うことから、県と連携し、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、救難所及び山形県水難救済会の充実・活性化を図る。

カ　沿岸地先海面の海岸パトロール

市は、火災や漂着等によって被害が沿岸に及ぶおそれがある場合、地先海面の巡回監視を行う。

(5) 酒田地区広域行政組合消防本部

地域の実情に応じ、関係機関と連携して次の措置をとる。

ア 火災発生時における消火及び警戒等

イ 負傷者、被災者等の避難誘導及び救助

(6) 船舶所有者等

事故に係る船舶所有者等は海上災害防止センターに委託するなどして、次の応急対策を行う。

ア 酒田海上保安部の指示による防除措置

イ 消火及び延焼防止措置

ウ 現場付近の航行船舶に対する注意喚起

(7) その他の防災関係機関

海岸管理者等は、市から事故情報を受けた場合は、当該管理区間における巡視及び監視を速やかに実施し、その結果を逐次、市に連絡する。

第２節　流出油等災害対策計画

船舶や工場等からの油や木材等の大量流出による著しい海岸、河川の汚染事故に対し、円滑かつ迅速に対応するための体制を整備し、関係機関が連携して防除活動を実施する。（石油コンビナート等特別防災区域内での事故は「山形県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。）

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　環境衛生課
関係機関	酒田海上保安部　国土交通省酒田港湾事務所　県港湾事務所 山形運輸支局　自衛隊　酒田警察署 酒田地区広域行政組合消防本部

２　油等流出事故予防対策

油等流出事故が発生した場合は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（海防法）」等の規定により、事故原因者の責任において流出油等を処理するものが原則であるが、発生時の防除措置の対応は多岐にわたることから、防災関係機関が有機的に連携を図る。

３　防除資機材の整備

(1) 酒田海上保安部

酒田海上保安部は、オイルフェンス等の防除資機材の整備を促進するとともに、船舶所有者等に対し海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等に基づき、オイルフェンス、油処理剤、吸着マット、ゲル化剤、その他の必要な資機材を備えておくよう指導する。

(2) 県、市

港湾管理者及び市は、オイルフェンス等の流出油除去のため必要な資機材の整備に努めるとともに、災害時に保有する除去資機材を関係防災機関へ貸し出す場合に備え、あらかじめその手続き等を定めておく。

(3) その他関係機関等

その他の関係機関、関係団体は、その業務の必要に応じて防除資機材を整備するとともに、事故発生時に保有する防除資機材を関係防災機関へ貸し出す場合に備え、あらかじめその手続きを定めておく。

４　沿岸海域情報図の整備

酒田海上保安部及び市は、流出油災害で大きな影響を受けることが予想される沿岸域において、その地域の特性に応じた防除活動を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ沿岸域の利用状況、優先的に保護すべき施設等を把握し、その情報を地図上に整理しておく。

５　災害配備体制

(1) 警戒体制

大規模な油等の流出事故が発生した場合は、事故の発生場所、規模及び経過時間等を

考慮して警戒体制をとる。

(2) 災害対策本部の設置

(3) 現地対策本部の設置

地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地対策本部を設置する。

(4) 山形県沿岸排出油等防除協議会との連携

大規模な油流出事故が発生した場合は、県地域防災計画に基づき、県が、関係機関の情報交換及び防除作業の総合調整の場として県沿岸排出油等防除協議会（以下「油等防除協議会」という。）内に総合調整本部を設置する。市は、同本部に職員を出席させ、必要な情報交換などを行う。

ア　参加機関等

事故原因者、国土交通省酒田港湾事務所、県港湾事務所、県漁協ほか

イ　協議事項

ウ　流出油の防除対策

エ　防除活動の実績にかかる関係機関の調整

６　災害時の情報収集・伝達計画

(1) 情報の収集・伝達方法

ア　防災関係機関からの情報収集

主な防災関係機関が参加する油等防除協議会等を通じて情報を収集する。

防災関係機関が収集・伝達する主な情報

機関名	情　報　内　容
事故原因者	流出油の種類、性状、量、拡散状況に関する情報 流出油の防除装置の実施状況に関する情報 その他流出物の種類、量、拡散状況と、防除の実施状況に関する情報
市	海岸等のパトロール実施による漂着状況等の情報 市が実施した防除活動に関する情報 資機材に関する情報 回収困難な地域の自衛隊派遣要請依頼に関する情報
酒田海上保安部	巡視船艇、航空機で収集した情報 気象・海象条件等に基づく流出油の漂流予測に関する情報 海上、沿岸部等における被害状況に関する情報 防除活動実施状況に関する情報 油等の専門家に関する情報 海上における警戒区域を設定した場合の県等に対する通知
県	県所有の船舶及びヘリコプターで収集した情報 海岸等のパトロール実施による漂着状況等の情報

県	県が実施した防除活動に関する情報 県漁連を通じた各漁協に対する指導事項等 市町村の漂着状況に関する情報 市町村や防災関係が実施した防除活動に関する情報 資機材に関する情報 油等の専門家に関する情報
警察署	警察用航空機、船舶及び海岸パトロールで収集した情報 災害地付近の警戒及び交通規制等の実施状況に関する状況 関係防除機関の防除活動に関する支援情報
自衛隊	航空機及び船舶で収集した情報 関係防除機関の防除活動に関する支援情報

イ　住民への周知事項

(ｱ) 事故の状況

(ｲ) 防災活動の状況

(ｳ) 火気使用及び交通等の制限禁止事項

(ｴ) 避難準備等の注意事項

7　油等流出事故防除対策

(1) 流出油等の漂流予測

市は、酒田海上保安部や油等防除協議会等を通じて流出油等の漂流予測情報の入手に努める。

(2) 海上での防除対策（浮流油の距離に応じた対策）

ア　事故原因者等の措置

油の船外への流出防止と流出油の拡散防止を目的として、現場の状況に応じた適切な措置（オイルフェンスの展張、損傷箇所の修理、排出油の回収等）を行う。

イ　酒田海上保安部の措置

(ｱ) 事故原因者等に対し必要な防止措置を指示又は指導するとともに、自ら防除措置を講ずるほか、必要に応じて関係機関に出動要請を行う。

(ｲ) 流出油の漂流状況等を船舶関係者に周知するとともに、必要に応じて流出事故現場海域付近で船舶の航行の制限や禁止等を行い、海上交通の安全確保に努める。

(3) 漂着油の防除対策

漂着油の防除は、原則として事故原因者又は事故原因者から委託を受けた海上災害防止センター等が行う。

市は、原因者等が迅速かつ十分に漂着油の防除を実施できないときは、地域住民の健康、安全及び良好な海岸環境を守るため、事故原因者等に代わって防除活動を実施する。

市は、防除活動の実施に先立ち、各海岸の利用状況等に応じて、人為的な防除作業による環境回復の到達度を定め、必要にして十分な範囲で、より経済的で効率の良い方法による作業を実施するよう努める。

防除作業は、市の職員及び消防職・団員により行い、ボランティアの防除活動とも十分

な連携を図る。

また、市は作業者の安全確保と健康管理に十分留意し、必要な支援体制を整備する。

ア　市の取るべき役割

(ｱ) 漂着油の防除の実施に際しては、油等防除協議会において、災害の状況に応じ、各関係機関等の役割や回収油の処理方法等具体的な対策について協議、調整を行う。

(ｲ) 市は、漂着油の状況により必要と認める場合は、災害対策本部等を設置し、防除活動に努める。

(ｳ) 災害現場における防除活動の調整は、一体的かつ体系的な防除活動を行うため、他の機関と協調して実施するとともに、必要な情報の提供及び調整を行う。

また、防除作業の実施方法等については、現場で事故原因者の代理人と次の事項について事前に打ち合わせ、了解を得る。

A　防除方針の周知

B　作業手順の明示

C　参加機関の担当区域の調整

D　作業日及び作業時間等の設定

E　作業の安全管理、健康管理

F　作業記録の報告

G　その他防除作業等において関係機関の調整を必要とする事項

イ　事前準備

(ｱ) 防除資機材等の調達

オイルフェンス、油回収機及び油吸着材等の主要防除資機材は、保有機関が限られているため、調達は原則として油等防除協議会の調整を経て行う。

市が必要とする場合は、同協議会の調整を経たうえで、県が中心となってあっせんを行う。

(ｲ) 監視所の設置

海岸パトロール職員の拠点とするための海岸監視所を範囲を決めて設置する。

(ｳ) 現地集合場所及び仮設トイレの設置

回収要員・ボランティア等が油回収作業を行うため拠点ごとに集合場所や仮設トイレを設置する。

(ｴ) 資機材置場及び駐車場の確保

油回収作業のための資機材置場や回収要員、ボランティアのための駐車場を拠点ごとに確保する。

(ｵ) 漂着油の一時的集積・保管スペースの確保

周辺環境や土壌汚染等に配慮して最終処分地へ運搬するまでの間、一時的に集積・保管する場所を県と協議し確保する。

(ｶ) 救急救護体制の整備

回収作業従事者のため、救護所の設置や健康相談の実施等の健康管理に努めるとともに、事故に備え医療機関との救急救護体制の整備を図る。

(4) 防除作業従事者の健康管理

ア　作業条件への配慮

作業条件は季節、気候、作業の難易度等を考慮し、作業従事者に過重な負担とならないよう作業時間、休憩時間等を定めて実施する。

イ　作業装備への配慮

作業従事者の健康確保のため、油の性状等に応じた作業衣服、装備を整えて実施する。

ウ　救急救護体制の整備

市は、救護所の設置、健康相談の実施等により作業従事者の健康管理に努めるとともに事故に備え医療機関等との連携による救急救護体制の整備に努める。

(5) ボランティア活動に対する支援

市は、ボランティア活動の自主性、自発性を尊重しつつ、適切な防除活動が図られるようボランティアとの連携に努める。

ア　必要に応じ、ボランティア関係団体及び報道機関を通じて、広くボランティア活動への協力を呼びかける。

イ　防除作業の連携

作業手順、作業日、作業場所、安全管理、健康管理等について円滑なボランティア活動を図るため、必要な調整を行う。

また、ボランティアの受付窓口を設置するとともに、必要に応じ登録手続きを行う。

ウ　活動環境の整備

被害状況、活動内容、活動場所、服装、携帯品等の防除活動に必要な情報や宿泊場所等の情報の提供についても配慮する。

エ　健康管理等の支援

ボランティアの健康管理のため、救護所の設置及び健康相談等の実施に努める。

また、ボランティアの万一の事故に備え、ボランティア活動保険の周知やその加入を奨励する。

８　風評対策

市は、県が設置する流出油風評被害対策連絡会議と連携し、風評による影響を最小限に食い止める。

９　漂流油防除処理費用の集約及び請求

市は、漂着油の防除作業に際し、市が負担した経費を取りまとめ、事故原因者又は（船舶の場合）その保険者に請求する。

油濁損害の規模、内容等により、県が窓口となって補償請求することとなった場合は、県と協議し、協力を得て請求事務を行う。

10　環境保全対策

(1) 市は、環境汚染状況等に関する県への情報提供及び住民等への広報を行う。

(2) 県は、防除方針決定の段階から試験研究機関と協力して環境影響調査を実施する。

(3) 県は、環境汚染に関する応急対策及び野生生物の保護対策等を実施する。

(4) 市は、住民等の健康への影響が予想される場合、必要に応じ救護所を設置するととも

に、避難指示時の住民等の誘導や健康被害発生時の対応・相談先等の周知を図る。

(5)　史跡名勝天然記念物については、県教育委員会等による現況調査に基づき、市、文化財管理団体等が防除措置を実施する。

11　流出木材防除対策

木材等の漂流物の対策については、流出油等防除対策に準じるが、基本的な対応は次による。

(1) 所有権者（荷主）が社会的、道義的責任から回収する。

(2) 酒田海上保安部が船舶航行安全の確保の面から回収する。

(3) 漁業協同組合で安全確保の面から回収する。

第５章　航空事故災害対策計画

第１節　航空災害予防計画

関係機関は、庄内空港及びその周辺とそれ以外の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、円滑かつ迅速に対応するため、防災体制及び対策を整備する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　企画調整課
関係機関	庄内空港事務所　各航空会社　東京航空局 酒田地区広域行政組合消防本部

２　防災体制の整備

(1) 連絡体制等の整備

山形県庄内空港事務所は、航空機事故発生時の情報連絡系統を整備するとともに、庄内空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定等に基づき、応援協力体制についてあらかじめ整備する。

(2) 消火救難隊

山形県庄内空港事務所及び空港関係機関は、空港緊急計画に基づき、事故発生時の消火救難活動にあたる消火救難隊を組織する。

(3) 空港緊急計画等の作成

山形県庄内空港事務所は、国際民間航空条約第１４付属書に準拠した空港緊急計画等を策定するとともに、円滑な救援活動のため、必要に応じて応急対策マニュアルを定め、訓練を実施して空港関係機関職員の習熟を図る。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

山形県庄内空港事務所及び防災関係機関は、職員に対し航空機事故発生時の応急対策について防災教育を行うとともに、定期的に総合訓練を実施し、相互の連携を強化する。

また、訓練の成果を事後評価し、必要な場合は防災体制の改善を図る。

３　応急対策用資機材等の整備

空港管理者及び空港関係機関は、空港及びその周辺での災害発生に備えるため、国の基準に加え、医療機関又は消防機関の指導を受け、救急救助用資機材、消防用資機材及び医療資機材等の整備に努める。

第２節　航空災害応急計画

庄内空港及びその周辺、若しくはそれ以外の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、防災関係機関及び空港に従事する関係機関は災害応急対策を実施する。

１　主な関係機関

酒田市	危機管理課　企画調整課
関係機関	庄内空港事務所　各航空会社　東京航空局 酒田地区広域行政組合消防本部　酒田市消防団　酒田海上保安部 酒田警察署

２　航空事故応急対策

(1) 庄内空港内及びその周辺で事故が発生した場合

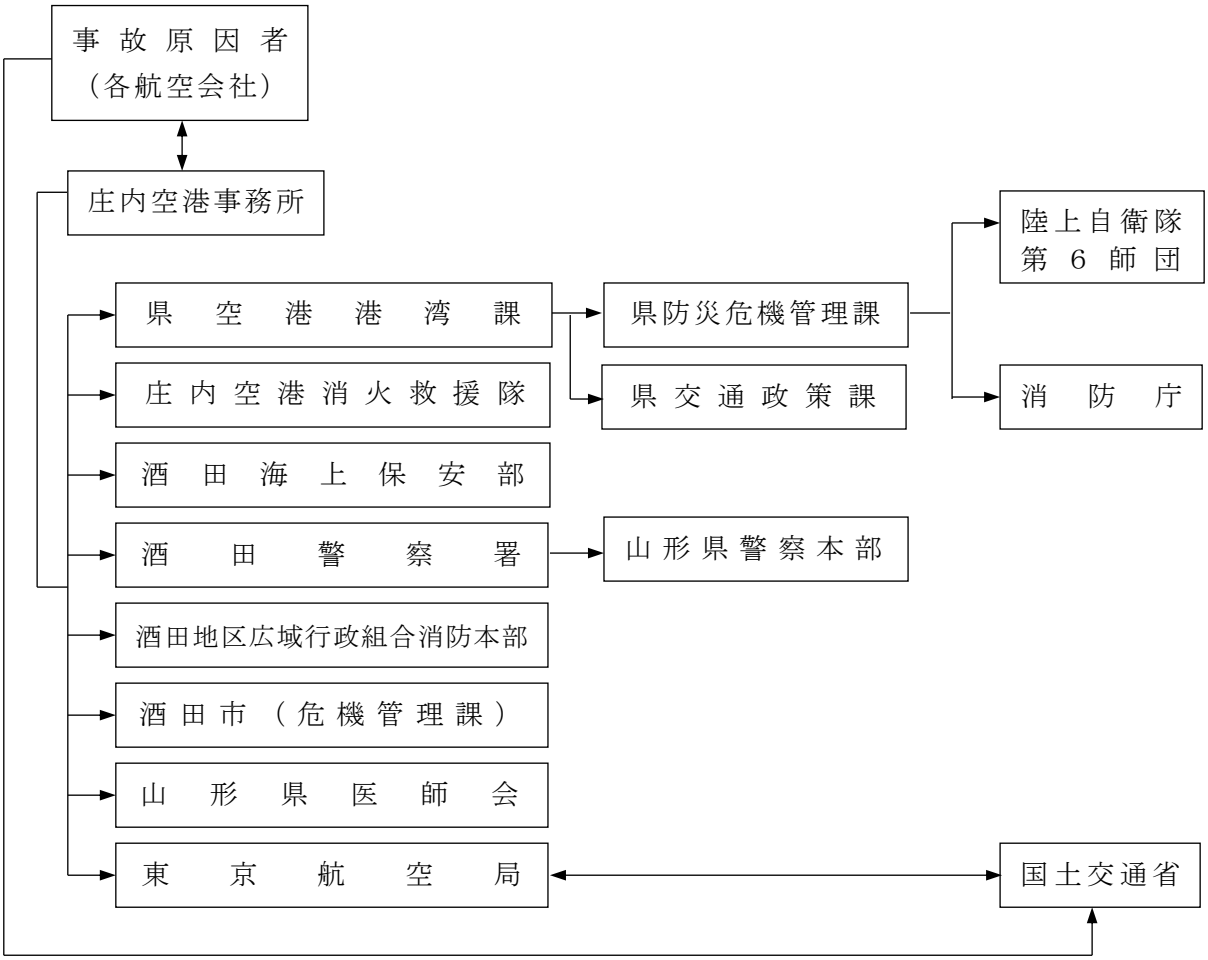

(2) (1)以外の地域で事故が発生した場合

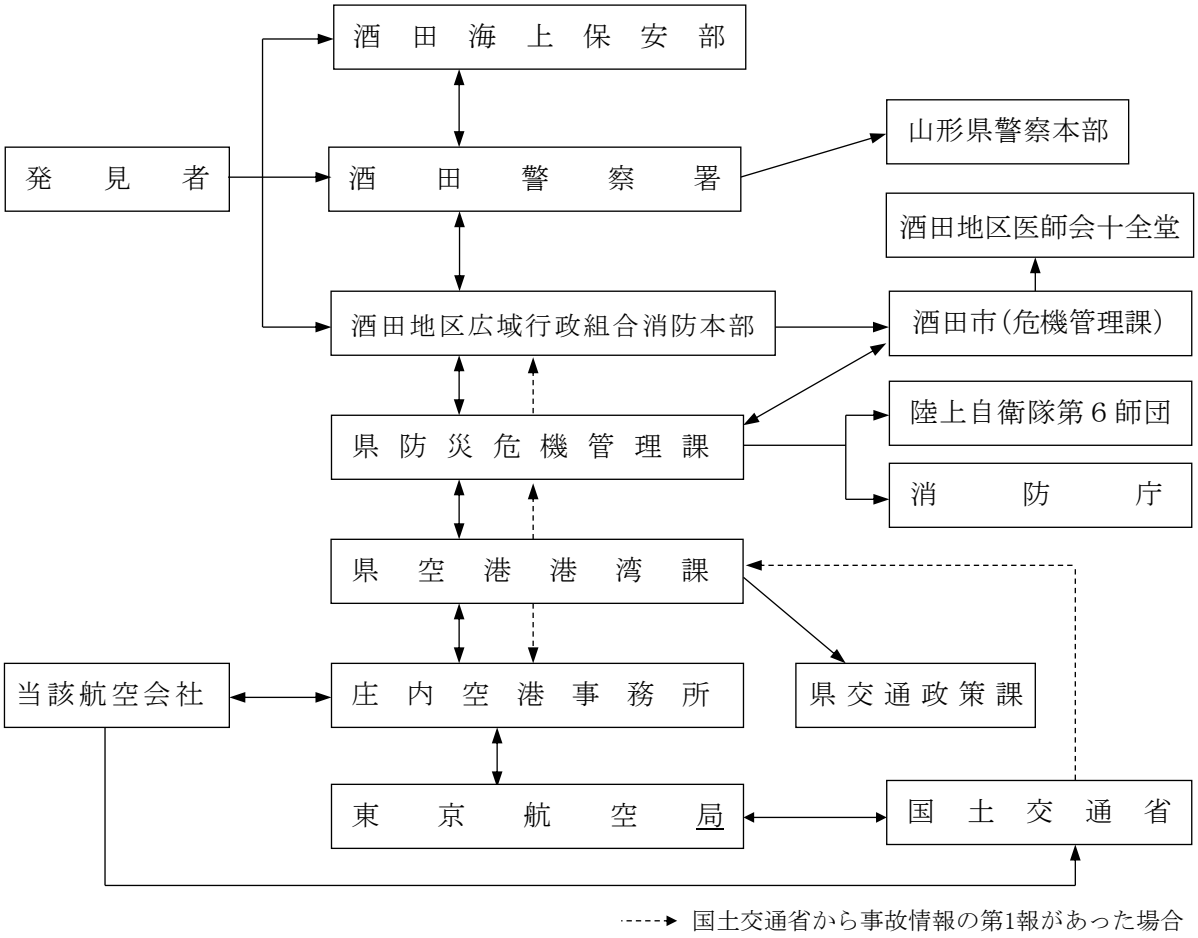

(3) 伝達内容

伝達すべき内容は次のとおりとする。

ア　事故発生時刻

イ　事故発生場所

ウ　事故の態様（墜落、胴体着陸、オーバーラン、火災発生の有無等）

エ　搭乗人員数及び負傷者の有無並びにその概数

オ　機種及び搭載燃料

カ　搭載している危険物

キ　運航会社名、便名及び登録番号

(4) 広報活動

ア　関係機関の連携

広報活動を行うにあたっては、県、市、県警察、航空会社、防災関係機関及び報道関係機関等は連絡、調整を密にし、被害状況、応急対策及び避難指示等の情報を的確、迅速に伝えるように努める。

イ　乗客の家族等への情報提供

乗客の家族等への情報提供は、航空災害に関わる航空会社が迅速に行う。

ウ　周辺住民、乗客等への広報

県、市、航空会社は、航空災害の状況、安否情報、交通情報等、ニーズに応じた情報の広報を行う。

３　関係機関との連携による救急・救助活動

空港管理者は、空港及びその周辺における発災に関し関係機関と連携して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。

なお、自衛隊は、以下に記述以外の応急対策についても災害派遣要請等により実施するものとする。

(1) 現地対策本部の設置
庄内空港事務所、自衛隊、県、酒田警察署、酒田地区医師会十全堂、航空会社

(2) 現場合同指導本部の設置
庄内空港事務所、自衛隊、酒田地区広域行政組合消防本部、酒田地区医師会十全堂、航空会社

(3) 事故情報の提供
庄内空港事務所、東京航空局、航空会社

(4) 消火活動
酒田地区広域行政組合消防本部、自衛隊、酒田海上保安部、庄内空港消火救難隊

(5) 警戒区域設定・警戒措置
酒田地区広域行政組合消防本部、酒田警察署、酒田海上保安部

(6) 現地医療所の設営
庄内空港事務所、酒田地区医師会十全堂、庄内空港消火救難隊

(7) 乗客の避難誘導
庄内空港事務所、酒田警察署、酒田地区広域行政組合消防本部、航空会社、酒田海上保安部、庄内空港消火救難隊、市、県

(8) 負傷者の搬送
庄内空港事務所、自衛隊、酒田警察署、酒田海上保安部、酒田地区広域行政組合消防本部、庄内空港消火救難隊

(9) 負傷者の選別及び現場医療応急手当
酒田地区広域行政組合消防本部、酒田地区医師会十全堂、庄内空港消火救難隊

(10) 後方医療機関への負傷者搬送
自衛隊、酒田地区広域行政組合消防本部、酒田地区医師会十全堂、県、市

(11) 後方医療機関における治療
酒田地区医師会十全堂

(12) 無傷者の受入れ対応
航空会社、庄内空港消火救難隊

(13) 遺体仮安置所の確保
航空会社、県、市

空港及びその周辺以外の地域で事故が発生した場合は、県、消防機関、市、警察及び医療機関等は、事故の状況等に応じ災害対策本部等を設置し、必要により現地に合同の対策拠

点を設置する等、連携を図り迅速かつ的確な応急活動を行う。

また、行方不明となった航空機の捜索や負傷者等を救助するために、県及び県警察本部はヘリコプターを派遣し、その活動にあたる。

４　応急復旧

空港管理者は、空港施設の被害状況を把握し、空港使用の可否を判断するとともに、被害を受けた施設の機能回復のため、迅速に空港施設の応急復旧を行う。

第６章　鉄道事故災害対策計画

第１節　鉄道事故災害予防計画

列車の脱線、転覆、火災、貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者の発生又は地域住民に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害を未然に防止するため、鉄道事業者は、国土交通省の指導の下、関係機関と連携して交通環境の整備により、事故発生の誘因を減らすとともに、鉄道車両及び施設の安全対策の推進に努める。また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制及び関係機関との連携体制を整備する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　商工港湾課
関係機関	鉄道事業者

２　鉄道施設の安全対策の推進

(1) 交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良促進法に基づき、列車運行回数及び道路交通量の多い踏切の立体交差化、舗装の改良、交通規制、統廃合等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努める。

(2) 車両及び安全運行施設の整備

鉄道事業者は、車両の不燃化等の安全対策、ＣＴＣ（列車集中制御装置）、ＡＴＳ（自動列車停止装置）、ＡＴＣ（自動列車制御装置）、踏切保安設備等、列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良を計画的に推進し、列車運行の安全性の向上に努める。

(3) 保守・点検による事故発生防止

鉄道事業者は、法令並びに自社の安全基準及び保安規程に基づき、車両、軌道、橋りょう、トンネル、信号保安設備その他関連施設の保守・点検を実施し、鉄道システム全体の安全性・信頼性の維持に努める。

また、鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道輸送の安全確保に努める。

３　鉄道事業者の防災体制の整備

(1) 防災計画の作成

鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災計画を作成し、事故災害発生時の指揮系統、対応手順、職員の動員計画等をあらかじめ定めておく。

また、基本法及び国の防災基本計画に基づき、自社の防災業務計画を策定し、更に自社で定める防災業務実施計画及び事故・災害等応急処理手続に関するマニュアル等により、事故災害に対応する。

(2) 応急対策用資機材の整備

鉄道事業者は、自社の保安規程に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておく。

(3) 関係機関との相互連携体制の整備

鉄道事業者は、事故災害発生時の消防、警察、市、県、その他関係機関との連携についてあらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努める。

(4) 危険物等情報の提供体制の整備

貨車により危険物、毒物、高圧ガス等を輸送する鉄道事業者は、「化成品分類番号」に基づく積載物資の特性や取扱い等について、消防等の防災関係機関に情報を提供しておく。

４　教育・訓練の実施

(1) 安全教育・訓練

鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生防止に努める。また、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的に実施し、習熟に努める。

(2) 関係機関の連携による訓練

鉄道事業者は、消防、警察、市、県、その他関係機関と合同で、旅客列車又は危険物積載貨物列車の脱線、転覆等、大規模な列車事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討する。

(3) 住民等に対する啓発

ア　踏切事故防止対策

鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生の防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラル及びトラブル発生時の処理方法等について、自動車運転者への普及に努める。

イ　鉄道妨害の防止

鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行う。

第２節　鉄道事故災害応急計画

鉄道事業者は、大規模な鉄道事故災害が発生した場合、被害を最小限に留め、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急活動に努める。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　商工港湾課
関係機関	鉄道事業者　酒田地区広域行政組合消防本部　酒田警察署 東北運輸局山形運輸支局

２　災害発生情報及び被害情報の伝達

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者が発生又は危険物の流出等により、事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な道路事故災害が発生した場合は、直ちに次の経路により関係機関に通報する。

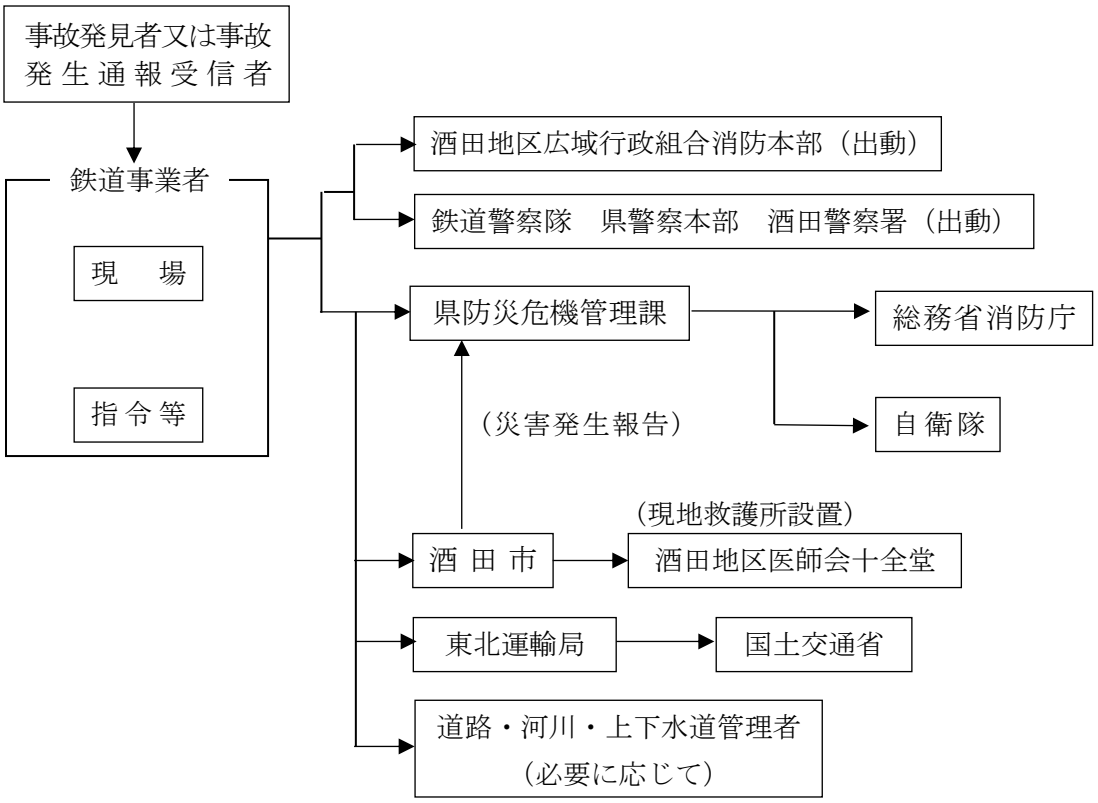

このほか、地域住民から１１０番、１１９番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

市及び県は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

３　応援体制の確立

(1)　災害対策本部等の設置

鉄道事業者及び関係機関は、各組織内に事故対策本部を設置するとともに、現地に相

互に接近して拠点を設置して連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

ア　鉄道事業者は、自社の防災計画及び事故対応マニュアル等に基づき、直ちに社内の事故対策本部を設置するとともに、事故現場の近傍に現地復旧本部を設置する。

イ　警察本部は、初動措置を総括指揮するため、県警察本部又は酒田警察署に県警察対策本部を設置する。なお、県警察対策本部が県警察本部内に設置されたときは、現地又は酒田警察署に現地対策本部を設置する。

ウ　消防機関は、直ちに出動し、事故現場に現地指揮所を設置する。

エ　市は、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

オ　県は、事故の状況により災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じて事故現場に現地災害対策本部を設置する。

カ　日本赤十字社山形県支部は、必要があると認めたときは災害救護実施対策本部を設置する。

(2) 広域応援要請及び自衛隊派遣要請

県及び市等は、事故・災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

また、鉄道事業者は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

４　応急対策の実施

(1) 合同対策調整会議

大規模な鉄道事故災害の応急対策実施にあたっては、現地において鉄道事業者、監督官庁（国土交通省）、警察、消防、市、県等が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、必要により合同対策調整会議を開催する。

(2) 乗客及び公衆等の避難誘導

列車の乗務員は、不通の状況、その列車の運行状況及び接続関係等について、速やかに乗客に案内し、適切な避難誘導に努める。

駅構内では、事故・災害状況を的確に把握した上で、随時適切な案内放送等を行い、状況に応じて旅客公衆等を安全な避難場所に誘導する。

(3) 消火及び救助・救急に関する措置

ア　鉄道事業者は、事故・災害等により火災が発生した場合は、初期消火活動に努めるとともに、速やかに消防機関に通報し、消火体制を整える。

イ　鉄道事業者は、負傷者が発生した場合は、速やかに消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、救助・救護等適切な処置を講ずる。

また、列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報するとともに、県警察、消防機関、市、県、医療機関等に協力を依頼する。

ウ　市は、通常の医療体制での対応ができないと判断したときは、事故現場に現地医療救護所を設置する。

現地医療救護所は、酒田地区医師会十全堂、日本赤十字社山形県支部等の協力を得

て、トリアージや応急措置を行う。

(4) 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故・災害による列車の運転不能線区について、折り返し運転の実施、運転不能線区のバス代行輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(5) 応急復旧対策の実施

事故・災害の復旧にあたっては、早期に運転を再開させるため、必要な資機材等を確保して応急工事を実施し、その後に本復旧対策を実施する。

なお、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置き場や土石の捨て場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

５　危険物等積載貨車事故に対する応急対策

(1) 初動対応

危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断される場合は、乗務員又は駅員は、直ちに消防機関に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等の応急措置を行う。

また、事故に係る積載貨物の「化成品分類番号」の情報を消防機関に対し、的確に提供するとともに、必要に応じて荷主に当該危険物等に関する詳細な情報を照会する。

(2) 二次災害の防止

現場に出動した消防隊の指揮者又は鉄道事業者の現場における責任者、流出した危険物等の爆発又は有害物質の拡散等により、周辺に危険が及ぶと判断されるときは、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難等を市長に要請する。

また、流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はそのおそれがある場合は、河川管理者、上下水道管理者、保健所等に連絡する。

６　広報活動

鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期又は随時の記者会見等により、報道機関等に提供する。

第７章　道路事故災害対策計画

第１節　道路事故災害予防計画

道路施設の崩壊、外部からの被災又は道路上での重大事故により、多数の死傷者の発生、危険物の流出・炎上・爆発等の事態を回避するため、道路管理者は、定期的にパトロールを実施するとともに、老朽施設の補強・更新・道路改良による安全性の向上、道路周辺環境の改善による危険の除去等を計画的に進める。

また、事故災害発生情報を通行車両、関係機関、周辺住民等へ迅速に伝達するための施設、設備及び組織・体制の整備に努めるとともに、警察、消防、医療機関、市、県等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の捜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備する。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　土木課　整備課　農林水産課
関係機関	国土交通省酒田河川国道事務所　庄内総合支庁　酒田警察署 酒田地区広域行政組合消防本部　県建設業協会酒田支部 山形県医師会　酒田地区医師会十全堂

２　道路構造物の災害予防

道路管理者は、各種点検を実施し、施設の安全性を確保するために必要な改修、補修等の災害予防措置を講じる。

３　道路管理者等の防災体制の整備

(1) 東北地方整備局、県及び市

道路管理者は、警察、消防との連絡経路を明確にし、事故災害発生時は直ちに作業員等を現地に派遣できるよう職員及び関係事業者の体制を整備する。

(2) 消防機関

大規模な道路事故災害発生時に特に必要となる救助工作車、高規格救急自動車等の整備と、迅速かつ的確な救急搬送のため、事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立に努める。

(3) 医療機関

医療機関は、大規模な事故災害により多数の負傷者が発生した場合、山形県医師会及び酒田地区医師会十全堂を中心として、県、市、消防機関等と連携し、効率的な受入れ体制を整備する

(4) 建設事業者

山形県建設業協会は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努める。

４　関係機関の相互連携体制の整備

(1) 連絡窓口の明確化

防災関係機関は、連絡窓口等をあらかじめ明確にし、事故情報、被害状況及び応急対策

の実施状況等の情報を相互に共有する。

(2) 防災訓練の合同実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、道路事故災害に適切に対応するため、合同で防災訓練を実施する。

５　危険物流出等に備えた資機材等の整備

消防機関は、事故車両等からの危険物の流出、炎上、爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、化学消防車等の配備による消防力の強化並びに吸着剤、土のう、処理剤等応急資機材の整備に努める。

第２節　道路事故災害応急計画

道路管理者及び警察、消防は、大規模な道路災害発生の通報を受けたときは、直ちに相互に情報を伝達して現場に出動し、迅速な救急救助活動を行うとともに、県、市、医療機関、その他関係する機関に連絡し、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　土木課　整備課
関係機関	国土交通省酒田河川国道事務所　庄内総合支庁　酒田警察署 酒田地区広域行政組合消防本部　県建設業協会酒田支部 日本赤十字社　山形県医師会

２　災害発生情報及び被害情報の伝達

大規模な道路災害が発生したときは、次により情報を伝達する。

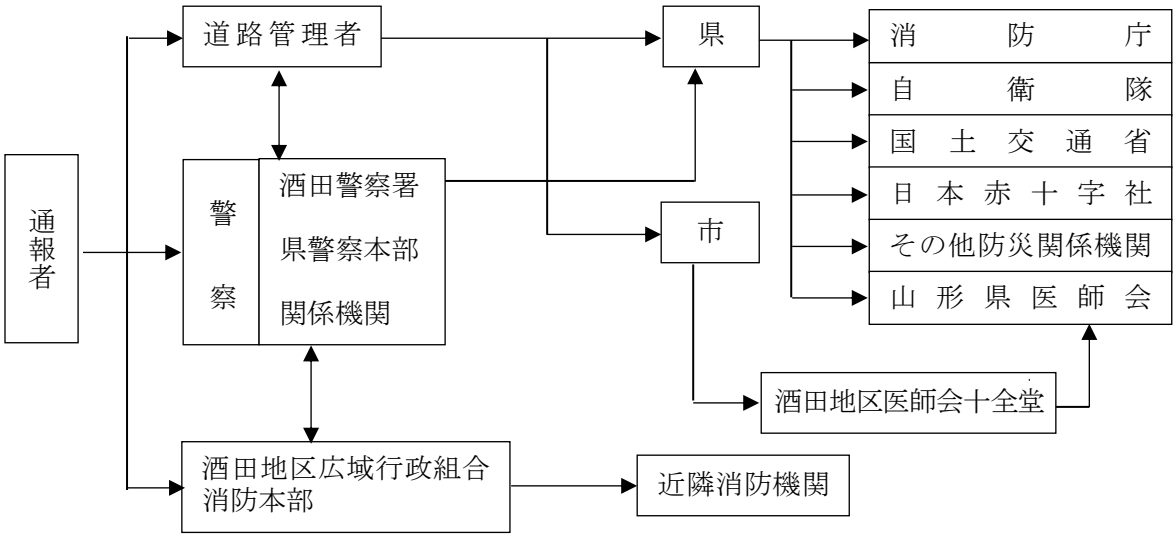

(1)　道路管理者、酒田警察署及び酒田地区広域行政組合消防本部のうち通行者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報するものとする。

(2)　災害の発生を覚知した酒田地区広域行政組合消防本部は、直ちに市及び県防災危機管理課に連絡する。

(3)　市は、被害の状況を調査し、県防災危機管理課に報告する。

３　応急体制の確立

道路管理者、市、県、警察等の関係防災機関は、各機関の定めるところにより事故の規模、被害状況に応じて応急体制の確立を図る。

(1)　市

市は、事故の状況により災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じて事故現場に現地対策本部を設置する。

(2)　県

県は、事故の状況により災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じて事故現場に現地災害対策本部を設置する。

(3) 警察

初動措置を総括指揮するために、県警察本部又は酒田警察署に県警察対策本部を設置する。

なお、県警察対策本部を県警察本部内に設置したときは、現地又は酒田警察署に現地対策本部を設置する。

また、酒田警察署の初動措置を総括指揮するため、現地又は酒田警察署に署対策本部を設置するものとするが、現地又は酒田警察署に県警察対策本部又は現地対策本部を設置したときは解消するものとする。

(4) 日本赤十字社山形県支部

日本赤十字社山形県支部は、事故の規模等から必要があると認めたときは、救護業務の実施に関し、連絡統制を図るため、支部に災害救護実施対策本部を設置するとともに、必要に応じて、現地対策本部を設置する。

４　応急対策の実施

(1) 合同対策調整会議

道路管理者、市、県、警察等の防災関係機関が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、必要により合同対策調整会議を開催する。

会議は県が招集し、国の現地災害対策本部が設置されたときは、その指示に基づき必要な調整を行う。

(2) 被害拡大防止措置

道路管理者は二次災害防止のため次の措置を講ずる。

ア　通行禁止又は制限

道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

イ　道路利用者及び住民等への広報

道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに酒田警察署、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は広報車の利用、道路情報提供システム等により広報を行う。

(3) 消火及び救助に関する措置

ア　市、酒田地区広域行政組合消防本部は、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ　道路管理者は、市等の要請に基づき負傷者等の救助・救出及び消火活動の実施のため、必要な協力を行う。

５　危険物等積載車両事故に対する応急対策

(1) 初動対応

危険物の流出が認められるときには、消防、警察及び道路管理者は、流出した危険物の名称及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたる。

(2) 二次災害の防止

ア　消防機関等は、流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講じる。

イ　県及び河川管理者等は、流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合、直ちに水道水取水施設管理者に連絡し、取水制限等の措置を講じる。

ウ　河川管理者及び保健所等は、有害物質が河川海域等の公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、必要に応じて環境調査を実施する。

(3) 住民等の安全確保

市及び酒田警察署等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民等の避難誘導及び火気の使用制限の措置を講ずる。

第８章　林野火災対策計画

第１節　林野火災予防計画

自然環境と森林資源を林野火災による破壊から守るため、市、県及び林野関係機関は、林野火災予防体制の整備、教育・指導等による防火思想の普及、消防体制、資機材等の整備・充実を図る。

１　主な実施機関

酒田市	農林水産課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　庄内森林管理署　庄内総合支庁 北庄内森林組合

２　火災予防体制の整備

(1) 体制等の整備

市、県、国、森林組合及び林野の所有者等は、平時から次により林野火災の予防上必要な環境整備に努める。

ア　防火線・防火林の整備

森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努める。また、固定防火線と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

防火線は、定期的に刈払い等の維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

イ　消防水利の整備

市は、消防水利を確保するため、防火水槽等の整備に努める。河川、池、ダム、砂防、治山関係施設等の整備にあたっては、消火作業に使用する利便性に配慮した構造とするよう努める。

ウ　林道（防火道）の整備

市は、消防車両の通行に支障のないよう林道の適正な維持管理に努める。

エ　監視体制

森林の管理者は、森林保護を兼ねた監視体制の強化に努める。

オ　消防施設等の整備

市は、国の支援措置を活用する等により、林野火災用消防施設等の整備に努める。

(2) 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

ア　森林等への火入れ許可

市長は、酒田市火入れに関する条例（平成１７年１１月１日条例第１１５号）に基づき森林等への火入れを許可する場合には、酒田地区広域行政組合消防本部及び森林管理者等の関係機関と十分に協議する。また、火入れの場所が近隣市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

イ　火気使用施設に対する指導

酒田地区広域行政組合消防本部は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

(3) 危険気象等に対する警戒

ア　一般的な警戒

森林の所有者、管理者及び消防機関は、気象条件により林野火災が発生するおそれのある場合は、林野の巡視・監視を強化する。また、地域住民及び入林者に対し、火気取扱いに関する注意を促すとともに、火災の発生防止に努める。

イ　火災警報の発令と警戒

市長は、山形地方気象台から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、「火災に関する警報」を発令して住民及び入林者等に周知し、屋外での火気使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

また、消防機関は必要により火災警報信号の発令を行い、市及び消防機関は、広報車による巡回、酒田コミュニティＦＭ放送等により広報するとともに県危機管理課に通報する。県は市から火災警報の発令の通報があった場合、テレビ、ラジオ等の放送機関に放送を要請し、住民及び関係者への周知を図る。

３　防火思想の普及

(1) 住民に対する啓発

ア　広報宣伝の充実

市、県、消防機関、森林管理署、その他林野関係機関は、連携して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

また、春（４・５月）の出火危険期は、山火事予防の強化期間とし、ラジオ、テレビ、新聞等による啓発宣伝や屋内外、交通機関、登山口、林野内の道路、樹木等へのポスター、立て看板、標識板等を設置して注意を喚起する。

イ　学校教育による防火思想の普及

市、県、消防機関、森林管理署、その他林野関係機関は、市・県教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

また、標語、ポスター及び作文等の募集を行い、児童生徒を通じて家庭への浸透を図る。

(2) 地域住民、林内作業者等に対する指導

ア 山火事防止対策連絡会議等の開催

県、市、森林管理署その他の林野関係機関は、山火事防止のための連絡会議等を適宜開催し、予防対策や火災発生時の対処等基本的事項等について確認し、その徹底を図る。

イ　地域での指導・啓発

市及び消防機関は、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発普及を図る。

ウ　職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場で講習会等を開催し、その職員に対し、林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

４　消防体制等の整備・充実

市、県及び林野関係機関は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

(1) 消防体制の確立

ア　消防出動計画の整備

酒田地区広域行政組合消防本部は、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を定めておく。

イ 林野火災防ぎょ図の整備

消防機関は、林野火災の特性及び消火活動上必要な事項を網羅した林野火災防ぎょ図を整備する。

なお、必要に応じ、管轄区域以外の林野地域についても、その管轄する消防機関と協議のうえ、所要の事項を表示する。

ウ　自衛消防体制の整備

森林の管理者及び林業関係者は、林野火災が消防関係の所在地から離れた場所で発生することを踏まえ、自衛消防隊等による初期消火体制の確立を図る。

エ　広域応援体制等の整備

市、県及び消防機関は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び森林管理署等の林野関係行政機関、警察、自衛隊、その他関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう平時から情報交換等に努める。

(2) 消防資機材の整備

市、県及び林野関係機関は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図る。

(3) 消防水利の確保

市及び消防機関は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、防火水槽等を整備するほか、河川、池及び沼等の自然水利や砂防ダム等を水源として利用できる施設を調査し、消防水利マップを作成する。また、林野内に適当な水源が確保できない場合に備え、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者から消防用水運搬に関する協力が得られるよう協議しておく。

(4) 林野火災消防訓練の実施

市、県、消防機関、林野関係機関、その他の防災関係機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防ぎょ技術の向上を図るため、毎年１回以上訓練を実施するよう努める。

第２節　林野火災応急計画

１　計画の概要

林野火災から自然環境と住民等の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、森林所有者・管理者、地域住民、消防機関、市、県その他関係機関が連携して消火・救助活動にあたる。

２　主な実施機関

酒田市	農林水産課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　庄内森林管理署　庄内総合支庁 北庄内森林組合　酒田警察署　酒田市消防団　陸上自衛隊

３　出火の発見・通報

(1) 出火発見者の責務

森林・原野等で火災を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動にあたる。

(2) 関係機関の対応

ア　酒田地区広域行政組合消防本部

通報を受けた酒田地区広域行政組合消防本部は、直ちに出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、所要の措置を要請する。

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

イ　市・地元消防団

消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導

地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保

ウ　森林の管理者（森林管理署、森林組合等）

森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

エ　県危機管理課

消防防災ヘリコプターの緊急運航

オ　酒田警察署

消防車両の通行確保のための交通規制

４　消火・救出活動

(1) 火災防ぎょ活動の実施

現場に出動した消防隊は、地元消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

ア　情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地元住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を上空から偵察し、地上の消防隊に情報を提供するとともに、飛び火の警戒にあたる。

イ　消防水利の確保

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、あらかじめ作成した消防水利マップにより最寄りの水源から送水ルートの早期確保に努める。また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

ウ　消火活動の実施

消火隊は、消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林所有者等と調整のうえ、林業関係者と協力して森林の伐採により、臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

エ　空中消火活動

現地に出動した消防防災航空隊は、消防防災ヘリコプターにより火災現場を上空から偵察し、孤立した負傷者等及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。

(2) 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防長を本部長とする現地指揮本部を現地近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。

5　避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

市、警察及び消防隊は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるとともに、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 住民の避難

市長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

特に要配慮者の避難誘導については、本人、家族及び福祉・防災関係者により事前に避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成のうえ避難支援者を予め決めておくとともに、高齢者等避難を発令するなど、時間に余裕をもった避難誘導を行う。

6　広域応援等の要請

(1) 消防の広域応援

消防長は、酒田地区広域行政組合消防本部単独での対処が難しいと判断される場合は、県内の消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

知事は、県内の消防力での対処が難しいと判断する場合は、直ちに総務省消防庁に対

し、他の都道府県等の消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、必要に応じて緊急消防援助隊の出動要請等を行う。

(2) 自衛隊の派遣要請

市長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

7　鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再燃に備えて、なおしばらく警戒にあたる。

森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行う。

第９章　飛島災害対策計画

１　計画の概要

本市の北西約３９ｋｍの海上にある飛島には常備消防配備がないため、火災、大規模事故、自然災害発生時には応援、救助、救出に駆けつけるまで相当な時間を要することから、日頃からの予防対策を定め、事故、災害発生時に円滑かつ迅速に対応するための対策について定める。

２　主な実施機関

酒田市	総務課　危機管理課　交流観光課　まちづくり推進課　農林水産課 上下水道部
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部　庄内総合支庁　酒田警察署 酒田海上保安部　東北電力ネットワーク㈱ 東日本電信電話㈱宮城事業部山形支店　山形県漁業協同組合

３　災害予防対策

(1) 火災予防対策

市及び消防団は、日頃から島民の防火に関する知識及び災害に対する備え等の普及のため、次の項目について啓発に努める。

ア　発災対応型の訓練の実施

イ　消火器、消火バケツ等消火器具の普及

ウ　安全耐震装置付火気器具の普及及び点検整備の推進

エ　火を使う場所の不燃化

オ　カーテン、じゅうたん等防炎製品の普及

カ　野火防止の啓発

キ　灯油等危険物の安全管理の徹底

ク　住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置の徹底

ケ　要配慮者の戸別訪問指導

(2) 強風予防対策

市は、強風・暴風時において被害を最小限にくい止めるため、屋根・外壁等の点検補修の指導及び枯損木等のチェックを行うものとし、県漁協は船舶等の係留安全強化を徹底する。

(3) 土砂災害予防対策

ア　危険箇所の周知及び警戒避難体制の整備

市は、砂防指定区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の危険箇所について島民へ周知を図る。

また、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

土砂災害に関する情報の伝達方法、警戒区域における円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項について、島民への周知を図る。

イ　危険箇所の調査点検

市及び県は、発生が予想される土石流及びがけ崩れ等の地盤災害の危険箇所について、関係機関の協力を得て定期的に危険度を把握するため調査点検を実施する。

(4) 地震災害警戒対策

市は、日頃より、家具等の転倒、日用品等の落下防止措置を徹底し、地震発生時にはすぐに避難行動をとるよう島民に周知する。

(5) 津波、高潮災害予防対策

ア　市は、島民に対し平素から「地震と津波」及び「高潮」の知識の普及に努める。

イ　防災関係機関は、津波・高潮情報の伝達・連絡手段を点検し、予報伝達が迅速かつ確実にできるよう体制の確立を図る。また、沿岸部に職場がある漁業協同組合や事業者、多くの人出が予想される海水浴場の管理者及び自主防災組織関係者とあらかじめ予報伝達に関し協議を行い、相互の協力体制を確立する。

ウ　市及び酒田海上保安部は、島民の避難行動、海水浴客、釣人、船舶等の避難計画を策定し島民等に対し周知徹底を図る。

エ　防災関係機関は、迅速かつ的確に避難行動が行なえるよう、自主防災組織を含めた避難訓練を定期的に実施する。

(6) 自主防災組織の強化育成対策

常備消防の配備がない飛島においては、災害発生時には消防団及び自主防災組織が初動期の救援・救助にあたる。したがって共助組織の更なる強化と組織体制の良好な維持を推進する。

(7) 救難所及び山形県水難救済会の充実・活性化

市は、救難所及び山形県水難救済会が、飛島住民の避難のための誘導及び輸送において重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の救難所及び山形県水難救済会の参加促進と広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、救難所及び山形県水難救済会の充実・活性化を図る。

４　災害応急対策

(1) 応援要請対策

災害規模が大きく本市単独では応急対策の実施が困難なとき、また、交通輸送手段がないときは、県、民間団体、自衛隊、酒田海上保安部、防災関係団体等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を防止する。

(2) 通信対策

災害時においては、通信手段の途絶により孤立化が予想されるため、とびしま総合センターに常設の移動式衛星電話及び衛星携帯電話により通信確保を図る。それでも困難であるときは、市が自衛隊の通信支援を要請する。

(3) 火災対策

消防団は、自主防災組織と連携し消火活動に努める。

(4) 救助・救急対策

消防団及び自主防災組織は、救助・救急隊が到着するまで負傷者の救助・救出を行う。

(5) 医療救護対策

市は、医療救護活動に必要な医療資機材等の調達を行い、飛島診療所が医療救護にあ

たる。医師の不在時や緊急重篤な患者がいる場合は、緊急搬送を依頼する。

(6) 緊急搬送対策

市は、山形県ドクターヘリ、県消防防災ヘリコプター、海上保安部の船舶等に緊急搬送要請を行う。それでも不足が生ずる場合は、県を通じて自衛隊のヘリコプター等を要請する。

(7) 水道、電気施設応急対策

酒田市上下水道部及び東北電力ネットワーク株式会社酒田電力センターは、災害時における水道・電力供給ラインを確保するとともに、被災箇所の迅速・的確な復旧を実施する。

(8) 食糧、給水、生活必需品供給対策

市は、食糧、水、生活必需品等を確保する。

(9) 廃棄物の処理対策

市は、島内で発生した災害廃棄物、ごみ、し尿を船舶等で搬送する。

(10) 避難対策

市は、災害等により飛島での生活に支障があり、危険である場合は、全島に避難勧告を発令し避難させる。

第１０章　原子力災害対策計画

第１節　総則

１　計画の目的

県内には、原子力施設がなく、また、本県は、女川原子力発電所及び福島第一原子力発電所から県境まで最短で約77キロメートル、福島第二原子力発電所からは約84キロメートル、柏崎刈羽原子力発電所からは約105キロメートル離れており、隣接県に立地する各原子力施設に関する「緊急時防護措置を準備する地域（ＵＰＺ：Urgent Protective Action Planning Zone 、原子力施設からおおむね半径30kmの範囲）」にも含まれていない。

しかし、隣接県の原子力発電所において大規模な事故等が発生した場合には、住民等に心理的動揺や混乱が生じるおそれがあることから、日頃からこれらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策など、住民等の安全・安心を確保するため必要な対策を講ずる必要がある。

市は、原子力災害に関して、総合的かつ計画的な対策を講じ、住民等の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

２　計画において尊重すべき指針

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

３　計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

隣接県である宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

(1) 宮城県

発電所名	所在地	事業者名
女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	東北電力株式会社

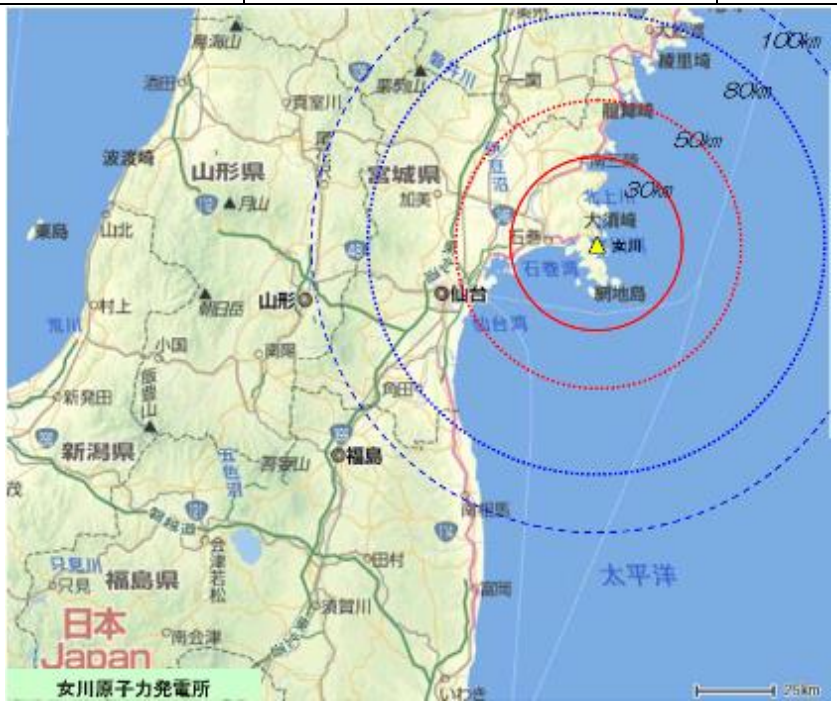

(2) 福島県

発電所名	所在地	事業者名
福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所	福島県双葉郡楢葉町及び富岡町	

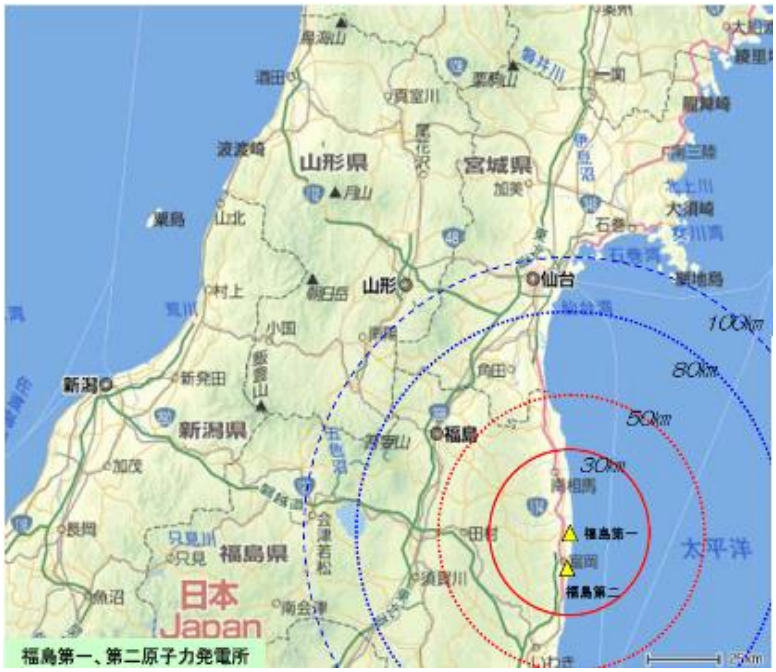

(3) 新潟県

発電所名	所在地	事業者名
柏崎刈羽原子力発電所	新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村	東京電力ホールディングス株式会社

第２節　原子力災害予防計画

原子力災害による被害並びに住民等の健康の保護及び不安の軽減を図るために、市及び県等が実施する平時における原子力災害予防対策について定める。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課　環境衛生課　教育委員会企画管理課 まちづくり推進課　人事課　健康課
関係機関	東北電力㈱　東京電力ホールディングス株式会社

２　平時における環境放射線モニタリングの実施

市は、空間放射線量率に係るモニタリング

を実施するための機器の整備に努め、県が実施する環境放射線モニタリングに協力する。

県は、県内における放射線及び放射性物質の状況把握のため、平時から空間放射線量率並びに環境試料、水道水及び食品中の放射線物質のモニタリング（以下「モニタリング」という。）を行う。

３　防災体制の整備

(1) 通信連絡体制の整備

市は、住民等に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における同報系防災行政無線及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

(2) 防災訓練等の実施

市及び県は、緊急時通信連絡訓練、住民等に対する情報伝達訓練等を定期的に実施する。

(3) 心身の健康相談体制の整備

市は、県と連携し、事故発生地域からの避難者に対する健康相談等を行うための体制整備を図る。

４　防災知識の普及等

(1) 放射線に関する知識の普及

市は、国や県と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

ア　放射性物質及び放射線の特性に関すること

イ　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

ウ　その他必要と認める事項に関すること

(2) 原子力災害に関する防災知識の普及

ア　防災広報

市は、国、県、原子力発電所所在道府県及び関係機関と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

(ｱ) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること

(ｲ) 原子力災害とその特性に関すること

(ｳ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること

(ｴ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること

(ｵ) その他必要と認める事項に関すること

イ　防災教育

市及び県の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

(3) 緊急事態応急対策に従事する者に対する教育・研修

市は、防災業務職員に対する教育として、県、国又は指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

(4) 市民相談体制の整備

市は、住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、相談窓口を設置するための体制整備を図る。

第３節　原子力災害応急計画

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県の原子力発電所で大規模な事故が発生した場合に、市及び県等が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

１　主な実施機関

酒田市	市長公室　危機管理課　交流観光課　環境衛生課　健康課 農政課　農林水産課　上下水道部
関係機関	東北電力㈱　東京電力ホールディングス株式会社 県防災危機管理課

２　県の活動体制

(1) 情報収集の開始

県は、原子力災害に係る応急対応を迅速かつ確実に実施するため、隣接県の原子力発電所に係る情報収集事態（原子力事業所所在市町村で震度５弱又は震度５強の地震が発生した事態をいう。）の段階で対応職員を持参させ、情報収集活動等を開始する。

(2) 対策会議の開催

県は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態の段階で、複数の部局等の対応を要する事態に対応するため、必要があると認める場合は、関係課長等対策会議を開催する。

(3) 災害対策本部の設置

隣接県の原子力施設において大規模な事故が発生した場合又は内閣総理大臣が原子力緊急事態を発生した場合であって、知事が必要と認める場合は災害対策本部を設置する。

(4) 専門家等の派遣

県は、応急対策の迅速かつ確実な実施のために必要があると認めるときは、国に対し、専門家及び専門的な知識を有する職員の派遣を要請する。

３　市災害対策本部

県が災害対策本部を設置した場合で、市長が特に応急対策等の措置を必要と認めたときは、市災害対策本部を設置する。（第２編風水害対策編第２章第１節）

４　モニタリングの強化及び対応

(1) 緊急時における環境放射線モニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、ＯＩＬ（※）に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平時における環境放射線モニタリングから緊急時における環境放射線モニタリングに切り換える。

なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係地方公共団体、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、気象情報等を参考にする。

市は、県が行う緊急時環境放射線モニタリングが円滑に実施されるよう、情報提供など

必要な協力を行う

※ＯＩＬ

原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

ア　緊急時における環境放射線モニタリング

(ｱ) 空間放射線量率に係るモニタリング

県及び市は、初期段階においてはＯＩＬによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

(ｲ) 放射性物質の検査

県は、空間放射線**環境放射線**モニタリング結果及び国の指示等を踏まえながら、環境試料、食品・水道水等の放射性物質の検査を行う。

イ　モニタリングの結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果について、県のホームページ（ポータルサイト）に掲載するとともに、報道機関にプレスリリース等を行うことにより迅速に公表する。

また、結果については市町村に情報提供を行う。

(2) 基準値超過食品の流通防止措置

ア　県は、県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、当該食品の廃棄･回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講じる。

イ　県は、緊急時における環境放射線モニタリングの結果、農林水産物等の放射性物質濃度が、ＯＩＬや基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、関係市町村、関係事業者及び県民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。

ウ　市は、県から摂取及出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

市は、県の水道水の放射性物質検査の結果、ＯＩＬや管理目標値を超えた場合には、直ちに浄水場及び水道原水中の放射性物質濃度や濁度の検査結果並びにろ過設備の運転状況に基づいて超過原因を究明するとともに、その旨を水道利用者に周知する。

また、管理目標値を超える状態が長期間継続することが見込まれる場合は、他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。

なお、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害対策本部が設置されている間については、同本部の指示又は厚生労働省からの要請に基づいて摂取制限を行う。

５　屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 住民等への注意喚起

本市は、避難等を要する事態は想定されていないが、県内に原災法第１５条の指示があった場合、市は、県と連携し住民等に対し広報を実施する。

また、原子力災害の特殊性を勘案し、パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけなども行う。

(2) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

ア　市は、屋内退避、屋内退避準備及び避難準備等が必要となった場合は、以下の情報伝達方法により住民等に指示する。また、屋内退避準備又は避難準備の情報伝達の方法についても同様とする。

(ｱ) 防災行政無線による広報

(ｲ) 広報車、緊急速報メール、酒田コミュニティＦＭ放送などによる広報

(ｳ) 学校、保育所、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設に対する指示

イ　市は、内閣総理大臣から屋内退避、避難等の指示を受けたときは、要避難者の把握、避難先の指定など、あらかじめ定めた手順により、屋内退避、避難等の防護活動を行う。

ウ　県及び市は、避難指示、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等に関するマニュアルを策定しておく。

エ　新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において避難を行う場合には、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

６　住民等への情報伝達等

(1) 住民等に対する広報及び指示伝達

市は、県の指示のもと、防災行政無線や広報車等を活用して、住民等に対する情報提供を行うとともに、住民等の行動に関する必要な事項の指示を行う。

ア　事故の概要及び災害の現況

イ　市、県及び防災関係機関の対策状況

ウ　住民等のとるべき措置及び注意事項、その他必要と認める事項

(2) 市民相談の実施

市は、住民等からの相談、問い合わせに対応し、積極的な情報提供に努める。

(3) 心身の健康相談の実施

市は、県と連携し、事故発生地域からの避難者の健康相談等を行う。

７　避難者の受入れ

(1) 緊急的な一時受入れ

市は、市及び県を越えて避難する者が発生した場合、避難元自治体と連携し、必要に応じて次のように対応する。

ア　市の保有する施設のうち提供可能な施設を選定し、一時的な避難場所として提供す

る。

イ　受入れに際しては、要配慮者及びその家族を優先する。

(2) 短期的な避難者の受入れ

市は、県及び避難元自治体と連携し、必要に応じて次のように対応する。

ア　被災自治体より避難者受入れの要請があった場合は、まず市の施設で対応する。

イ　アによる受入れが困難な場合は、県と連携しながら、協議のうえ民間施設の借上げを検討する。

８　避難者への生活支援及び情報提供

(1) 市は、県及び避難元自治体と連携のうえ、避難者のニーズを把握し、必要な支援に繋げる。

(2) 市は、避難者に関する情報を活用し、避難元自治体からの情報を提供するとともに、県及び市からの避難者支援に関する情報を提供する。

９　風評被害等の軽減

市は、国、県及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するために、農林水産物や製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

第４節　災害復旧計画

住民生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

１　主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	県防災危機管理課

２　制限措置等の解除

(1) 各種指示の解除

県は、住民等への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、市に対し避難等の指示を解除するよう指示する。市は、住民等に対しその旨を伝達する。

(2) 各種制限措置の解除

県は、住民等への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、立入制限、交通規制、汚染農林水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に対し指示する。

３　モニタリングの継続及び汚染の除去等

(1) モニタリングの継続

県は、原子力緊急事態解除宣言後も、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を速やかに公表する。市は、その情報を収集し住民等に周知する。

(2) 放射性物質による汚染の除去等

モニタリングにより基準を超える空間放射線量率が確認され、住民等の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、関係者は簡易な除染など状況に即した適切な措置を講ずる。

県は、国、市、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業を促進する。

４　風評被害の軽減及び損害賠償請求等

(1) 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、応急対策時に引き続き必要な対策を行う。

(2) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

市及び県等は、将来の損害賠償請求等に資するため、復旧対策に関する諸記録を作成・保存するものとする。